

加古川市障がい者基本計画



平成29年3月

加古川市

ごあいさつ

このたび、「加古川市障害者福祉長期計画」が平成28年度末で終了することを機に、今後の障がい者施策の方向性を示す本計画が、本市における障がい者施策展開の基礎となることをよりわかりやすくするため、名称を「加古川市障がい者基本計画」と改め、新たに策定しました。



本計画は、障がいのある人が地域でいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めるための理念として、本市の基本姿勢や施策の方向性を示したものであり、計画の策定にあたっては、障害を理由とするあらゆる不当な差別や排除、制限を禁止するため、「社会的障壁の除去」と「合理的配慮の提供」を新たな視点として取り入れております。

障がいのある人もない人も、地域で安心して心豊かに暮らしていくためには、行政による公的なサービスに加え、地域において住民が互いに認めあい、支えあい、助けあう、人のつながりや地域のまとまりがより強くなることが大切です。

今後は、本計画に基づき、障がいのある人が自らの生き方を主体的に決定し、地域の人とともにいきいきと暮らすことができる共生社会の実現のため、障がい者施策の更なる推進に取り組んでまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました加古川市障害者施策推進協議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見を賜りました皆さまに心から厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月

加古川市長 **岡田 康裕**

目次

第1章 計画の基本的な考え方..... 1

- 1 策定の趣旨、背景..... 2
- 2 計画の位置づけ..... 4
- 3 計画の策定体制..... 5
- 4 計画期間..... 5
- 5 計画の対象..... 5
- 6 計画の理念..... 6
- 7 施策展開の基本姿勢..... 7
- 8 施策の展開分野..... 8

第2章 各分野における取組み..... 9

- 1 現状と今後の方向性..... 10
- 2 施策の体系..... 11
- 3 分野別の施策の展開..... 12
 - (1) 地域づくりの推進..... 12
 - (2) 地域生活の充実..... 18
 - (3) 教育・余暇の充実..... 26
 - (4) 就労・経済的自立の支援..... 30
 - (5) 快適に暮らせるまちづくりの推進..... 36
 - (6) 安全安心の推進..... 40

第3章 計画の推進..... 45

- 1 推進体制..... 46
- 2 進捗管理及び評価..... 47

資料編..... 49

- 1 基礎データ..... 50
- 2 市民アンケート結果..... 56
- 3 事業者アンケート結果..... 126
- 4 障がい者団体との意見交換結果..... 152
- 5 障害者施策推進協議会委員、開催状況..... 155
- 6 用語解説..... 156

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 策定の趣旨、背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の策定体制
- 4 計画期間
- 5 計画の対象
- 6 計画の理念
- 7 施策展開の基本姿勢
- 8 施策の展開分野

「障害」の表記について

本計画書では、法令等に基づくものや固有名詞を除き、人を意味する場合には、「障がいのある人」、「障がい者（児）」と表記します。

1 策定の趣旨、背景

本市では、平成19年3月に「加古川市障害者福祉長期計画」を策定し、リハビリテーションの理念とノーマライゼーションの理念を基調に、障がいのある人の地域での自立生活と共生社会の実現を図るため、これまで様々な施策を推進してきました。

障害福祉制度は、市がサービスの内容を決定する措置制度としての運用から、平成15年4月に自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行し、更に平成18年4月の「障害者自立支援法」の施行により、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。そのため、「加古川市障害者福祉長期計画」を策定した当時は、障がい者施策は大きな転換期を迎えていました。

それからの10年間の計画期間において、障がいのある人を取り巻く環境は更に大きく変わりました。国においては、平成19年の「障害者の権利に関する条約（以下「条約」という。）」署名以降、条約の批准に向けた障がい者施策の見直しが進められ、平成23年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」の制定や「障害者基本法」の改正をはじめ、平成24年の「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」、平成25年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の制定、平成25年の「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正など、障がいのある人に関する様々な法律の整備が行われました。

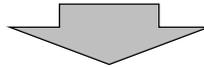
こうした一連の法整備の中で、障がいのある人の定義に、従来の3障害だけでなく、難病その他の心身の機能に障がいのある人が加えられ、更に、障がいのある人への差別をなくすため、合理的配慮の概念が取り入れられました。また、「障害」の捉え方は、障がいのある人の病気や外傷など心身における機能の障害のみに起因するという従来の「医学モデル」の考え方に加えて、障害は社会における様々な障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）（以下「社会的障壁」という。）により生ずるという「社会モデル」を取り入れたものとなっており、その考えは障がい者施策の基礎となっています。

このような状況を踏まえ、障がいのある人の暮らしがより豊かになるよう、長期的な視点による新たな障がい者施策を展開する必要があります。本計画は、「条約」や「障害者基本法」その他関連法の趣旨に沿い、また、障がいのある人やその家族などの支援者の想いを受け、本市の障がいのある人にかかる施策をより推進するために策定しました。

障がい者福祉制度の変遷

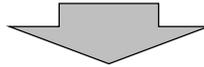
平成15年4月 措置制度から支援費制度へ移行

市がサービスの内容を決定する制度から、自己決定によりサービスを利用する制度へ



平成18年4月 「障害者自立支援法」施行

3障害（身体障害、知的障害、精神障害）を一元化した枠組みによる新たな制度へ



平成19年9月 「障害者の権利に関する条約」署名

障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約の批准に向けて、障がいのある人に関する国内法を整備

平成23年 「障害者虐待防止法」の制定

障がいのある人への虐待を防止するための国などの責務や障がい者虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人に対する通報の義務化などを規定

「障害者基本法」の改正

障がいのある人の定義の見直しや社会的障壁の除去のための配慮などを規定することで、地域における共生社会の実現を目指す

平成24年 「障害者総合支援法」の制定

障害者基本法の改正を踏まえ、目的規定や障がいのある人の範囲の見直し

「障害者優先調達推進法」の制定

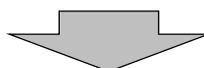
障害福祉施設などの受注機会の確保を図るため、国などに受注機会増大のための措置を講ずることを努力義務化

平成25年 「障害者差別解消法」の制定

障がいのある人への差別の解消のため、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などを規定

「障害者雇用促進法」の改正

障がい者雇用の義務を課する事業者の範囲の拡大や法定雇用率の引上げ



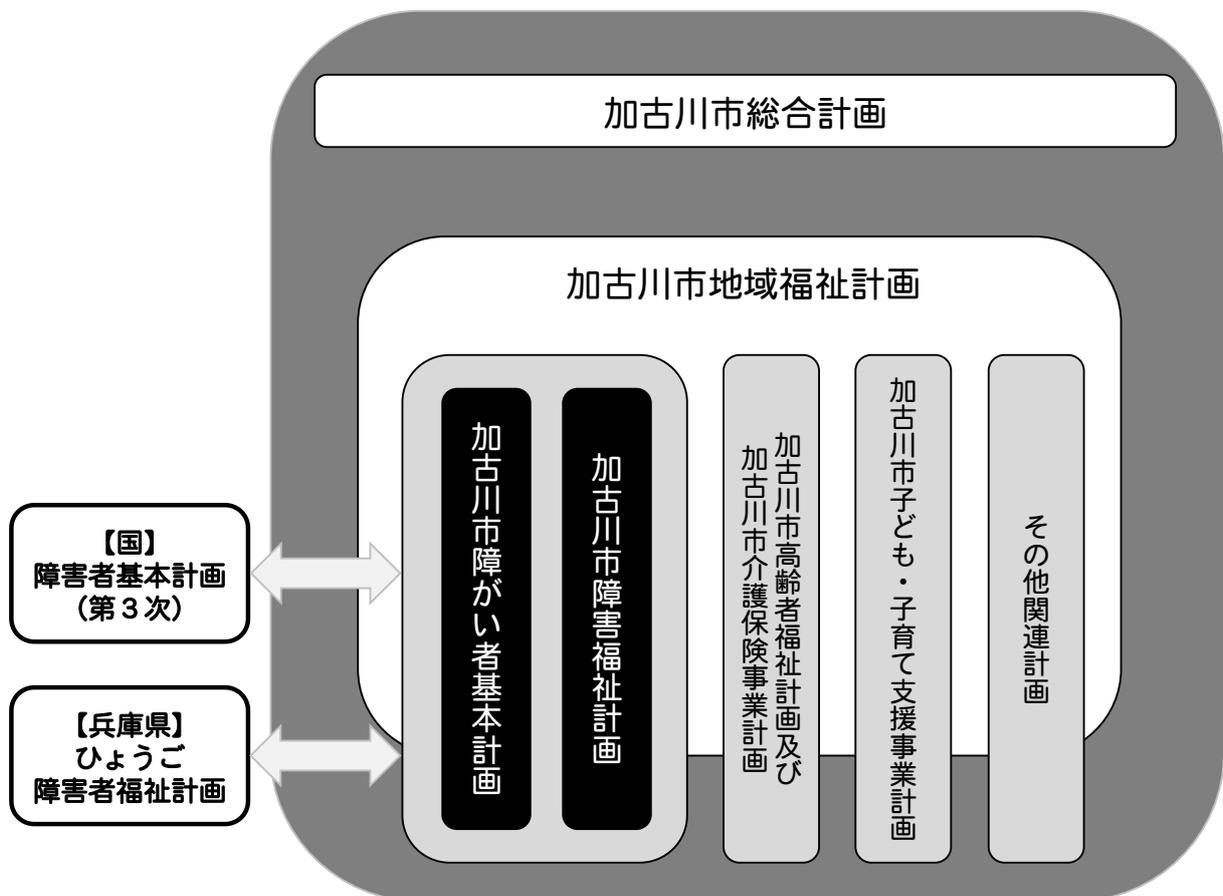
平成26年1月 「障害者の権利に関する条約」批准

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられるものであり、「加古川市基本構想・総合基本計画（以下「加古川市総合計画」という。）」を上位計画とし、「加古川市地域福祉計画」その他の関連する計画との整合性を図って策定しました。

また、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」である「加古川市障害福祉計画」とともに、障がいのある人への施策を推進します。

本計画においては、医療や就労、教育、防災など、障がいのある人を取り巻く諸環境を取り扱います。



3 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、市民や事業者に対するアンケート調査、当事者団体などとの意見交換会、加古川市障害者自立支援協議会からの意見聴取を行いました。そして、障がい者福祉に精通する学識経験者や当事者団体の代表者などで構成する加古川市障害者施策推進協議会による審議を重ね策定しました。

4 計画期間

本計画は、平成29年度から平成35年度までの7年間で計画期間とします。

なお、本計画の終期を平成35年度とすることで、平成36年度以降、「加古川市障がい者基本計画」と「加古川市障害福祉計画」を一体的に策定し、2つの計画の一元管理のもと、障がい者施策の更なる推進を図ることとしています。

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
加古川市 障がい者基本計画	本計画							(見直し)	次期 加古川市障がい者 基本計画	
加古川市 障害福祉計画	第4期計画 (見直し)	第5期計画			第6期計画			第7期計画		

5 計画の対象

障害者基本法第2条に定義されている「障害者」であり、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではありません。



『障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持って
いきいきと安心して暮らすことができるまちづくり』

本市の基本構想で掲げる「ウェルネス都市」とは、すべての市民が、
良好な環境のもとでいきいきと毎日を過ごすことができるまちを表し
ています。

障害の有無にかかわらず、人間としての尊厳が尊重され、権利が保
障され、自分らしい生き方ができることが、生きがいのある暮らしの
基礎となります。

また、障害を理由とするあらゆる障壁を取り除き、障がいのある人
が、住み慣れた地域や自ら選択した住まいで、その地域の人とともに
生きがいを持っていきいきと安心して暮らしていくことが、真の成熟
した共生社会といえます。

理念に掲げるまちづくりを目指し、様々な取組みを進めていきます。



7 施策展開の基本姿勢

- (1) 人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く
- (2) 社会や人とつながるために、一人ひとりに合った支援を充実する
- (3) 自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

本計画に掲げる理念の実現に向けて、計画の策定や事業の展開を行ううえで、常に持つべき基本的な姿勢を掲げます。

(1) 人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く

障がいのある人が、障がいのない人と平等に、基本的人権を享有する個人として尊重された生活を保障するため、平等であることを拒むあらゆる社会的障壁を取り除くとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

(2) 社会や人とつながるために、一人ひとりに合った支援を充実する

人は、一人では生きていくことができず、社会や人とのつながりの中で生きています。障がいのある人にとって、その人が必要とする支援が適切に行われることにより、社会や人とのつながりを保つことができます。

障がいのある人といっても、障害の特性や生活環境など、一人ひとりの状況は異なるため、周囲にいる人が、障害の特性を理解することを基本とし、更に、その特性だけに目を向けて支援するのではなく、一人ひとりの生きづらさや困っていることに目を向けたきめ細やかな支援を充実します。

(3) 自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

だれもが住み慣れた地域で、心豊かに暮らし続けることができるまちづくりを推進するために、自助（自ら行うこと）、互助（地域での見守りや支えあい）、共助（社会保険制度など費用負担が制度的に裏付けられたもの）、公助（公的な福祉サービス）の連携による取組みを進めるとともに、障がいのある人本人や支援者の意見を十分に聞き、施策を展開します。

8 施策の展開分野

理念や施策展開の基本姿勢を常に意識し、次の6つの分野において施策を展開します。

(1) 地域づくりの推進

障がいのある人が、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、社会的障壁を取り除くための取組みを進めるとともに、障害や障がいのある人への理解を深めるための様々な啓発活動に取り組みます。更に、障がいのある人を支援する人の活動をより充実させるとともに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、ともに支えあい生きる地域づくりを推進します。

(2) 地域生活の充実

障がいのある人が、自らの決定による自立した日常生活を送ることができるよう、いつでも相談ができる体制や、希望するサービスが使える環境を整備するとともに、子育て、保健、医療、住まい、移動、コミュニケーション手段の確保など、生活をするうえでの基盤を充実させる取組みを推進します。

(3) 教育・余暇の充実

特別な支援や配慮を要する子どもに対して、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援を行う体制を整備するとともに、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築を目指します。

また、障がいのある人にとって、生きがいとなるような文化芸術・スポーツなどの余暇活動を行える環境の整備を図ります。

(4) 就労・経済的自立の支援

障がいのある人の特性や能力に応じて一般就労や福祉的就労により生きがいを持って働くことができるよう、就労相談や就労訓練、関係機関との連携など、就労にかかわる体制の整備を図るとともに、障害年金や各種手当などの経済的自立を支える公的支援制度をわかりやすく案内するなど、利用しやすい環境の整備を図ります。

(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進

道路や建物、公共交通機関などのユニバーサルデザインによる整備を推進するとともに、情報アクセシビリティの向上を図ることにより、すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

(6) 安全安心の推進

平常時だけでなく、地震をはじめとする災害時や緊急時においても、障がいのある人の特性や状況に応じた支援ができる体制の整備を図るとともに、成年後見制度の活用支援や虐待の防止などの権利擁護の推進に努め、障がいのある人の安全安心の推進を図ります。

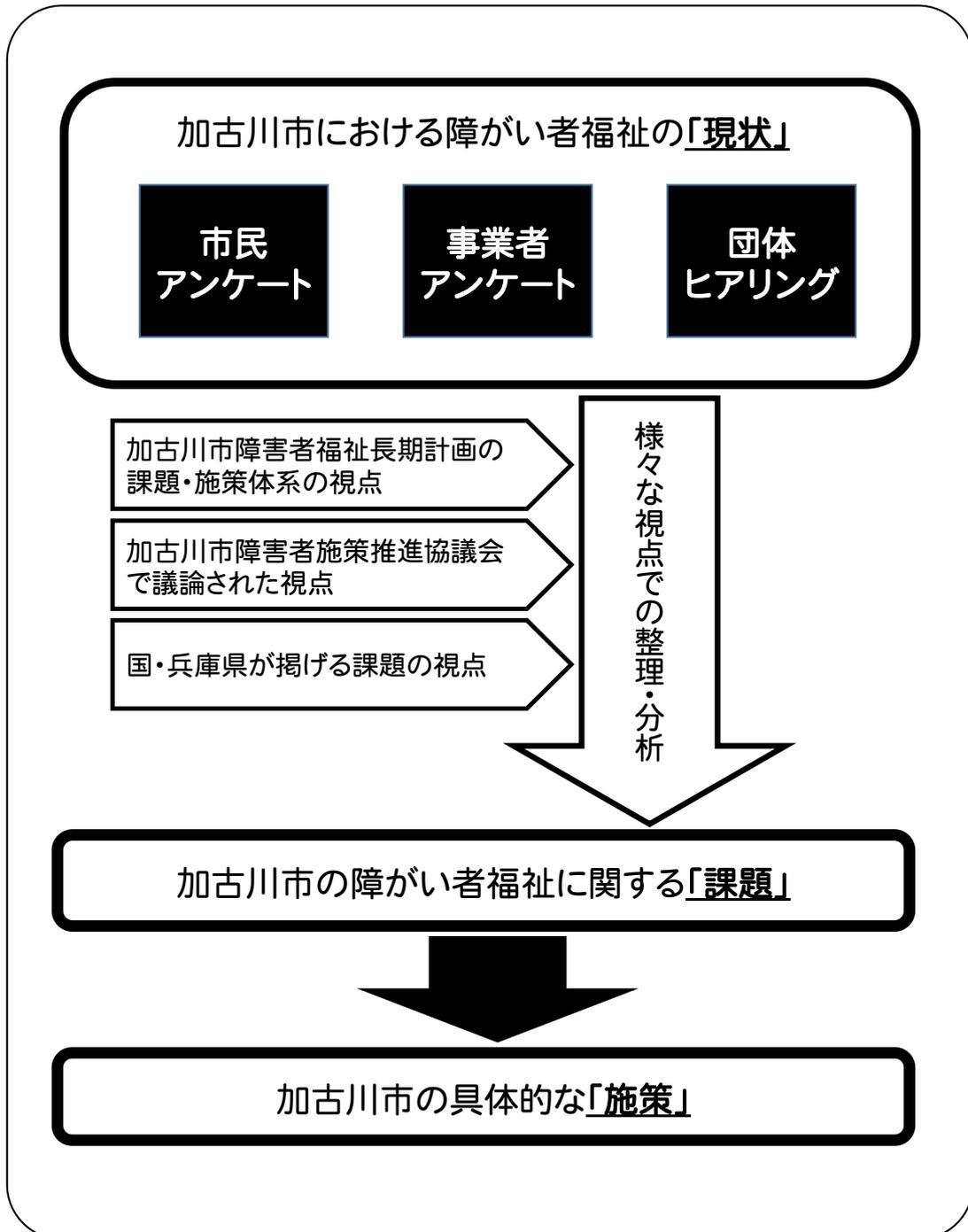
第2章 各分野における取組み

- 1 現状と今後の方向性
- 2 施策の体系
- 3 分野別の施策の展開
 - (1) 地域づくりの推進
 - (2) 地域生活の充実
 - (3) 教育・余暇の充実
 - (4) 就労・経済的自立の支援
 - (5) 快適に暮らせるまちづくりの推進
 - (6) 安全安心の推進

1 現状と今後の方向性

各分野における施策を展開するにあたっては、これまでの取り組んできた結果としての現状を認識し、課題を整理する必要があります。

本章では、各分野において「現状と課題」を整理し、具体的な「施策」を列記します。



2 施策の体系

計画の理念

『障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持って
いきいきと安心して暮らすことができるまちづくり』

施策の展開分野

施策の方向性

(1) 地域づくりの推進

- ① 障害や障がいのある人に対する理解の促進
- ② 地域福祉活動の促進
- ③ つながりの強化

(2) 地域生活の充実

- ① 相談支援の充実
- ② コミュニケーション支援の充実
- ③ 日常生活支援の充実
- ④ 療育支援の充実
- ⑤ 保健・医療の充実

(3) 教育・余暇の充実

- ① インクルーシブ教育の推進
- ② 文化芸術・スポーツなどの余暇活動の充実

(4) 就労・経済的自立の支援

- ① 就労支援体制の充実
- ② 一般就労の拡充
- ③ 福祉的就労の充実
- ④ 経済的支援制度の周知

(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進

- ① バリアフリーの推進
- ② 情報アクセシビリティの向上

(6) 安全安心の推進

- ① 権利擁護の推進
- ② 災害時など緊急時の支援の強化

施策展開の基本姿勢

- (1) 人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く
- (2) 社会や人とつながるために、一人ひとりに合った支援を充実する
- (3) 自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

3 分野別の施策の展開

(1) 地域づくりの推進

障がいのある人が、地域で暮らしていくためには、障害や障がいのある人に対する周囲の人の理解が欠かせません。障がいのある人の日常生活において「障害」となるものは、心身の「障害」だけではなく、偏見、社会制度、慣習、慣行など、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約する「障害」にもあることを知る必要があります。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」は、行政機関や事業者による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などを定め、日常生活のあらゆる場面で社会的障壁を取り除く土台ができました。法の理念である共生社会を実現するためには、行政機関や事業者の取組みに加え、市民一人ひとりの理解と行動が重要であり、そのための意識啓発が必要です。また、平成28年12月の「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」の制定は、だれもが相互にコミュニケーションを図ることができる地域づくりに向けての大きな契機となりました。音声言語以外の手話や要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段が社会に浸透するために、その必要性についての市民の理解を促進しなければなりません。

差別や偏見は、相手のことを知らないことから生まれてきます。障がい者差別を解消するためには、地域の人々が、学校や地域での福祉教育・人権教育や、障害福祉施設の地域での活動への参加などを通じて、障害や障がいのある人に対する理解を深めることが重要です。

地域で活動をしている人の中には、障がいのある人にかかわるボランティア活動に取り組んでいる人がいます。このようなボランティア活動は、単に障がいのある人の暮らしの支えや活動をする人の生きがいづくりにとどまらず、地域の人々の障がいのある人に対する理解を促し、地域で支えあう福祉意識の醸成へとつながります。ボランティア活動の果たす役割は非常に大きく、そこに参画する人が増えていくことが大切です。

障がいのある人への支援は、近隣住民との日頃からのつながりによるものや、本人を支える支援者や支援者同士の連携によるもの、関係する団体や機関によるもの、同じ立場にある人同士による支えあいによるものなど、様々な人のかかわりによって行われています。そうした中で、障がいのある人を中心にして人のつながりが生まれ、支援の輪の広がり一人ひとりに合ったきめ細かい支援を実現することができます。

このような地域をつくるために、本計画においては、「①障害や障がいのある人に対する理解の促進」、「②地域福祉活動の推進」、「③つながりの強化」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

【地域づくりの推進イメージ】

- ・合理的配慮の提供
- ・障がいのある人の活動を制限する制度や慣習の撤廃
- ・コミュニケーション手段の浸透

など

社会的障壁の除去

- ・福祉教育の充実
- ・啓発活動の実施
- ・障害福祉施設の催しへの参加促進

など

障害や障がいのある人に対する理解の促進



共生社会の実現

地域福祉活動の促進

- ・ボランティア団体の広報
- ・ボランティア団体への支援
- ・ウェルビーポイント制度の活用

など

日頃からのつながり

- ・地域における見守りの充実
- ・公民館など地域における交流の促進
- ・支援者間の連携の強化

など

①障害や障がいのある人に対する理解の促進

【現状と課題】

- 市民アンケート結果では、「障がいのある人の理解には、学校での福祉教育の推進や、障がいのある人と地域の人との交流機会の拡大が必要である」という声が多くなっています。また、「障害のことをもっと多くの方に理解してもらいたい」や「障害があると言っただけで、私に対する接し方が変わる」、「職場で障害のことを話したら、上司から仕事を辞めてほしいと言われた」など、不当な差別的取扱いを受けた声が寄せられています。
- 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」に規定される社会的障壁は、利用しにくい施設や制度、障がいのある人を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見など、まだまだ多く存在するため、その除去に向けた意識啓発や取組みが必要です。
- 障がい者差別を解消するためには、民間事業者による取組みも重要です。障がいのある人が日常生活を送るうえで、店舗や施設などがより利用しやすくなる必要があります。
- 手話や要約筆記、点字その他のコミュニケーション手段については、まだまだ理解や普及が進んでいるとはいえ、その使用の機会が十分に確保されていないため、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで、不安を感じている現実があります。

【施策】

取組みとその内容

○多様性を認めあう相互理解の促進

障害や障がいのある人に対する理解を深め、すべての人が互いを尊重しあう心豊かなまちづくりを推進するため、地域において人権啓発推進員などのかかわりの中で行われる人権に関する研修や、障害者週間に実施する啓発活動、学校で行われる福祉教育などを更に充実させ、様々な場・機会に障害の特性や必要な配慮について周知を図ります。

また、地域における交流を促進するため、社会教育推進員・福祉教育推進員などと連携して交流の場を設けるとともに、障害福祉施設の催しの広報や市庁舎における障害福祉施設の授産製品販売フェアの開催などを行います。

○合理的配慮などの推進

障がいのある人への合理的配慮の提供や事前的改善措置の実施に関するガイドラインを作成し、「障害者差別解消法」の趣旨や内容を周知するとともに、差別事例の共有・分析や対応の適否について意見交換を行うために、障害者差別解消法第17条に規定する協議会を設置し、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組みを推進します。

また、事業者が行う合理的配慮の提供や事前的改善措置の実施に必要な費用の一部を補助する制度を設けます。

○多様なコミュニケーションに対する理解の促進

障害の特性に応じたコミュニケーションについての理解を促進するため、手話や要約筆記、コミュニケーションボードの利用その他の音声言語以外による障害の特性に応じた多様なコミュニケーションについて周知を図ります。

②地域福祉活動の促進

【現状と課題】

- ボランティアセンターの登録者数は減少傾向にあり、社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の活性化を図る必要があります。
- 登録ボランティアの固定化と高齢化が進んでおり、新たなボランティア活動の担い手の確保が必要です。
- 市民アンケート結果では、「ボランティアに外出時の付き添いをお願いしたい」という声が多くなっています。

【施策】

取組みとその内容
○ボランティア活動の広報 ボランティアセンターと協力し、障がいのある人の日常生活にかかわっている点訳や朗読、手話、要約筆記、施設訪問その他の各種ボランティア活動について、その活動内容を周知することで、地域住民の地域福祉活動に参加する意識の醸成を図ります。
○ボランティア活動への支援 ボランティア活動の場を提供するとともに、ボランティアセンターに対する補助金の交付や、ボランティアセンターの登録グループが実施するボランティア活動に対して、「かがわウェルビーポイント制度」を活用するなど、ボランティア活動の活性化を図ります。

③つながりの強化

【現状と課題】

- 社会福祉協議会や障がい者団体へ補助金を交付し、団体活動の活性化を図っています。
- 社会福祉協議会の見守り事業や、自治会や民生委員・児童委員などとの連携による住民主体の見守り活動の中で、高齢者だけでなく障がいのある人に対する理解をより促進する必要があります。
- 高齢者だけでなく、子どもや障がいのある人を含め、地域で暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護など、あらゆる分野との連携強化による地域包括ケアシステムの構築をより推し進める必要があります。
- 事業者アンケート結果では、「個人情報の取扱いを考慮したうえで、行政や保健、医療、教育、就労など、関係機関が連携して支援する体制の構築が必要である」という声が寄せられています。
- 加古川市障害者自立支援協議会では、障がいのある人の暮らしや就労に関する地域の課題について検討し、福祉や保健、医療、教育、就労などの関係者の連携強化を図っています。

【施策】

取組みとその内容
<p>○集いの場づくりと障がい者団体の活性化</p> <p>地域住民とのつながりを強化するため、公民館やスポーツ施設で実施している各種講座やイベントなどへの参加を促進し、関係性を築くきっかけづくりを行います。</p> <p>また、障がい者団体や障がいのある人を支援する団体の概要や活動状況などの広報や、活動に対する補助金の交付を行い、各団体の活動の活性化を図ります。</p>
<p>○見守り活動の推進</p> <p>地域の支援者とつながる環境を整備するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、地域での見守り活動を推進します。</p>
<p>○チーム支援の推進</p> <p>各支援者がそれぞれの役割を確認しあい、障がいのある人へ効果的に支援が行われるよう、個別の支援会議を重ねるなどして支援者が一体となった「チーム」による支援を推進します。</p> <p>また、ライフステージの変化などによって支援者が変わった場合にも一貫した支援が行われるよう、サポートファイルの活用などにより継続した支援を推進します。</p>
<p>○圏域の障害者自立支援協議会との連携強化</p> <p>加古川市障害者自立支援協議会において、地域における社会資源を最大限に活用し、諸課題をより効果的・効率的に解決するため、近隣市町の障害者自立支援協議会との連携を強化し、情報共有を行います。</p>

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 各分野における取組み

第3章 計画の推進

資料編



(2) 地域生活の充実

地域での暮らしにおいて、人付き合いや心身の健康など、心配なことや不自由に感じることがあります。そのような生活上の問題に直面し、誰かに相談したいときに、相談できる相手が近くにいないことや、相談内容が社会制度など専門的な知識を要するものであるため相談できる相手が限られることがあります。また、同じような立場にある人への相談が効果的な場合もあります。そうした様々な状況にも対応できる相談体制が充実することで、障がいのある人は地域で安心して生活できるようになります。

人とのかかわりの中で、自らの意思を伝え、共通認識を図るためには、相互のコミュニケーションが必要です。障害の特性により音声言語以外のコミュニケーション手段が必要である場合、手話通訳者や要約筆記者の派遣、コミュニケーションボードの使用など多様なコミュニケーション支援を行うことで、障害の有無にかかわらず、相互のコミュニケーションを円滑にすることができます。

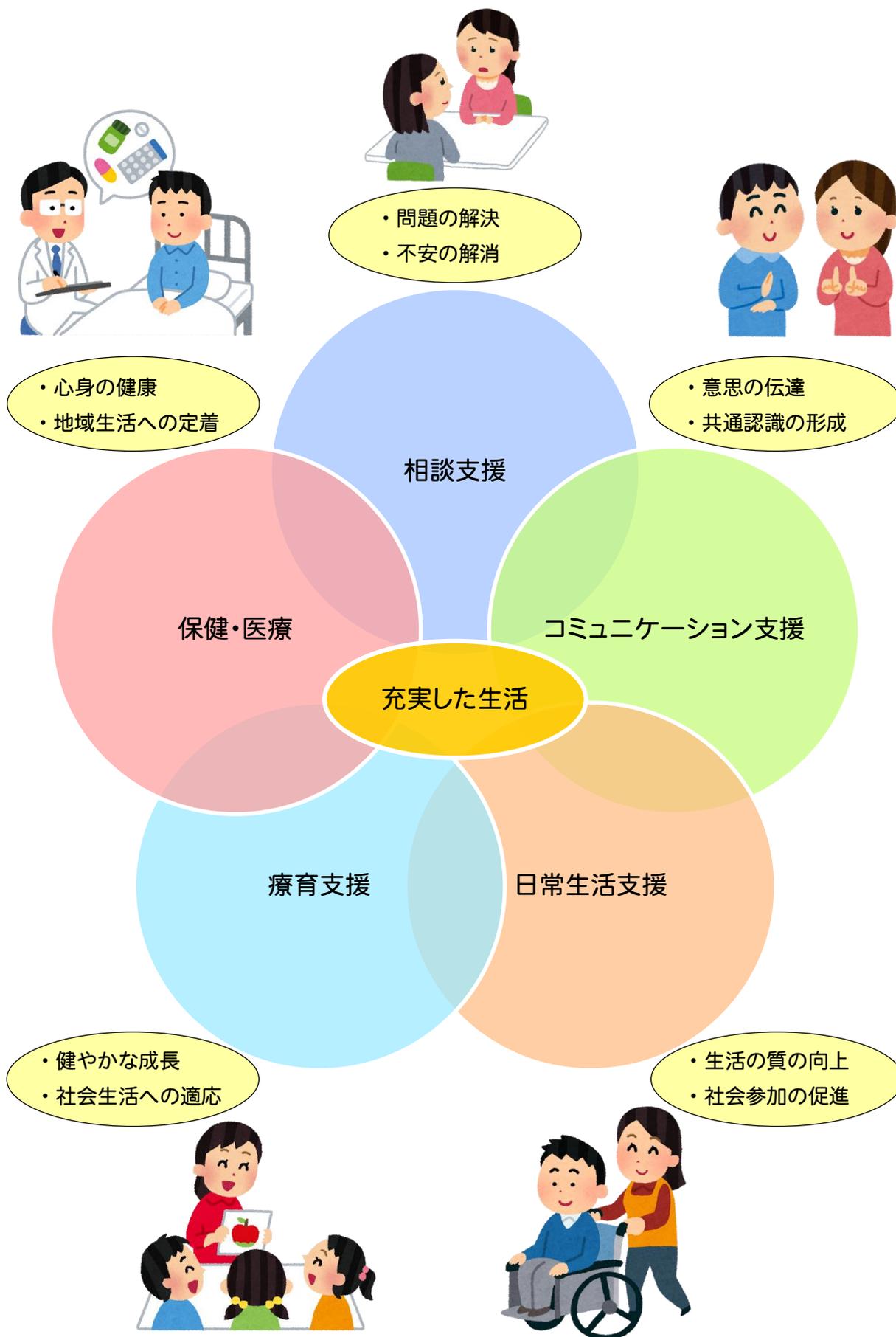
障がいのある人の日常生活や社会生活を支える障害福祉サービス等は、これまでの制度改革などにより、以前に比べ充実しています。障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、在宅生活に必要な支援を受けられることが重要です。そのため、家事の援助や身体介護を伴う居宅介護、外出するときの付き添い、自立した共同生活を営むグループホームでの生活支援などの様々な福祉サービスや、車椅子や補聴器の購入費支援などが、利用者の状況に合わせて適切に使うことができるよう、また、その内容も質の高いものとなるよう望まれています。

障がいのある子どもに対しては、健やかな成長を促す療育支援を充実させる必要があります。療育支援は、身体の運動機能や言葉の発達の遅れ、落ち着きがないなどの子どもの特性がしっかりと理解され、家庭における良好な人間関係が築かれた中で、支援する施設や地域社会との連携のもと行われることが大切です。適切な療育支援を受けることは、子ども自身の日常生活の質を高め、社会参加の機会を増やし、それぞれの幸せをつかむ力を育むことにつながります。

障がいのある人が、地域において医療を受け、地域で安心した生活を営むためには、保健・医療サービスなどの提供体制の充実が必要です。そのため、医療費の助成や、精神障がいのある人の地域での生活支援が欠かせません。

このように、障がいのある人の地域での生活をより豊かなものとするために、本計画においては、「①相談支援の充実」、「②コミュニケーション支援の充実」、「③日常生活支援の充実」、「④療育支援の充実」、「⑤保健・医療の充実」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

【地域生活の充実のイメージ】



①相談支援の充実

【現状と課題】

- 市役所で実施している「障害福祉なんでも相談」や健康福祉事務所で実施している「こころのケア相談」などの相談支援は、相談できる日時が限られています。また、身近な人や同じ立場の人に相談できる体制も充実させる必要があります。
- 市民アンケート結果では、知的障がいのある人や発達障がいのある人、精神障がいのある人から、「相談するときに悩みや困ったことをうまく伝えられない」という声があります。また、「財産管理などの法律行為だけでなく、日常生活上のアドバイスや相談を受けられるようにしてほしい」や「障害の特性にあった相談を気軽にできるところがほしい」という声が寄せられています。
- 障害福祉サービスを使うための計画相談支援が、平成27年度から義務付けられました。本市においては、相談支援事業所や相談支援専門員の数が増えましたが、今後は、適正なモニタリングの実施や相談支援専門員の専門性の向上が必要です。

【施策】

取組みとその内容
<p>○相談支援体制の充実</p> <p>悩みごとや困りごとをいつでも相談できるよう、基幹相談支援センターを設置します。また、様々な立場からの助言が得られるよう、基幹相談支援センターなどの相談支援機関のほか、障害者相談員やピアサポーターなど、相談支援体制を充実させます。</p>
<p>○本人の意向に沿った相談支援の充実</p> <p>障がいのある人が地域で希望する生活を実現できるよう、計画相談支援におけるモニタリングを充実させ、障がいのある人本人の意向を尊重したサービス等利用計画を策定することで、着実に成長できる相談支援を推進します。</p>
<p>○相談員の専門性の向上</p> <p>相談者が相談したい内容を正確に把握することができるよう、また、相談者が効果的な助言を得られるよう、相談員が行う支援への指導の強化や情報交換会の開催、研修会の開催情報の周知などを行い、相談員の専門性の向上を図ります。</p>

②コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

- 「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」を平成28年12月に制定し、平成29年4月から施行します。条例の理念に沿って、当事者の意見を聞いたうえで、障害の特性に応じたコミュニケーションに関する具体的な施策を展開していく必要があります。
- 手話通訳や要約筆記のニーズが高まる一方、手話通訳者や要約筆記者などの支援者の登録者数が限られているため、担い手となる人材の養成が必要です。
- 「加古川ツーデーマーチ」などの大きなイベントでは手話通訳者を配置していますが、不特定多数の参加者が集うイベントを実施する際には、一定の基準のもと、手話通訳者や要約筆記者を配置する必要があります。
- 市民アンケート結果では、知的障がいのある人の16.4%が、また、発達障がいのある人の24.8%が、「話し言葉での会話は難しいので、コミュニケーションボードなどを活用してほしい」と答えています。

【施策】

取組みとその内容
<p>○「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」にかかる取組みの推進</p> <p>手話が言語であることの普及と障害の特性に応じた多様な手段による障がいのある人のコミュニケーションを促進するという条例の理念を実現するため、(仮称)加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会を設置し、具体的な取組みについて当事者とともに検討します。</p>
<p>○コミュニケーション支援体制の整備</p> <p>聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、市に常勤の手話通訳者を複数名配置し、窓口通訳や派遣調整を行います。</p> <p>また、市が主催する行事などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の配置を推進し、聴覚障がいのある人の情報保障に努めます。</p>
<p>○コミュニケーションを支援する人材の育成</p> <p>手話奉仕員や点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成講座を実施し、手話で日常会話を行うために必要な語彙や表現技術を習得した人、点訳・朗読技術を習得した人を養成します。</p> <p>また、手話通訳や要約筆記に関する研修会の周知を通じて手話通訳者や要約筆記者の養成を図り、聴覚障がいがある人のコミュニケーションを支援する人材の確保を図ります。</p>
<p>○コミュニケーションツールの普及啓発</p> <p>多様なコミュニケーションを促進するため、コミュニケーションを行ううえでの本人の特性などが記入できる「ヘルプカード」や、発音による会話が難しい人とのコミュニケーションを支援するコミュニケーションボードなどのコミュニケーションツールの普及啓発を行います。</p>

③日常生活支援の充実

【現状と課題】

- 居宅介護などの在宅支援サービスの利用量は、年々増加傾向にあります。また、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行といういわゆる65歳問題への対応のため、障害福祉制度と介護保険制度の更なる連携が必要です。
- 移動支援事業の利用量は、年々増加傾向にあります。また、障がいのある人の社会参加を促進するには、外出にかかる費用負担の軽減が必要です。
- 市民アンケート結果では、「親亡き後の不安を解消するために、グループホームや入所施設を充実してほしい」や「短期入所や日中一時支援などの緊急時に利用できる施設が不足している」という声が寄せられています。
- 事業者アンケート結果では、「利用者の高齢化により対応が複雑化していることもあり、介護職員のスキルアップが必要」や「40～60歳代の利用者への支援については、利用者の父母の介護とともに考えなければならない」、「医療的ケアに対応できる施設が少ないため、新規事業所開設について行政が働きかけてほしい」という声が寄せられており、支援者の確保や人材育成、サービス提供基盤の充実が課題であることがわかります。

【施策】

取組みとその内容
<p>○在宅支援の充実</p> <p>地域で必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるよう、介護や住宅、衛生面に関する福祉サービスの支給や各種機器の購入費の助成など、児童や介護の分野とも連携して個人の状況に合わせた支援を充実させます。</p>
<p>○外出支援の充実</p> <p>障がいのある人の外出を支援し、社会参加を促進するため、移動にかかる費用に対する補助や移動に関する福祉サービスにおける支給量の調整、公共施設の使用料の減免などの様々な支援を検討します。</p>
<p>○サービス提供基盤の確保</p> <p>親亡き後の生活を見据え住まいに関するサービスへの事業者の参入を促すため、また、不足するサービスへの事業者の参入を促すため、グループホームの新規開設への助成金の交付などの補助制度を拡充し、サービスの提供体制を充実させます。</p>
<p>○情報提供の充実</p> <p>利用者本位の福祉サービスの利用や用具・機器の利用を推進するため、事業の概要や事業所の特色、用具・機器の特徴や開発情報など利用者にとって有益となる情報提供を充実します。</p>

④療育支援の充実

【現状と課題】

- 就学までの子育て期において、乳幼児健康診査や就学時健康診断での障害の早期発見や健康診査後のフォローアップ、保健指導や相談対応を行って医療機関につなぐなど関係機関との連携を図り、体制の充実に努めています。また、平成28年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの相談支援の充実に努めています。
- 平成16年に制定された「発達障害者支援法」の浸透が進み、発達障害に対する相談や発達訓練のニーズが高まり、療育支援体制の充実が求められています。
- 児童通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）は、利用者のニーズに伴って事業者の事業進出が進んでいます。
- 市民アンケート結果では、「放課後等デイサービスを使える日数を増やしてほしい」という声が寄せられています。

【施策】

取組みとその内容
<p>○子育て世代包括支援センターの充実</p> <p>子育ての情報の不足や発達の問題の受容のしづらさから、保護者が適切な時期に相談する機会を逃さないよう、子育てや乳幼児の発達に関する情報提供や保護者への相談を行い、切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの充実に努めます。</p>
<p>○早期発見・早期療育の推進</p> <p>乳幼児健康診査や就学時健康診断に加え、保健師による相談、乳幼児発達相談事業、子育て相談センターでの臨床心理士による相談などできる限りの機会を捉え、疾病や運動機能、精神発達に関する児童の状態を保護者に早期に知ってもらうことで、それぞれの児童の発育・発達特性に応じた療育支援に早期につなげる体制整備を推進します。</p>
<p>○こども療育センターを中心とした療育支援の推進</p> <p>障がいのある子どもが、心身の発達に応じて健全な社会生活を営むことができるよう、こども療育センターを中心に関係機関と連携を図りながら療育支援を推進します。</p> <p>また、こども療育センターについては、地域の療育支援における中核施設としての機能を充実させ、関係機関への職員の派遣や療育相談、研修などを行います。</p>
<p>○保育所などにおける支援の充実</p> <p>すべての子どもが地域とともに成長できる環境を整えるため、保育所や幼稚園、認定こども園などにおいて障がいのある子どもに適切な支援が行えるよう受入れ体制の整備を行うとともに、私立認可保育所などに補助金を交付することなどにより、障がいのある子どもの受入れの円滑化を図ります。</p> <p>また、障がいのある子どもが保育所などでの集団生活に適應することができるよう保育所等訪問支援の充実に努めます。</p>
<p>○放課後等デイサービスの支給量調整</p> <p>子どもの生活能力の向上と社会との交流を促進するため、家庭の状況を考慮したうえで放課後等デイサービスの支給量を調整します。</p>

⑤保健・医療の充実

【現状と課題】

- 夜間救急や休日診療、障がい者（児）歯科受診制度などの受入れ体制を維持するとともに、障害に対応した医療機関の充実が必要です。
- 入院や通院の機会が多くなる障がいのある人やその家族にとって、障害者医療費助成制度や自立支援医療制度などは、経済的負担を軽減するものとなっています。
- 相談支援専門員や障害福祉サービス等を提供する支援者が、支援の対象となる障がいのある人の医療に関する情報を十分に把握できていないことにより、支援にあたっての困難が生じていることがあります。
- 精神障がいのある人の地域移行・地域定着を推進するため、関係機関の連携をより強化する必要があります。

【施策】

取組みとその内容
<p>○医療体制の充実</p> <p>加古川中央市民病院を中心とした医療機関の連携を強化し、障害に応じた多様な医療の充実を図ります。</p> <p>また、加古川歯科保健センターでは、引き続き障がいのある人に対して予約制の歯科診療を毎週行います。</p>
<p>○費用負担の軽減</p> <p>障がいのある人の経済的負担を軽減するため、引き続き障害者医療費助成制度や自立支援医療制度などの実施により医療費の一部助成を行います。</p>
<p>○医療と福祉サービスの連携</p> <p>障がいのある人が、福祉サービスを円滑に利用し、地域において自立した生活を営むことができるよう、医療機関や相談支援事業所、障害福祉サービス等事業所、健康福祉事務所などと連携して、支援の対象となる障がいのある人の必要な医療情報の共有を図ります。</p> <p>また、医療に対する知識の向上を図るため、事業者に対して各種研修会を実施します。</p>
<p>○精神障がいのある人の地域移行の促進</p> <p>医療機関や障害福祉サービス等事業所、健康福祉事務所、ボランティア、同じ立場の当事者などとの連携を強化し、精神障がいのある人の地域生活への移行を促進し、地域での生活に定着できるよう体制の整備や個別の支援を行います。</p>

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 各分野における取組み

第3章 計画の推進

資料編



(3) 教育・余暇の充実

「教育基本法」に基づく「教育振興基本計画」として、本市においては平成28年3月に「第2期かがわ教育ビジョン」を策定し、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を教育の基本理念に掲げ、本市教育の一層の充実を図っているところです。学校教育においては、障害の有無にかかわらず、同じ場でともに学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムの構築が進められています。そこでは、障がいのある子どもが一般的な教育制度から排除されずに、義務教育の機会が与えられることや、障害の特性に応じた合理的配慮が提供されることが必要とされています。

学校教育現場では、医療的ケアが必要であることや、集団での行動が苦手であること、また、学習障害などにより授業に集中することが難しいなど、特別な支援や配慮を要する子どもは多くいます。そのような子どもに対しては、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校など適正な学習の場の選択ができるように環境の整備を進め、一人ひとりの状態に応じて適切に指導することが大切です。平成28年に改正された「発達障害者支援法」においても、進学していく過程の中で、切れ目のないきめ細かな支援を行うために、本人の特性や教育方針などを的確かつ効果的に引き継ぐことが必要とされています。

生涯にわたっていきいきと生活していくために、自分の自由な時間を使って興味のあることを学び、いつでも身近にスポーツに親しみ、芸術や文化活動に取り組むことができる場が必要です。地域には、公民館や文化施設で行われている講座など、だれでも身近に学ぶことができる場があります。そして、リオデジャネイロパラリンピックにおいて障がい者スポーツがより注目されるようになり、また、東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムである障がい者アートフェスタが平成28年に初めて鳥取県で開催されるなど、障がいのある人のスポーツ・文化芸術活動を取り巻く環境は大きく変わろうとしている中、障がいのあるすべての人が、身近な地域で様々な活動を行うことができる環境の整備がより必要となっています。

このような教育や余暇活動を充実させるために、本計画においては、「①インクルーシブ教育の推進」、「②文化芸術活動・スポーツなどの余暇活動の充実」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

【教育・余暇の充実のイメージ】



一人ひとりに合った
支援や配慮



学校教育

適正な学習の場の選択



放課後活動

ともに学習し、
ともに体験し、
ともに成長する

生涯学習



文化芸術・スポーツ



地域で健やかに育つ

生きがいの高揚



①インクルーシブ教育の推進

【現状と課題】

- 障がいのある子どもの自立を支えるために、就学前から教育、就労、社会生活までのライフステージごとのつながりを深め、切れ目のない支援体制を構築することが必要です。
- 公立幼稚園に設置する特別支援ルームや小中学校に設置する特別支援学級において、必要に応じて職員を配置するなど、体制の充実を図っています。また、特別な支援や配慮を要する子どもへの支援を充実させるため、各学校園に特別支援教育コーディネーターの配置や教育相談などの支援体制の構築を図っています。
- インクルーシブ教育の理念が広まる中、各学校へ配置しているスクールアシスタントを更に拡充し、通常の学級における体制をより充実する必要があります。
- 市民アンケート結果では、「地域の学校の特別支援学級で、本人に合った教育が受けられる体制を強化してほしい」や「地域の学校で、他の子どもと一緒に教育が受けられる体制を強化してほしい」、「送り迎えなど通園・通学に対する支援を充実させてほしい」、「障害に応じた意思疎通に関する支援を充実させてほしい」、「進路指導を充実させてほしい」という声が多くなっています。また、「学校園の先生の中には、まだまだ障害について理解が浅い人がおり、不安を感じる」という声が寄せられています。

【施策】

取組みとその内容

○連携した教育支援の推進

中学校区を1つの単位（ユニット）とし、地域の保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校が相互に連携し、家庭、地域とも連携を図りながら、子どもたちの連続した学びや育ちを支援します。

また、一人ひとりに合った教育を包括的・継続的に実施するため、個別の教育支援計画やサポートファイルなどの活用を推進し、関係機関との共有や引継ぎを行います。

○インクルーシブ教育体制の整備

地域の学校園や特別支援学校での教育をより充実させるために、通級による指導や特別支援学級での教育を更に推進するとともに、スクールアシスタントや補助指導員などの適切な配置を行います。

○教員の特別支援教育に関する専門性の向上

特別な支援や配慮の必要な幼児・児童・生徒の障害の特性などに配慮した指導を充実させるため、教職経験豊かな教員を中心とした教員間の学びあいや支えあいを推進するとともに、現場での研修などを通じて専門的な知識・技能などを身に付ける研修体制を整備します。

②文化芸術・スポーツなどの余暇活動の充実

【現状と課題】

- 市民アンケート結果では、「スポーツを楽しめる場がほしい」や「余暇を楽しめる情報がほしい」、「障がいのある人の芸術に力を入れてほしい」という声が寄せられています
- 障がい者スポーツを実施する団体や実施できる場が不足しており、指導者の指導方法の習得や障害の特性の理解などを含め、障がい者スポーツの普及に取り組む必要があります。
- 障がいのある人や子どもが参加する「はぐくみの旅」や「冬季野外学習会」、「ふれあいハッピーフェスタ」などを毎年実施し、また、「障がい者海外派遣事業」を実施するなど、様々な活動や体験ができる機会を設けています。
- 児童クラブでの高学年までの受入れを順次拡充しており、障がいのある児童を受け入れる際に職員を適切に配置するための人員を確保するなど、体制の整備を進めています。

【施策】

取組みとその内容
<p>○作品展やスポーツ教室などの開催</p> <p>文化芸術活動の推進と生きがいの高揚のため、障がいのある人が日頃の趣味・学習活動の中から創作した作品を展示する「ふれあい作品展」を開催します。</p> <p>また、障がいのある人の健康増進や交流による余暇活動の充実を図るため、障がいのある人も楽しめる種目の「スポーツ教室」や「はぐくみの旅」などの実施により、様々な体験ができる機会を充実させます。</p>
<p>○障がい者スポーツの振興</p> <p>市が開催するスポーツイベントや教室などにおいて、障がいのある人も障がいのない人も一緒にスポーツを楽しむことができる環境を整備します。</p> <p>また、地域で身近にスポーツができる環境を整備するため、活動の場づくりや機会を増やすとともに、障がい者スポーツの団体の育成・活性化を図っていきます。</p> <p>加えて、障害の特性に応じた適切な支援ができる指導者の養成を目指し、指導者に対する研修会などにおいて、障害や障がいのある人に対する理解促進を図ります。</p>
<p>○活動しやすい環境の整備</p> <p>障がいのある人の余暇活動を充実させるため、公共施設の利用料金の減免や、障がい者団体が福祉バスを優先的に利用できるようにするなど、活動しやすい環境を整備します。</p>
<p>○放課後活動の場の充実</p> <p>障がいのある子どもが、児童クラブや放課後子ども教室などにおいて、障がいのない子どもと地域とともに健やかに成長できる体制を整備します。</p>

(4) 就労・経済的自立の支援

障害の有無にかかわらず、だれもがいきいきと生きがいを持って自立した生活を営むうえで、働くことや収入を得ることはとても重要です。障がいのある人の就労においては、障害の特性や本人の状態、状況に応じた働き方ができ、周囲からの支援を受けながら自ら働き方を選択できる環境が整っている必要があります。

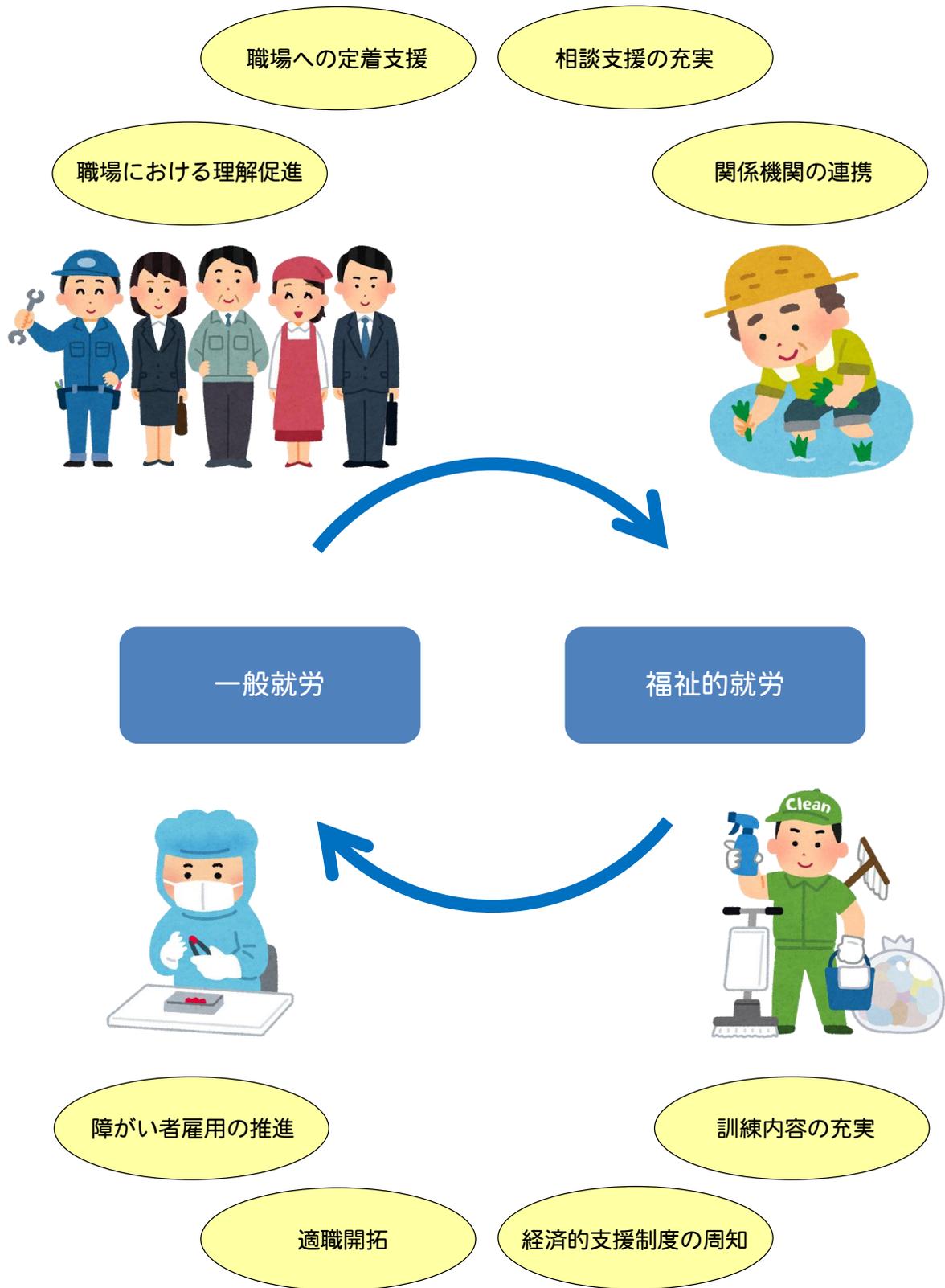
障がいのある人の働き方には、一般就労のほかに福祉的就労があります。それぞれの枠組みの中で、障がいのある人の働く環境を改善する取組みを進めていくことはもちろんのことですが、更には、一般就労と福祉的就労とのつながりがスムーズになることで、より本人に適した働き方が実現できるものとなります。一般就労を希望する人に対しては、働く力をつける訓練や働く能力の評価、また、それに応じた就職先へのつなぎ、職場定着できるよう就職後のサポートが必要です。一方で、一般就労が難しい場合には、福祉的就労の中で働く力を養い、一般就労へ向けてステップアップを図るための支援が必要となります。また、一般就労を継続することが難しくなった場合には、再就職に向けての支援や福祉的就労へ移行するなど、働き続けることができる環境が必要です。

就労における支援は、学生が卒業後の進路を選択する場合、学校の進路指導担当や実習先事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、相談支援事業所、ハローワーク、市などが連携して行います。また、すでに就労している人やこれから就労しようとする人に対しては、障害者就業・生活支援センターや職業能力開発施設、相談支援事業所、ハローワーク、健康福祉事務所、市などの関係機関による相談や働くための評価、職場定着、訓練、職場実習体験などの支援があります。このように、障がいのある人の就労の支援は、就職するときだけでなく、働く前の準備や働き出した後のフォローなど、様々な人や機関のかかわりによって行われています。

自立した生活には、経済的な支援も重要です。働いて得る収入が不十分な場合や働くことができない場合は、生活を支える各種手当の支給やその他公的な経済的支援が充実することで、障がいのある人の生活を保障することができます。また、障害年金を受給することができる人が、制度の理解不足により受給にかかる手続きをしていないということがないようにならなければなりません。

このような就労や経済的自立の支援をより充実させるために、本計画においては、「①就労支援体制の充実」、「②一般就労の拡充」、「③福祉的就労の充実」、「④経済的支援制度の周知」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

【就労・経済的自立の支援のイメージ】



①就労支援体制の充実

【現状と課題】

- 就労に関する相談は、生活全般の相談に比べより専門的となるため、就労に関する相談体制の充実が必要です。
- 市民アンケート結果では、「気軽に就労に関する相談ができる窓口がほしい」という声が多くなっています。
- 近年の精神障害者保健福祉手帳所持者の増加とともに、精神障がいのある人の相談が増加している状況にあります。
- 市立就労支援センターを設置し、加古川障害者就業・生活支援センターとの連携を図ることで、両施設ともに市内の就労に関する中核的な役割を果たしています。

【施策】

取組みとその内容
<p>○就労相談の充実</p> <p>加古川市障害者自立支援協議会で作成した「就労サポートブック」を活用するなど、それぞれの状況に応じた就労に関する相談窓口を周知します。</p> <p>また、就労に関する専門的な相談や就労をする中での悩み・不安を相談できる窓口の整備を図ります。</p>
<p>○就労支援ネットワークの強化</p> <p>ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、事業者、医療機関などとの連携を強化し、一般就労につなげられる就労支援や体力の低下などに伴う一般就労から福祉的就労への移行の支援を行います。</p>
<p>○職場定着までの一貫した支援の推進</p> <p>ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどと連携し適職開拓を行うとともに、職場適応援助者（ジョブコーチ）制度や障害者就業・生活支援センターの職場定着支援を周知し、生活面を含む就職後の不安を軽減します。</p>

②一般就労の拡充

【現状と課題】

- 平成28年4月に改正された「障害者雇用促進法」では、就労の面における障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供が義務付けられ、平成30年4月からは精神障がいのある人が障がい者雇用率の算定に含まれることから、障がいのある人の働きやすい職場環境を整備することが必要です。
- 市民アンケート結果では、「職場での障害に対する理解が深まってほしい」や「就業時間や作業内容など、障害の状況にあった就労ができるようにしてほしい」という声が多くなっています。また、「精神障がいのある人の雇用について、行政が率先し、短期アルバイトでの採用など少しずつでも増やすことで、働き手としての受入れを前進させてほしい」という声が寄せられています。
- 障がい者雇用率を高めるために、関係機関と連携した啓発が必要です。
- 市役所における障がいのある人の雇用については、身体障がいのある人の別枠採用や、知的障がいのある人を嘱託員として雇用するなど、一定の雇用を継続しています。今後は精神障がいのある人も含め、更なる雇用の促進を図る必要があります。

【施策】

取組みとその内容
<p>○職場における理解促進</p> <p>「障害者雇用促進法」の趣旨を周知し、障害や障がいのある人に対する職場の人の理解を促進し、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを推進します。</p>
<p>○障がい者雇用の推進</p> <p>ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、事業者、医療機関などとの連携を強化し、障がい者雇用率達成企業の拡充を図ります。</p>
<p>○職域や勤務体系の拡充</p> <p>ハローワークなどと連携して障害の特性や必要な配慮について周知し、職域の拡大や障害の状況に応じた短時間勤務や在宅就労などの多様な働きを推進します。</p>
<p>○助成制度の周知</p> <p>特定求職者雇用開発助成金や障害者トライアル雇用奨励金、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金などの助成制度をハローワークと連携して周知することで、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを推進します。</p>
<p>○市役所における障がい者雇用の推進</p> <p>「障害者雇用促進法」の改正の趣旨を踏まえ、障害の状況に応じた多様な就労形態の整備に率先して取り組みます。</p>

③福祉的就労の充実

【現状と課題】

- 障害福祉サービスの就労継続支援事業所（A型、B型）の事業所が増えており、福祉的就労をしている人が増えていますが、利用者への工賃が十分でない部分もあります。
- 本市では、市役所内での就労訓練や障害福祉施設などからの優先調達に取り組んでおり、今後も更なる拡充を図る必要があります。
- 事業者アンケート結果では、「授産製品の販路拡大や利用者への工賃向上のため、授産製品の企業への周知や仕事の斡旋をしてほしい」という声が寄せられています。

【施策】

取組みとその内容

○職業能力の向上

「精神障害者社会適応訓練事業」などの訓練事業の周知を行って就労に対する訓練の意識啓発を行うとともに、事業所で行われる福祉的就労の内容を情報共有するなどして、労働の質の向上を図ります。

また、労働部局などと連携して、農業分野をはじめ様々な分野における就労を開拓し、職業能力の向上を図ります。

○工賃の向上

「加古川市障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針」に基づく庁内の優先調達の拡大を図るとともに、市庁舎での授産製品販売フェアの開催や製品カタログの配布により、授産製品のPRを行い、販売機会の拡大に努めます。

また、「兵庫県障害者就労応援企業等登録制度」を周知し、事業所の認知度向上を促進します。

④経済的支援制度の周知

【現状と課題】

- 心身機能の維持向上にかかる医療費の負担が大きい場合や、就労困難により安定した収入が不十分な場合など、経済的に困難を抱える障がいのある人が多くいます。
- 市民アンケート結果では、将来望んだ暮らしを実現する際に経済的な負担を心配する声が多くなっています。

【施策】

取組みとその内容
○各種経済的給付制度の周知 対象となる人が制度を知らないために支援を受けられないことがないように、各種手当や年金、給付金制度、資金の貸付制度などを周知します。
○各種減免制度の周知 障がいのある人の経済的負担を軽減するため、税金やNHK放送受信料、公共施設の利用料金の各種減免制度を周知します。

(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進

日常の中で、自分の周りにあるものに目を向けると、例えば文房具や机、椅子、日用品などの様々な道具、道路や公園、公衆トイレ、お店などの多くの人が使う施設、また、案内板やホームページ、紙面などに書かれてある内容や文字の大きさ、色使いなど、多種多様なものが存在し、そして、それらを多くの人が共用していることに気づきます。多様な人が暮らす社会においては、すべての人にとってあらゆるものが使いやすいものとなっていることが大切です。

近年、ユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりが進んでいます。ユニバーサルデザインとは、1980年代にアメリカで提唱され、1990年代に日本にも入ってきた考え方であり、障害の有無だけでなく、言語や国籍、年齢などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいよう、施設や商品、情報を設計（デザイン）すること、またそれを作り出すプロセスのことであり、あらゆるものの製造、創作においてその考え方が取り入れられています。一方、バリアフリーにおいては、障がいのある人や高齢の人など、社会的な障壁により使いづらさが生じることを解消するため、利用しやすい建物の建築を促進する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」（平成6年）や、電車やバス、駅、その周辺道路を移動しやすくする「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」（平成12年）が順次制定され、そして、平成18年には、総合的にバリアフリーを進めるために、2つの法律を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が制定されるなど、物理的な障壁を取り除く環境の整備が進められてきました。このような取組みにより、少しずつ日常生活が過ごしやすくなってきている部分も多くあるものの、まちの中にはまだまだ段差や使いにくい施設、わかりづらい案内表示などがあります。これから新たに作るものは、ユニバーサルデザインによる設計とし、また、既にあるものを改修するときには、バリアフリー化を図ることが必要です。

情報社会と言われるように、社会とのかかわりをより深めていくためには、様々な情報を取得することができる必要があります。しかし、障害の特性によっては、広報誌やホームページを読むことができない、音声での案内を聞くことができない、難しい表現は理解しづらいことがあり、情報を発信する側と受け取る側の手段が違えば、必要な情報は全く伝わらない場合があります。コミュニケーションの手段は多様であることから、だれでも必要な情報を取得できることが必要です。

このように、障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に暮らせるまちをめざしていくために、本計画においては、「①バリアフリーの推進」、「②情報アクセシビリティの向上」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

【快適に暮らせるまちづくりの推進のイメージ】



快適な暮らし

【バリアフリー】

- 車椅子での利用に配慮された建物の設計など、ユニバーサルデザインによる環境整備
- スロープの設置など、利用者配慮したバリアフリーによる環境整備

など

【情報アクセシビリティ】

- 音声CDや点字書類など多様な媒体による情報提供
- ふりがなやイラストなどを入れた読みやすさ・わかりやすさを向上した情報提供
- 利用しやすいウェブページ

など

- スロープやエレベーターのない施設
- 傾斜の急な道路
- 音声案内のない施設

など

- 紙文書のみによる情報提供
- 専門用語の多い難しい文章を用いた情報提供
- 操作方法のわかりづらいウェブページ

など



①バリアフリーの推進

【現状と課題】

- 市の公共施設の整備については、市民会館の耐震化工事に合わせてバリアフリー化を実施するなど、施設の改修時期に合わせてバリアフリー化を進めるとともに、人権文化センターの新築においては、ホールに磁気ループを設置するなど、環境の整備を行いました。
- 公共施設や道路などを整備する際は、「兵庫県福祉のまちづくり条例」の基準に適した整備を進めることを基本とし、更に障がいのある人の意見を聞いたうえで、暮らしやすいまちづくりを推進する必要があります。
- 平成29年度を始期とする「加古川市地域公共交通プラン」に基づき、地域生活の中でタクシーがより利用しやすいものとなる取組みを進めるなど、公共交通をより充実させる必要があります。
- 社会参加を促すためには、外出時にトイレが使用できる必要がありますが、公共施設において車椅子対応のバリアフリーなトイレの整備は進んでいる一方で、大人を介護するための設備の整備は進んでいません。

【施策】

取組みとその内容
<p>○ユニバーサルデザインの普及啓発</p> <p>事業者などのユニバーサル社会づくりの意識を醸成し、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、すべての人にとって使いやすい・見やすい・わかりやすいというユニバーサルデザインの普及啓発を行います。</p>
<p>○「兵庫県福祉のまちづくり条例」に沿ったまちづくりの推進</p> <p>利用者目線で暮らしやすいまちづくりを推進するため、「兵庫県福祉のまちづくり条例」の趣旨や内容を周知し、地域住民とともに暮らしやすいまちづくりを推進します。</p>
<p>○外出しやすい環境づくり</p> <p>「かこバス」や「かこタクシー」などのコミュニティ交通について、障がいのある人が利用しやすいよう車輦の整備などを推進します。</p> <p>また、「兵庫ゆずりあい駐車場制度」などの普及啓発を行い、障がいのある人の外出を支援します。</p>
<p>○公共施設のバリアフリー化の推進</p> <p>すべての人にとって利用しやすい施設整備を行うため、公共施設の建設や改修を行う際は、車椅子で利用できるエレベーターやスロープの設置をはじめ、大人用ベッド付トイレの設置やドアを引き戸にするなど、バリアフリー化を推進します。</p>
<p>○道路のバリアフリー化の推進</p> <p>障がいのある人が外出しやすい環境を整備するため、道路を新設・改修する際は、歩道の段差や傾斜などのバリアフリー化を推進します。</p>

②情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

- 障害の有無にかかわらず、すべての人が情報を得やすい環境を整備する必要があります。
- 障害福祉サービスやその他様々な情報を得ることができるよう、わかりやすく情報を提供することや、情報へのアクセスをより高めることが必要です。
- 市民アンケート結果では、生活するうえでの情報の取得は、「テレビ」や「新聞」、「広報誌」、「インターネット」が多く、知的障がいのある人や発達障がいのある人は、「インターネット」で情報を取得している人の割合が高くなっています。また、「情報が得られるところを教えてください」や「難しい文章はわからないので、簡単な文章で表現してほしい」という声が多くなっています。

【施策】

取組みとその内容

○情報提供媒体の充実

視覚障がいのある人が情報を得やすくなるよう、朗読奉仕員や点訳奉仕員との連携を強化し、音声CDや点字書類による情報提供の充実を図ります。

○市ホームページの充実

市ホームページから情報が得やすくなるよう、テキストファイルの掲載（音声読上げ対応）や図・イラストの掲載などをして、ホームページにおける多様な情報提供を推進します。

(6) 安全安心の推進

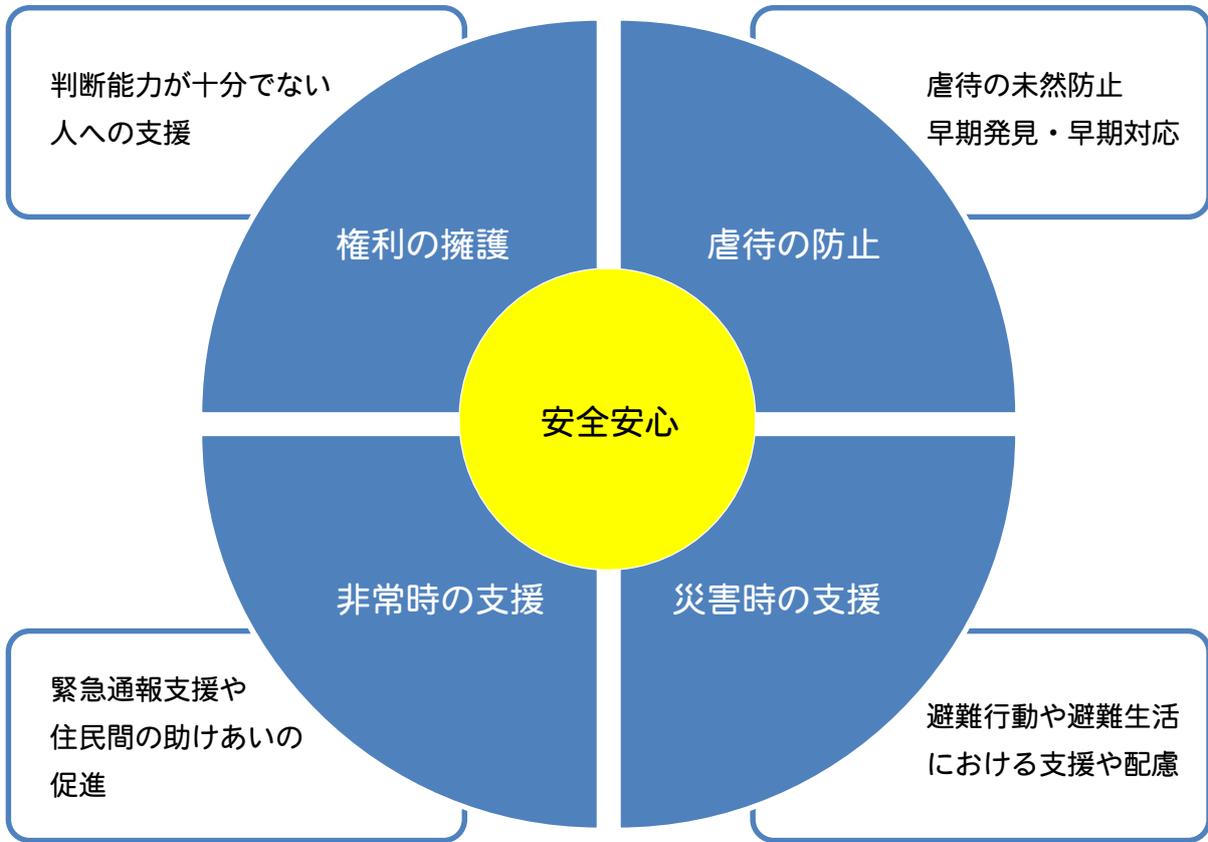
障がいのある人の中には、判断能力が十分でないことから、日常生活や社会生活の様々な場面で支援が必要になる人がいます。また、家族の高齢化による介護力の低下などのため、将来の生活における財産や健康の管理などに不安を抱えている人もいます。そのような状況において、障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送るために、成年後見制度などの権利を擁護する制度の必要性が高まっています。

障がいのある人が自立して社会参加していくうえで、虐待は大きな妨げになっています。「障害者虐待防止法」が平成24年に施行され、これまで虐待防止に関する理解促進や虐待が発生した場合の対応方法の整備を進めてきました。虐待は家庭内に限らず、福祉施設や職場でも起こるため、だれもが自分の周りでも起こりうる身近な問題として認識しておく必要があります。障がいのある人の中には、虐待を受けている自覚がない人や、被害を訴えることができない人もいるため、事態が深刻化していくことがないように、近くにいる一人ひとりが虐待の芽に早めに気づき、ためらわずに連絡・通報することが重要です。

東日本大震災（平成23年）や熊本地震（平成28年）などの大地震や台風による集中豪雨、局地的な大雨など、これまで多くの自然災害が発生してきました。そして、今後は南海トラフ地震や山崎断層帯地震の発生、豪雨による水害の発生の危険性が指摘されており、自然災害により被災するリスクは高まっています。災害による被害をできるだけ少なくするために大切なことは、日頃からの備えであり、障害の特性に応じた非常食や水などの蓄え、避難先の確認、家具などの固定、ヘルプカードの携帯など、一人ひとりが防災に関する意識を高め、自らの状況に応じて必要な対策をしておくことが大切です。また、避難所が開設された場合には、障がいのある人を含めた多様な人が同じ場所で過ごすこととなります。しかし、多くの人がいる中では落ち着くことができない、音声による情報発信のみでは情報を得ることができないなど、合理的な配慮を必要とする人は必ずいるため、障害の特性に応じた支援が重要です。

このように、障がいのある人が地域での生活を安全に安心して暮らすことができるよう、本計画においては、「①権利擁護の推進」、「②災害時など緊急時の支援の強化」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

【安全安心の推進のイメージ】



①権利擁護の推進

【現状と課題】

- 市民アンケート結果では、約7割の人が成年後見制度について「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」もしくは「名前も内容も知らない」と答えており、認知度が低いことがわかります。また、「知的障害があるので、信頼関係を構築して同じところで相談できるよう、法人後見を設置してほしい」という声が寄せられています。
- 障がいのある人への虐待やその疑いがある事例は、市内において依然として発生していることから、平成24年度に設置した加古川市障がい者虐待防止センターを中心とした虐待の防止を更に推進する必要があります。
- 事業者アンケート結果では、約8割の事業者が「障がい者虐待に関する内部研修を実施している」となっています。
- 罪を犯した障がいのある人の社会復帰においては、障害の特性に配慮した本人への支援に加えて、家族や地域の人々の理解と協力が必要です。また、社会復帰後の地域での暮らしでは、再犯を防止し、社会の一員として安定した生活を送れるよう支援が必要です。

【施策】

取組みとその内容
<p>○成年後見制度の周知</p> <p>判断能力が十分でない人の親亡き後などの生活に対する不安を解消するため、成年後見制度の周知を行い、利用を促進します。</p> <p>また、(仮称)成年後見支援センターの設置を検討します。</p>
<p>○障害者虐待防止法の周知</p> <p>虐待を未然に防止するため、市民や事業所などに対して「障害者虐待防止法」の趣旨や内容を周知します。</p> <p>また、同法に基づき設置している障がい者虐待防止センターの周知や、関係機関との連携による緊急一時保護の居室の確保を行います。</p>
<p>○支援機関の周知</p> <p>兵庫県障害者権利擁護センターや市障がい者虐待防止センターなど、障がいのある人の権利擁護に関する支援機関を周知し、障がいのある人の権利擁護に関する相談支援を推進します。</p>
<p>○触法障がい者に対する支援</p> <p>触法障がい者の社会復帰と地域生活の定着を図るため、弁護士や地域生活定着支援センターなどとの連携を強化して、早期からの支援体制を整えることで社会復帰を促進し、その後の地域での暮らしの中でも再犯の防止に努める支援などを行います。</p>

②災害時など緊急時の支援の強化

【現状と課題】

- 東日本大震災や熊本地震などを契機に、障がいのある人やその家族などの防災意識が高まっています。
- 福祉避難所は高齢者施設を中心に協定を締結してきましたが、平成28年に5つの障害福祉施設などを新たに福祉避難所として指定しました。
- 平成27年度に改正した「避難行動要支援者制度」により、災害時に支援が必要な人の情報を町内会や自治会などの地域の支援関係者へ提供できるよう、名簿の整備を行っています。
- 市民アンケート結果から、家に一人でいるときに近所に支援者がいる人の割合は低いことがわかります。また、「災害時は医療的ケアが必要なこともあり、避難先へ行くことなく可能な限り自宅にいることを希望し、その場合に情報が伝わるようにしてほしい」という声が寄せられています。

【施策】

取組みとその内容
<p>○地域における支えあいの促進</p> <p>災害をはじめとする緊急時に、地域住民による相互の助けあいを促進するため、日頃から地域住民間の交流の必要性を周知するとともに、「ヘルプカード」や「避難行動要支援者制度」などの活用を促進し、地域におけるつながりの強化を図ります。</p>
<p>○災害時の避難生活における配慮の推進</p> <p>避難所での生活において、「ヘルプカード」の活用や文字、図・イラストによる案内の充実などにより、避難生活に不安や困難を抱える人に対する支援を行います。</p> <p>また、災害時に一般の避難所では生活が困難な要支援者を受け入れるための福祉避難所を拡充します。</p>
<p>○災害に対する日頃からの備えの意識啓発</p> <p>災害時の生活において、障害の特性により非常食が食べられず、健康状態の悪化を招くことなどがないう、障害者自立支援協議会で作成した「防災チェックシート」などを活用し、日頃からの備えに関する意識啓発を行います。</p> <p>また、地震や台風などの災害情報や、避難勧告などの緊急情報を速やかに確実に得ることができるよう「防災ネットかこがわ」への登録を促進します。</p>
<p>○緊急通報手段の周知</p> <p>音声による119番通報が困難な人が、文字によって救急車や消防車を緊急要請することができる「NET119」や「聴覚障がい者FAX通報」などの制度を周知します。</p>

第3章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 進捗管理及び評価

1 推進体制

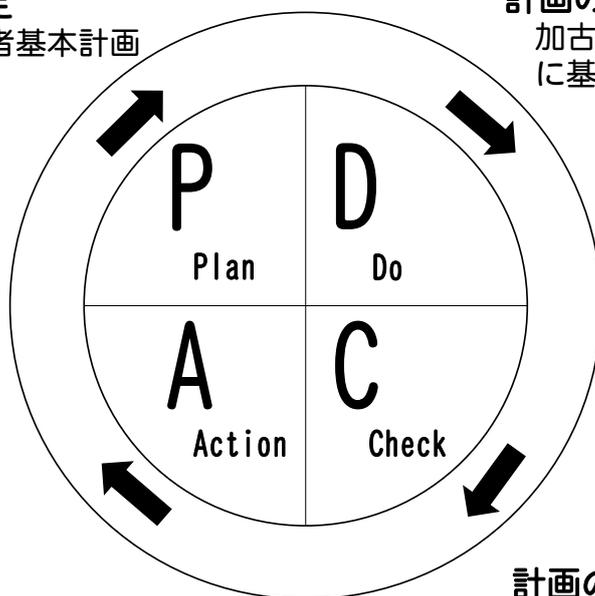
P D C Aサイクルに基づく計画内容の評価や見直しを推進し、各分野における施策の実施をより確実なものとするため、毎年加古川市障害者施策推進協議会に施策の実施状況を報告し、意見を求めることとします。また、障がい者団体や関係団体との意見交換を実施することにより、計画に照らし合わせた現状の把握に努めるものとします。そして、平成30年度を始期とする「第5期加古川市障害福祉計画」及び平成33年度を始期とする「第6期加古川市障害福祉計画」の策定においては、本計画の理念や施策の基本姿勢を踏まえ、短期間で重点的に取り組む事項を整理することで、共生社会を実現する推進力を更に高めるものとします。

計画の策定・改定

加古川市障がい者基本計画
の策定

計画の実行

加古川市障がい者基本計画
に基づく取組みの実施



計画の見直し

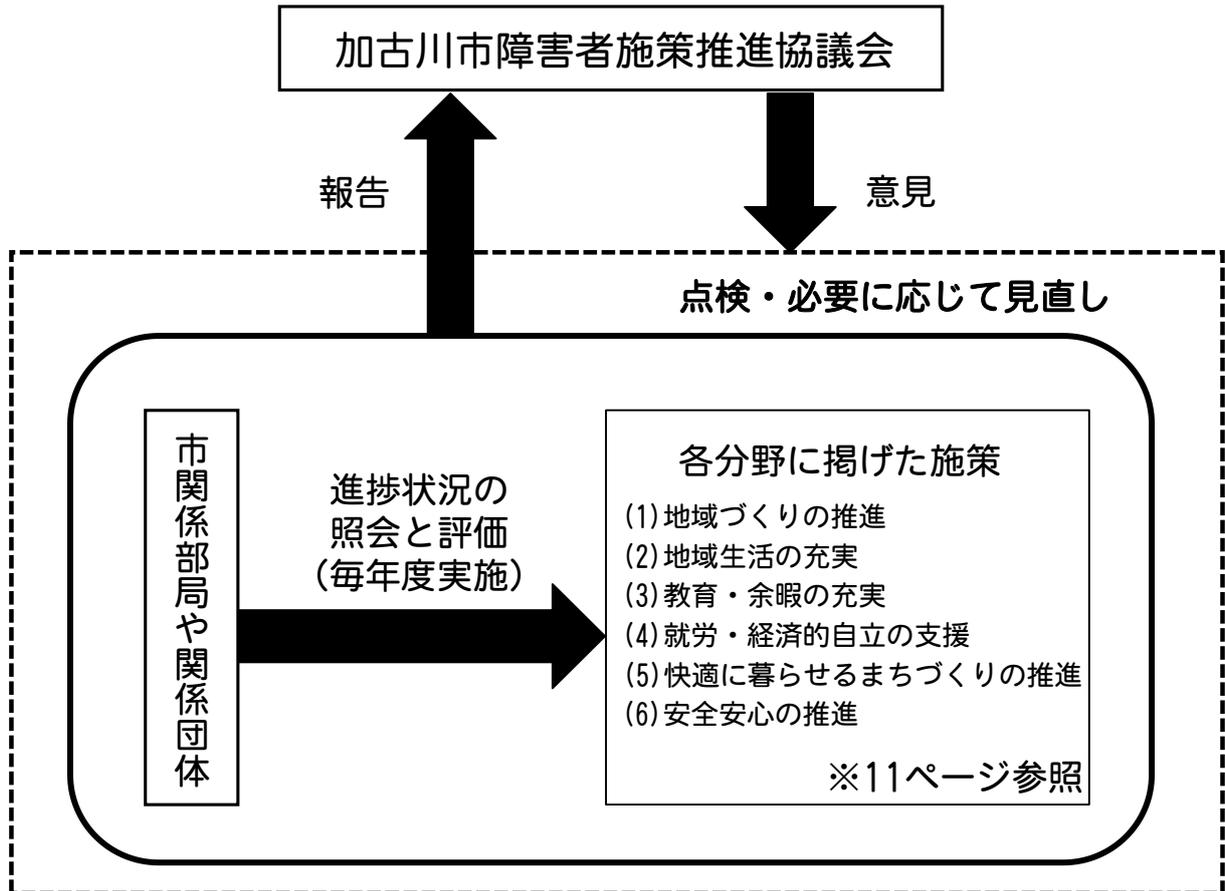
加古川市障がい者基本計画
の見直しと新たな目標の確認

計画の評価

- ①取組み状況の評価
- ②新たな課題の抽出
- ③取組み内容の改善

2 進捗管理及び評価

各分野に掲げた施策を主体的に取り組む市関係部局や関係団体に対し、毎年進捗状況の照会を行い、評価をしたうえで加古川市障害者施策推進協議会に報告します。そして、計画の実施状況に関する協議会の意見を踏まえ、施策を点検し、必要に応じて見直しを図るものとします。



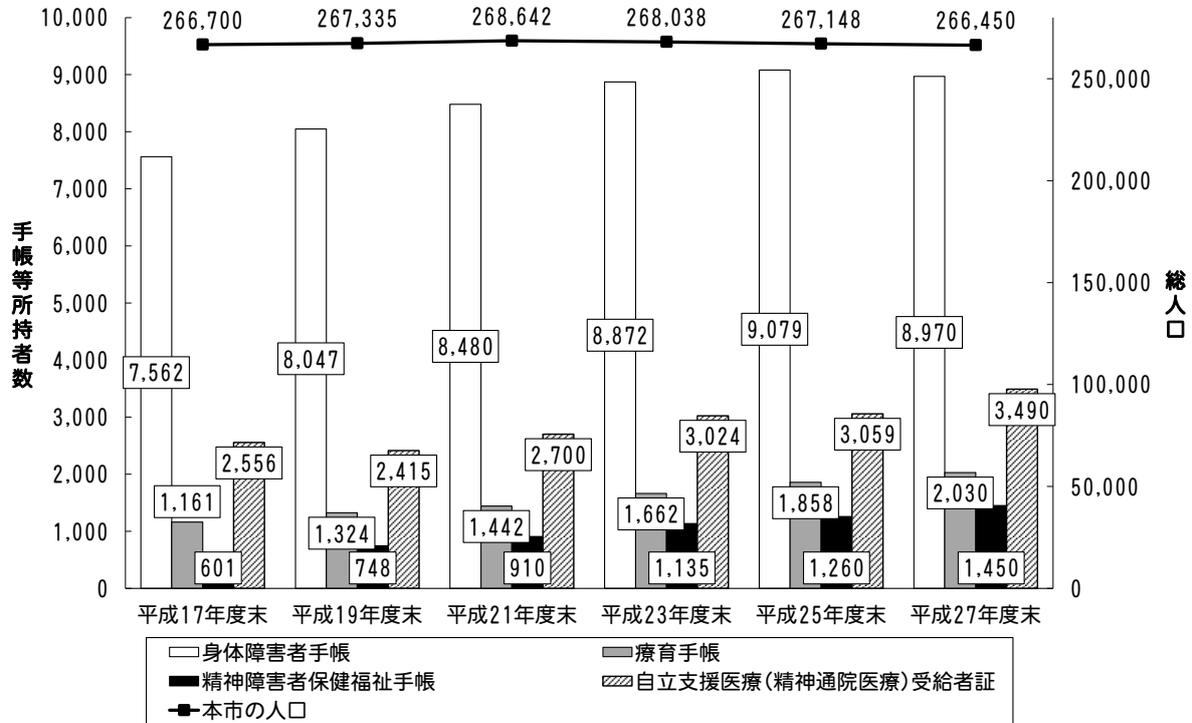
資料編

- 1 基礎データ
- 2 市民アンケート結果
- 3 事業者アンケート結果
- 4 障がい者団体との意見交換結果
- 5 障害者施策推進協議会委員、開催状況
- 6 用語解説

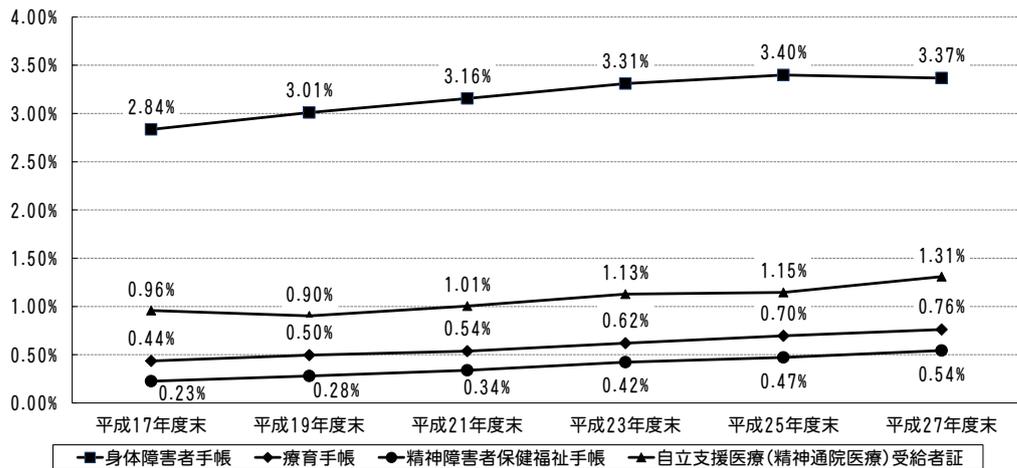
1 基礎データ

(1) 障害者手帳等の所持者数の推移

①人口及び各障害者手帳等の所持者数の推移

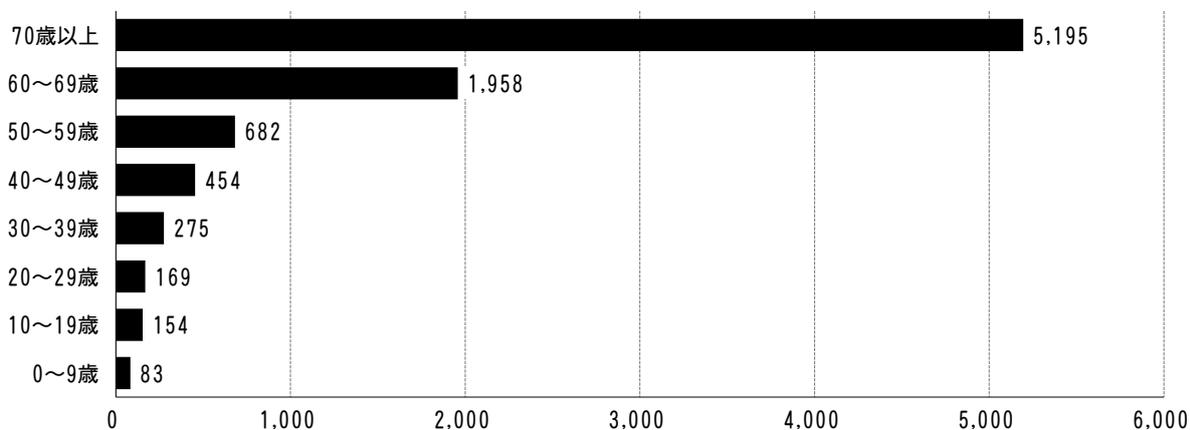


②総人口に対する障害者手帳等の所持者数の割合の推移

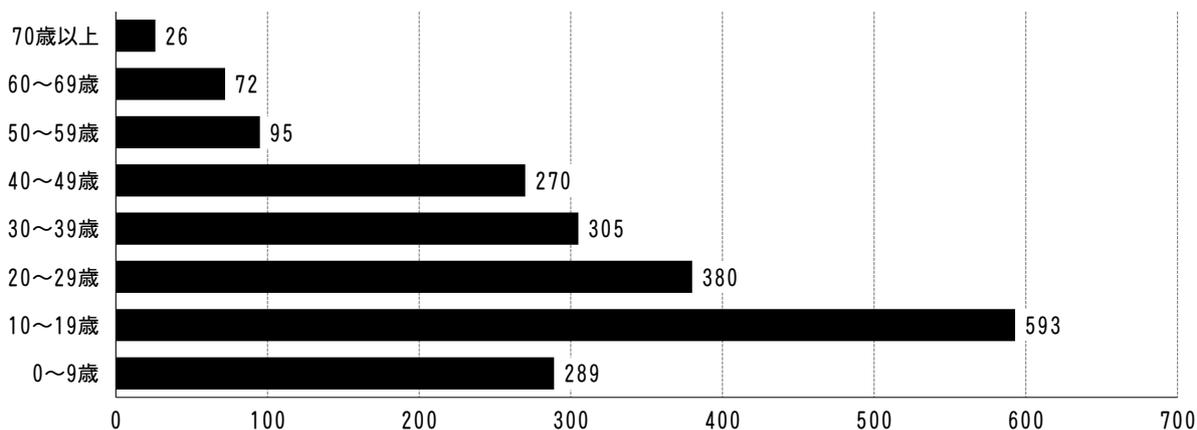


③障害者手帳所持者の年齢分布（平成27年度末時点）

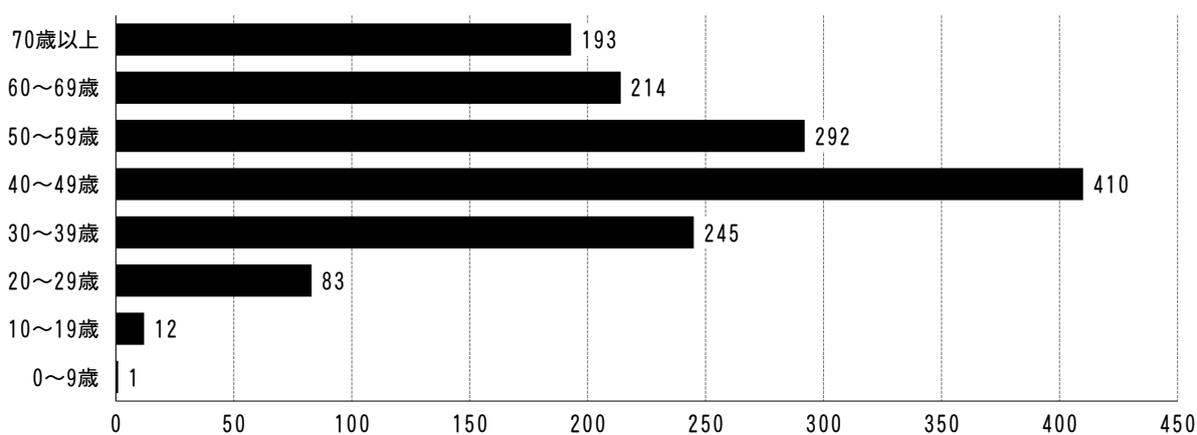
■身体障害者手帳所持者の年齢分布



■療育手帳所持者の年齢分布

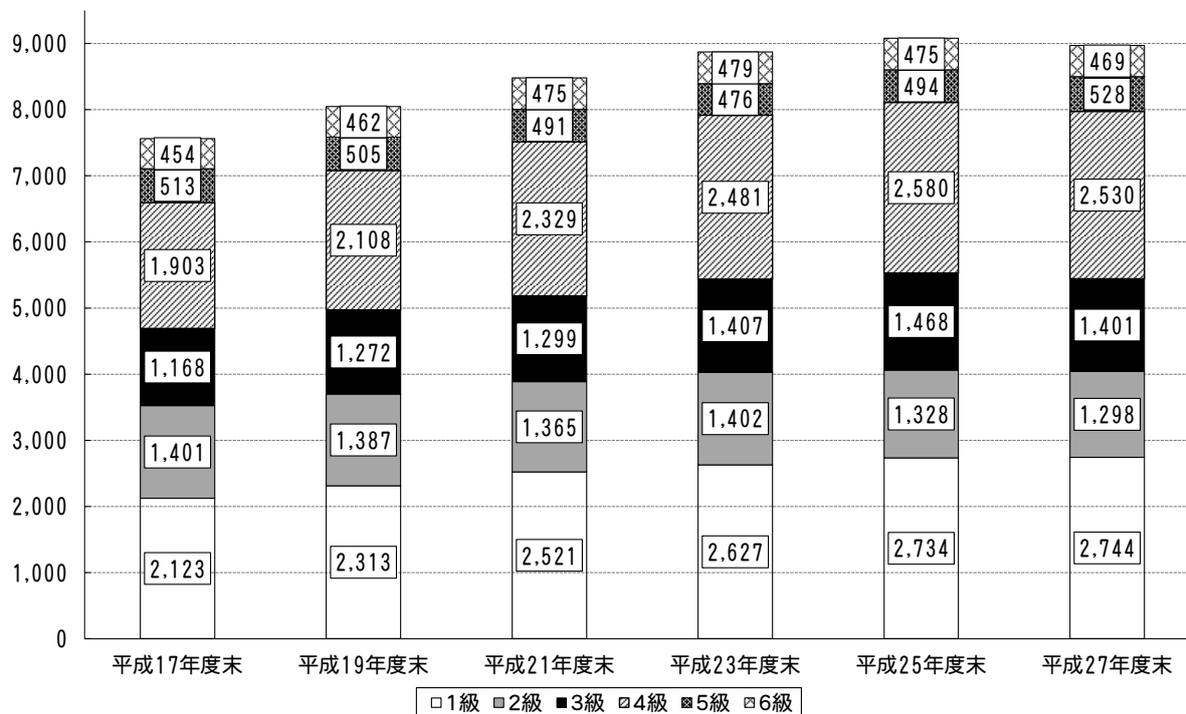


■精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢分布

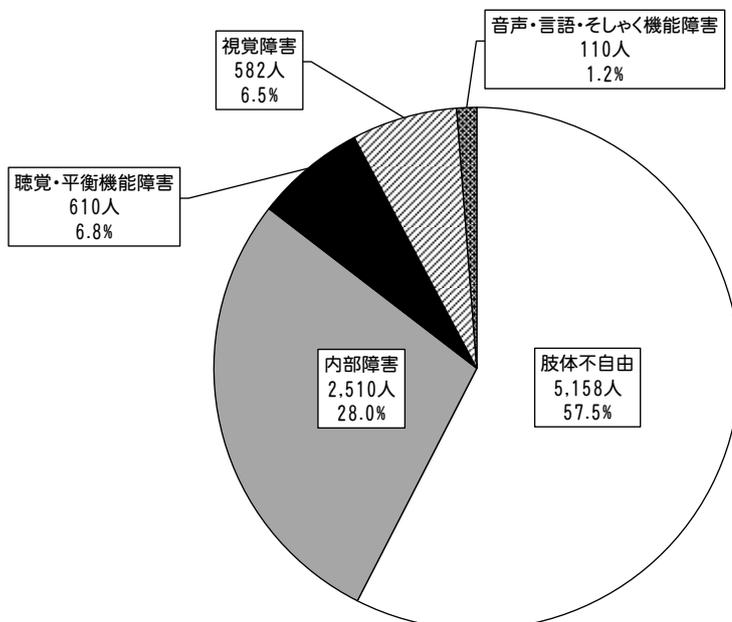


(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

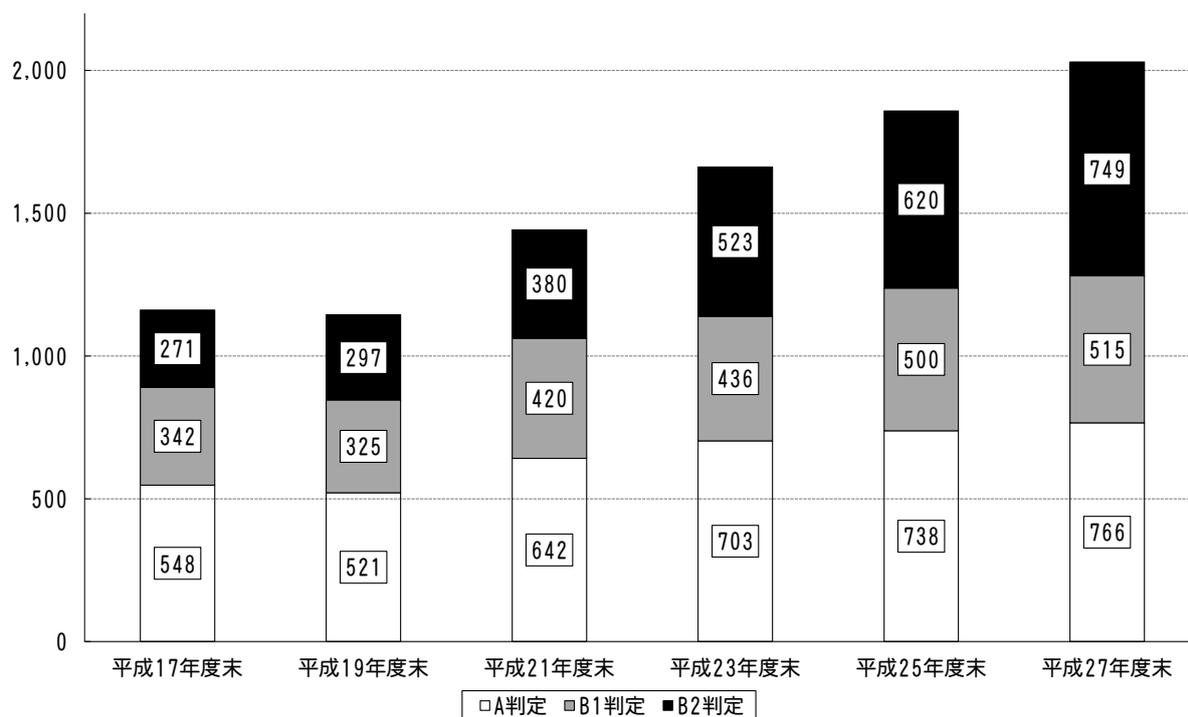


② 障害部位別割合 (平成27年度末時点)

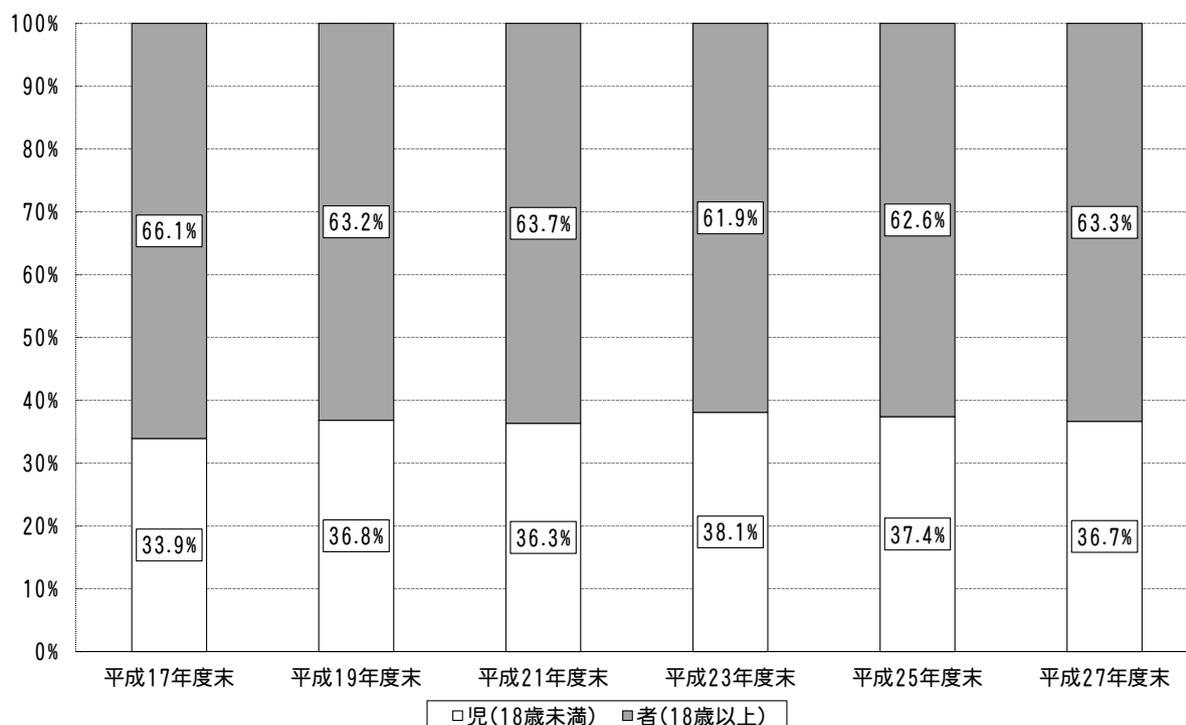


(3) 療育手帳所持者の状況

① 判定別療育手帳所持者数の推移

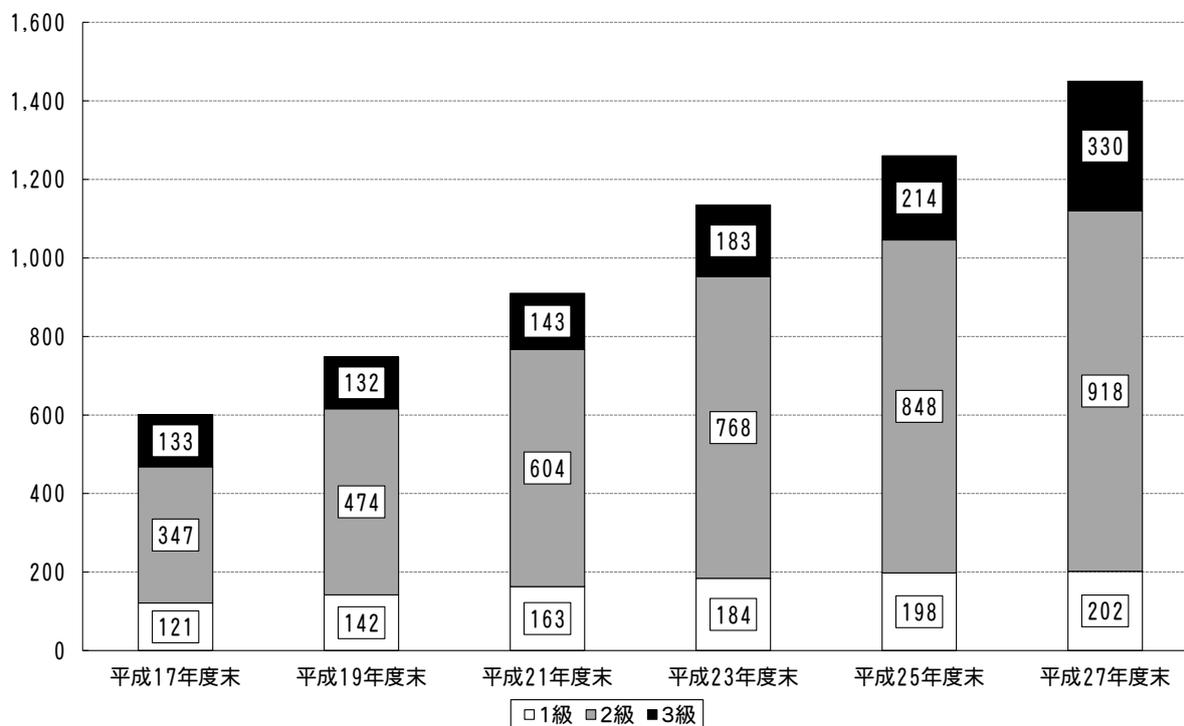


② 年齢内訳の推移



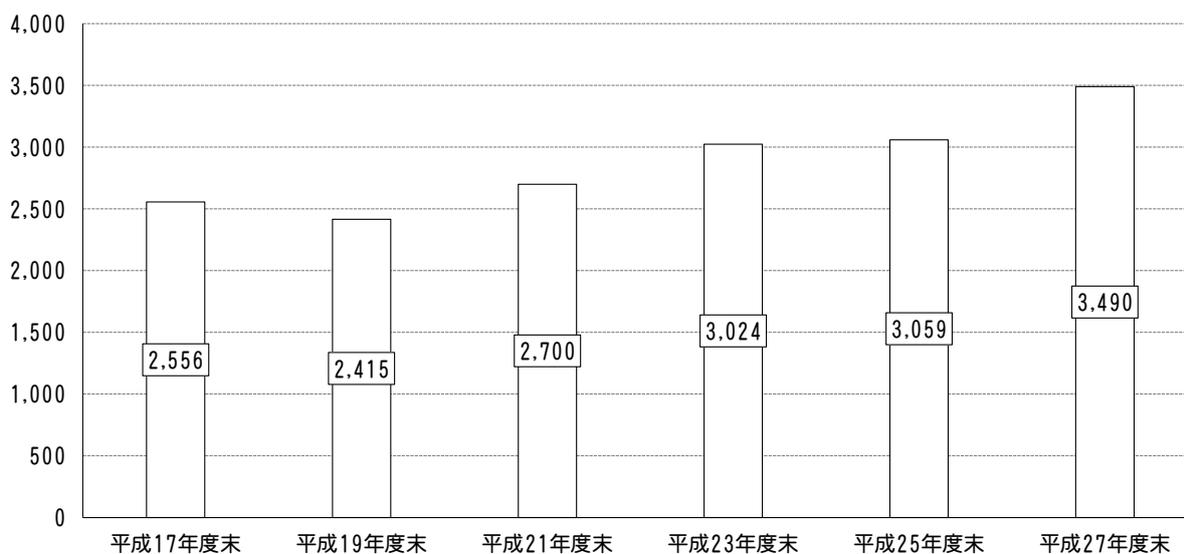
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(5) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移



(6) 難治性疾患患者の状況

①特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移

（平成 25 年度末までは、特定疾患医療受給者証所持者数）

	17 年度末	19 年度末	21 年度末	23 年度末	25 年度末	27 年度末
対象疾患数	45	45	56	56	56	306
対象患者数	968	1,024	1,131	1,311	1,527	1,748

情報提供：加古川健康福祉事務所

②小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数の推移

（平成 25 年度末までは、小児慢性特定疾患医療受診券所持者数）

	17 年度末	19 年度末	21 年度末	23 年度末	25 年度末	27 年度末
対象疾患数	11 疾患群 514 疾病	14 疾患群 705 疾病				
対象患者数	161	143	137	173	188	182

情報提供：加古川健康福祉事務所

2 市民アンケート結果

目次

第1章 調査概要	45
1. 調査の概要.....	45
2. 調査実施状況.....	45
3. 集計結果についての注意.....	45
第2章 調査結果	46
1. あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて.....	46
2. あなたの障害状況などについて.....	50
3. あなたの日常生活について.....	56
4. 生活の場について.....	62
5. 日中活動や就労・就学について.....	65
6. 健康・余暇活動について.....	75
7. 障害福祉サービスなどの利用について.....	78
8. 障がい者差別や権利擁護について.....	83
9. 災害時の避難などについて.....	87
10. 相談について.....	94
11. 情報・意思疎通について.....	98
12. その他.....	104
13. 自由記述.....	108

第1章 調査概要

1. 調査の概要

本市では、平成19年度を初年度とする障害者福祉長期計画の見直しを行っています。

計画の見直しにあたり、市民の障がい者福祉に関する意識や意向などを把握し、計画策定や施策推進にあたっての基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

2. 調査実施状況

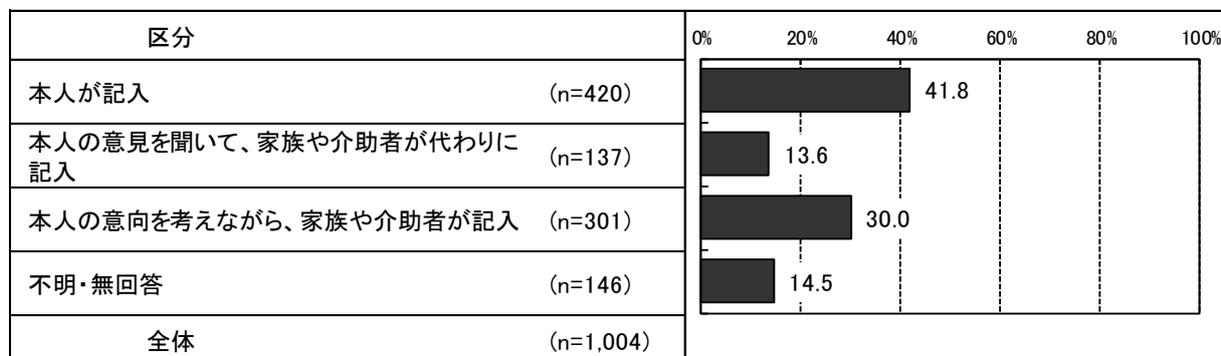
対象者	加古川市内在住の「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」所持者（児）から無作為抽出した者（児）2,000人
実施期間と方法	平成28年8月1日～9月5日 配布・回収とも郵送
配布数	2,000件
回答数（回答率）	1,004件（50.2%）

3. 集計結果についての注意

- 表・グラフに付加されている「n」は質問に対する回答者数を表しています。
- 結果数値(%)は、少数点第2位を四捨五入しており、内訳の合計が100%にならないことがあります。
- 複数回答の場合、回答者数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が100%を超えます。
- 表・グラフ中の「不明・無回答」の表記については、無記入の場合、回答の読み取りが著しく困難な場合、1つまでの回答を求めている設問に対し2つ以上回答していた場合を「不明・無回答」として集計しています。
- 調査の中で「障害の状況」（問7）を尋ねている設問は、回答のあった障害すべてを集計しています。また、「主な障害」は、複数の障害により主障害を示していない人は「重複障害」として集計しています。

第2章 調査結果

問1 このアンケートをご記入いただく方についてお答えください。(いずれか1つに○)

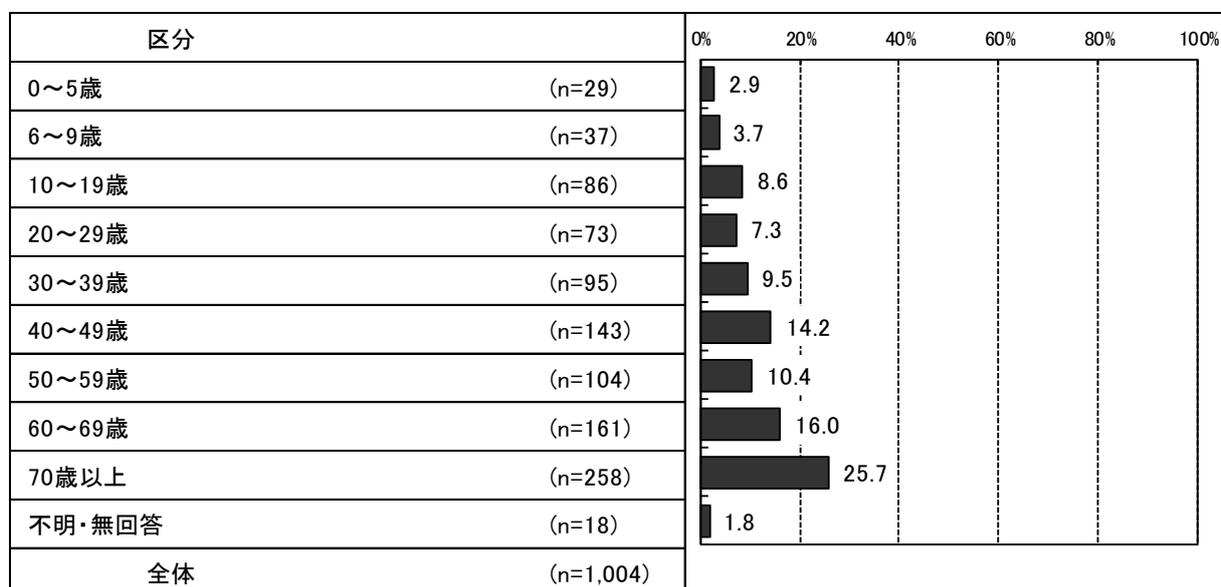


「本人が記入」が41.8%で最も多く、「本人の意向を考えながら、家族や介助者が記入」(30.0%)、「本人の意見を聞いて、家族や介助者が代わりに記入」(13.6%)がつづいています。

1. あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて

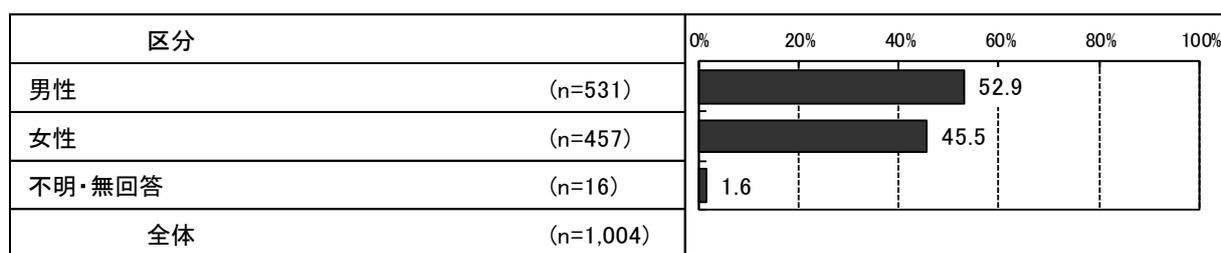
問2 あなたの年齢（平成28年7月1日現在）と性別をお答えください。

(1) 年齢（平成28年7月1日現在）



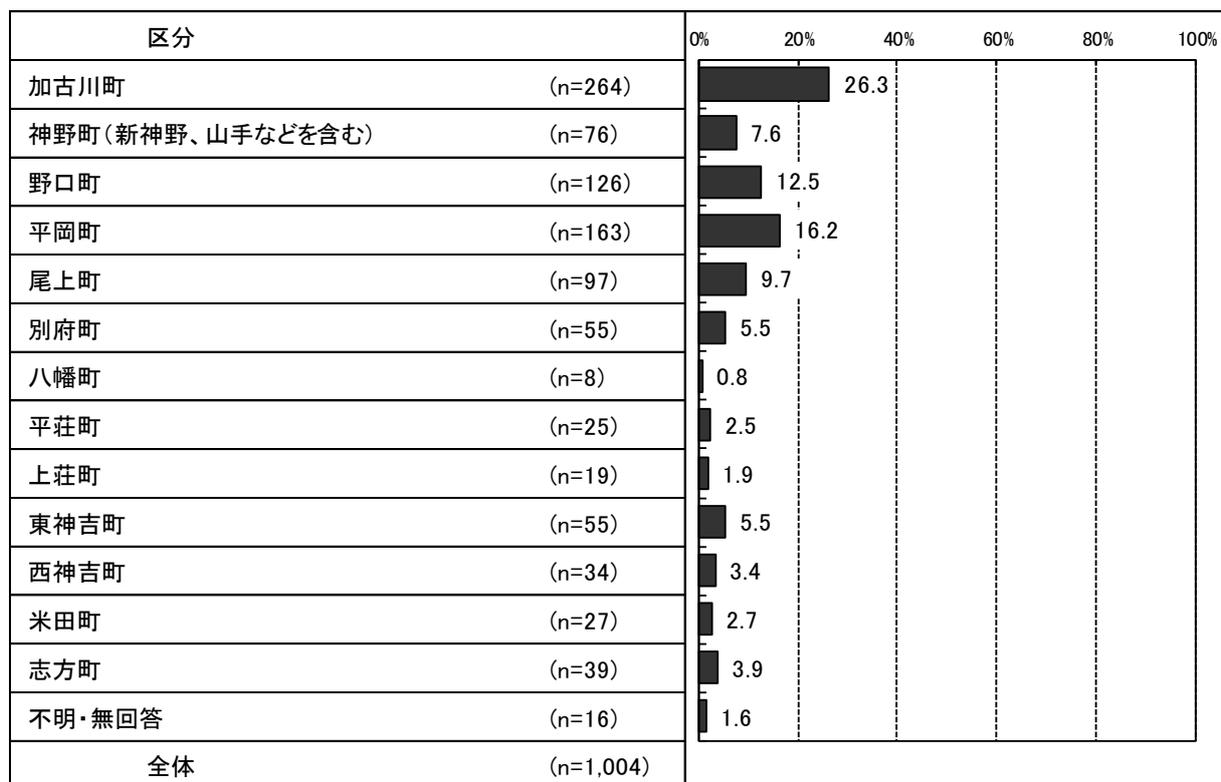
「70歳以上」が25.7%で最も多く、「60～69歳」(16.0%)、「40～49歳」(14.2%)がつづいています。

(2) 性別 (いずれか1つに○)



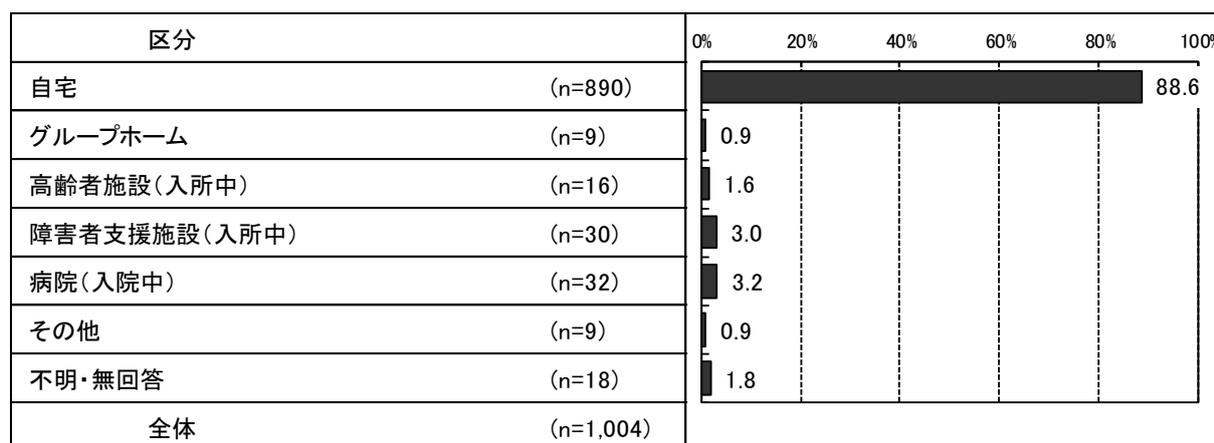
「男性」が52.9%、「女性」が45.5%となっています。

問3 あなたがお住まいの地域はどちらですか。(いずれか1つに○)



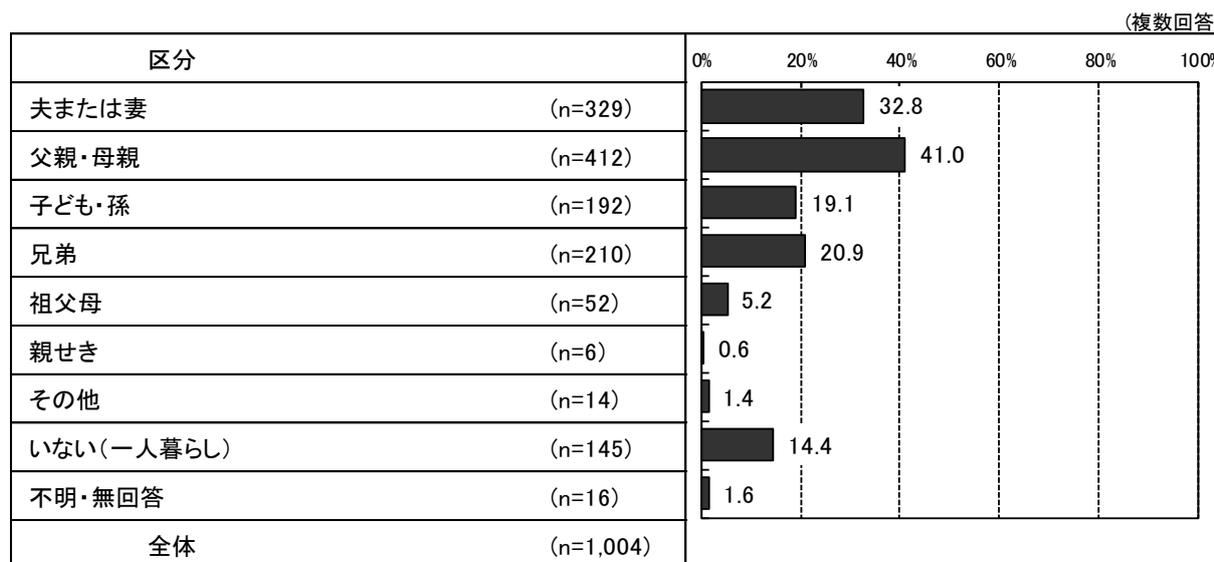
「加古川町」が26.3%で最も多く、「平岡町」(16.2%)、「野口町」(12.5%)がつづいています。

問4 あなたの現在の生活の場はどちらですか。(いずれか1つに○)



「自宅」が88.6%で最も多く、「病院(入院中)」(3.2%)、「障害者支援施設(入所中)」(3.0%)がつづいています。

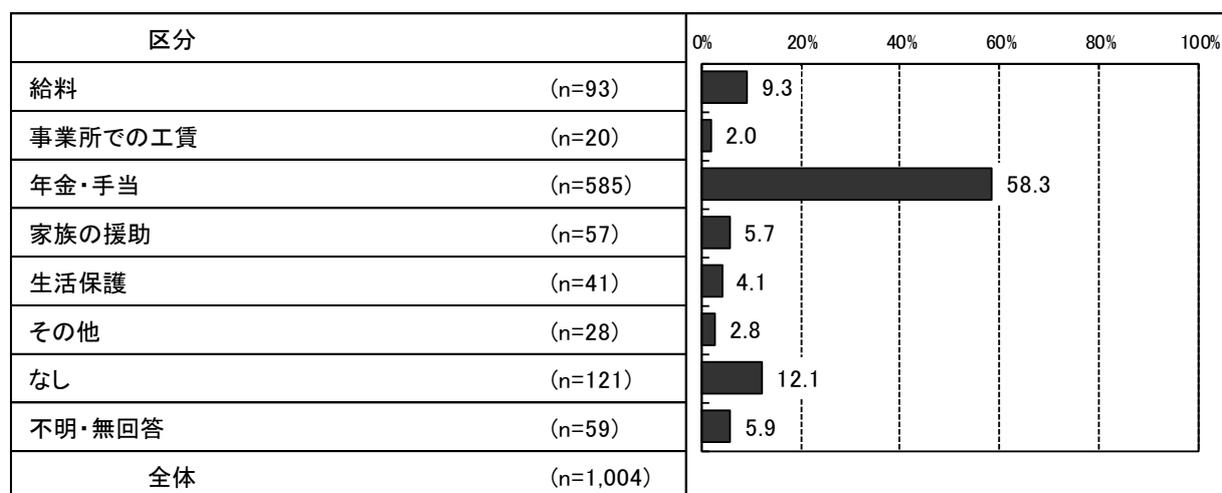
問5 現在あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。(あてはまるものすべてに○)



「父親・母親」が41.0%で最も多く、「夫または妻」(32.8%)、「兄弟」(20.9%)がつづいています。

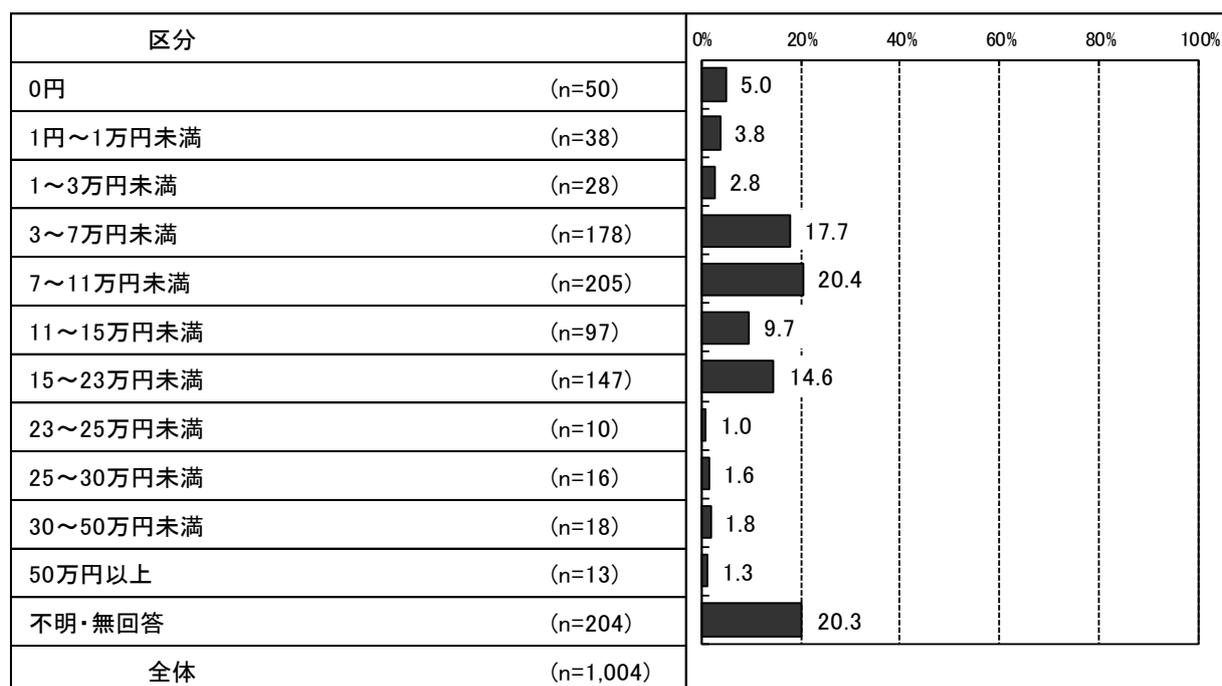
問6 あなたの収入についてお聞きします。

(1) あなたの主な収入はどれですか。(主なもの1つに○)



「年金・手当」が58.3%で最も多く、「なし」(12.1%)、「給料」(9.3%)がつづいています。

(2) あなたの平均の月収(年金や手当などを含む)はおおまかにいくらですか。



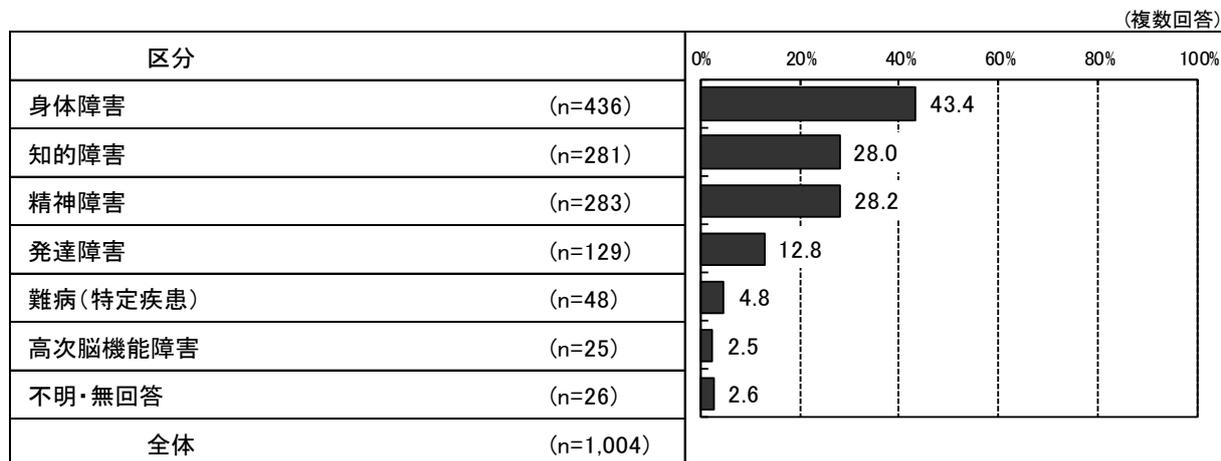
「7～11万円未満」が20.4%で最も多く、「3～7万円未満」(17.7%)、「15～23万円未満」(14.6%)がつづいています。

2. あなたの障害状況などについて

問7 あなたの障害は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

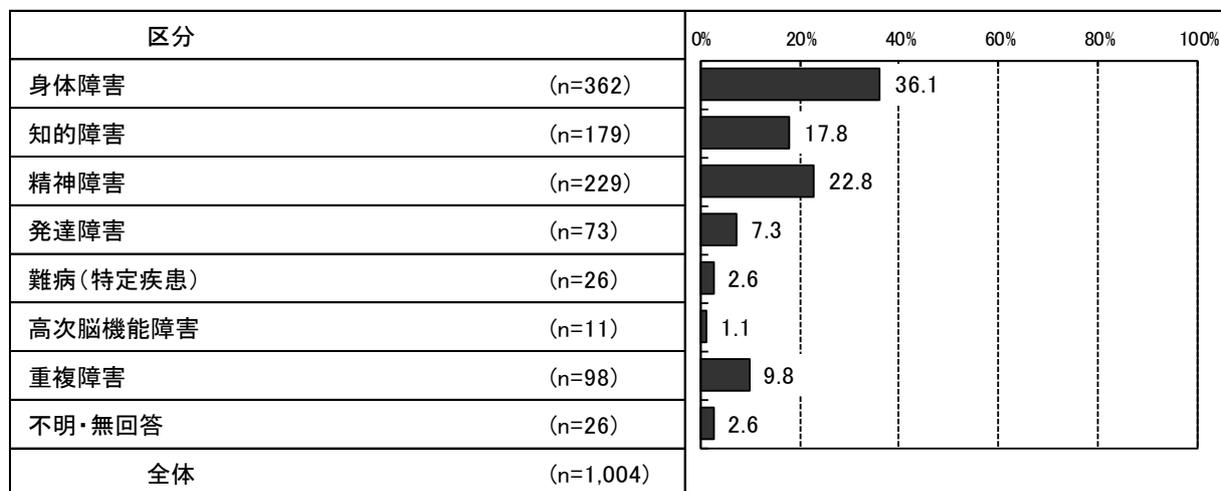
重複障害の場合は、主な障害に◎をつけ、その他の障害に○をつけてください。

(1) 障害の状況



「身体障害」が43.4%で最も多く、「精神障害」(28.2%)、「知的障害」(28.0%)がつづいています。

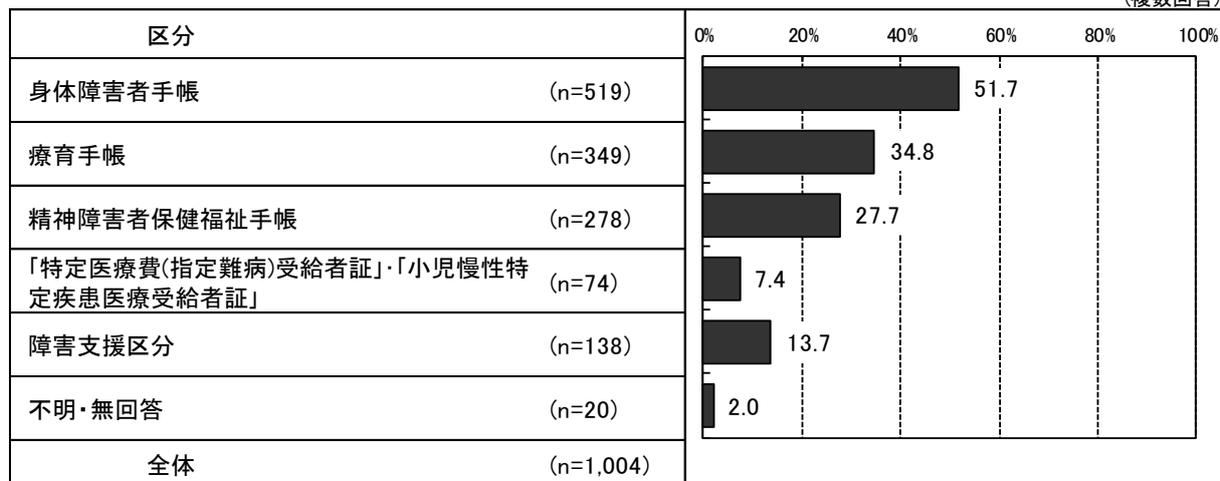
(2) 主な障害



「身体障害」が36.1%で最も多く、「精神障害」(22.8%)、「知的障害」(17.8%)がつづいています。

問8 あなたがお持ちの障害者手帳などについてお答えください。

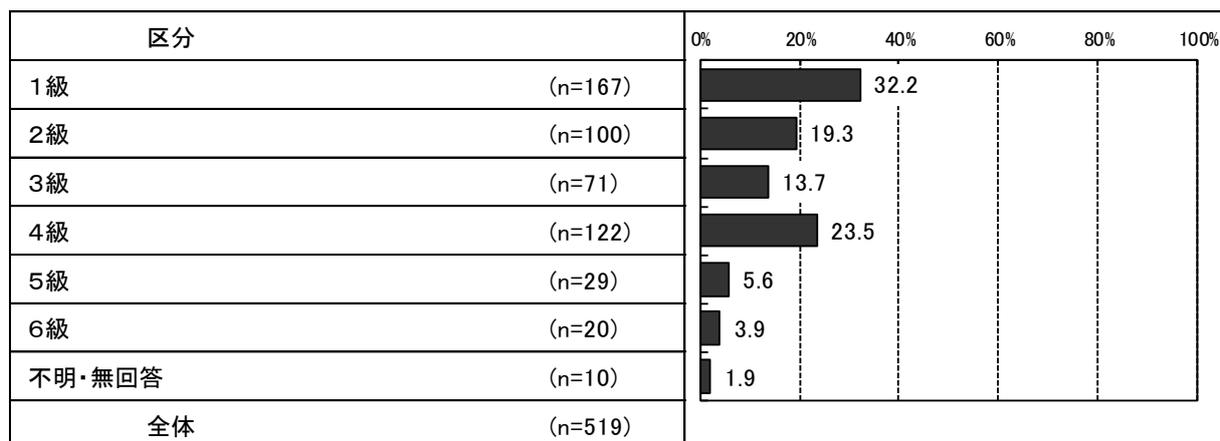
(複数回答)



「身体障害者手帳」が51.7%で最も多く、「療育手帳」(34.8%)、「精神障害者保健福祉手帳」(27.7%)がつづいています。

1. 身体障害者手帳

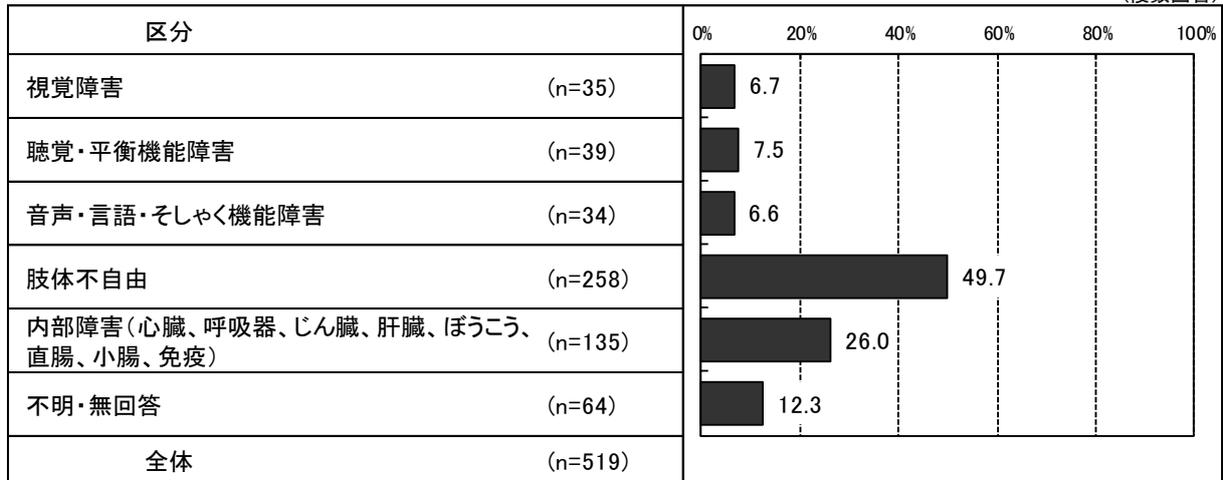
(1) 等級は何級ですか。(いずれか1つに○)



「1級」が32.2%で最も多く、「4級」(23.5%)、「2級」(19.3%)がつづいています。

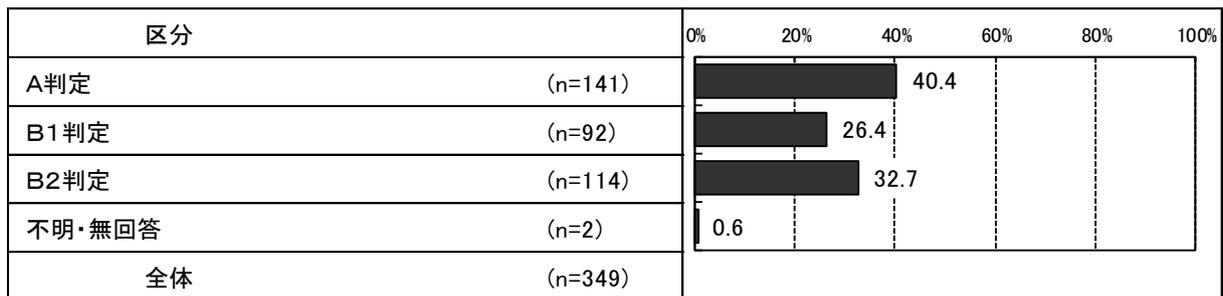
(2) 障害は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



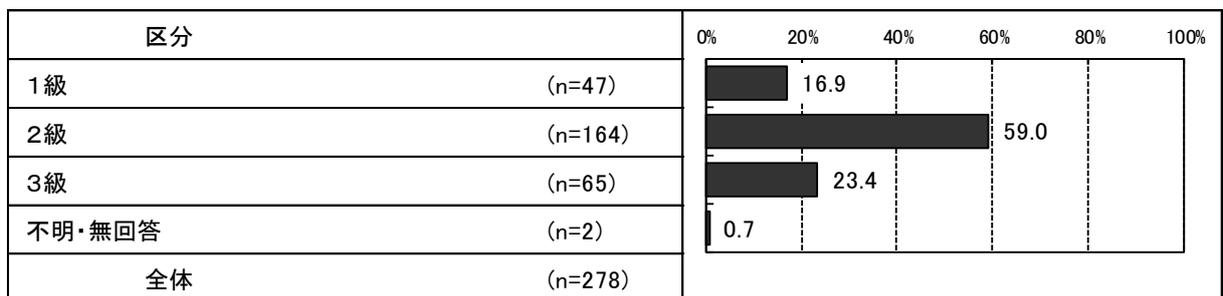
「肢体不自由」が49.7%で最も多く、「内部障害(心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫)」(26.0%)、「聴覚・平衡機能障害」(7.5%)がつづいています。

2. 療育手帳判定は何判定ですか。(いずれか1つに○)



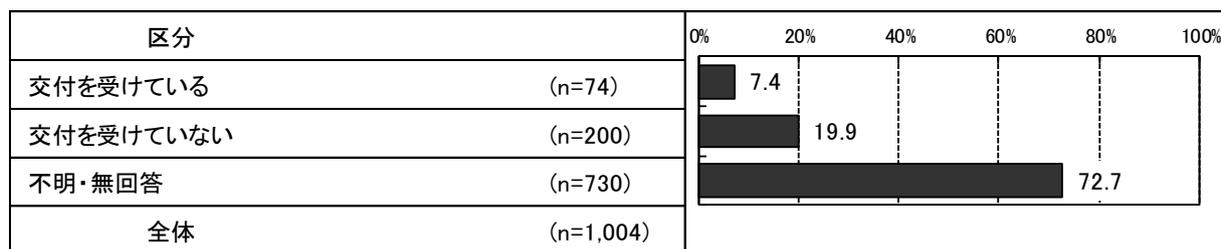
「A判定」が40.4%で最も多く、「B2判定」(32.7%)、「B1判定」(26.4%)がつづいています。

3. 精神障害者保健福祉手帳等級は何級ですか。(いずれか1つに○)



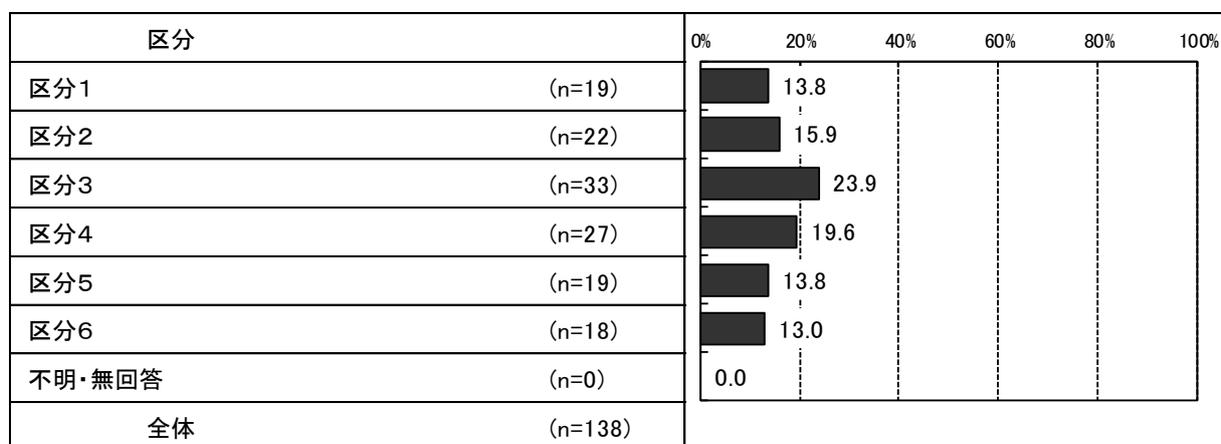
「2級」が59.0%で最も多く、「3級」(23.4%)、「1級」(16.9%)がつづいています。

4. 「特定医療費（指定難病）受給者証」・「小児慢性特定疾病医療受給者証」 （いずれか1つに○）



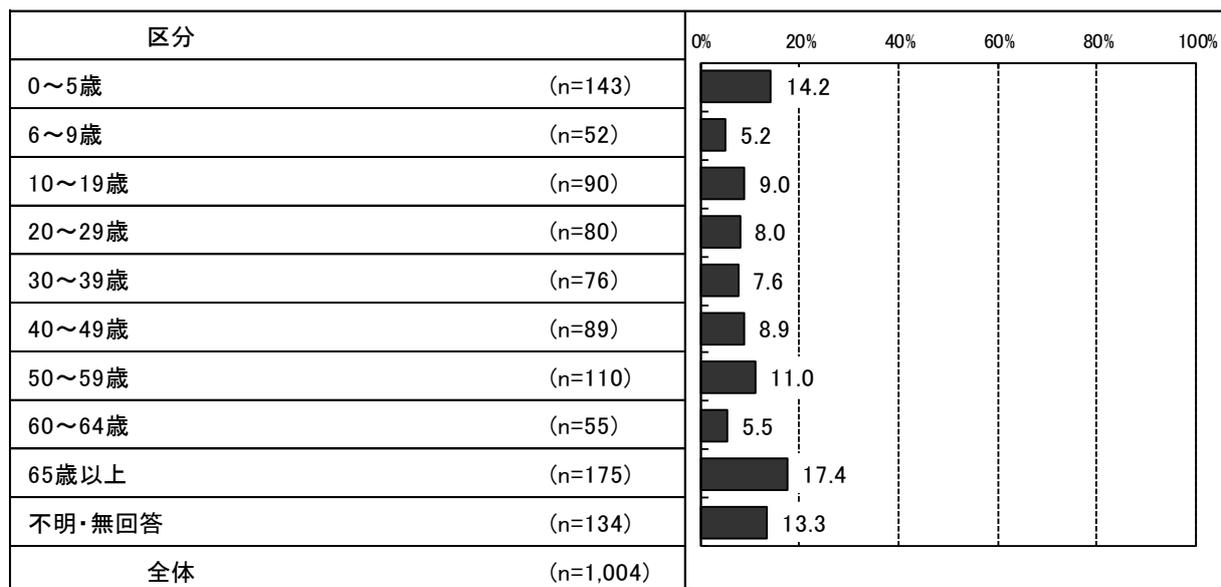
「交付を受けていない」が19.9%、「交付を受けている」が7.4%となっています。

5. 障害支援区分の区分は何ですか。（いずれか1つに○）



「区分3」が23.9%で最も多く、「区分4」(19.6%)、「区分2」(15.9%)がつづいています。

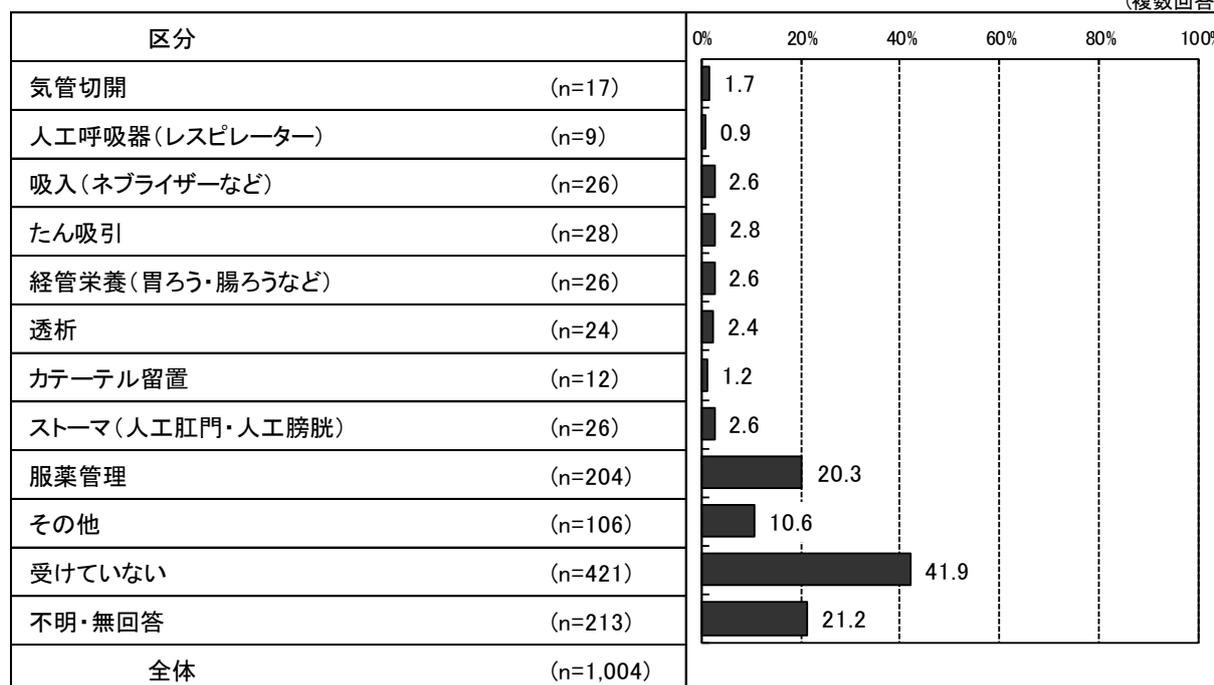
問9 あなたが障害者手帳を初めて取得したのは何歳のときですか。



「65歳以上」が17.4%で最も多く、「0～5歳」(14.2%)、「50～59歳」(11.0%)がつづいています。

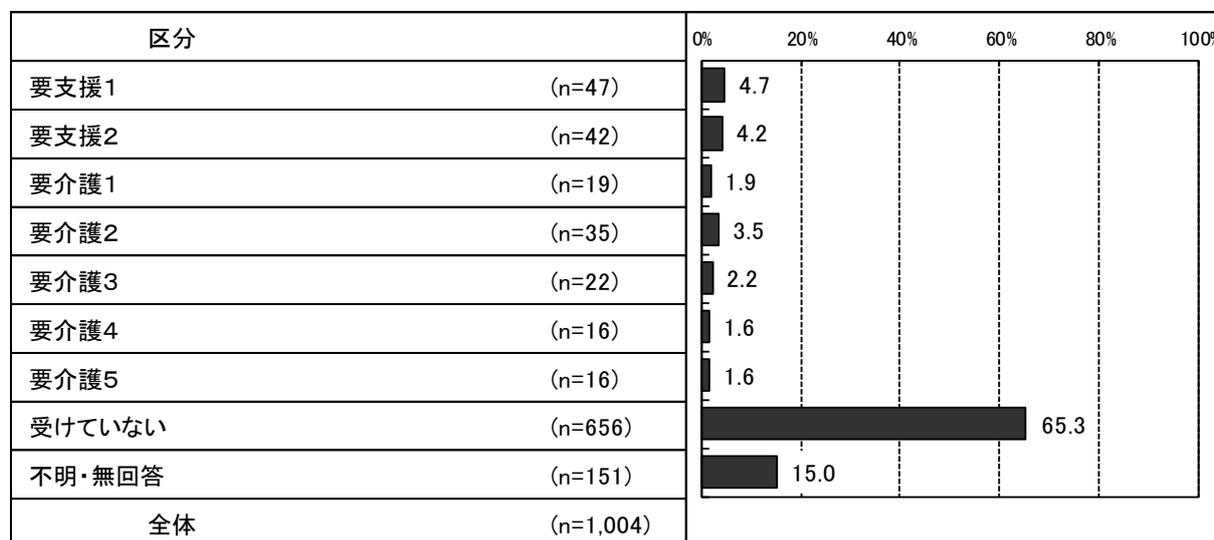
問10 あなたが受けている医療的ケアをご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「受けていない」が41.9%で最も多く、「服薬管理」(20.3%)、「その他」(10.6%)がつづいています。

問11 あなたは、介護保険制度の認定を受けていますか。(いずれか1つに○)



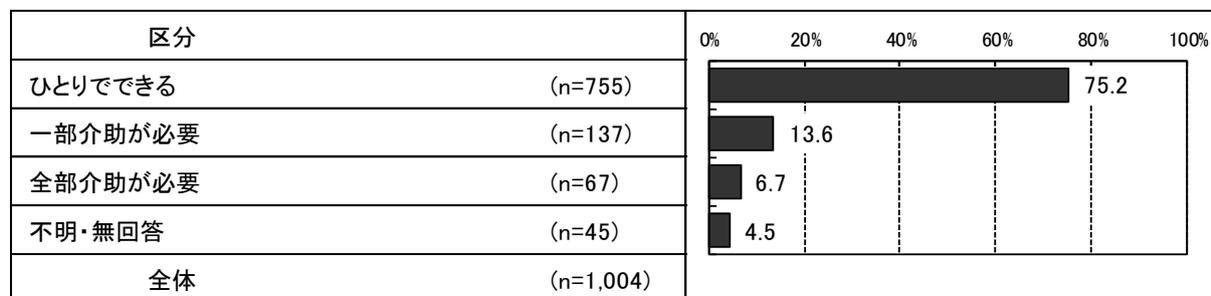
「受けていない」が65.3%で最も多く、「要支援1」(4.7%)、「要支援2」(4.2%)がつづいています。

3. あなたの日常生活について

問12 あなたは、日常生活で、次のことをどのようにしていますか。

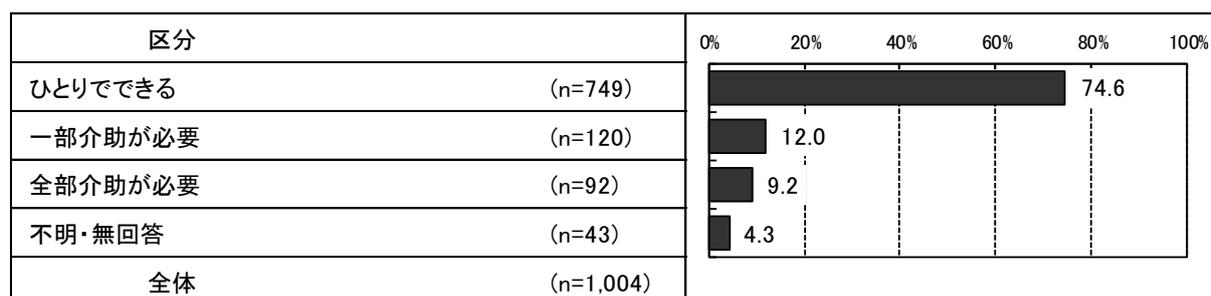
①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)

①食事



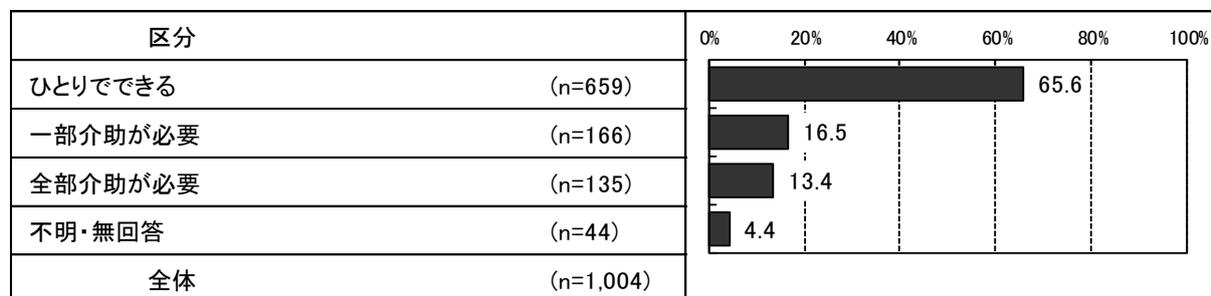
「ひとりでできる」が75.2%で最も多く、「一部介助が必要」(13.6%)、「全部介助が必要」(6.7%)がつづいています。

②トイレ



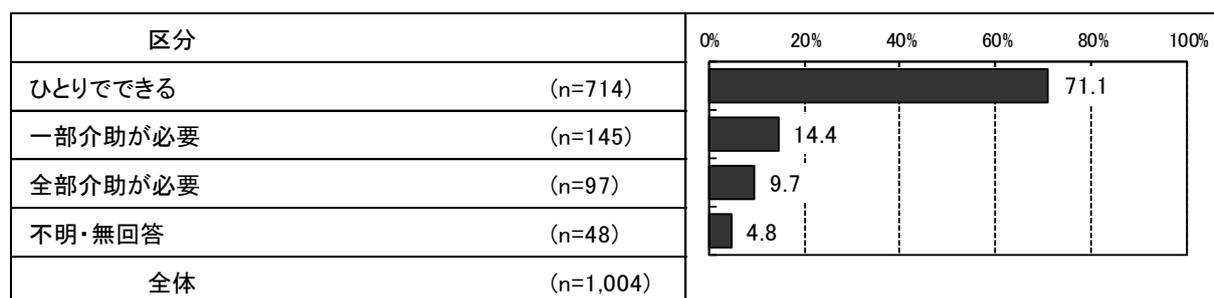
「ひとりでできる」が74.6%で最も多く、「一部介助が必要」(12.0%)、「全部介助が必要」(9.2%)がつづいています。

③入浴



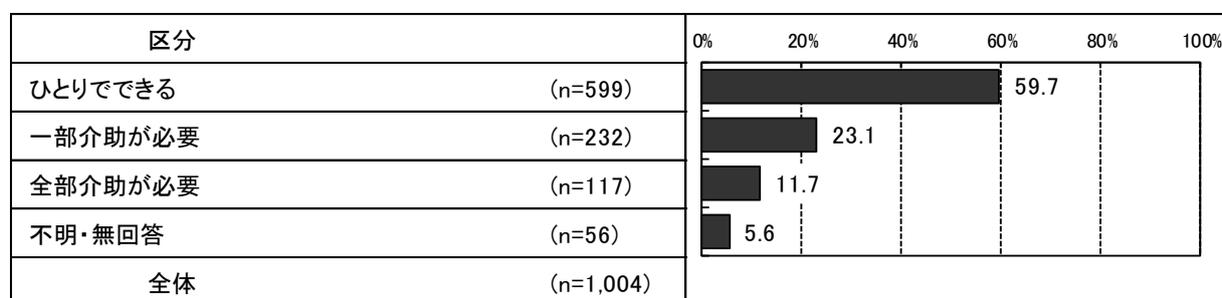
「ひとりでできる」が65.6%で最も多く、「一部介助が必要」(16.5%)、「全部介助が必要」(13.4%)がつづいています。

④衣服の着脱



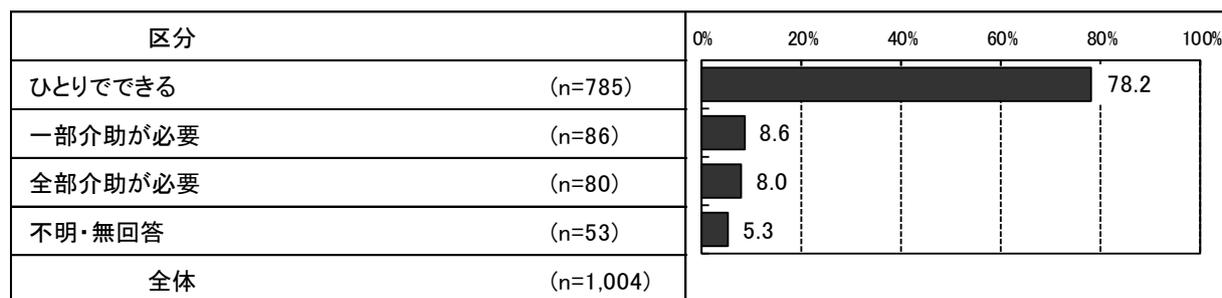
「ひとりできる」が71.1%で最も多く、「一部介助が必要」(14.4%)、「全部介助が必要」(9.7%)がつづいています。

⑤身だしなみ



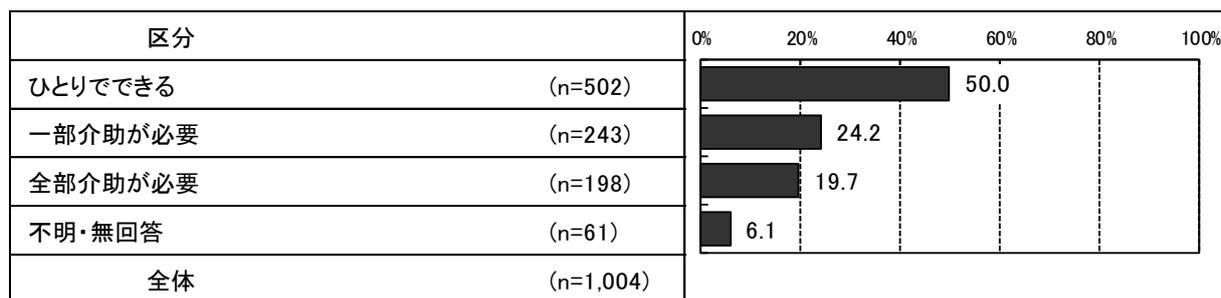
「ひとりできる」が59.7%で最も多く、「一部介助が必要」(23.1%)、「全部介助が必要」(11.7%)がつづいています。

⑥家の中の移動



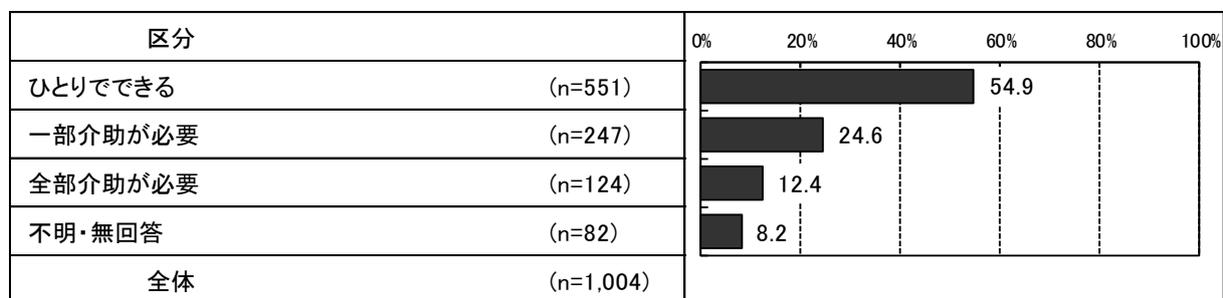
「ひとりできる」が78.2%で最も多く、「一部介助が必要」(8.6%)、「全部介助が必要」(8.0%)がつづいています。

⑦外出



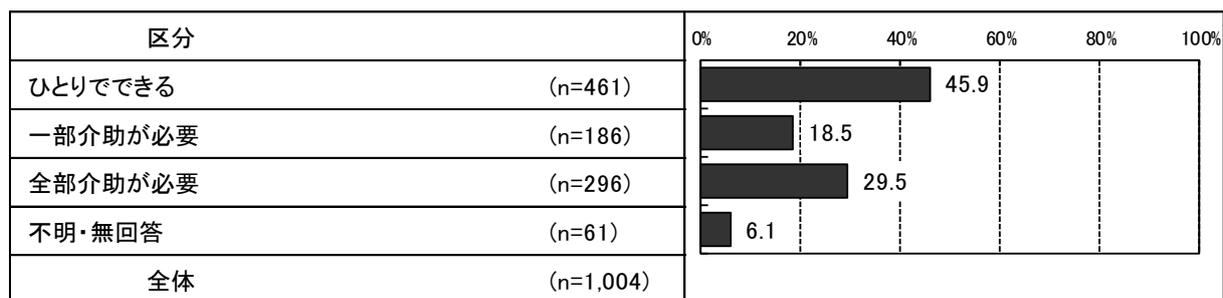
「ひとりできる」が50.0%で最も多く、「一部介助が必要」(24.2%)、「全部介助が必要」(19.7%)がつづいています。

⑧家族以外の人との意思疎通



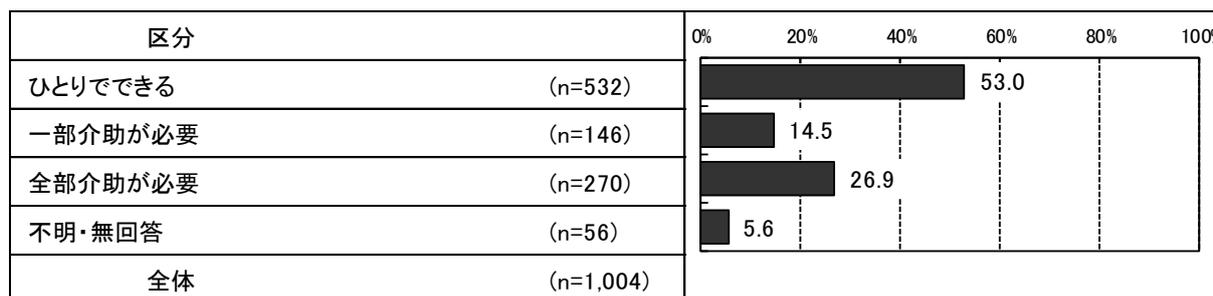
「ひとりできる」が54.9%で最も多く、「一部介助が必要」(24.6%)、「全部介助が必要」(12.4%)がつづいています。

⑨お金の管理



「ひとりできる」が45.9%で最も多く、「全部介助が必要」(29.5%)、「一部介助が必要」(18.5%)がつづいています。

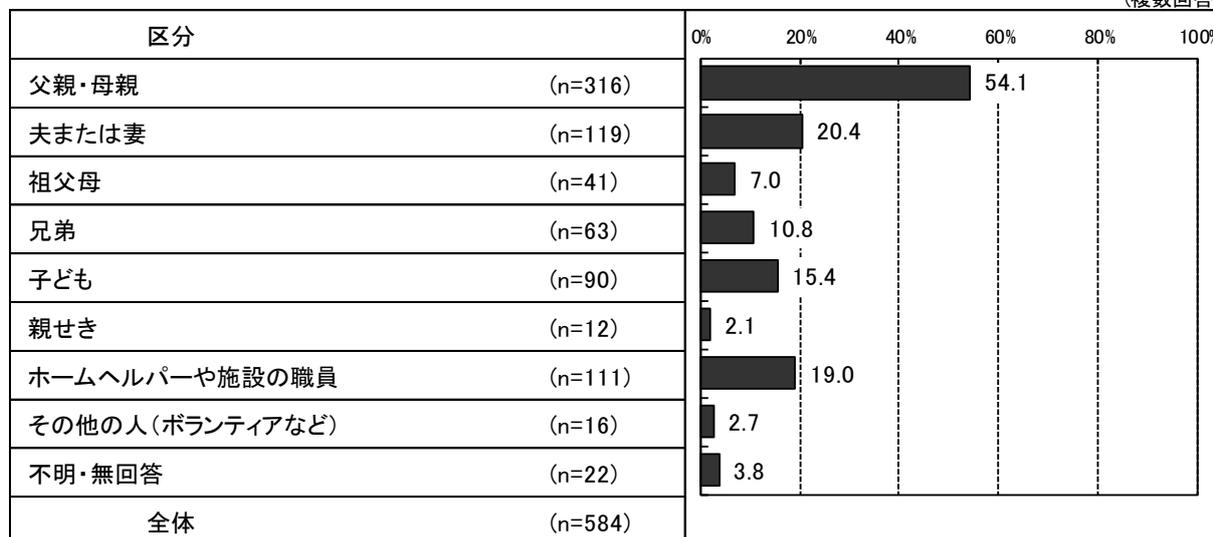
⑩薬の管理



「ひとりできる」が53.0%で最も多く、「全部介助が必要」(26.9%)、「一部介助が必要」(14.5%)がつづいています。

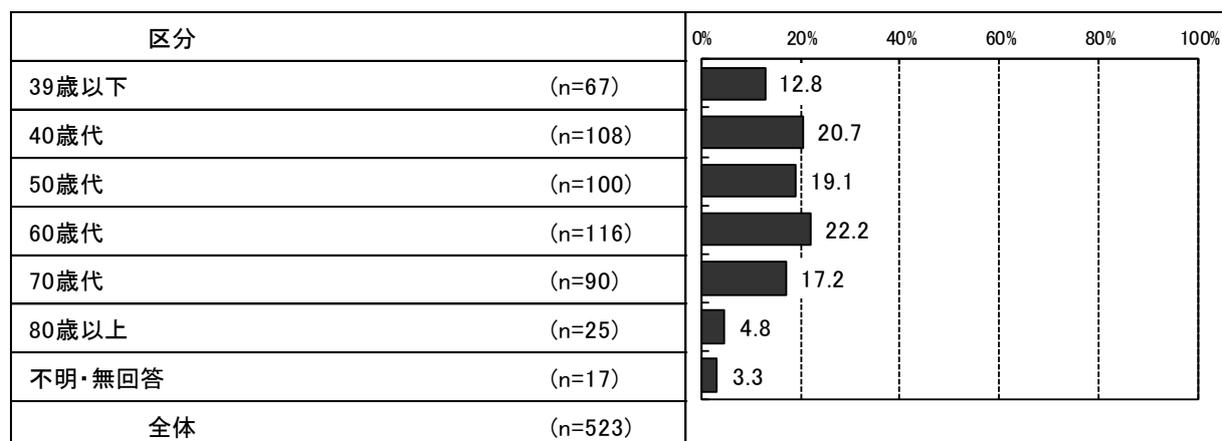
問13 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「父親・母親」が54.1%で最も多く、「夫または妻」(20.4%)、「ホームヘルパーや施設の職員」(19.0%)がつづいています。

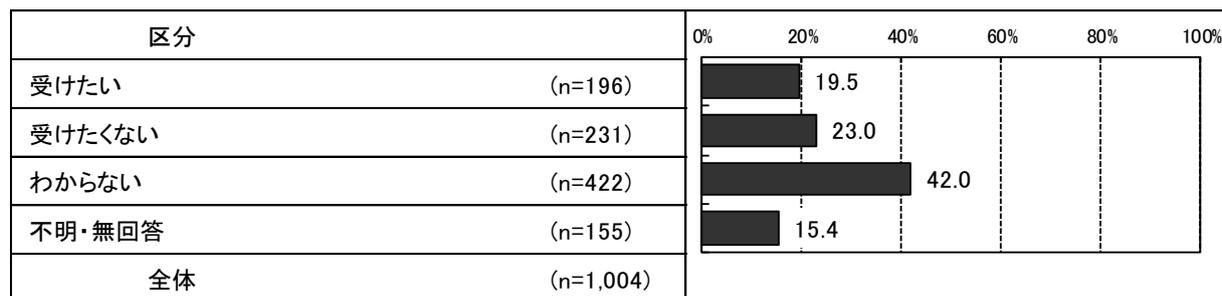
問 14 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢（平成 28 年 7 月 1 日現在）をお答えください。



「60歳代」が22.2%で最も多く、「40歳代」(20.7%)、「50歳代」(19.1%)がつづいています。

問 15 ボランティアについてお聞きします。

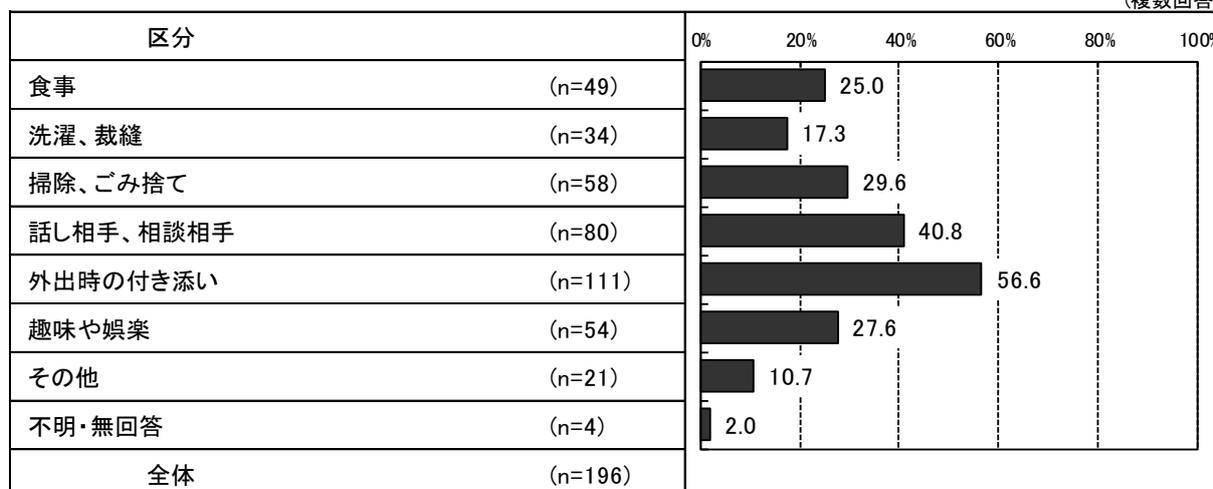
(1) あなたは、ボランティアによる支援を受けたいと思いますか。(いずれか1つに○)



「わからない」が42.0%で最も多く、「受けたくない」(23.0%)、「受けたい」(19.5%)がつづいています。

(2) あなたは、ボランティアにどのような支援をお願いしたいですか。
(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「外出時の付き添い」が 56.6%で最も多く、「話し相手、相談相手」(40.8%)、「掃除、ごみ捨て」(29.6%)がつづいています。

4. 生活の場について

問16 あなたは、将来、どのように暮らしたいですか。(いずれか1つに○)

区分	0%	20%	40%	60%	80%	100%
ひとりで暮らしたい (n=176)	17.5					
家族と一緒に暮らしたい (n=518)	51.6					
グループホームで仲間と共同生活がしたい (n=53)	5.3					
高齢者施設で暮らしたい(入所) (n=54)	5.4					
障害者支援施設で暮らしたい(入所) (n=86)	8.6					
その他 (n=42)	4.2					
不明・無回答 (n=75)	7.5					
全体 (n=1,004)						

「家族と一緒に暮らしたい」が51.6%で最も多く、「ひとりで暮らしたい」(17.5%)、「障害者支援施設で暮らしたい(入所)」(8.6%)がづづいています。

		合計	ひとりで暮らしたい	家族と一緒に暮らしたい	グループホームで仲間と共同生活がしたい	高齢者施設で暮らしたい(入所)	障害者支援施設で暮らしたい(入所)	その他	不明・無回答
全体		1004	17.5%	51.6%	5.3%	5.4%	8.6%	4.2%	7.5%
性別	男性	531	16.4%	52.4%	6.0%	4.5%	9.8%	3.8%	7.2%
	女性	457	18.4%	51.4%	4.6%	6.3%	7.2%	4.6%	7.4%
年齢	0～17歳	134	15.7%	59.7%	6.0%	0.0%	7.5%	4.5%	6.7%
	18～39歳	186	20.4%	44.6%	12.4%	0.5%	10.2%	5.4%	6.5%
	40～64歳	316	19.9%	44.0%	5.1%	6.0%	12.3%	5.1%	7.6%
	65歳以上	350	14.3%	59.7%	1.7%	9.4%	4.9%	2.6%	7.4%
障害の状況	身体障害	436	13.5%	60.8%	2.8%	6.2%	6.2%	3.0%	7.6%
	知的障害	281	14.2%	39.9%	12.5%	1.8%	18.5%	4.6%	8.5%
	精神障害	283	23.0%	47.0%	3.9%	7.4%	7.8%	3.9%	7.1%
	発達障害	129	17.8%	51.2%	4.7%	0.8%	12.4%	6.2%	7.0%
	難病(特定疾患)	48	12.5%	52.1%	2.1%	4.2%	6.3%	10.4%	12.5%
	高次脳機能障害	25	4.0%	84.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.0%
現在の生活の場	自宅	890	18.2%	55.1%	4.6%	4.2%	7.2%	4.2%	6.6%
	グループホーム	9	11.1%	11.1%	66.7%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	高齢者施設	16	0.0%	18.8%	0.0%	62.5%	6.3%	0.0%	12.5%
	障害者支援施設	30	10.0%	20.0%	13.3%	6.7%	40.0%	3.3%	6.7%
	病院	32	12.5%	28.1%	0.0%	9.4%	18.8%	9.4%	21.9%
	その他	9	11.1%	44.4%	0.0%	11.1%	11.1%	0.0%	22.2%

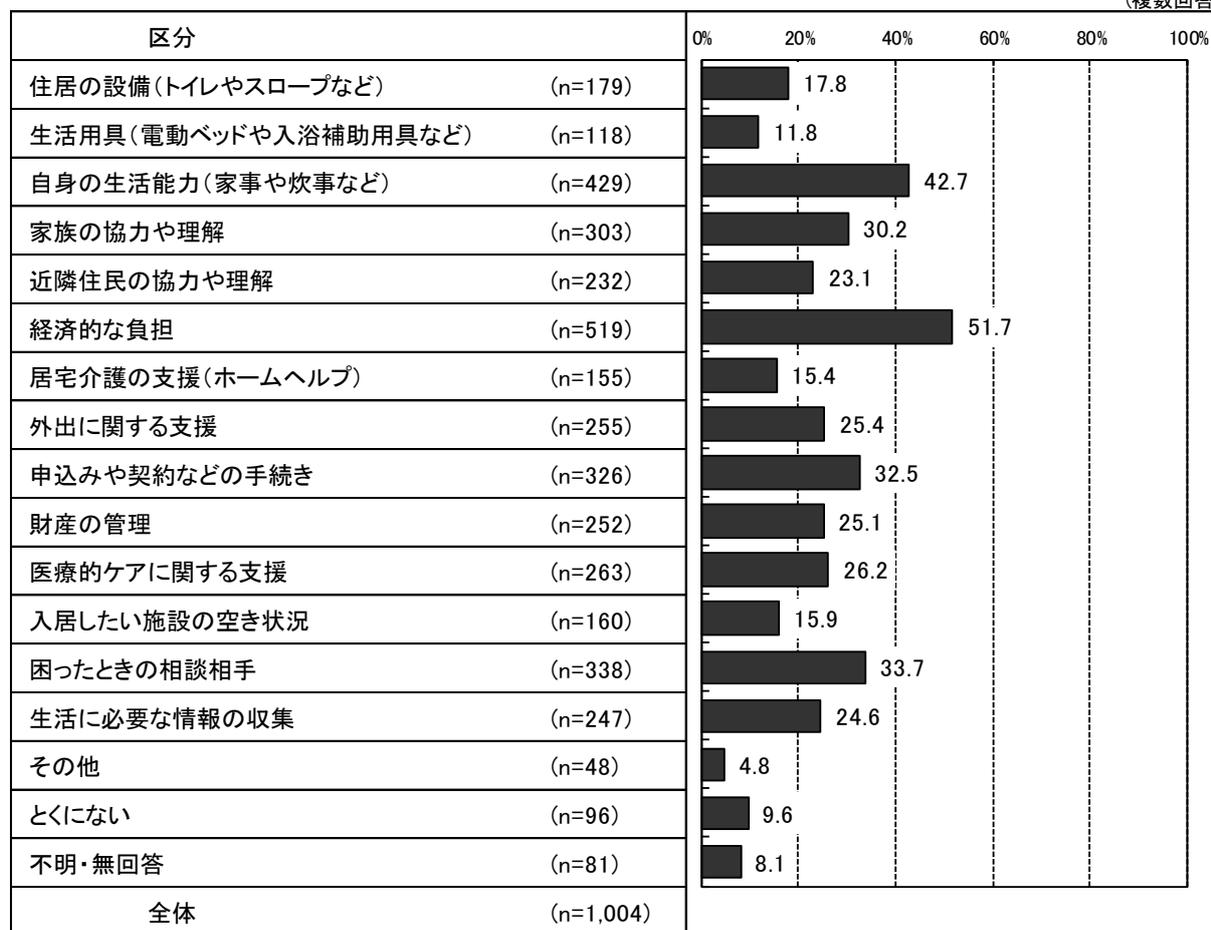
性別、年齢、障害の状況別にみると、いずれも「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。

現在の生活の場別にみると、グループホームの人は「グループホームで仲間と共同生活がしたい」、高齢者施設の人は「高齢者施設で暮らしたい」、障害者支援施設の人は「障害者支援施設で暮らしたい」がそれぞれ最も多くなっています。

問 17 あなたは、将来望んだ暮らしを実現する際に心配に思うことはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「経済的な負担」が51.7%で最も多く、「自身の生活能力(家事や炊事など)」(42.7%)、「困ったときの相談相手」(33.7%)がつづいています。

		合計	住居の設備 (トイレやスロープなど)	生活用具 (電動ベッドや入浴補助用具など)	自身の生活能力 (家事や炊事など)	家族の協力や理解	近隣住民の協力や理解	経済的な負担	居宅介護の支援 (ホームヘルプ)	外出に関する支援	申込みや契約などの手続き
全体		1004	17.8%	11.8%	42.7%	30.2%	23.1%	51.7%	15.4%	25.4%	32.5%
性別	男性	531	15.8%	9.0%	40.9%	27.5%	23.4%	53.3%	13.2%	23.9%	31.8%
	女性	457	20.1%	14.9%	45.3%	33.7%	22.5%	50.1%	18.2%	27.4%	33.3%
年齢	0～17歳	134	9.0%	5.2%	60.4%	27.6%	47.0%	61.2%	9.7%	35.1%	48.5%
	18～39歳	186	8.6%	5.9%	49.5%	29.0%	29.6%	62.9%	15.6%	30.1%	44.6%
	40～64歳	316	20.3%	11.7%	41.1%	31.0%	23.4%	56.3%	13.0%	20.9%	36.4%
	65歳以上	350	24.0%	17.7%	34.6%	31.7%	10.6%	38.6%	20.0%	23.4%	16.6%
障害の状況	身体障害	436	26.6%	17.9%	37.6%	31.7%	13.1%	43.1%	19.3%	25.9%	21.6%
	知的障害	281	10.3%	6.8%	51.2%	31.3%	35.2%	55.9%	17.1%	34.2%	52.3%
	精神障害	283	16.6%	10.6%	43.8%	31.4%	24.0%	62.9%	13.1%	22.6%	35.7%
	発達障害	129	7.8%	3.9%	58.1%	29.5%	41.9%	64.3%	7.8%	32.6%	45.0%
	難病(特定疾患)	48	33.3%	29.2%	41.7%	33.3%	18.8%	47.9%	27.1%	41.7%	20.8%
	高次脳機能障害	25	28.0%	12.0%	64.0%	36.0%	16.0%	56.0%	16.0%	44.0%	36.0%
	その他	890	17.5%	11.6%	44.0%	31.2%	23.8%	53.3%	15.3%	25.7%	33.0%
現在の生活の場	グループホーム	9	22.2%	11.1%	22.2%	33.3%	0.0%	66.7%	33.3%	33.3%	44.4%
	高齢者施設	16	12.5%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	31.3%	12.5%	12.5%	12.5%
	障害者支援施設	30	13.3%	6.7%	30.0%	20.0%	16.7%	36.7%	13.3%	23.3%	46.7%
	病院	32	28.1%	25.0%	43.8%	28.1%	21.9%	37.5%	18.8%	18.8%	18.8%
	その他	9	33.3%	33.3%	66.7%	33.3%	33.3%	44.4%	11.1%	22.2%	11.1%

		合計	財産の管理	医療的ケアに関する支援	入居したい施設の空き状況	困ったときの相談相手	生活に必要な情報の収集	その他	とくにな	不明・無回答
全体		1004	25.1%	26.2%	15.9%	33.7%	24.6%	4.8%	9.6%	8.1%
性別	男性	531	28.1%	25.4%	15.1%	35.4%	25.6%	4.5%	9.0%	8.3%
	女性	457	22.1%	26.9%	17.3%	31.7%	23.4%	4.6%	9.8%	7.7%
年齢	0～17歳	134	57.5%	20.9%	18.7%	45.5%	44.8%	4.5%	6.0%	4.5%
	18～39歳	186	33.9%	24.2%	19.4%	46.2%	29.6%	4.8%	7.5%	7.5%
	40～64歳	316	21.5%	26.3%	17.7%	37.3%	24.7%	4.1%	7.6%	8.9%
	65歳以上	350	11.4%	28.9%	12.0%	19.4%	14.6%	4.9%	13.4%	8.3%
障害の状況	身体障害	436	12.8%	28.2%	14.4%	21.3%	18.6%	5.3%	12.4%	8.3%
	知的障害	281	49.8%	28.5%	23.8%	44.1%	32.4%	3.9%	3.6%	10.0%
	精神障害	283	22.6%	26.5%	15.5%	42.0%	27.2%	3.5%	7.4%	7.1%
	発達障害	129	48.1%	21.7%	17.8%	45.7%	44.2%	7.8%	4.7%	4.7%
	難病(特定疾患)	48	20.8%	45.8%	14.6%	20.8%	20.8%	6.3%	6.3%	12.5%
	高次脳機能障害	25	40.0%	40.0%	8.0%	32.0%	24.0%	8.0%	0.0%	12.0%
	その他	890	24.9%	25.4%	15.8%	34.3%	24.5%	4.2%	9.0%	6.9%
現在の生活の場	グループホーム	9	33.3%	66.7%	0.0%	22.2%	11.1%	11.1%	11.1%	0.0%
	高齢者施設	16	12.5%	18.8%	18.8%	18.8%	6.3%	12.5%	37.5%	12.5%
	障害者支援施設	30	26.7%	30.0%	20.0%	33.3%	33.3%	13.3%	6.7%	20.0%
	病院	32	28.1%	34.4%	25.0%	25.0%	18.8%	3.1%	9.4%	18.8%
	その他	9	44.4%	22.2%	0.0%	55.6%	55.6%	0.0%	11.1%	22.2%

性別にみると、男女ともに「経済的な負担」が最も多くなっています。

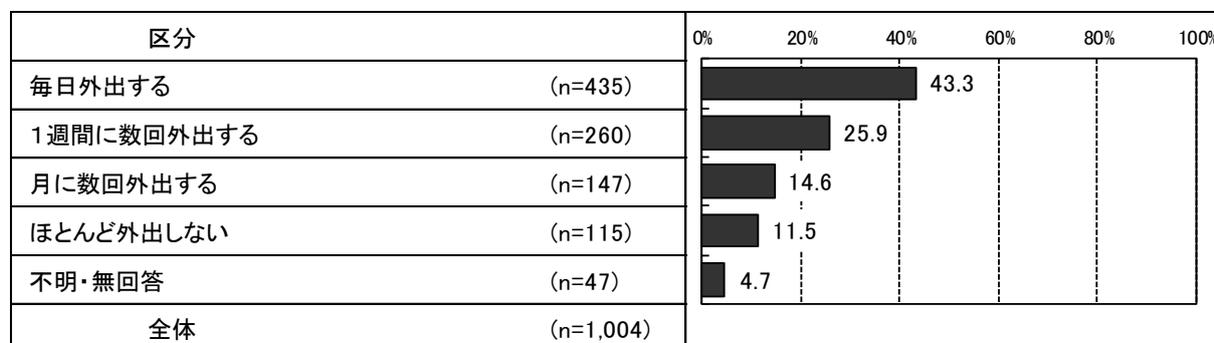
年齢別にみると、すべての年齢で「経済的な負担」が最も多くなっていますが、18歳～39歳は69.2%に対し、65歳以上は38.6%と30.6%の差が見られます。

障害の状況別にみると、高次脳機能障害は「自身の生活能力(家事や炊事など)」、その他の障害では「経済的な負担」がそれぞれ最も多くなっています。

現在の生活の場別にみると、自宅の人は「経済的な負担」、グループホームの人は「経済的な負担」と「医療的ケアに関する支援」、高齢者施設の人は「とくにな」、病院の人は「自身の生活能力」がそれぞれ最も多くなっています。

5. 日中活動や就労・就学について

問 18 あなたは、どの程度外出（通勤、通学、買い物などすべて）しますか。
（いずれか1つに○）



「毎日外出する」が43.3%で最も多く、「1週間に数回外出する」(25.9%)、「月に数回外出する」(14.6%)がつづいています。

		合計	毎日外出する	1週間に数回外出する	月に数回外出する	ほとんど外出しない	不明・無回答
全体		1004	43.3%	25.9%	14.6%	11.5%	4.7%
性別	男性	531	52.9%	23.0%	10.4%	9.2%	4.5%
	女性	457	32.8%	29.8%	19.0%	14.0%	4.4%
年齢	0～17歳	134	82.1%	11.9%	1.5%	1.5%	3.0%
	18～39歳	186	59.1%	22.0%	9.1%	5.9%	3.8%
	40～64歳	316	38.3%	28.5%	17.7%	10.4%	5.1%
	65歳以上	350	25.1%	31.7%	19.1%	19.4%	4.6%
障害の状況	身体障害	436	32.3%	31.7%	17.4%	14.2%	4.4%
	知的障害	281	59.8%	18.9%	8.2%	8.5%	4.6%
	精神障害	283	35.0%	26.5%	18.7%	14.5%	5.3%
	発達障害	129	77.5%	15.5%	3.9%	1.6%	1.6%
	難病（特定疾患）	48	29.2%	25.0%	20.8%	22.9%	2.1%
	高次脳機能障害	25	20.0%	16.0%	40.0%	12.0%	12.0%
現在の生活の場	自宅	890	46.6%	27.5%	14.0%	8.2%	3.6%
	グループホーム	9	44.4%	11.1%	22.2%	22.2%	0.0%
	高齢者施設	16	6.3%	0.0%	6.3%	68.8%	18.8%
	障害者支援施設	30	26.7%	23.3%	20.0%	23.3%	6.7%
	病院	32	0.0%	12.5%	12.5%	56.3%	18.8%
	その他	9	44.4%	11.1%	11.1%	11.1%	22.2%

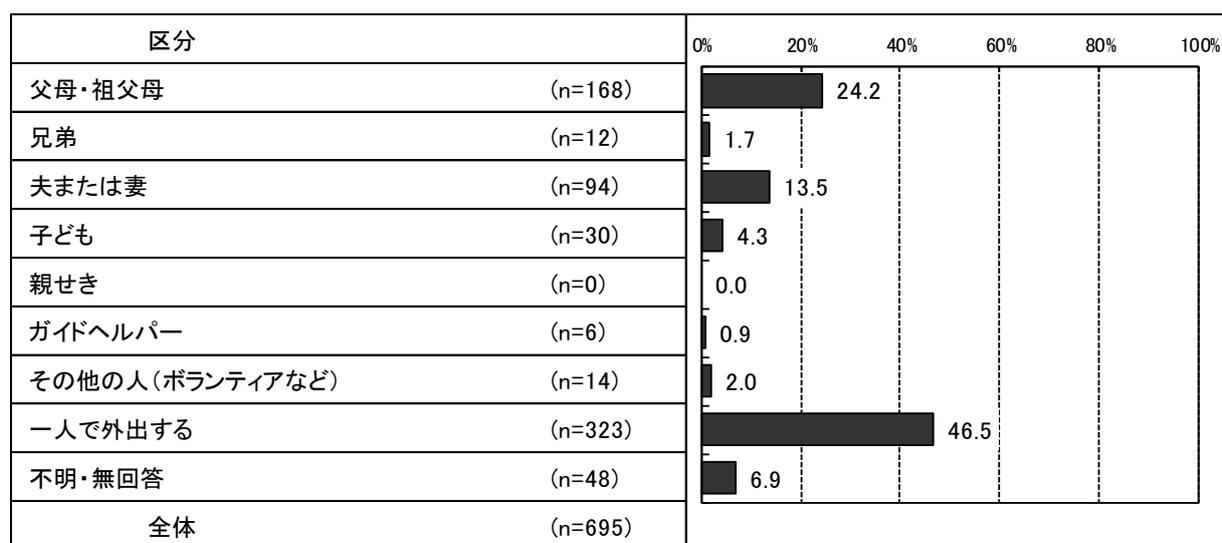
性別にみると、男女ともに「毎日外出する」が最も多いですが、男性は52.9%、女性は32.8%と20.1%の差が見られます。

年齢別にみると、65歳以上は「1週間に数回外出する」が最も多くなっており、その他の年齢は「毎日外出する」が最も多くなっています。

障害の状況別にみると、高次脳機能障害は「月に数回が外出する」が最も多くなっており、その他の障害は「毎日外出する」が最も多くなっています。

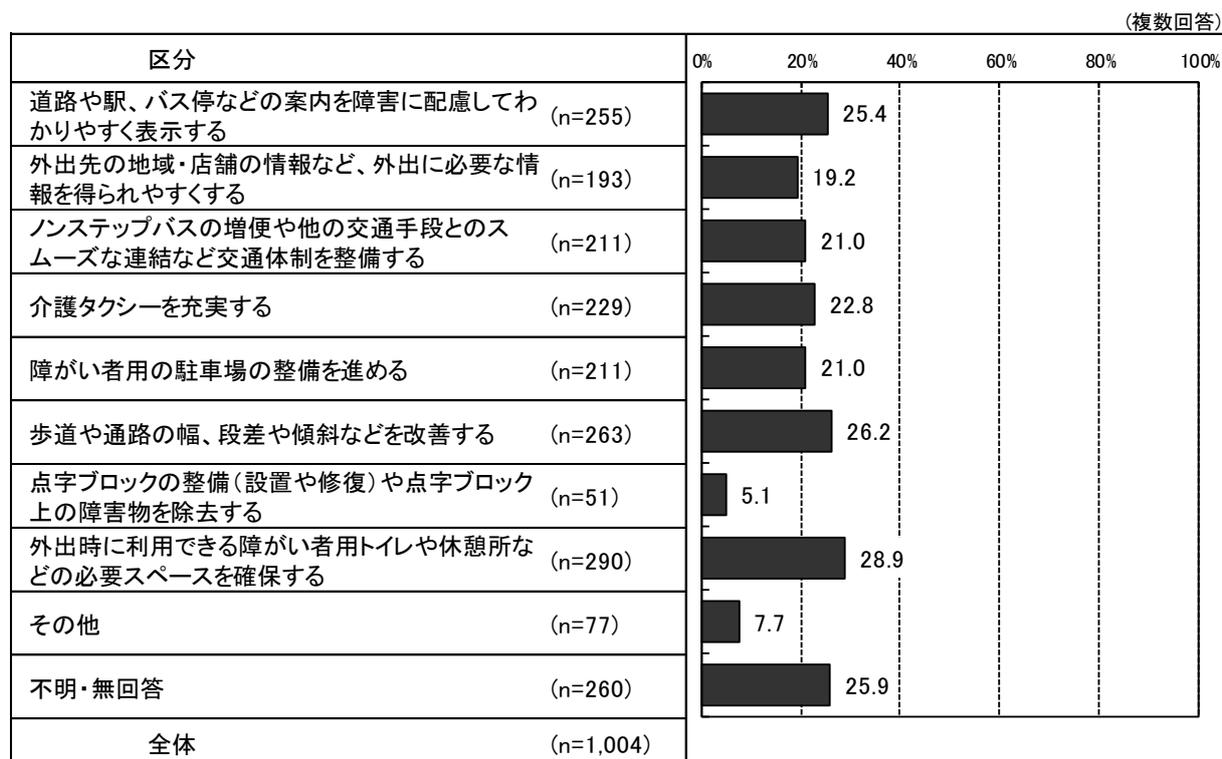
現在の生活の場別にみると、自宅、グループホーム、障害者支援施設は「毎日外出する」が最も多く、高齢者施設と病院は「ほとんど外出しない」が最も多くなっています。

問19 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(いずれか1つに○)



「一人で外出する」が46.5%で最も多く、「父母・祖父母」(24.2%)、「夫または妻」(13.5%)がつづいています。

問20 あなたは、外出するときに、街中の施設などをどのようにすれば外出しやすくなると思いますか。(あてはまるものすべてに○)



「外出時に利用できる障がい者用トイレや休憩所などの必要スペースを確保する」が28.9%で最も多く、「歩道や通路の幅、段差や傾斜などを改善する」(26.2%)、「道路や駅、バス停などの案内を障害に配慮してわかりやすく表示する」(25.4%)がつづいています。

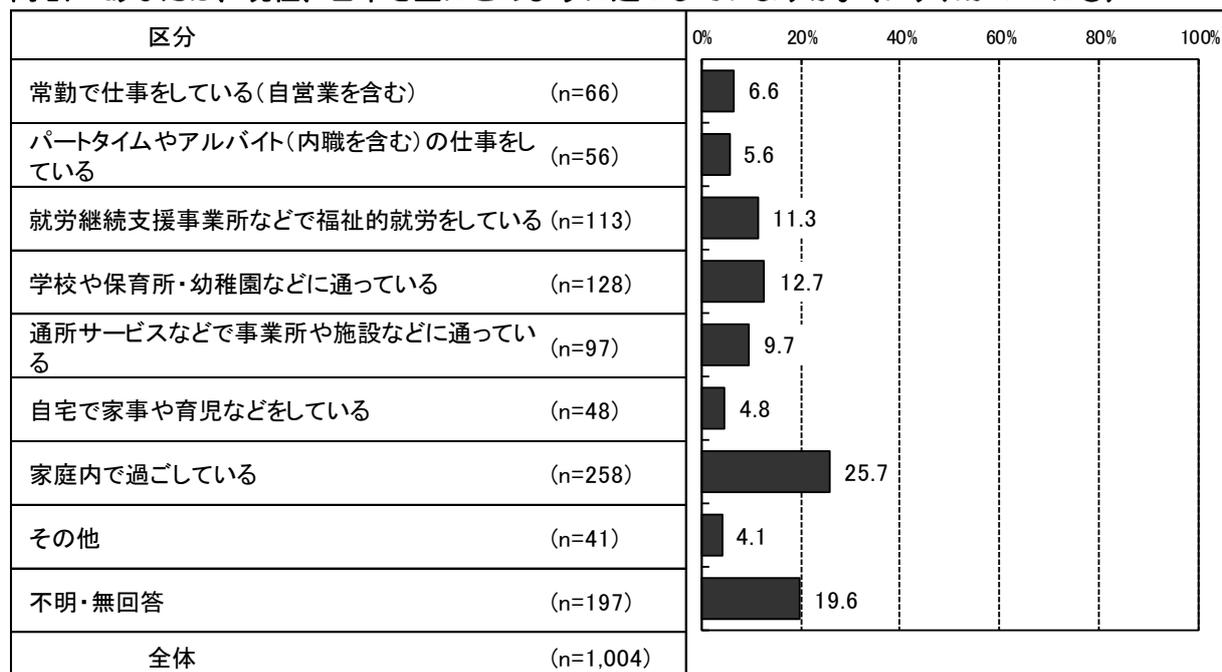
		合計	道路や駅、バス停などの案内を障害に配慮してわかりやすく表示する	外出先の地域・店舗の情報など、外出に必要な情報を得られやすくする	ノンストップバスの増便や他の交通手段とのスムーズな連結など交通体制を整備する	介護タクシーを充実する	障がい者用の駐車場の整備を進める	歩道や通路の幅、段差や傾斜などを改善する	点字ブロックの整備（設置や修復）や点字ブロック上の障害物を除去する	外出時に利用できる障がい者用トイレや休憩所などの必要スペースを確保する	その他	不明・無回答
全体		1004	25.4%	19.2%	21.0%	22.8%	21.0%	26.2%	5.1%	28.9%	7.7%	25.9%
性別	男性	531	27.9%	20.2%	19.8%	17.7%	20.7%	23.2%	5.1%	27.9%	6.0%	28.1%
	女性	457	22.5%	18.2%	22.1%	29.3%	21.4%	29.1%	5.3%	29.8%	9.6%	23.6%
年齢	0～17歳	134	43.3%	35.1%	18.7%	17.9%	20.9%	20.9%	6.7%	30.6%	6.7%	17.9%
	18～39歳	186	30.1%	23.7%	21.0%	11.8%	18.3%	24.2%	4.3%	24.2%	5.9%	30.6%
	40～64歳	316	27.8%	19.0%	23.1%	23.7%	17.7%	23.4%	7.0%	26.9%	8.9%	25.0%
	65歳以上	350	14.3%	11.4%	20.0%	30.6%	25.4%	31.1%	3.4%	32.6%	8.0%	27.1%
障害の状況	身体障害	436	16.7%	11.9%	21.3%	28.7%	32.1%	35.3%	4.8%	37.2%	8.0%	20.6%
	知的障害	281	32.4%	27.0%	18.5%	18.5%	16.4%	24.2%	5.3%	29.2%	6.8%	24.6%
	精神障害	283	28.6%	20.8%	20.8%	21.2%	13.8%	20.5%	5.7%	25.8%	8.5%	31.8%
	発達障害	129	42.6%	34.1%	19.4%	13.2%	14.0%	15.5%	6.2%	17.8%	5.4%	24.0%
	難病（特定疾患） 高次脳機能障害	48 25	18.8% 36.0%	16.7% 28.0%	39.6% 32.0%	39.6% 36.0%	27.1% 20.0%	35.4% 44.0%	10.4% 8.0%	50.0% 40.0%	6.3% 4.0%	14.6% 28.0%

性別にみると、男性は「道路や駅、バス停などの案内を障害に配慮してわかりやすく表示する」「外出時に利用できる障がい者用トイレや休憩所などの必要スペースを確保する」がともに最も多く、女性は「外出時に利用できる障がい者用トイレや休憩所などの必要スペースを確保する」が最も多くなっています。

年齢別にみると、65歳以上は「外出時に利用できる障がい者用トイレや休憩所などの必要スペースを確保する」が最も多く、その他の年齢は「道路や駅、バス停などの案内を障害に配慮してわかりやすく表示する」が最も多くなっています。

障害の状況別にみると、身体障害、難病（特定疾患）は、「外出時に利用できる障がい者用トイレや休憩所などの必要スペースを確保する」が最も多く、知的障害、精神障害、発達障害は「道路や駅、バス停などの案内を障害に配慮してわかりやすく表示する」が最も多く、高次脳機能障害は「歩道や通路の幅、段差や傾斜などを改善する」が最も多くなっています。

問21 あなたは、現在、日中を主にどのように過ごしていますか。(いずれか1つに○)



「家庭内で過ごしている」が25.7%で最も多く、「学校や保育所・幼稚園などに通っている」(12.7%)、「就労継続支援事業所などで福祉的就労をしている」(11.3%)がつづいています。

		合計	常勤で仕事をしている(自営業を含む)	パートタイムやアルバイト(内職を含む)の仕事をしている	就労継続支援事業所などで福祉的就労をしている	学校や保育所・幼稚園などに通っている	通所サービスなどで事業所や施設などに通っている	自宅で家事や育児などをしている	家庭内で過ごしている	その他	不明・無回答
全体		1004	6.6%	5.6%	11.3%	12.7%	9.7%	4.8%	25.7%	4.1%	19.6%
性別	男性	531	9.6%	5.8%	11.9%	16.2%	9.8%	0.9%	23.0%	4.0%	18.8%
	女性	457	3.1%	5.3%	10.9%	9.2%	9.6%	9.2%	28.7%	4.2%	19.9%
年齢	0～17歳	134	0.7%	0.7%	0.0%	89.6%	3.7%	0.0%	2.2%	2.2%	0.7%
	18～39歳	186	11.3%	11.8%	30.1%	2.2%	17.2%	3.8%	12.9%	1.6%	9.1%
	40～64歳	316	10.1%	7.9%	15.8%	0.6%	8.2%	8.2%	28.5%	3.5%	17.1%
	65歳以上	350	3.1%	2.0%	2.0%	0.3%	9.7%	4.0%	38.9%	6.6%	33.4%
障害の状況	身体障害	436	6.4%	3.4%	3.4%	5.0%	9.6%	6.7%	34.9%	5.3%	25.2%
	知的障害	281	4.3%	6.0%	21.0%	27.4%	17.4%	1.8%	7.5%	2.5%	12.1%
	精神障害	283	6.7%	7.8%	14.5%	2.5%	7.8%	5.3%	29.7%	4.6%	21.2%
	発達障害	129	8.5%	1.6%	14.7%	56.6%	8.5%	0.0%	3.9%	0.8%	5.4%
	難病(特定疾患)	48	10.4%	4.2%	4.2%	12.5%	10.4%	0.0%	31.3%	8.3%	18.8%
現在の生活の場	高次脳機能障害	25	4.0%	4.0%	16.0%	8.0%	16.0%	0.0%	20.0%	8.0%	24.0%
	自宅	890	7.3%	6.1%	10.9%	13.9%	10.0%	5.3%	27.3%	1.8%	17.4%
	グループホーム	9	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	22.2%	0.0%	11.1%	22.2%	22.2%
	高齢者施設	16	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	43.8%	43.8%
	障害者支援施設	30	3.3%	0.0%	36.7%	3.3%	13.3%	0.0%	0.0%	13.3%	30.0%
	病院	32	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	3.1%	0.0%	15.6%	28.1%	50.0%
その他	9	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	22.2%	11.1%	33.3%	

性別にみると、男女ともに「自宅で家事や育児などをしている」が最も多くなっています。

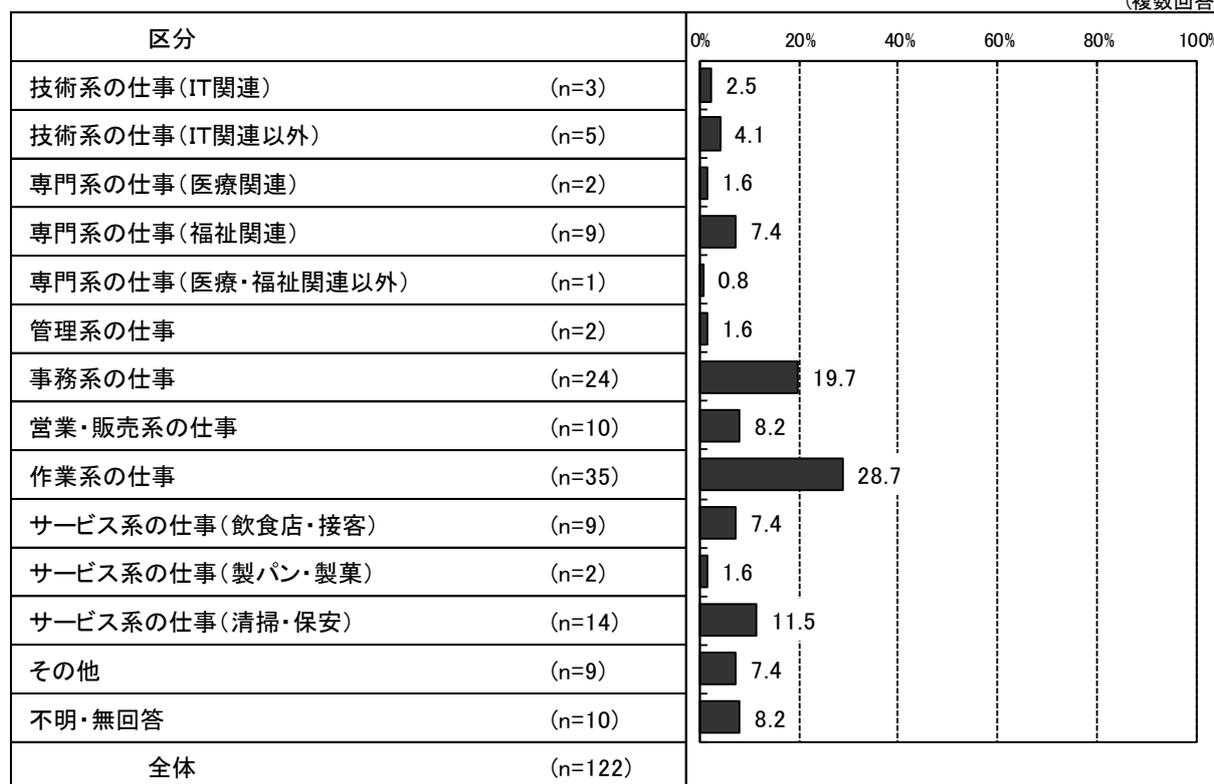
年齢別にみると、40～64歳、65歳以上は「家庭内で過ごしている」が最も多くなっています。

障害の状況別にみると、知的障害、発達障害は「学校や保育所・幼稚園などに通っている」が最も多く、その他の障害は「家庭内で過ごしている」が最も多くなっています。

現在の生活の場別にみると、自宅、高齢者施設、病院は「家庭内で過ごしている」、グループホームは「就労継続支援事業所などで福祉的就労をしている」「通所サービスなどで事業所や施設などに通っている」、障害者支援施設は「就労継続支援事業所などで福祉的就労をしている」がそれぞれ最も多くなっています。

問 22 あなたは、現在、どのような仕事をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「作業系の仕事」が28.7%で最も多く、「事務系の仕事」(19.7%)、「サービス系の仕事(清掃・保安)」(11.5%)がつづいています。

	合計	技術系の仕事（IT関連）	技術系の仕事（IT関連以外）	専門系の仕事（医療関連）	専門系の仕事（福祉関連）	専門系の仕事（医療・福祉関連以外）	管理系の仕事	事務系の仕事	
全体	122	2.5%	4.1%	1.6%	7.4%	0.8%	1.6%	19.7%	
性別	男性	82	2.4%	4.9%	0.0%	3.7%	1.2%	2.4%	17.1%
	女性	38	2.6%	2.6%	5.3%	15.8%	0.0%	0.0%	23.7%
年齢	0～17歳	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	18～39歳	43	0.0%	2.3%	0.0%	9.3%	0.0%	2.3%	16.3%
	40～64歳	57	3.5%	5.3%	1.8%	5.3%	1.8%	1.8%	24.6%
	65歳以上	18	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	0.0%	0.0%	16.7%
障害の状況	身体障害	43	4.7%	2.3%	2.3%	4.7%	0.0%	2.3%	32.6%
	知的障害	29	0.0%	3.4%	0.0%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	精神障害	41	2.4%	7.3%	2.4%	12.2%	2.4%	2.4%	17.1%
	発達障害	13	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	30.8%
	難病（特定疾患）	7	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%
高次脳機能障害	2	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

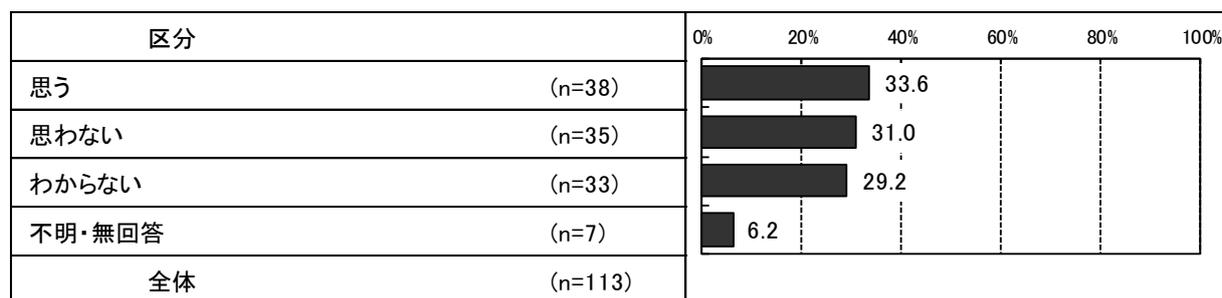
	合計	営業・販売系の仕事	作業系の仕事	サービス系の仕事（飲食・接客）	サービス系の仕事（製パン・製菓）	サービス系の仕事（清掃・保安）	その他	不明・無回答	
全体	122	8.2%	28.7%	7.4%	1.6%	11.5%	7.4%	8.2%	
性別	男性	82	8.5%	35.4%	7.3%	1.2%	12.2%	7.3%	9.8%
	女性	38	7.9%	13.2%	7.9%	2.6%	10.5%	7.9%	5.3%
年齢	0～17歳	2	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
	18～39歳	43	0.0%	37.2%	4.7%	4.7%	20.9%	4.7%	7.0%
	40～64歳	57	10.5%	28.1%	5.3%	0.0%	5.3%	8.8%	8.8%
	65歳以上	18	22.2%	11.1%	16.7%	0.0%	11.1%	5.6%	5.6%
障害の状況	身体障害	43	11.6%	23.3%	4.7%	0.0%	4.7%	7.0%	9.3%
	知的障害	29	0.0%	41.4%	3.4%	3.4%	24.1%	3.4%	13.8%
	精神障害	41	7.3%	31.7%	9.8%	2.4%	9.8%	9.8%	4.9%
	発達障害	13	0.0%	38.5%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	7.7%
	難病（特定疾患）	7	42.9%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
高次脳機能障害	2	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	

性別にみると、男性は「作業系の仕事」が最も多く、女性は「事務系の仕事」が最も多くなっています。

年齢別にみると、18～39歳、40～64歳は「作業系の仕事」、65歳以上は「営業・販売系の仕事」がそれぞれ最も多くなっています

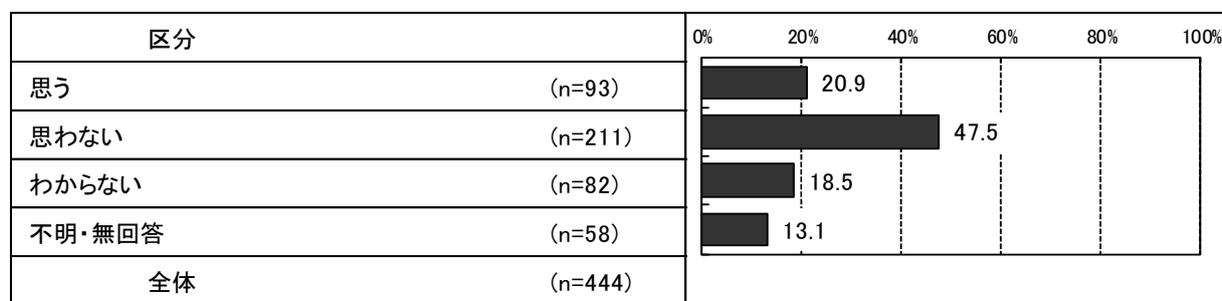
障害の状況別にみると、身体障害は「事務系の仕事」、知的障害、精神障害、発達障害は「作業系の仕事」、難病（特定疾患）は「営業・販売系の仕事」がそれぞれ最も多くなっています。また、知的障害は「サービス系の仕事（清掃・保安）」が20%台とその他の障害よりも回答割合が高くなっています。

問 23 福祉的就労をされている方におたずねします。あなたは、一般就労（一般企業などでの雇用契約に基づいた就労）をしたいと思いませんか。（いずれか1つに○）



「思う」が33.6%で最も多く、「思わない」(31.0%)、「わからない」(29.2%)がつづいています。

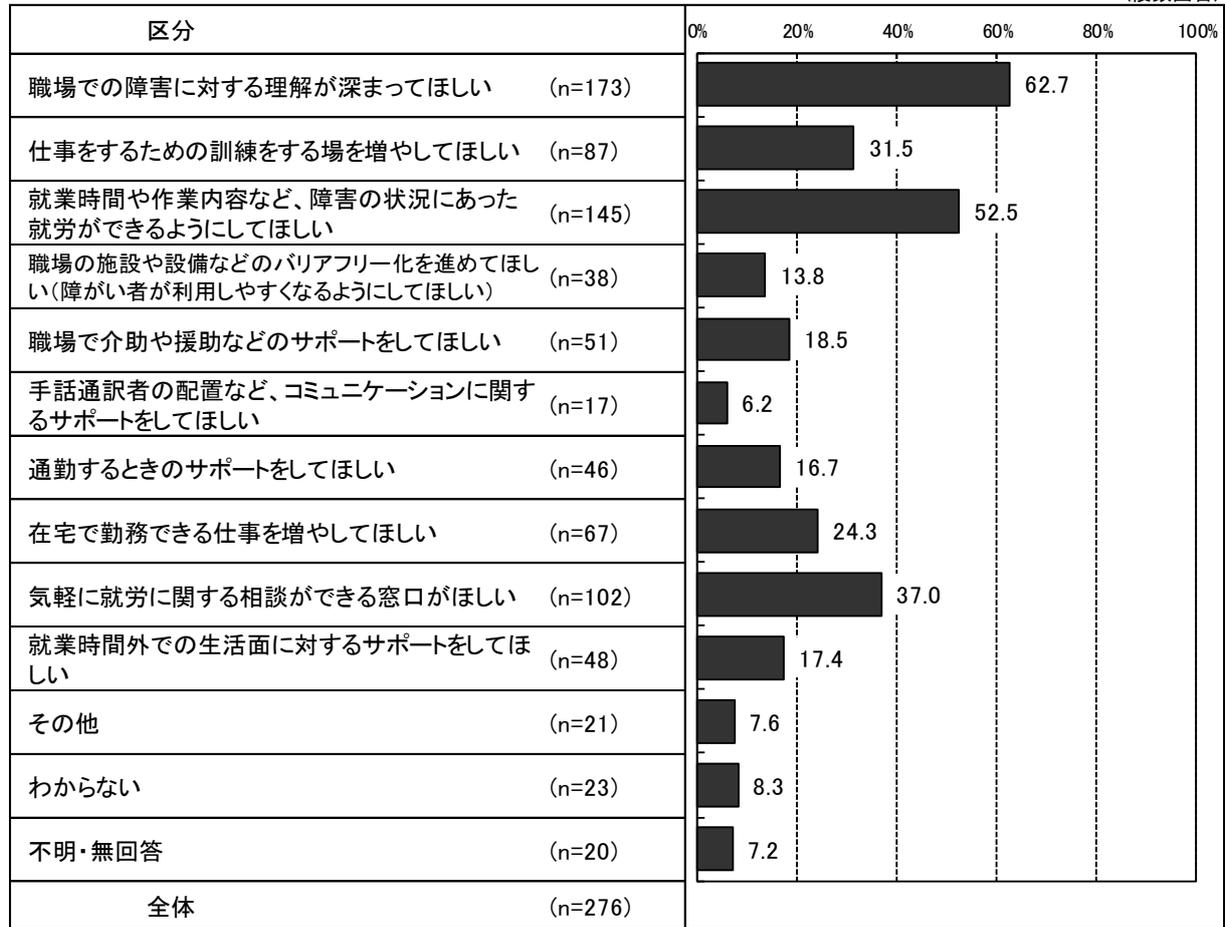
問 24 働いていない方におたずねします。あなたは、仕事をしたいと思いませんか。（いずれか1つに○）



「思わない」が47.5%で最も多く、「思う」(20.9%)、「わからない」(18.5%)がつづいています。

問 25 あなたは、障がい者の就労について、どのようなことを望みますか。
(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「職場での障害に対する理解が深まってほしい」が62.7%で最も多く、「就業時間や作業内容など、障害の状況にあった就労ができるようにしてほしい」(52.5%)、「気軽に就労に関する相談ができる窓口がほしい」(37.0%)がつづいています。

		合計	職場での障害に対する理解が深まってほしい	仕事をするための訓練を増やしてほしい	就業時間や作業内容など、障害の状況にあった就労ができるようにしてほしい	職場の施設や設備などのバリアフリー化を進めてほしい(障がい者が利用しやすくなるようにしてほしい)	職場で介助や援助などのサポートをしてほしい	手話通訳者の配置など、コミュニケーションに関するサポートをしてほしい	通勤するときのサポートをしてほしい
全体		276	62.7%	31.5%	52.5%	13.8%	18.5%	6.2%	16.7%
性別	男性	150	64.7%	36.0%	50.7%	14.7%	18.7%	4.0%	15.3%
	女性	123	61.0%	25.2%	55.3%	13.0%	18.7%	8.9%	18.7%
年齢	0～17歳	28	67.9%	42.9%	64.3%	17.9%	28.6%	3.6%	32.1%
	18～39歳	92	75.0%	39.1%	62.0%	8.7%	25.0%	7.6%	17.4%
	40～64歳	114	64.0%	27.2%	50.0%	18.4%	14.0%	7.9%	15.8%
	65歳以上	38	28.9%	15.8%	31.6%	10.5%	10.5%	0.0%	7.9%
障害の状況	身体障害	83	48.2%	16.9%	45.8%	20.5%	12.0%	4.8%	8.4%
	知的障害	84	66.7%	42.9%	60.7%	10.7%	33.3%	8.3%	23.8%
	精神障害	96	68.8%	32.3%	52.1%	13.5%	17.7%	6.3%	21.9%
	発達障害	34	88.2%	52.9%	67.6%	8.8%	26.5%	2.9%	14.7%
	難病(特定疾患)	11	45.5%	9.1%	45.5%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	高次脳機能障害	6	66.7%	16.7%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%

		合計	在宅で勤務できる仕事を増やしてほしい	気軽に就労に関する相談ができる窓口がほしい	就業時間外での生活面に対するサポートをしてほしい	その他	わからない	不明・無回答
全体		276	24.3%	37.0%	17.4%	7.6%	8.3%	7.2%
性別	男性	150	20.0%	39.3%	18.7%	10.0%	6.7%	6.7%
	女性	123	30.1%	35.0%	16.3%	4.9%	10.6%	8.1%
年齢	0～17歳	28	14.3%	28.6%	21.4%	0.0%	7.1%	7.1%
	18～39歳	92	22.8%	48.9%	23.9%	4.3%	5.4%	4.3%
	40～64歳	114	28.9%	39.5%	16.7%	8.8%	9.6%	5.3%
	65歳以上	38	23.7%	10.5%	2.6%	18.4%	13.2%	21.1%
障害の状況	身体障害	83	30.1%	21.7%	8.4%	13.3%	9.6%	7.2%
	知的障害	84	16.7%	36.9%	23.8%	4.8%	7.1%	6.0%
	精神障害	96	30.2%	44.8%	20.8%	7.3%	9.4%	5.2%
	発達障害	34	11.8%	64.7%	29.4%	11.8%	2.9%	2.9%
	難病(特定疾患)	11	36.4%	18.2%	0.0%	9.1%	0.0%	36.4%
	高次脳機能障害	6	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

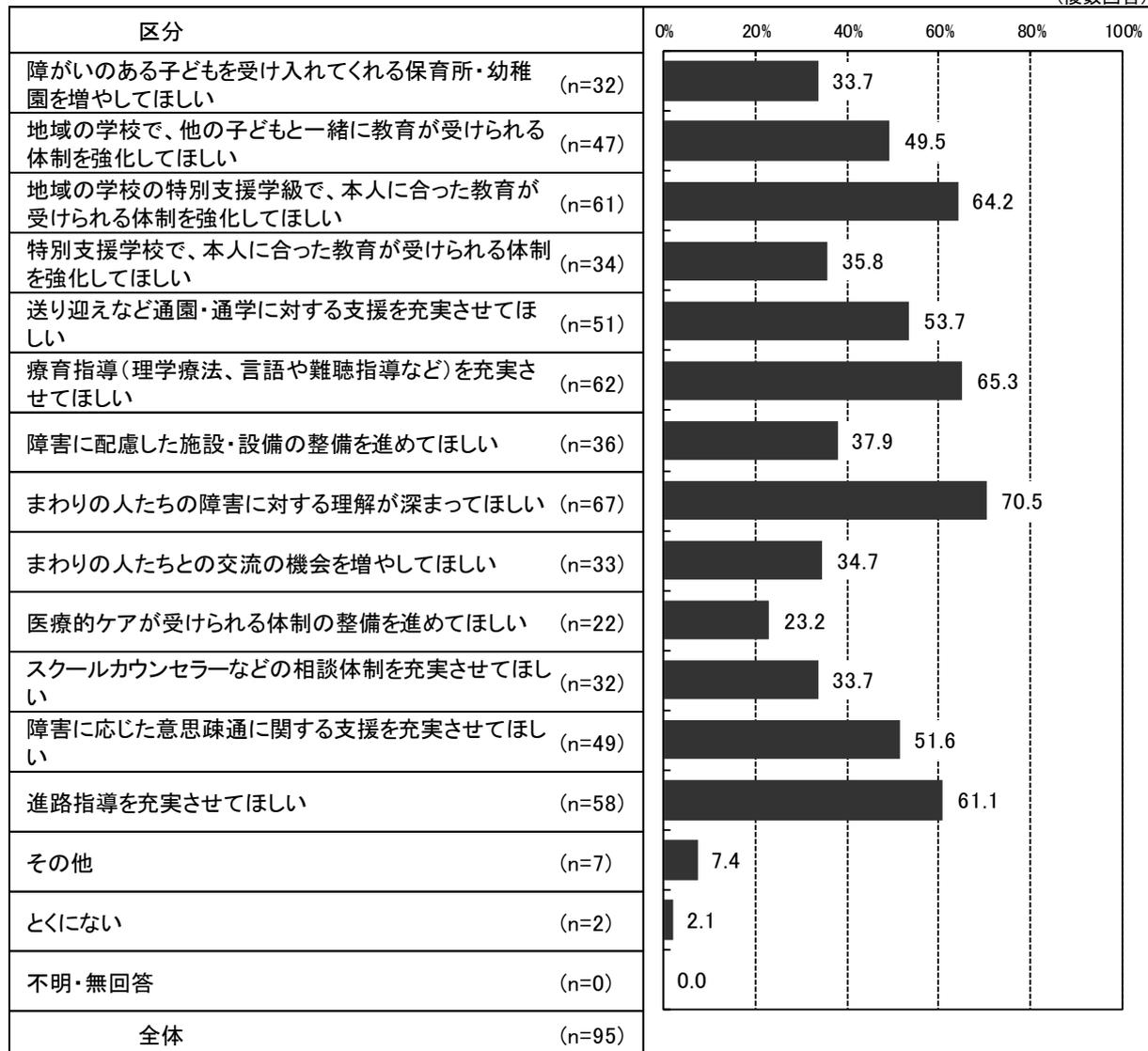
性別にみると、男女ともに「職場での障害に対する理解が深まってほしい」が最も多くなっています。

年齢別にみると、65歳以上は「就業時間や作業内容など、障害の状況にあった就労ができるようにしてほしい」が最も多く、その他の年齢は「職場での障害に対する理解が深まってほしい」が最も多くなっています。

障害の状況別にみると、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害は「職場での障害に対する理解が深まってほしい」、難病(特定疾患)、高次脳機能障害は「職場での障害に対する理解が深まってほしい」と「就業時間や作業内容など、障害の状況にあった就労ができるようにしてほしい」がそれぞれ最も多くなっています。

問 26 あなたは、保育所・幼稚園や学校での生活について、どのようなことを望みますか。
(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)

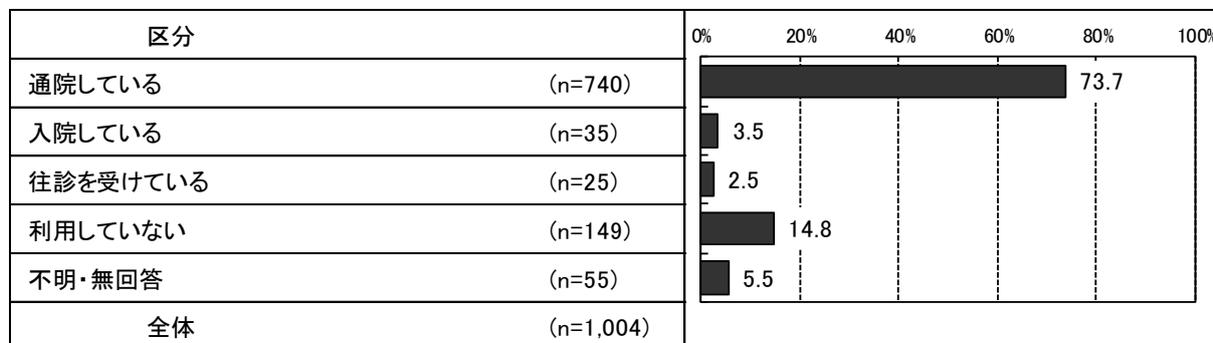


「まわりの人たちの障害に対する理解が深まってほしい」が70.5%で最も多く、「療育指導(理学療法、言語や難聴指導など)を充実させてほしい」(65.3%)、「地域の学校の特別支援学級で、本人に合った教育が受けられる体制を強化してほしい」(64.2%)がつづいています。

6. 健康・余暇活動について

問27 あなたの医療についておたずねします。

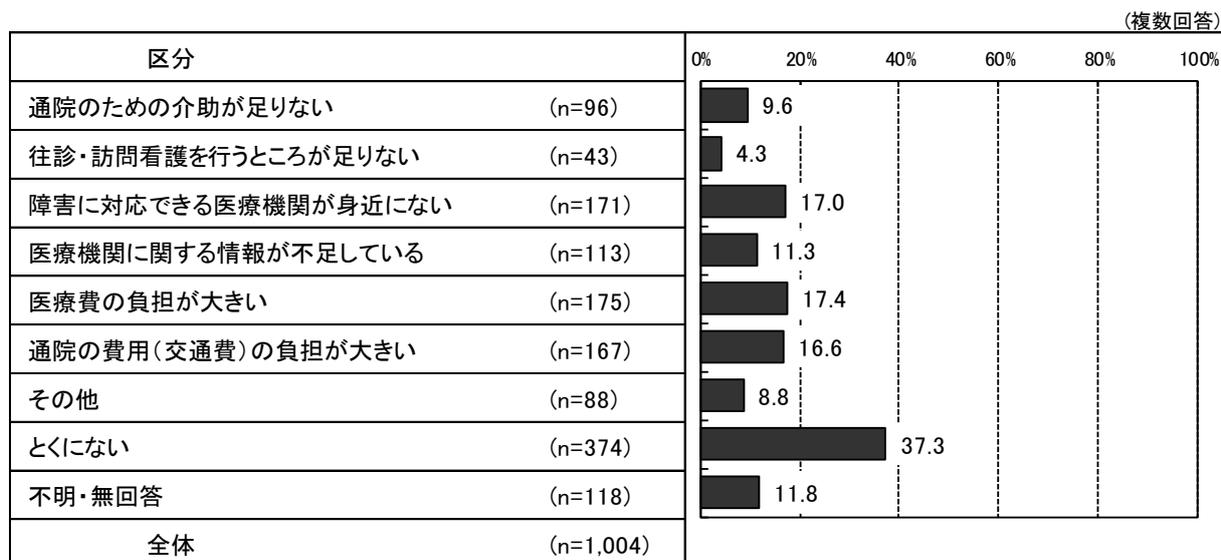
(1) あなたは現在、医療機関にかかっていますか。(いずれか1つに○)



「通院している」が73.7%で最も多く、「利用していない」(14.8%)、「入院している」(3.5%)がつづいています。

(2) あなたが医療機関を利用する場合に、困っていることはありますか。

(あてはまるものすべてに○)



「とくにない」が37.3%で最も多く、「医療費の負担が大きい」(17.4%)、「障害に対応できる医療機関が身近にない」(17.0%)がつづいています。

		合計	通院のための介助が足りない	往診・訪問看護を行うとこ ろが足りない	障害に対応できる医療機関が身近にない	医療機関に関する情報が不足している	医療費の負担が大きい	通院の費用（交通費）の負担が大きい	その他	とくにな い	不明・無 回答
全体		1004	9.6%	4.3%	17.0%	11.3%	17.4%	16.6%	8.8%	37.3%	11.8%
性別	男性	531	8.5%	4.7%	18.3%	10.2%	17.7%	15.8%	8.9%	37.7%	11.1%
	女性	457	10.7%	3.9%	15.3%	12.3%	16.4%	16.8%	8.3%	37.9%	11.6%
年齢	0～17歳	134	10.4%	3.7%	26.1%	16.4%	13.4%	19.4%	10.4%	36.6%	8.2%
	18～39歳	186	10.8%	1.6%	23.7%	14.5%	17.2%	16.1%	9.1%	38.2%	8.1%
	40～64歳	316	9.5%	3.5%	15.5%	12.0%	23.4%	20.3%	10.1%	32.3%	11.4%
	65歳以上	350	8.3%	6.9%	11.4%	6.9%	12.9%	12.0%	6.6%	42.9%	13.7%
障害の状況	身体障害	436	10.3%	6.0%	15.8%	8.9%	16.7%	15.4%	8.7%	38.8%	10.3%
	知的障害	281	14.2%	4.3%	26.3%	13.2%	11.7%	17.1%	8.5%	32.0%	12.8%
	精神障害	283	9.9%	4.6%	15.2%	13.1%	26.9%	22.6%	10.6%	30.0%	9.5%
	発達障害	129	7.0%	4.7%	29.5%	14.0%	13.2%	14.0%	10.1%	38.0%	9.3%
	難病（特定疾患）	48	22.9%	6.3%	18.8%	10.4%	14.6%	29.2%	8.3%	33.3%	14.6%
	高次脳機能障害	25	20.0%	8.0%	16.0%	20.0%	12.0%	16.0%	8.0%	36.0%	16.0%

年齢別にみると、「障害に対応できる医療機関が身近にない」は39歳以下は20%台、40歳以上は10%台と差がみられます。

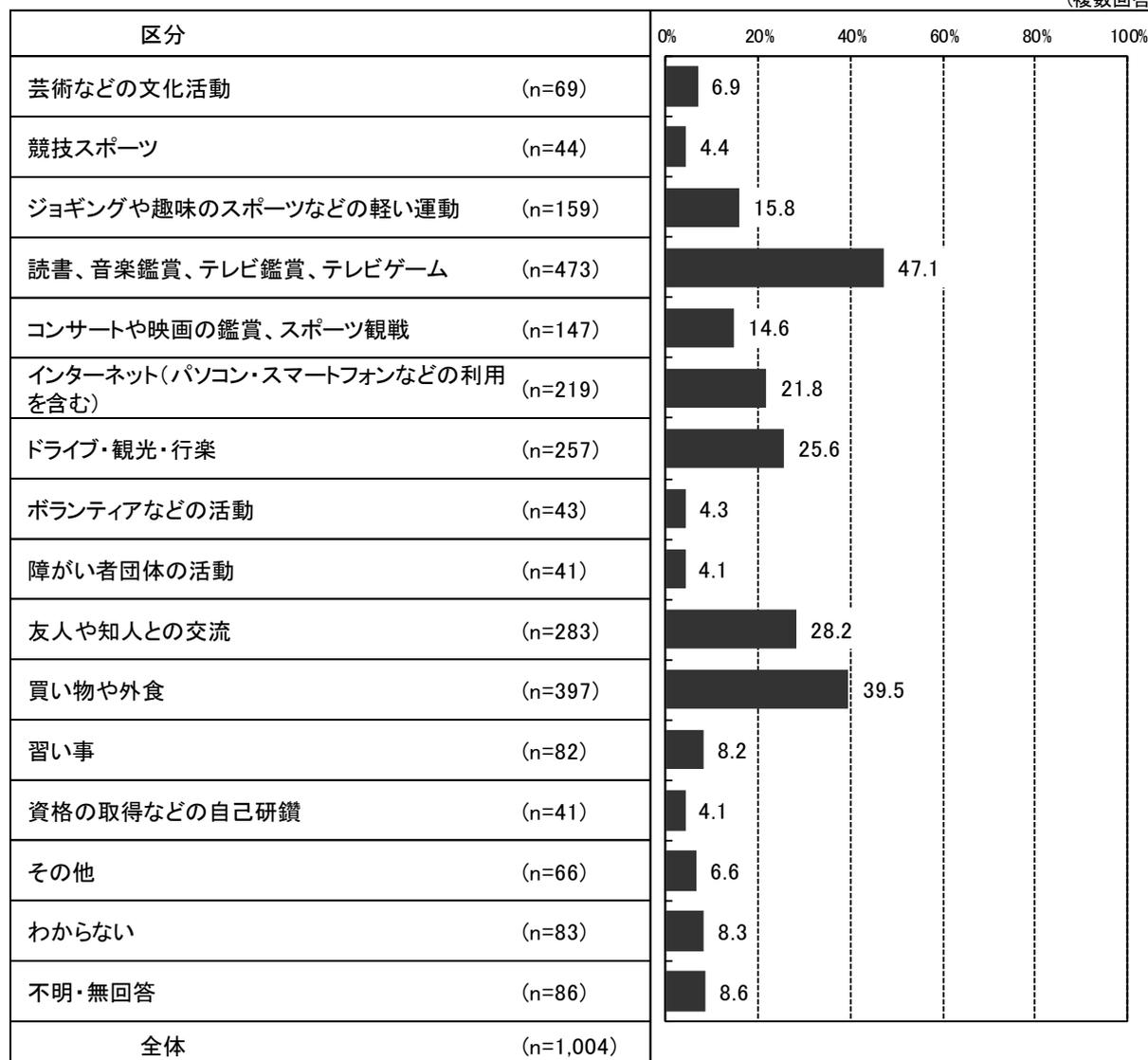
障害の状況別にみると、「通院のための介助が足りない」は難病（特定疾患）、高次脳機能障害で20%台とその他の障害よりも回答割合が高くなっています。「障害に対応できる医療機関が身近にない」は知的障害、発達障害で20%台とその他の障害よりも回答割合が高くなっています。

「医療費の負担が大きい」「通院の費用（交通費）の負担が大きい」は精神障害で20%台とその他の障害よりも回答割合が高くなっています。

問 28 あなたの余暇活動などについておたずねします。

あなたは自由な時間をどのように過ごしたいですか。(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



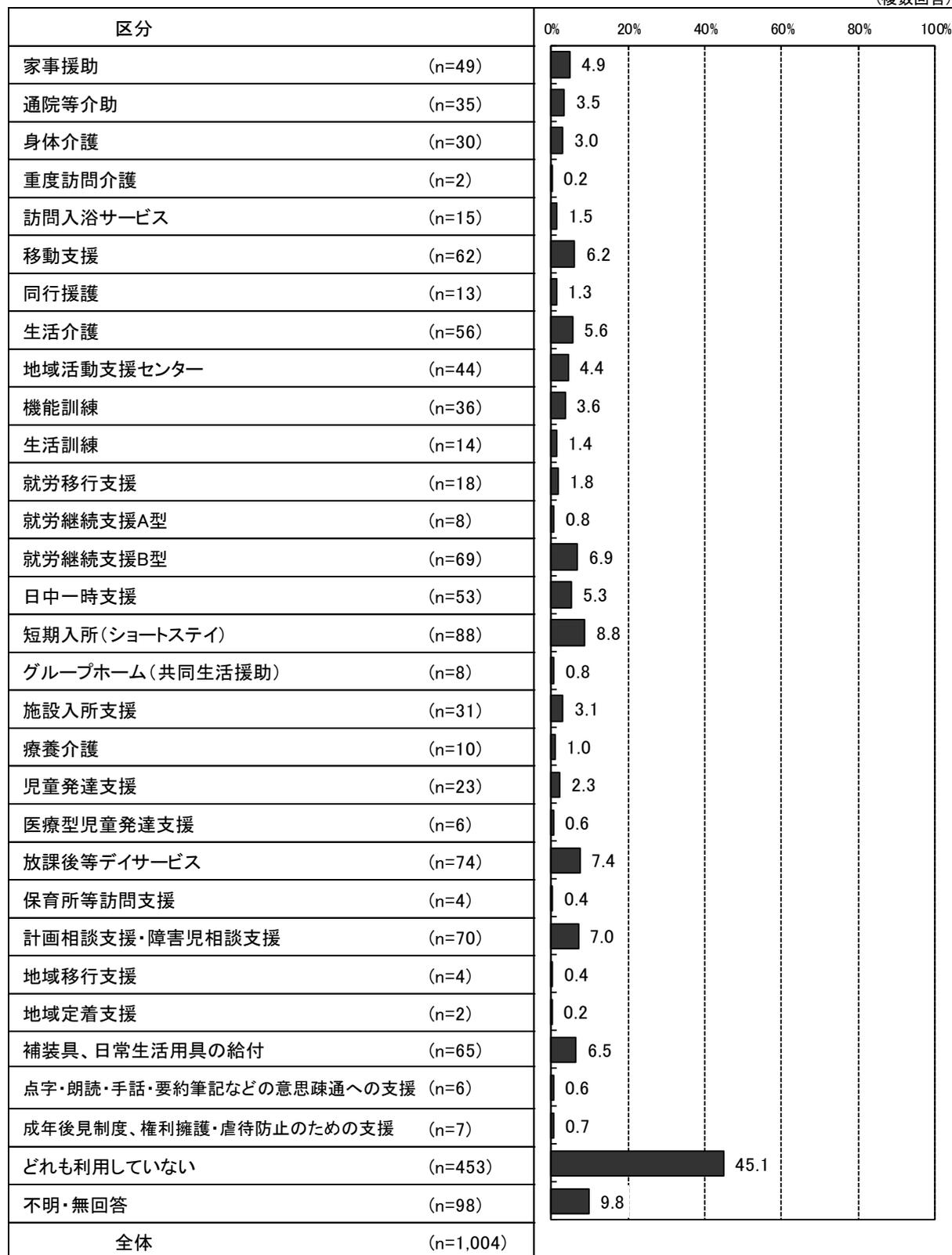
「読書、音楽鑑賞、テレビ鑑賞、テレビゲーム」が 47.1%で最も多く、「買い物や外食」(39.5%)、「友人や知人との交流」(28.2%)がつづいています。

7. 障害福祉サービスなどの利用について

問29 あなたは、以下のサービスなどの中で、現在利用しているものはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)

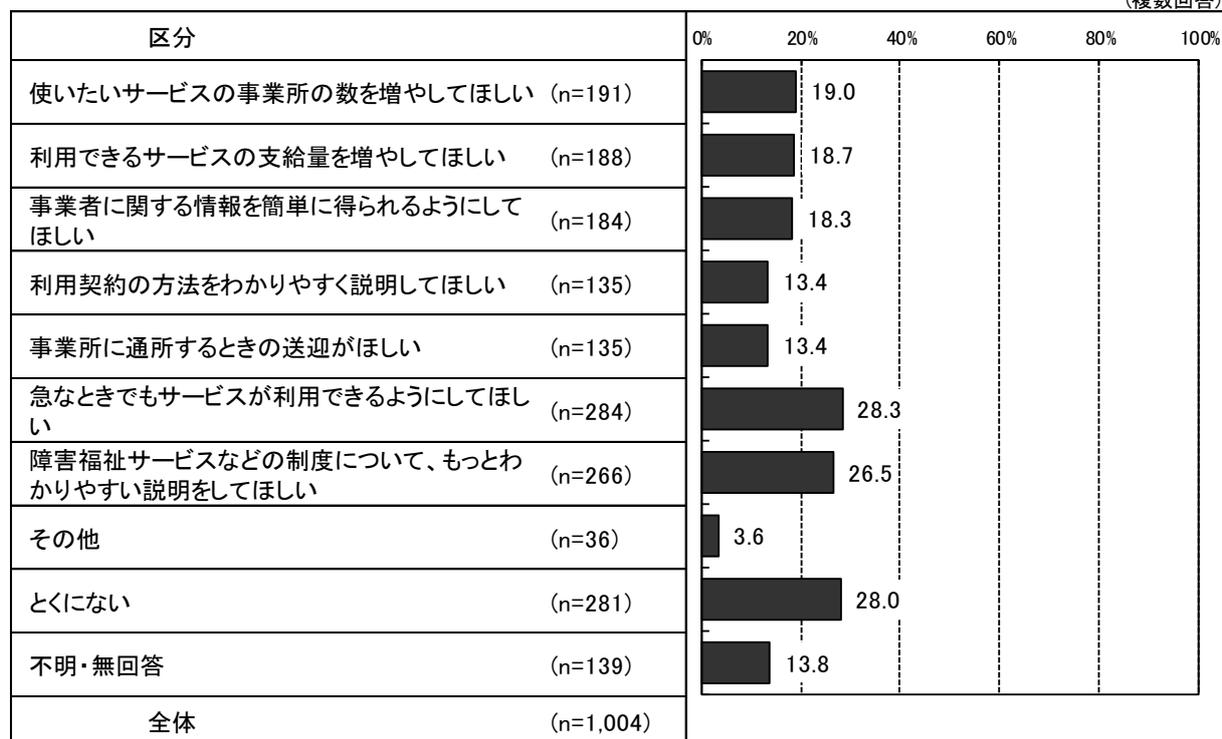


「どれも利用していない」が45.1%で最も多く、「短期入所(ショートステイ)」(8.8%)、「放課後等デイサービス」(7.4%)がつづいています。

問 30 あなたは、障害福祉サービスなどの利用について、どのようなことを望みますか。

(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「急なときでもサービスが利用できるようにしてほしい」が 28.3%で最も多く、「とくにない」(28.0%)、「障害福祉サービスなどの制度について、もっとわかりやすい説明をしてほしい」(26.5%)がつづいています。

	合計	使いたいサービスの事業所の数を増やしてほしい	利用できるサービスの支給量を増やしてほしい	事業者に関する情報を簡単に得られるようにしてほしい	利用契約の方法をわかりやすく説明してほしい	事業所に通所するときの送迎がほしい	急なときでもサービスが利用できるようにしてほしい	障害福祉サービスなどの制度について、もっとわかりやすい説明をしてほしい	その他	とくにない	不明・無回答	
全体	1004	19.0%	18.7%	18.3%	13.4%	13.4%	28.3%	26.5%	3.6%	28.0%	13.8%	
性別	男性	531	20.9%	19.6%	17.9%	13.6%	13.9%	26.4%	24.7%	4.5%	27.9%	15.1%
	女性	457	17.3%	17.9%	19.3%	13.8%	13.3%	30.9%	28.7%	2.6%	27.8%	12.5%
年齢	0～17歳	134	32.1%	40.3%	33.6%	25.4%	32.8%	47.0%	35.8%	4.5%	15.7%	5.2%
	18～39歳	186	30.1%	20.4%	24.7%	17.2%	15.1%	32.3%	26.9%	5.4%	25.8%	12.4%
	40～64歳	316	17.7%	16.5%	19.0%	13.9%	12.7%	27.2%	29.4%	3.8%	26.9%	12.7%
	65歳以上	350	9.7%	12.0%	9.1%	7.1%	6.3%	20.3%	20.3%	2.3%	34.3%	18.9%
障害の状況	身体障害	436	13.8%	16.1%	13.3%	9.9%	8.9%	24.1%	22.9%	3.7%	34.2%	14.2%
	知的障害	281	30.6%	28.1%	27.0%	19.2%	24.9%	45.6%	28.8%	3.6%	14.9%	13.9%
	精神障害	283	21.6%	17.7%	20.1%	14.5%	13.4%	25.4%	30.0%	3.2%	27.6%	13.8%
	発達障害	129	27.1%	25.6%	31.8%	21.7%	20.9%	39.5%	31.0%	7.0%	16.3%	9.3%
	難病（特定疾患）	48	22.9%	33.3%	29.2%	18.8%	20.8%	37.5%	33.3%	8.3%	18.8%	12.5%
高次脳機能障害	25	32.0%	36.0%	16.0%	12.0%	24.0%	32.0%	36.0%	4.0%	20.0%	12.0%	

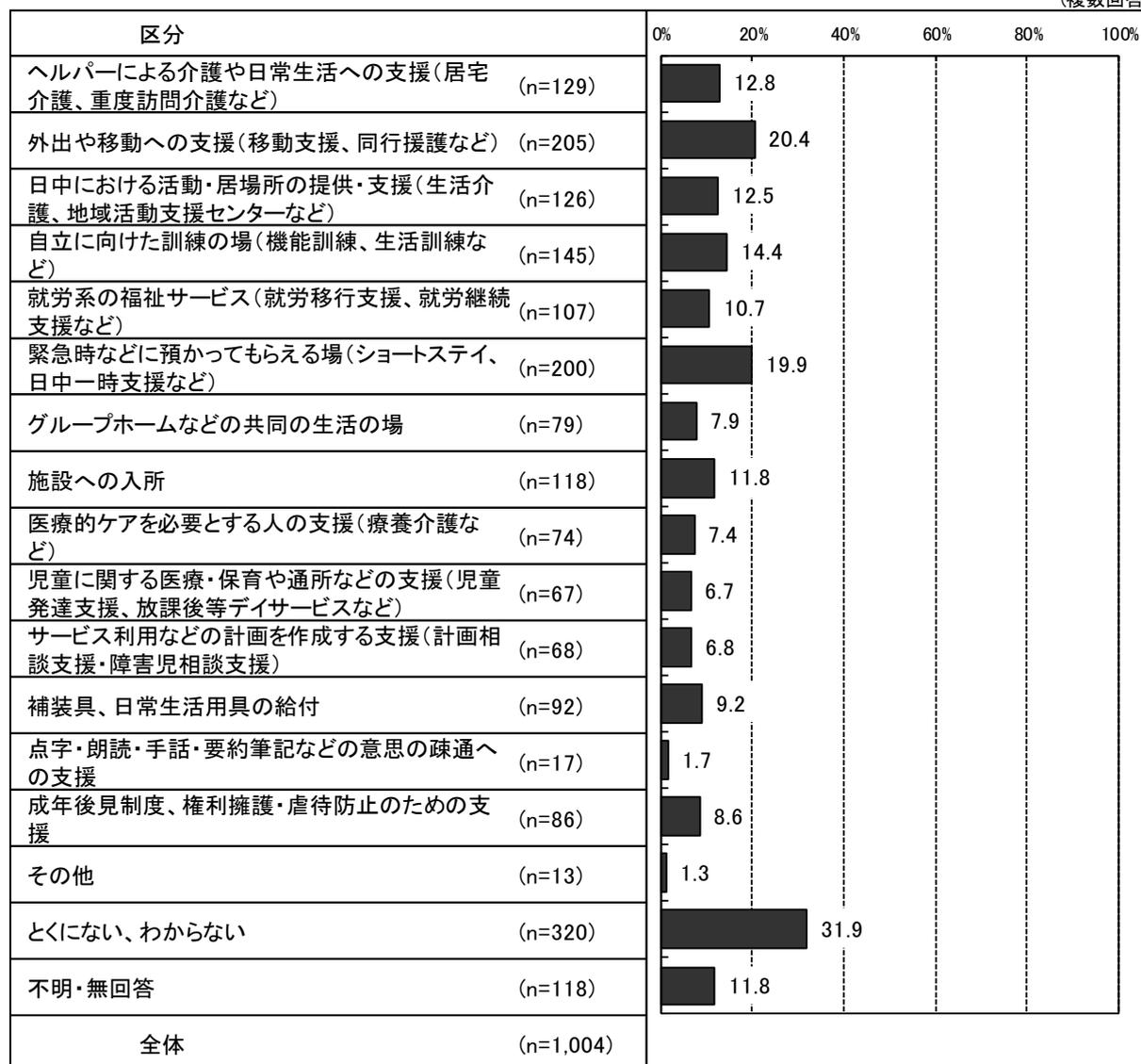
性別にみると、男性は「とくにない」、女性は「急なときでもサービスが利用できるようにしてほしい」が最も多くなっています。

年齢別にみると、39歳以下は「急なときでもサービスが利用できるようにしてほしい」、40～64歳は「障害福祉サービスなどの制度について、もっとわかりやすく説明をしてほしい」、65歳以上は「とくにない」がそれぞれ最も多くなっています。

障害の状況別にみると、身体障害は「とくにない」、知的障害、発達障害、難病（特定疾患）は「急なときでもサービスが利用できるようにしてほしい」、精神障害は「障害福祉サービスなどの制度について、もっとわかりやすい説明をしてほしい」、高次脳機能障害は「利用できるサービスの支給量を増やしてほしい」「障害福祉サービスなどの制度について、もっとわかりやすい説明をしてほしい」がそれぞれ最も多くなっています。「使いたいサービスの事業所の数を増やしてほしい」は知的障害、高次脳機能障害で30%台とその他の障害よりも回答割合が高くなっています。「利用できるサービスの支給量を増やしてほしい」は難病（特定疾患）、高次脳機能障害で30%台とその他の障害よりも回答割合が高くなっています。

問 31 あなたは、今後利用したいサービスなどはありますか。(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「とくにない、わからない」が31.9%で最も多く、「外出や移動への支援(移動支援、同行援護など)」(20.4%)、「緊急時などに預かってもらえる場(ショートステイ、日中一時支援など)」(19.9%)がつづいています。

	合計	ヘルパーによる介護や日常生活への支援	外出や移動への支援	日中における活動・居場所の提供・支援	自立に向けた訓練の場	就労系の福祉サービス	緊急時などに預かってもらえる場	グループホームなどの共同の生活の場	施設への入所	医療的ケアを必要とする人の支援	
	1004	12.8%	20.4%	12.5%	14.4%	10.7%	19.9%	7.9%	11.8%	7.4%	
性別	男性	531	10.4%	20.0%	12.6%	16.2%	11.3%	20.7%	8.7%	12.2%	7.5%
	女性	457	16.2%	21.7%	12.7%	12.5%	10.3%	19.0%	7.2%	11.6%	7.4%
年齢	0～17歳	134	10.4%	27.6%	23.1%	33.6%	23.1%	39.6%	9.0%	4.5%	8.2%
	18～39歳	186	11.8%	27.4%	17.2%	20.4%	21.0%	22.6%	17.2%	14.5%	5.4%
	40～64歳	316	12.0%	16.8%	9.2%	12.0%	11.4%	16.8%	7.6%	13.6%	5.7%
	65歳以上	350	15.7%	18.3%	9.4%	6.6%	0.0%	13.7%	2.9%	12.0%	10.0%
障害の状況	身体障害	436	15.1%	18.6%	11.2%	8.7%	4.1%	16.1%	4.4%	12.2%	10.6%
	知的障害	281	13.5%	32.7%	20.3%	20.6%	16.7%	35.6%	17.4%	18.5%	8.5%
	精神障害	283	15.2%	17.0%	12.0%	15.9%	14.1%	15.5%	7.4%	11.7%	6.7%
	発達障害	129	6.2%	24.0%	18.6%	28.7%	21.7%	34.1%	11.6%	10.9%	4.7%
	難病（特定疾患）	48	18.8%	35.4%	12.5%	14.6%	2.1%	25.0%	6.3%	2.1%	18.8%
高次脳機能障害	25	12.0%	28.0%	12.0%	20.0%	20.0%	24.0%	8.0%	8.0%	8.0%	

	合計	児童に関する医療・保育や通所などの支援	サービス利用などの計画を作成する支援	補装具、日常生活用具の給付	点字・朗読・手話・要約筆記などの意思の疎通への支援	成年後見制度、権利擁護・虐待防止のための支援	その他	とくにない、わからない	不明・無回答	
	1004	6.7%	6.8%	9.2%	1.7%	8.6%	1.3%	31.9%	11.8%	
性別	男性	531	8.9%	7.3%	8.1%	1.9%	9.8%	1.5%	32.0%	11.9%
	女性	457	4.4%	6.3%	10.7%	1.5%	7.2%	1.1%	30.9%	11.6%
年齢	0～17歳	134	46.3%	14.9%	8.2%	2.2%	14.9%	0.7%	13.4%	3.7%
	18～39歳	186	1.1%	10.2%	8.1%	3.2%	16.1%	1.1%	24.2%	10.2%
	40～64歳	316	0.9%	7.3%	9.8%	2.2%	7.6%	2.5%	34.8%	10.8%
	65歳以上	350	0.0%	1.7%	9.7%	0.3%	2.9%	0.6%	39.1%	16.3%
障害の状況	身体障害	436	2.3%	3.0%	16.7%	2.5%	3.9%	1.1%	38.1%	11.7%
	知的障害	281	13.2%	12.8%	6.8%	1.4%	18.9%	1.1%	18.1%	9.6%
	精神障害	283	2.1%	6.7%	4.9%	1.4%	8.1%	2.1%	34.3%	12.0%
	発達障害	129	30.2%	14.7%	3.1%	3.1%	16.3%	1.6%	14.7%	5.4%
	難病（特定疾患）	48	10.4%	8.3%	27.1%	4.2%	6.3%	2.1%	27.1%	14.6%
高次脳機能障害	25	0.0%	20.0%	20.0%	4.0%	4.0%	4.0%	16.0%	12.0%	

年齢別にみると、0～17歳は「児童に関する医療・保育や通所などの支援」、18～39歳は「外出や移動への支援」、40歳以上では「とくにない、わからない」がそれぞれ最も多くなっています。また、39歳以下は「外出や移動への支援」「日中における活動・居場所の提供・支援」「自立に向けた訓練の場」「緊急時などに預かってもらえる場」が40歳以上に比べて回答割合が高くなっています。

障害の状況別にみると、身体障害、精神障害は「とくにない、わからない」、知的障害、発達障害は「緊急時などに預かってもらえる場」、難病（特定疾患）、高次脳機能障害は「外出や移動への支援」がそれぞれ最も多くなっています。

8. 障がい者差別や権利擁護について

問 32 障がい者差別についておたずねします。

(1) あなたは、過去 10 年間で障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをしたことがありますか。(いずれか 1 つに○)

区分		0%	20%	40%	60%	80%	100%
ある	(n=243)	24.2					
少しある	(n=221)	22.0					
ない	(n=458)	45.6					
不明・無回答	(n=82)	8.2					
全体	(n=1,004)						

「ない」が 45.6%で最も多く、「ある」(24.2%)、「少しある」(22.0%)がつづいています。

		合計	ある	少しある	ない	不明・無回答
全体		1004	24.2%	22.0%	45.6%	8.2%
性別	男性	531	24.3%	21.5%	46.3%	7.9%
	女性	457	24.1%	23.0%	44.6%	8.3%
年齢	0～17歳	134	31.3%	36.6%	30.6%	1.5%
	18～39歳	186	40.9%	27.4%	22.0%	9.7%
	40～64歳	316	26.9%	24.1%	42.4%	6.6%
	65歳以上	350	10.3%	12.6%	66.3%	10.9%
障害の状況	身体障害	436	14.7%	15.1%	62.4%	7.8%
	知的障害	281	38.1%	27.0%	26.3%	8.5%
	精神障害	283	32.9%	24.4%	35.3%	7.4%
	発達障害	129	36.4%	35.7%	24.8%	3.1%
	難病(特定疾患)	48	22.9%	20.8%	45.8%	10.4%
	高次脳機能障害	25	24.0%	24.0%	44.0%	8.0%

性別にみると、男女ともに「ない」が最も多くなっています。

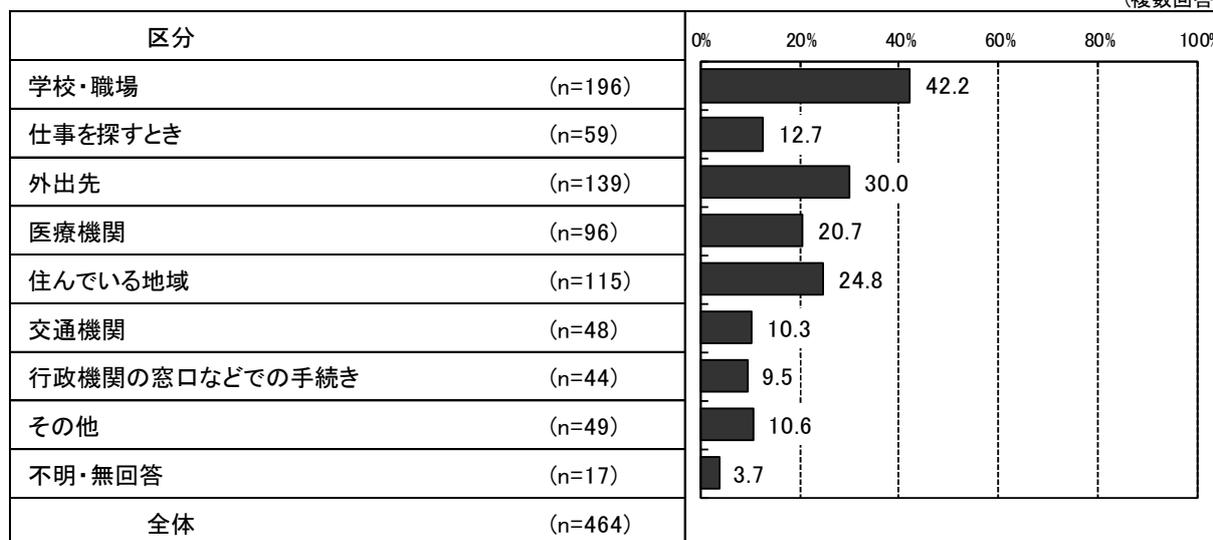
年齢別にみると、0～17歳は「少しある」、18～39歳は「ある」、40歳～65歳以上は「ない」が最も多くなっています。

障害の状況別にみると、知的障害、発達障害は「ある」、その他の障害は「ない」が最も多くなっています。

(2) あなたは、どのような場所や場面で差別や嫌な思いをしましたか。

(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「学校・職場」が42.2%で最も多く、「外出先」(30.0%)、「住んでいる地域」(24.8%)がつづいて

います。

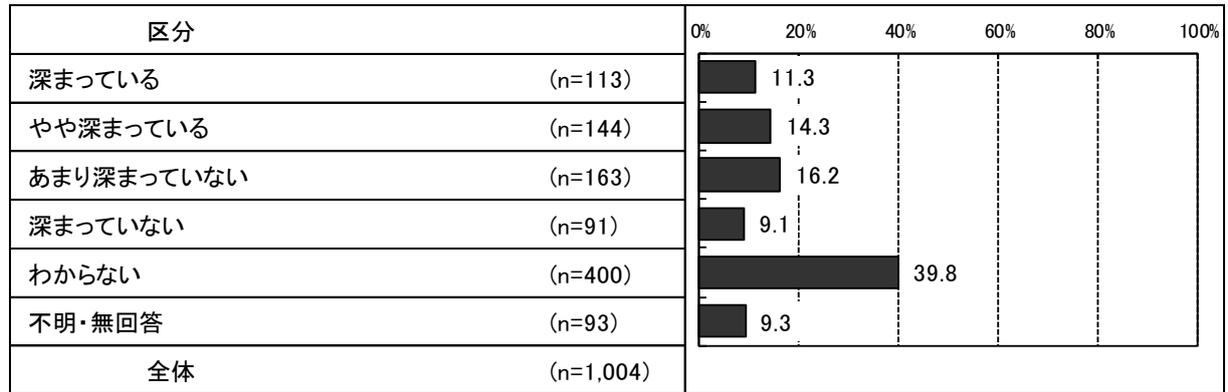
	合計	学校・職場	仕事を探すとき	外出先	医療機関	住んでいる地域	交通機関	行政機関の窓口などでの手続き	その他	不明・無回答	
全体	464	42.2%	12.7%	30.0%	20.7%	24.8%	10.3%	9.5%	10.6%	3.7%	
性別	男性	243	48.1%	13.6%	26.7%	18.9%	25.1%	9.5%	9.5%	4.5%	
	女性	215	34.9%	11.6%	34.0%	22.8%	23.7%	10.7%	9.8%	2.8%	
年齢	0～17歳	91	59.3%	1.1%	28.6%	19.8%	29.7%	5.5%	7.7%	6.6%	0.0%
	18～39歳	127	52.8%	19.7%	34.6%	18.9%	20.5%	11.8%	11.0%	11.0%	4.7%
	40～64歳	161	36.6%	15.5%	26.7%	21.1%	25.5%	8.1%	8.7%	9.9%	3.1%
	65歳以上	80	15.0%	10.0%	31.3%	22.5%	22.5%	16.3%	11.3%	13.8%	7.5%
障害の状況	身体障害	130	25.4%	10.8%	46.2%	20.8%	21.5%	16.2%	10.8%	10.8%	5.4%
	知的障害	183	53.0%	9.3%	36.6%	16.9%	27.9%	9.3%	6.6%	7.1%	2.2%
	精神障害	162	36.4%	21.6%	20.4%	26.5%	27.2%	9.9%	13.0%	14.2%	3.7%
	発達障害	93	65.6%	8.6%	31.2%	17.2%	22.6%	4.3%	3.2%	7.5%	1.1%
	難病(特定疾患)	21	33.3%	0.0%	38.1%	28.6%	19.0%	9.5%	19.0%	0.0%	9.5%
高次脳機能障害	12	66.7%	33.3%	25.0%	8.3%	8.3%	8.3%	0.0%	8.3%	8.3%	

性別にみると、男女ともに「学校・職場」が最も多く、「外出先」がつづいています。

年齢別にみると、0～17歳、18～39歳、40～64歳は「学校・職場」が最も多いですが、65歳以上は「外出先」が最も多くなっています。

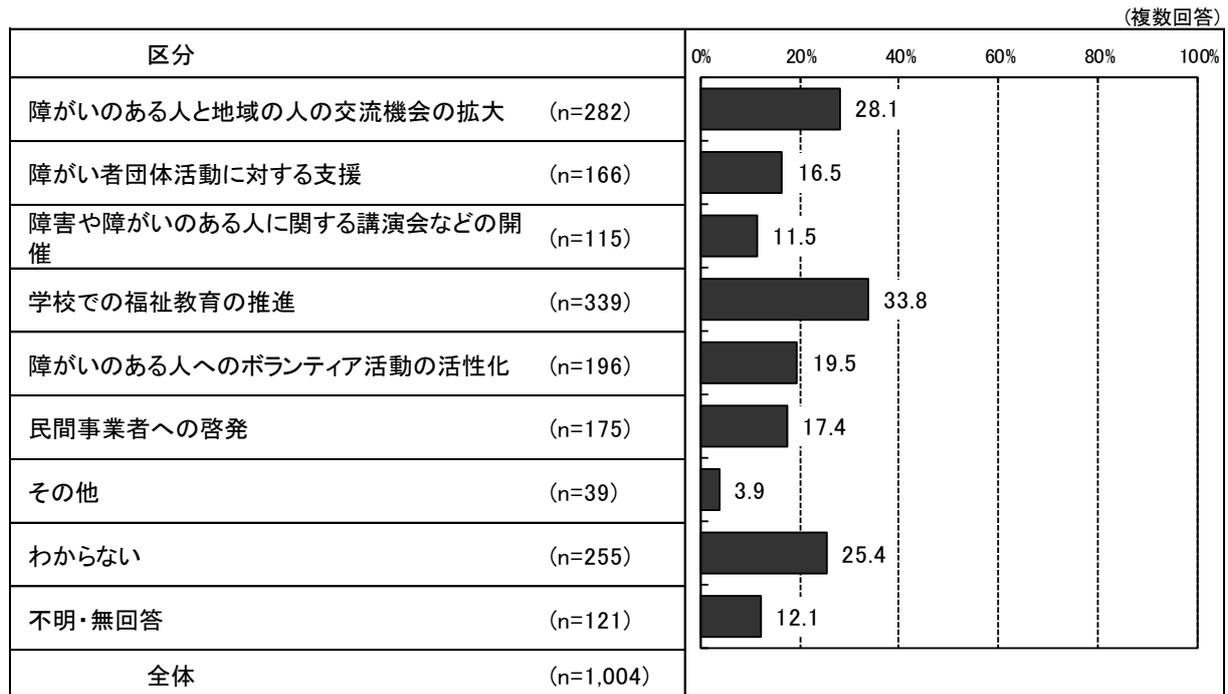
障害の状況別にみると、身体障害、難病(特定疾患)は、「外出先」が最も多く、その他の障害は「学校・職場」が最も多くなっています。

問 33 あなたは、10年前と比べて地域の障がいのある人に対する理解が深まったと思いますか。
(いずれか1つに○)



「わからない」が 39.8%で最も多く、「あまり深まっていない」(16.2%)、「やや深まっている」(14.3%)がつづいています。

問 34 あなたは、障がいのある人に対する理解を深めるためには何が必要だと思いますか。
(必要だと思うものすべてに○)



「学校での福祉教育の推進」が 33.8%で最も多く、「障がいのある人と地域の人との交流機会の拡大」(28.1%)、「わからない」(25.4%)がつづいています。

問 35 あなたは、成年後見制度についてご存じですか。(いずれか1つに○)

区分		0%	20%	40%	60%	80%	100%
名前も内容も知っている	(n=226)	22.5					
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	(n=357)	35.6					
名前も内容も知らない	(n=341)	34.0					
不明・無回答	(n=80)	8.0					
全体	(n=1,004)						

「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が35.6%で最も多く、「名前も内容も知らない」(34.0%)、「名前も内容も知っている」(22.5%)がづづいています。

		合計	名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない	不明・無回答
全体		1004	22.5%	35.6%	34.0%	8.0%
性別	男性	531	23.5%	36.2%	31.8%	8.5%
	女性	457	21.2%	34.4%	36.8%	7.7%
年齢	0～17歳	134	14.2%	32.8%	51.5%	1.5%
	18～39歳	186	22.0%	34.9%	35.5%	7.5%
	40～64歳	316	23.4%	33.5%	35.8%	7.3%
	65歳以上	350	24.9%	38.3%	25.4%	11.4%
障害の状況	身体障害	436	25.7%	40.8%	25.7%	7.8%
	知的障害	281	24.6%	28.1%	39.9%	7.5%
	精神障害	283	18.7%	35.0%	39.6%	6.7%
	発達障害	129	17.1%	36.4%	41.9%	4.7%
	難病(特定疾患)	48	27.1%	37.5%	25.0%	10.4%
	高次脳機能障害	25	24.0%	32.0%	28.0%	16.0%

性別にみると、男性は「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」、女性は「名前も内容も知らない」が最も多くなっています。

年齢別にみると、0～17歳、18～39歳、40～64歳までは「名前も内容も知らない」が最も多く、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」がづづいています。65歳以上は「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が最も多く、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」がづづいています。

障害の状況別にみると、身体障害、難病(特定疾患)、高次脳機能障害は「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が最も多く、その他の障害は「名前も内容も知らない」が最も多くなっています。

9. 災害時の避難などについて

問 36 あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。(いずれか1つに○)

区分	0%	20%	40%	60%	80%	100%
できる (n=303)	30.2					
できない (n=414)	41.2					
わからない (n=235)	23.4					
不明・無回答 (n=52)	5.2					
全体 (n=1,004)						

「できない」が41.2%で最も多く、「できる」(30.2%)、「わからない」(23.4%)がつづいています。

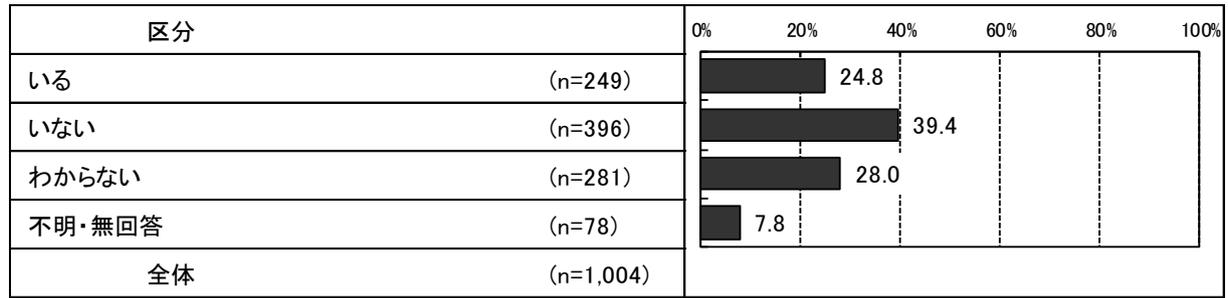
		合計	できる	できない	わからない	不明・無回答
全体		1004	30.2%	41.2%	23.4%	5.2%
性別	男性	531	34.8%	39.0%	20.7%	5.5%
	女性	457	24.7%	44.0%	26.3%	5.0%
年齢	0～17歳	134	10.4%	70.1%	17.2%	2.2%
	18～39歳	186	25.8%	39.8%	28.5%	5.9%
	40～64歳	316	39.9%	28.2%	26.9%	5.1%
	65歳以上	350	31.4%	43.1%	19.7%	5.7%
障害の状況	身体障害	436	31.2%	43.1%	20.4%	5.3%
	知的障害	281	13.2%	60.9%	20.6%	5.3%
	精神障害	283	39.9%	29.7%	25.8%	4.6%
	発達障害	129	17.8%	55.0%	24.0%	3.1%
	難病(特定疾患)	48	16.7%	64.6%	18.8%	0.0%
	高次脳機能障害	25	16.0%	64.0%	8.0%	12.0%

性別にみると、男女ともに「できない」が多く、男性は「できる」、女性は「わからない」がつづいています。

年齢別にみると、40～64歳は「できる」がもっと多くなっています。また、0～17歳、18～39歳、65歳以上は「できない」が最も多くなっており、特に、0～17歳は70%台となっています。

障害の状況別にみると、精神障害は「できる」が最も多くなっており、その他の障害は「できない」が最も多くなっています。

問 37 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。
(いずれか1つに○)



「いない」が39.4%で最も多く、「わからない」(28.0%)、「いる」(24.8%)がつづいています。

		合計	いる	いない	わからない	不明・無回答
全体		1004	24.8%	39.4%	28.0%	7.8%
性別	男性	531	21.7%	40.9%	28.8%	8.7%
	女性	457	28.9%	38.1%	27.4%	5.7%
年齢	0～17歳	134	20.9%	50.7%	27.6%	0.7%
	18～39歳	186	19.9%	45.2%	30.1%	4.8%
	40～64歳	316	21.2%	43.0%	28.5%	7.3%
	65歳以上	350	32.6%	29.4%	26.9%	11.1%
障害の状況	身体障害	436	30.7%	33.7%	28.2%	7.3%
	知的障害	281	18.5%	45.2%	29.9%	6.4%
	精神障害	283	18.7%	46.6%	26.1%	8.5%
	発達障害	129	14.0%	50.4%	34.1%	1.6%
	難病(特定疾患)	48	29.2%	45.8%	16.7%	8.3%
高次脳機能障害	25	32.0%	36.0%	12.0%	20.0%	

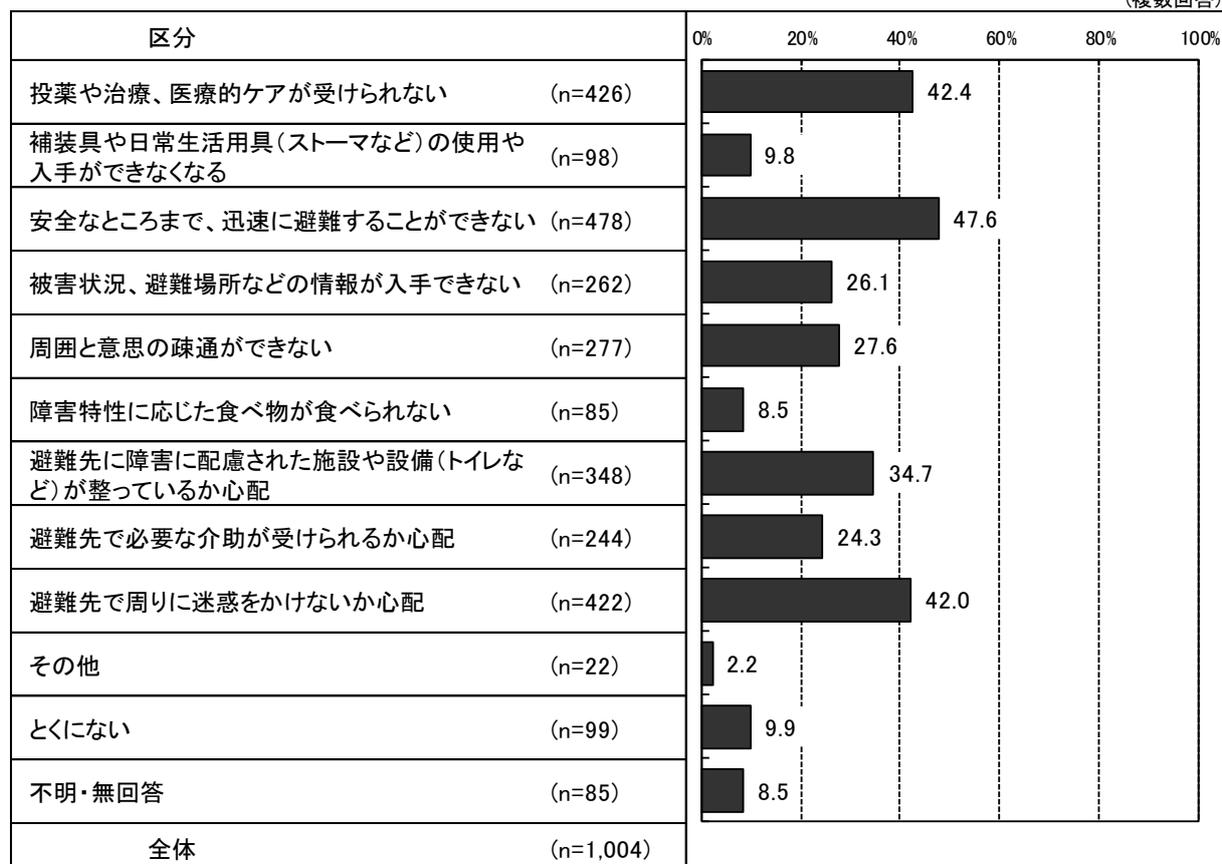
性別にみると、男女ともに「いない」が最も多くなっています。

年齢別にみると、65歳以上は「いる」が最も多く、その他の年齢は「いない」が最も多くなっています。

障害の状況別にみると、すべてにおいて「いない」が最も多くなっています。特に発達障害は、50%台となっています。

問 38 あなたが火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「安全なところまで、迅速に避難することができない」が47.6%で最も多く、「投薬や治療、医療的ケアが受けられない」(42.4%)、「避難先で周りに迷惑をかけないか心配」(42.0%)がつづいています。

		合計	投薬や治療、医療的ケアが受けられない	補装具や日常生活用具（ストーマなど）の使用や入手がなくなる	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲と意思の疎通ができない	障害特性に応じた食べ物が食べられない
全体		1004	42.4%	9.8%	47.6%	26.1%	27.6%	8.5%
性別	男性	531	38.8%	10.0%	40.5%	24.3%	30.9%	9.8%
	女性	457	47.3%	9.4%	55.8%	28.4%	23.9%	7.0%
年齢	0～17歳	134	24.6%	6.7%	59.0%	35.8%	49.3%	19.4%
	18～39歳	186	40.9%	8.6%	45.2%	40.3%	41.9%	8.6%
	40～64歳	316	49.7%	8.9%	40.5%	22.5%	22.2%	5.1%
	65歳以上	350	44.9%	12.6%	51.4%	18.9%	17.1%	7.7%

		合計	避難先に障害に配慮された施設や設備（トイレなど）が整っているか心配	避難先で必要な介助が受けられるか心配	避難先で周りに迷惑をかけるか心配	その他	とくにない	不明・無回答
全体		1004	34.7%	24.3%	42.0%	2.2%	9.9%	8.5%
性別	男性	531	29.9%	22.0%	42.0%	1.7%	12.8%	9.4%
	女性	457	39.6%	27.4%	42.2%	2.6%	6.8%	6.8%
年齢	0～17歳	134	26.9%	24.6%	59.7%	3.0%	8.2%	2.2%
	18～39歳	186	28.0%	23.7%	44.6%	3.8%	12.4%	5.4%
	40～64歳	316	31.3%	20.9%	39.9%	1.6%	8.5%	8.9%
	65歳以上	350	44.0%	28.6%	36.6%	1.4%	10.3%	11.1%

性別にみると、男性は「避難先で周りに迷惑をかけるか心配」、女性は「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も多くなっています。また、「安全なところまで、迅速に避難することができない」は女性のほうが男性より15.3%回答割合が高くなっています。

年齢別にみると、0～17歳は「避難先で周りに迷惑をかけるか心配」、18～39歳、65歳以上は「安全なところまで迅速に避難することができない」、40～64歳は「投薬や治療、医療的ケアが受けられない」がそれぞれ最も多くなっています。「投薬や治療、医療的ケアが受けられない」は0～17歳のみ20%台と回答割合が低くなっています。「周囲と意思の疎通ができない」は39歳以下は40%台と40歳以上よりも回答割合が高くなっています。

	合計	投薬や治療、医療的ケアが受けられない	補装具や日常生活用具（ストーマなど）の使用や入手がなくなる	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲と意思の疎通ができない	障害特性に応じた食べ物が食べられない	
全体	1004	42.4%	9.8%	47.6%	26.1%	27.6%	8.5%	
障害の状況	身体障害	436	45.6%	17.0%	55.5%	21.3%	19.5%	10.6%
	知的障害	281	32.7%	8.5%	58.4%	40.6%	49.5%	12.8%
	精神障害	283	60.8%	7.4%	35.7%	24.0%	24.7%	6.4%
	発達障害	129	23.3%	3.9%	51.9%	34.9%	52.7%	11.6%
	難病（特定疾患）	48	66.7%	18.8%	62.5%	20.8%	25.0%	18.8%
	高次脳機能障害	25	56.0%	20.0%	64.0%	32.0%	36.0%	8.0%

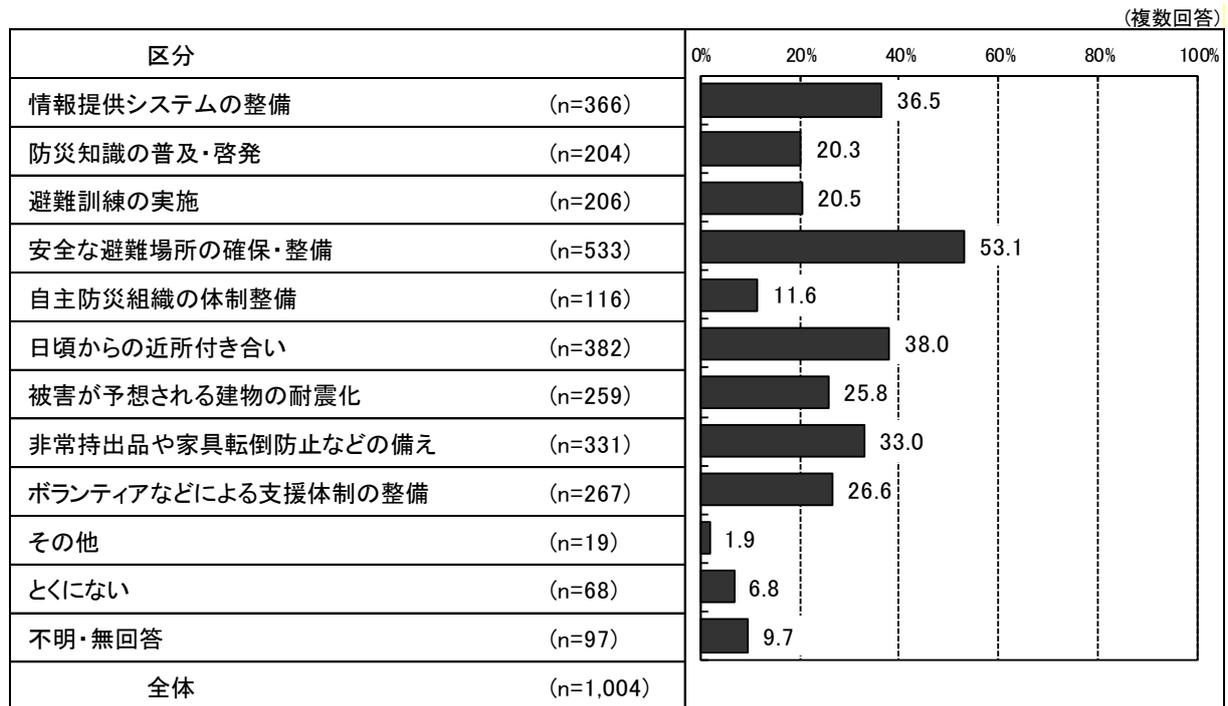
	合計	避難先に障害に配慮された施設や設備（トイレなど）が整っているか心配	避難先で必要な介助が受けられるか心配	避難先で周りに迷惑をかけるか心配	その他	とくにない	不明・無回答	
全体	1004	34.7%	24.3%	42.0%	2.2%	9.9%	8.5%	
障害の状況	身体障害	436	48.2%	29.8%	40.1%	1.1%	9.6%	6.0%
	知的障害	281	34.5%	34.2%	52.0%	2.1%	7.5%	8.2%
	精神障害	283	24.0%	20.1%	39.9%	3.5%	9.2%	9.9%
	発達障害	129	24.8%	22.5%	64.3%	4.7%	7.8%	3.1%
	難病（特定疾患）	48	52.1%	41.7%	45.8%	2.1%	4.2%	10.4%
	高次脳機能障害	25	40.0%	40.0%	40.0%	0.0%	4.0%	20.0%

障害の状況別にみると、身体障害、知的障害、高次脳機能障害は「安全なところまで、迅速に避難することができない」、精神障害、難病（特定疾患）は「投薬や治療、医療的ケアが受けられない」、発達障害は「避難先で周りに迷惑をかけるか心配」がそれぞれ最も多くなっています。

知的障害、発達障害は「周囲と意思の疎通ができない」がその他の障害よりも回答割合が高くなっています。

身体障害、難病（特定疾患）、高次脳機能障害は「避難先に障害に配慮された施設や設備（トイレなど）が整っているか心配」がその他の障害よりも回答割合が高くなっています。

問 39 あなたは、大規模災害などの緊急時のために必要な対策は何だと思えますか。
 (あてはまるものすべてに○)



「安全な避難場所の確保・整備」が 53.1%で最も多く、「日頃からの近所付き合い」(38.0%)、「情報提供システムの整備」(36.5%)がつづいています。

		合計	情報提供システムの整備	防災知識の普及・啓発	避難訓練の実施	安全な避難場所の確保・整備	自主防災組織の体制整備	日頃からの近所付き合い
性別	全体	1004	36.5%	20.3%	20.5%	53.1%	11.6%	38.0%
	男性	531	39.9%	21.3%	20.9%	51.0%	12.1%	36.9%
	女性	457	32.4%	18.8%	19.9%	55.6%	10.9%	40.3%
年齢	0～17歳	134	44.0%	31.3%	34.3%	58.2%	14.9%	41.0%
	18～39歳	186	36.0%	17.7%	20.4%	56.5%	11.8%	39.8%
	40～64歳	316	35.8%	23.7%	22.2%	49.7%	12.0%	39.9%
	65歳以上	350	34.6%	14.3%	13.7%	52.6%	10.0%	35.4%
障害の状況	身体障害	436	39.4%	19.5%	16.3%	55.7%	12.2%	39.2%
	知的障害	281	31.7%	20.6%	27.4%	55.2%	13.2%	40.6%
	精神障害	283	35.7%	22.6%	19.4%	48.1%	12.0%	36.0%
	発達障害	129	42.6%	24.0%	27.9%	54.3%	10.1%	41.9%
	難病（特定疾患）	48	37.5%	25.0%	25.0%	56.3%	12.5%	31.3%
	高次脳機能障害	25	52.0%	32.0%	28.0%	64.0%	28.0%	32.0%

		合計	被害が予想される建物の耐震化	非常持出品や家具転倒防止などの備え	ボランティアなどによる支援体制の整備	その他	とくにな	不明・無回答
性別	全体	1004	25.8%	33.0%	26.6%	1.9%	6.8%	9.7%
	男性	531	25.2%	32.0%	26.2%	1.3%	6.8%	10.7%
	女性	457	26.5%	34.1%	26.9%	2.6%	5.9%	8.1%
年齢	0～17歳	134	32.8%	39.6%	38.8%	1.5%	2.2%	5.2%
	18～39歳	186	23.7%	32.3%	31.7%	1.6%	8.1%	7.0%
	40～64歳	316	28.2%	32.0%	26.3%	2.8%	5.1%	9.5%
	65歳以上	350	22.3%	32.3%	18.9%	1.4%	8.3%	12.3%
障害の状況	身体障害	436	23.6%	35.6%	22.5%	1.6%	5.7%	9.9%
	知的障害	281	23.1%	29.9%	36.7%	2.5%	3.9%	10.0%
	精神障害	283	29.3%	31.8%	27.2%	3.5%	8.8%	9.2%
	発達障害	129	34.1%	37.2%	38.0%	1.6%	1.6%	7.0%
	難病（特定疾患）	48	27.1%	33.3%	20.8%	2.1%	4.2%	16.7%
	高次脳機能障害	25	32.0%	52.0%	24.0%	0.0%	4.0%	20.0%

性別にみると、男女ともに「安全な避難場所の確保・整備」が最も多くなっています。

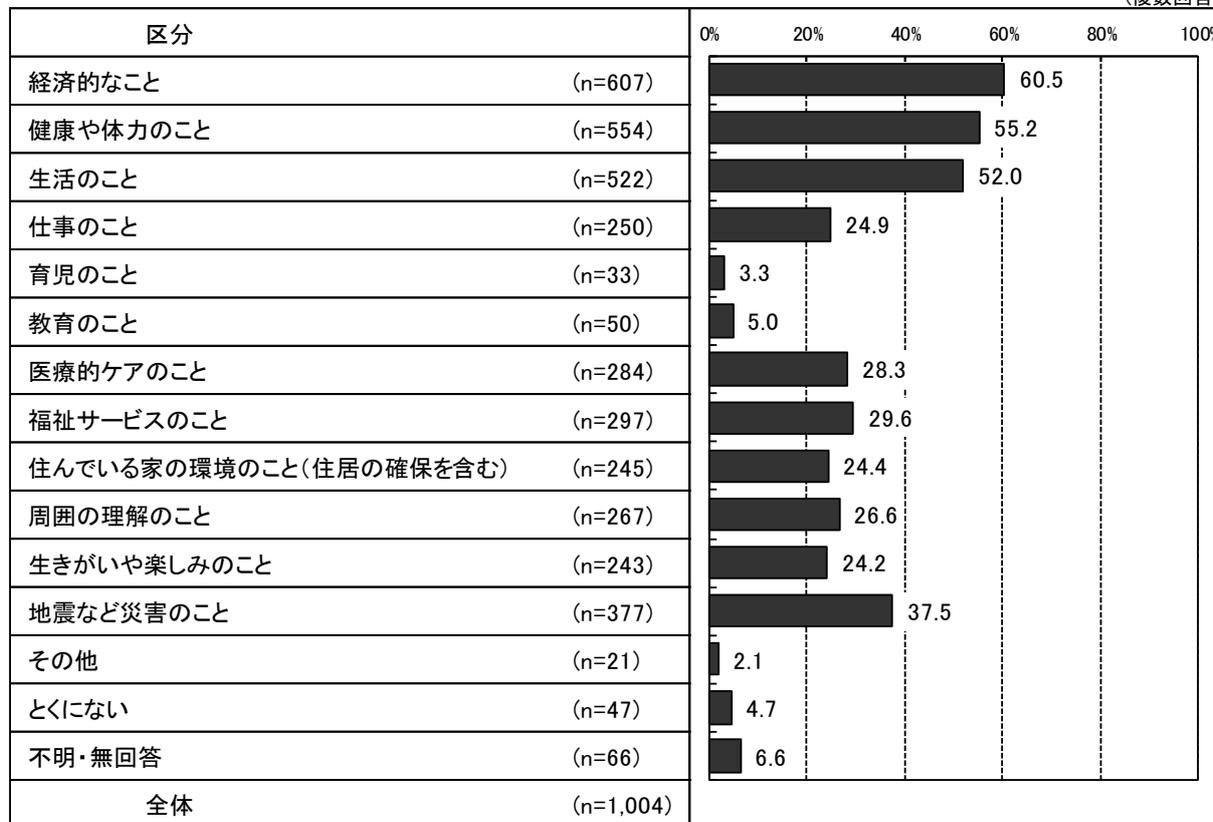
年齢別にみると、0～17歳はすべての項目においてその他の年齢に比べ回答割合が高くなっています。また、ボランティアなどによる支援体制の整備」は年齢が低くなるにつれて回答割合が高くなっています。

障害の状況別にみると、すべての障害において「安全な避難場所の確保・整備」が最も多くなっていますが、高次脳機能障害は60%台、精神障害は40%台と差がみられます。そのほか、高次脳機能障害は「情報提供システムの整備」「非常持出品や家具転倒防止などの備え」が50%台とその他の障害よりも回答割合が高くなっています。

10. 相談について

問 40 あなたが将来について不安に思うことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「経済的なこと」が 60.5%で最も多く、「健康や体力のこと」(55.2%)、「生活のこと」(52.0%)がつづいています。

		合計	経済的なこと	健康や体力のこと	生活のこと	仕事のこと	育児のこと	教育のこと	医療的ケアのこと	福祉サービスのこと
全体		1004	60.5%	55.2%	52.0%	24.9%	3.3%	5.0%	28.3%	29.6%
性別	男性	531	61.2%	52.5%	52.7%	29.6%	2.6%	5.8%	28.2%	29.2%
	女性	457	60.0%	59.1%	51.6%	19.9%	4.2%	4.2%	27.8%	30.0%
年齢	0～17歳	134	72.4%	28.4%	70.9%	67.2%	10.4%	26.9%	18.7%	40.3%
	18～39歳	186	73.7%	45.2%	59.1%	42.5%	5.4%	3.8%	24.2%	33.3%
	40～64歳	316	67.7%	59.5%	53.8%	24.7%	2.5%	1.9%	27.8%	29.4%
	65歳以上	350	42.9%	68.3%	40.0%	0.3%	0.3%	0.3%	34.3%	23.7%
障害の状況	身体障害	436	49.3%	70.2%	45.2%	7.6%	1.6%	2.3%	35.3%	29.1%
	知的障害	281	66.9%	43.8%	61.9%	36.7%	4.6%	8.2%	26.7%	41.6%
	精神障害	283	73.9%	52.7%	54.8%	31.1%	1.8%	2.5%	31.1%	26.5%
	発達障害	129	73.6%	31.0%	69.8%	65.9%	8.5%	19.4%	18.6%	27.9%
	難病（特定疾患） 高次脳機能障害	48 25	56.3% 60.0%	66.7% 60.0%	43.8% 64.0%	14.6% 24.0%	0.0% 4.0%	2.1% 4.0%	39.6% 36.0%	29.2% 48.0%

		合計	住んでいる家の環境のこと	周囲の理解のこと	生きがいや楽しみのこと	地震など災害のこと	その他	とくにな	不明・無回答
全体		1004	24.4%	26.6%	24.2%	37.5%	2.1%	4.7%	6.6%
性別	男性	531	22.6%	28.6%	24.7%	36.9%	2.3%	4.7%	6.8%
	女性	457	26.0%	23.9%	23.9%	38.3%	2.0%	4.4%	5.9%
年齢	0～17歳	134	32.1%	58.2%	34.3%	36.6%	0.7%	2.2%	2.2%
	18～39歳	186	33.3%	40.9%	31.2%	37.6%	2.7%	4.3%	4.3%
	40～64歳	316	27.2%	25.3%	25.3%	35.8%	3.5%	3.5%	6.3%
	65歳以上	350	14.3%	8.0%	16.0%	40.0%	1.1%	6.6%	8.9%
障害の状況	身体障害	436	18.1%	13.5%	19.5%	42.9%	1.1%	5.0%	6.0%
	知的障害	281	31.3%	43.4%	25.3%	41.3%	3.2%	2.1%	5.7%
	精神障害	283	29.0%	27.2%	30.4%	30.0%	3.5%	4.6%	7.4%
	発達障害	129	34.1%	55.0%	32.6%	35.7%	5.4%	1.6%	2.3%
	難病（特定疾患） 高次脳機能障害	48 25	25.0% 24.0%	20.8% 32.0%	20.8% 24.0%	50.0% 44.0%	4.2% 0.0%	0.0% 8.0%	10.4% 12.0%

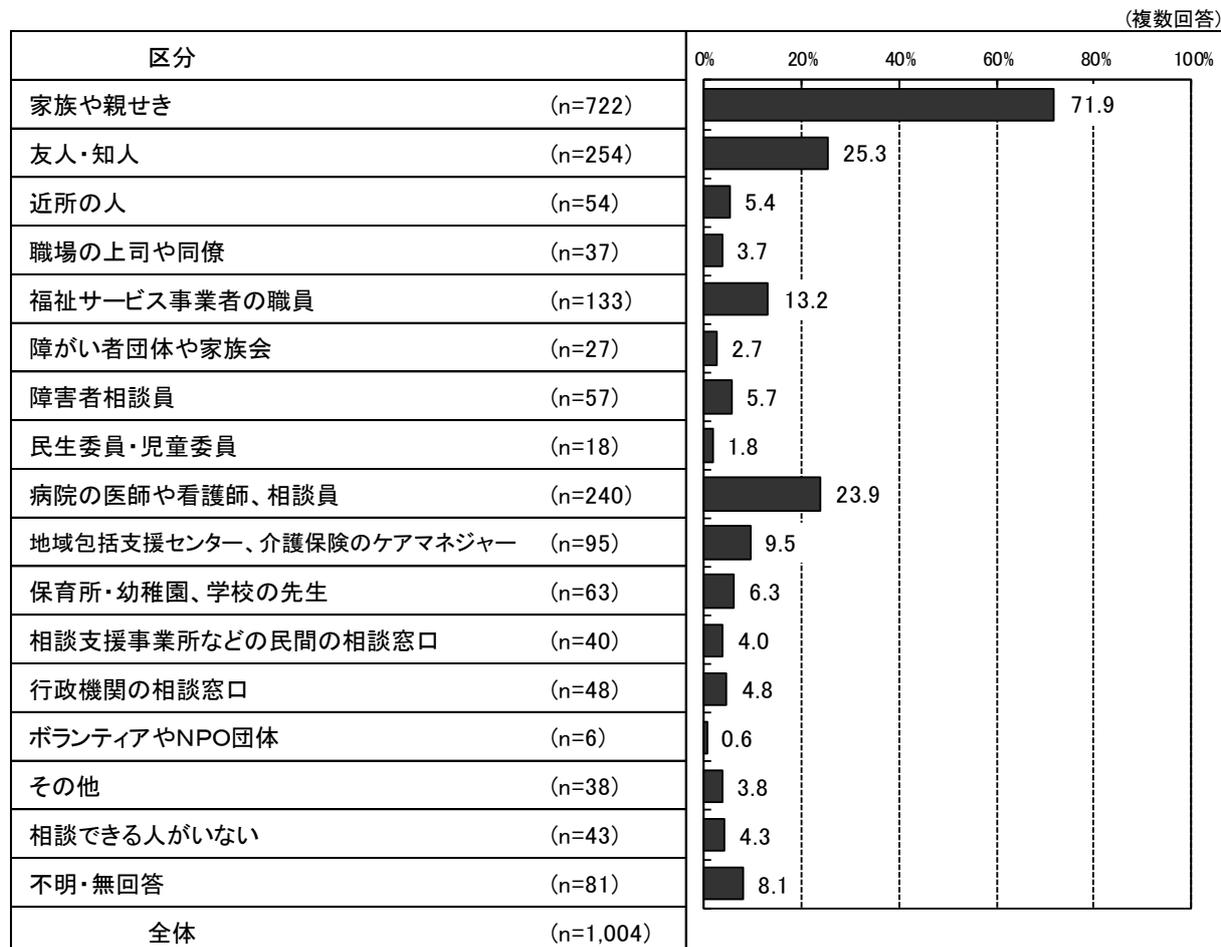
性別にみると、男女ともに「経済的なこと」が最も多くなっています。

年齢別にみると、64歳以下は「経済的なこと」、65歳以上は「健康や体力のこと」がそれぞれ最も多くなっています。また、0～17歳は「生活のこと」「仕事のこと」「教育のこと」「周囲の理解のこと」がその他の年齢よりも回答割合が高くなっています。

障害の状況別にみると、身体障害、難病（特定疾患）は「健康や体力のこと」、知的障害、精神障害、発達障害は「経済的なこと」、高次脳機能障害は「生活のこと」がそれぞれ最も多くなっています。

問 41 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

(あてはまるものすべてに○)



「家族や親せき」が71.9%で最も多く、「友人・知人」(25.3%)、「病院の医師や看護師、相談員」(23.9%)がつづいています。

問 42 あなたが相談する上で困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)

区分	0%	20%	40%	60%	80%	100%
どこ(誰)に相談していいかわからない (n=177)	17.6					
身近なところに相談できるところがない (n=130)	12.9					
相談内容ごとに違う窓口を案内される (n=70)	7.0					
相談しても満足いく回答がもらえない (n=141)	14.0					
プライバシー保護に不安がある (n=102)	10.2					
夜間や休日などに相談するところがない (n=113)	11.3					
悩みや困ったことをうまく伝えられない (n=274)	27.3					
その他 (n=21)	2.1					
とくにない (n=304)	30.3					
不明・無回答 (n=160)	15.9					
全体 (n=1,004)						

「とくにない」が30.3%で最も多く、「悩みや困ったことをうまく伝えられない」(27.3%)、「どこ(誰)に相談していいかわからない」(17.6%)がづづいています。

	合計	どこ(誰)に相談していいかわからない	身近なところに相談できるところがない	相談内容ごとに違う窓口を案内される	相談しても満足いく回答がもらえない	プライバシー保護に不安がある	夜間や休日などに相談するところがない	悩みや困ったことをうまく伝えられない	その他	とくにない	不明・無回答
全体	1004	17.6	12.9	7.0	14.0	10.2	11.3	27.3	2.1	30.3	15.9
性別											
男性	531	16.9	13.9	7.7	14.9	9.6	12.2	29.2	2.1	29.0	15.3
女性	457	18.8	11.4	6.1	13.1	10.9	9.8	25.4	2.0	31.7	16.4
年齢											
0~17歳	134	23.1	15.7	11.2	20.1	6.7	11.2	46.3	1.5	20.9	8.2
18~39歳	186	17.2	11.8	9.1	15.1	11.8	12.4	41.9	1.6	25.8	12.9
40~64歳	316	20.3	15.8	6.3	14.2	13.0	13.3	27.5	2.5	27.5	13.3
65歳以上	350	14.0	9.7	4.9	10.9	8.3	8.6	12.6	2.0	38.3	22.3
障害の状況											
身体障害	436	15.6	10.6	6.2	11.7	7.8	9.9	17.2	1.8	38.3	16.7
知的障害	281	20.6	12.1	8.2	12.8	9.3	12.8	45.6	1.8	21.0	13.9
精神障害	283	20.1	19.1	9.2	19.4	18.4	17.3	31.1	3.2	22.6	14.8
発達障害	129	18.6	17.1	7.8	20.2	6.2	7.0	51.9	3.1	17.8	7.8
難病(特定疾患)	48	16.7	8.3	4.2	16.7	2.1	10.4	10.4	6.3	25.0	27.1
高次脳機能障害	25	16.0	16.0	12.0	20.0	16.0	24.0	36.0	4.0	16.0	20.0

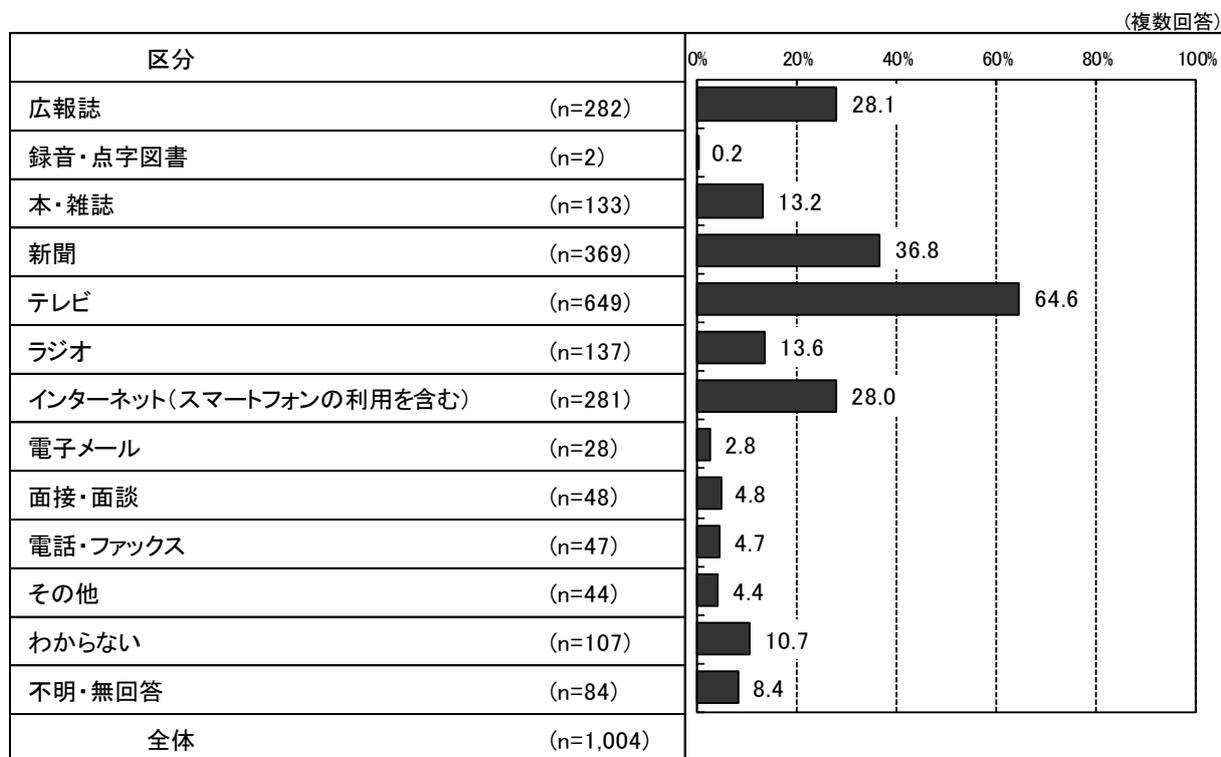
性別にみると、男性は「悩みや困ったことをうまく伝えられない」、女性は「とくにない」が最も多くなっています。

年齢別にみると、39歳以下は「悩みや困ったことをうまく伝えられない」、40~64歳は「悩みや困ったことをうまく伝えられない」と「とくにない」、65歳以上は「とくにない」がそれぞれ最も多くなっています。

障害の状況別にみると、身体障害、難病(特定疾患)は「とくにない」、その他の障害では「悩みや困ったことをうまく伝えられない」がそれぞれ最も多くなっています。

11. 情報・意思疎通について

問 43 あなたは、生活する上での情報を、何で知ることが多いですか。
(あてはまるものすべてに○)



「テレビ」が64.6%で最も多く、「新聞」(36.8%)、「広報誌」(28.1%)がつづいています。

		合計	広報誌	録音・点 字図書	本・雑誌	新聞	テレビ	ラジオ	インター ネット (スマー トフォンの 利用を 含む)
全体		1004	28.1%	0.2%	13.2%	36.8%	64.6%	13.6%	28.0%
性別	男性	531	26.6%	0.2%	11.1%	36.5%	61.2%	12.8%	29.9%
	女性	457	30.2%	0.2%	15.3%	37.2%	68.7%	14.7%	25.8%
年齢	0～17歳	134	17.2%	0.0%	14.2%	15.7%	54.5%	3.0%	43.3%
	18～39歳	186	14.0%	0.0%	11.8%	22.6%	52.7%	8.1%	45.7%
	40～64歳	316	31.3%	0.3%	18.7%	37.3%	69.0%	16.1%	29.4%
	65歳以上	350	37.4%	0.3%	8.0%	52.0%	71.7%	18.3%	11.4%
障害の状況	身体障害	436	38.8%	0.5%	9.9%	50.0%	70.9%	18.3%	22.0%
	知的障害	281	17.8%	0.0%	11.4%	18.5%	54.4%	7.5%	26.7%
	精神障害	283	24.4%	0.0%	18.4%	34.3%	64.3%	14.5%	30.0%
	発達障害	129	16.3%	0.0%	13.2%	19.4%	51.2%	7.0%	44.2%
	難病（特定疾患）	48	37.5%	0.0%	14.6%	20.8%	60.4%	10.4%	33.3%
	高次脳機能障害	25	32.0%	0.0%	16.0%	48.0%	80.0%	4.0%	24.0%

		合計	電子メー ル	面接・面 談	電話・ ファック ス	その他	わからな い	不明・無 回答
全体		1004	2.8%	4.8%	4.7%	4.4%	10.7%	8.4%
性別	男性	531	3.0%	5.5%	3.8%	5.5%	10.4%	9.2%
	女性	457	2.4%	3.7%	5.7%	3.1%	11.2%	7.0%
年齢	0～17歳	134	3.0%	6.7%	3.7%	6.7%	18.7%	7.5%
	18～39歳	186	2.2%	6.5%	3.2%	5.4%	18.8%	7.5%
	40～64歳	316	5.1%	5.1%	6.0%	4.1%	7.3%	7.0%
	65歳以上	350	1.1%	2.9%	4.9%	3.1%	6.6%	9.7%
障害の状況	身体障害	436	2.5%	2.3%	4.4%	3.9%	7.3%	6.2%
	知的障害	281	1.8%	7.5%	2.5%	6.8%	19.2%	10.0%
	精神障害	283	4.2%	7.8%	8.1%	3.9%	10.2%	9.2%
	発達障害	129	3.1%	7.0%	3.1%	7.0%	15.5%	7.8%
	難病（特定疾患）	48	6.3%	0.0%	2.1%	10.4%	4.2%	18.8%
	高次脳機能障害	25	4.0%	4.0%	4.0%	0.0%	0.0%	16.0%

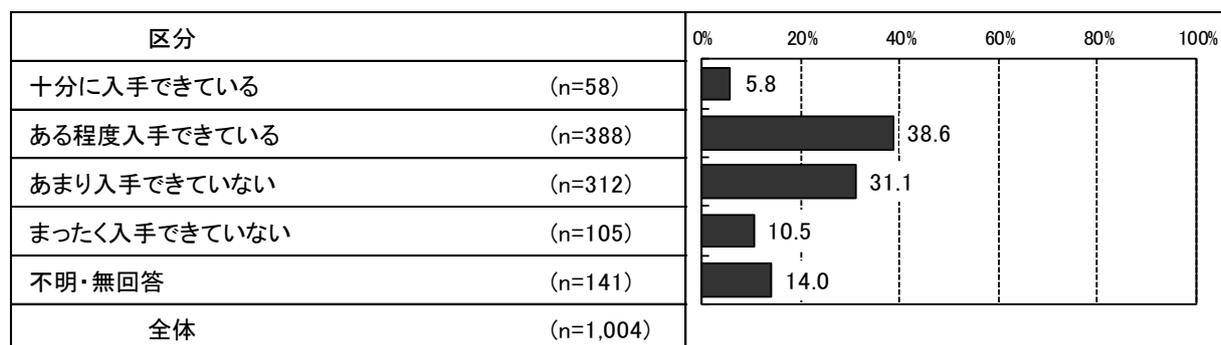
性別にみると、男女ともに「テレビ」が最も多くなっています。

年齢別にみると、どの年齢も「テレビ」が最も多くなっていますが、65歳以上では70%を超えています。「広報誌」は39歳以下は10%台、40歳以上は30%台と差がみられます。「新聞」は年齢が高くなるにつれて回答割合が高くなり、65歳以上では50%を超えています。「インターネット（スマートフォンの利用を含む）」は39歳以下は40%台と40歳以上よりも回答割合が高くなっています。

障害の状況別にみると、すべての障害で「テレビ」が最も多くなっています。「広報誌」は身体障害、難病（特定疾患）、高次脳機能障害で30%台とその他の障害よりも回答割合が高くなっています。「インターネット（スマートフォンの利用を含む）」は発達障害のみ40%台と回答割合が高くなっています。

問 44 あなたは、生活に必要な情報をどれくらい入手できていると思いますか。

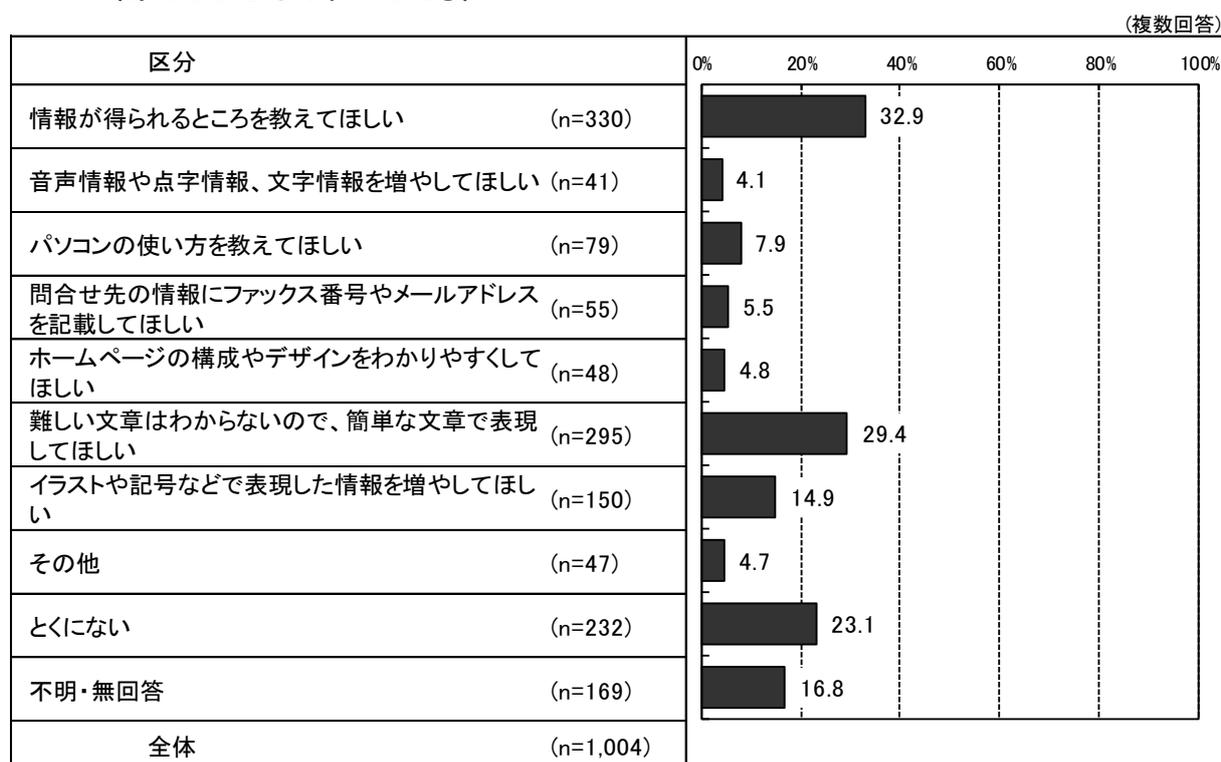
(あてはまるものすべてに○)



「ある程度入手できている」が38.6%で最も多く、「あまり入手できていない」(31.1%)、「まったく入手できていない」(10.5%)がつづいています。

問 45 あなたは、情報の入手について、どのようなことを望みますか。

(あてはまるものすべてに○)



「情報が得られるところを教えてください」が32.9%で最も多く、「難しい文章はわからないので、簡単な文章で表現してほしい」(29.4%)、「とくにない」(23.1%)がつづいています。

		合計	情報が得られるところを教えてください	音声情報や点字情報、文字情報を増やしてほしい	パソコンの使い方を教えてほしい	問合せ先の情報にファックス番号やメールアドレスを記載してほしい	ホームページの構成やデザインをわかりやすくしてほしい
全体		1004	32.9%	4.1%	7.9%	5.5%	4.8%
性別	男性	531	32.8%	3.4%	8.1%	6.8%	6.6%
	女性	457	33.3%	5.0%	7.4%	4.2%	2.8%
年齢	0～17歳	134	41.8%	6.7%	10.4%	6.0%	9.0%
	18～39歳	186	30.1%	3.2%	7.0%	6.5%	5.4%
	40～64歳	316	34.8%	4.7%	12.0%	7.0%	6.0%
	65歳以上	350	29.7%	3.1%	3.4%	3.7%	2.0%
障害の状況	身体障害	436	30.7%	5.5%	5.3%	5.5%	3.9%
	知的障害	281	30.6%	5.0%	8.9%	6.0%	3.9%
	精神障害	283	36.4%	2.8%	13.8%	4.6%	6.7%
	発達障害	129	42.6%	4.7%	9.3%	9.3%	8.5%
	難病（特定疾患）	48	37.5%	8.3%	6.3%	12.5%	4.2%
	高次脳機能障害	25	20.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%

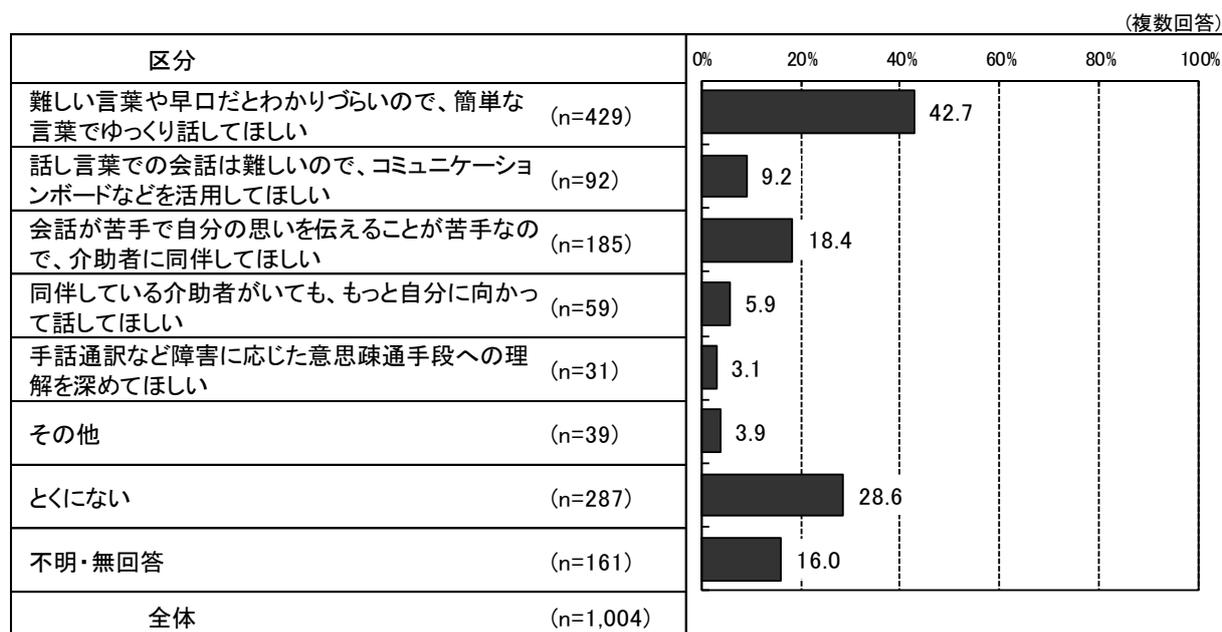
		合計	難しい文章はわからないので、簡単な文章で表現してほしい	イラストや記号などで表現した情報を増やしてほしい	その他	とくにない	不明・無回答
全体		1004	29.4%	14.9%	4.7%	23.1%	16.8%
性別	男性	531	28.1%	14.5%	4.7%	22.6%	17.1%
	女性	457	31.1%	15.3%	4.6%	23.6%	16.2%
年齢	0～17歳	134	44.0%	37.3%	2.2%	15.7%	11.2%
	18～39歳	186	36.0%	19.4%	7.0%	22.0%	14.5%
	40～64歳	316	27.8%	11.4%	5.7%	21.2%	15.5%
	65歳以上	350	22.0%	7.1%	3.4%	28.0%	20.9%
障害の状況	身体障害	436	22.5%	10.1%	2.8%	28.0%	18.3%
	知的障害	281	41.6%	24.2%	5.3%	15.3%	18.5%
	精神障害	283	30.0%	11.0%	7.4%	21.6%	15.2%
	発達障害	129	46.5%	37.2%	4.7%	14.0%	10.9%
	難病（特定疾患）	48	18.8%	4.2%	4.2%	16.7%	27.1%
	高次脳機能障害	25	28.0%	20.0%	8.0%	20.0%	28.0%

性別にみると、男女ともに「情報が得られるところを教えてください」が最も多くなっています。

年齢別にみると、39歳以下は「難しい文章はわからないので、簡単な文章で表現してほしい」、40歳以上は「情報が得られるところを教えてください」がそれぞれ最も多くなっています。また、「難しい文章はわからないので、簡単な文章で表現してほしい」「イラストや記号などで表現した情報を増やしてほしい」は年齢が低くなるにつれて回答割合が高くなっています。

障害の状況別にみると、どの障害も「情報が得られるところを教えてください」「難しい文書はわからないので、簡単な文章で表現してほしい」に回答が集中していますが、発達障害は2つとも40%台とその他の障害より回答割合が高くなっています。また、発達障害は「イラストや記号などで表現した情報を増やしてほしい」が30%台とその他の障害より回答割合が高くなっています。

問 46 あなたは、意思の疎通について、どのようなことを望みますか。
 (あてはまるものすべてに○)



難しい言葉や早口だとわかりづらいので、簡単な言葉でゆっくり話してほしい」が 42.7%で最も多く、「とくにない」(28.6%)、「会話が苦手で自分の思いを伝えることが苦手なので、介助者に同伴してほしい」(18.4%)がつづいています。

	合計	難しい言葉や早口だとわかりづらいので、簡単な言葉でゆっくり話してほしい	話し言葉での会話は難しいので、コミュニケーションボードなどを活用してほしい	会話が苦手で自分の思いを伝えることが苦手なので、介助者に同伴してほしい	同伴している介助者がいても、もっと自分に向かって話してほしい	手話通訳など障害に応じた意思疎通手段への理解を深めてほしい	その他	とくにな	不明・無回答	
全体	1004	42.7%	9.2%	18.4%	5.9%	3.1%	3.9%	28.6%	16.0%	
性別	男性	531	40.9%	11.5%	20.0%	6.0%	3.0%	3.2%	29.4%	15.6%
	女性	457	45.5%	6.8%	16.6%	5.7%	3.3%	4.6%	27.4%	16.2%
年齢	0～17歳	134	56.7%	26.9%	33.6%	6.7%	9.0%	3.7%	12.7%	9.0%
	18～39歳	186	51.1%	11.3%	23.7%	10.8%	4.3%	4.8%	21.5%	13.4%
	40～64歳	316	37.7%	6.0%	18.4%	4.4%	1.9%	5.7%	33.2%	14.6%
	65歳以上	350	38.9%	4.6%	9.7%	4.3%	1.4%	1.7%	33.7%	20.9%
障害の状況	身体障害	436	39.2%	6.4%	8.3%	4.6%	3.4%	3.4%	34.9%	19.0%
	知的障害	281	52.7%	16.4%	34.9%	8.2%	3.9%	5.3%	10.7%	16.0%
	精神障害	283	41.0%	7.1%	18.4%	8.5%	1.4%	4.9%	30.7%	14.1%
	発達障害	129	62.0%	24.8%	37.2%	5.4%	7.0%	6.2%	9.3%	7.0%
	難病（特定疾患）	48	25.0%	4.2%	12.5%	4.2%	4.2%	4.2%	29.2%	29.2%
	高次脳機能障害	25	40.0%	12.0%	24.0%	4.0%	8.0%	4.0%	16.0%	28.0%

性別にみると、男女ともに「難しい言葉や早口だとわかりづらいので、簡単な言葉でゆっくり話してほしい」が最も多くなっています。

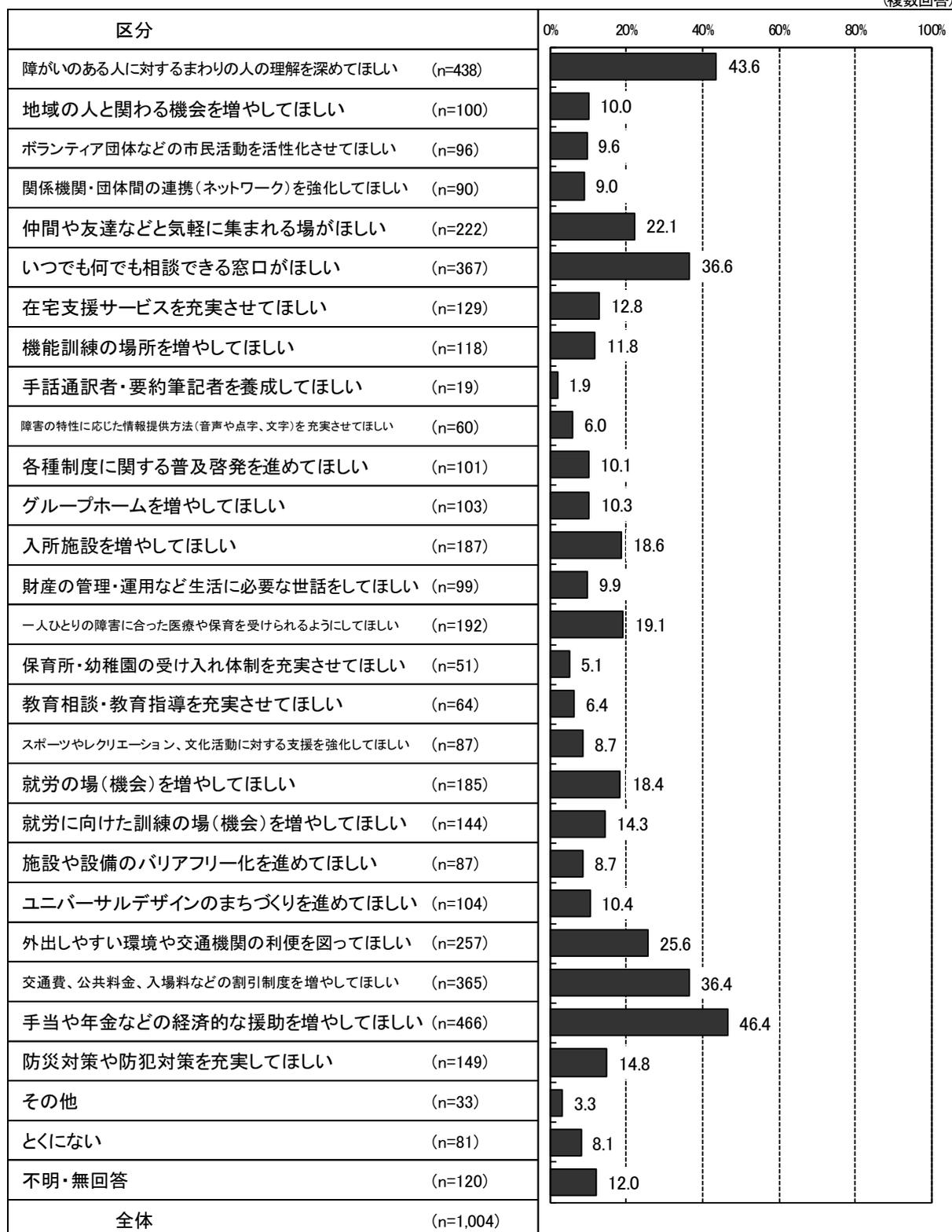
年齢別にみると、どの年齢も「難しい言葉や早口だとわかりづらいので、簡単な言葉でゆっくり話してほしい」が最も多くなっていますが、39歳以下は50%台と半数を超えています。また、0～17歳は「話し言葉での会話は難しいので、コミュニケーションボードなどを活用してほしい」「会話が苦手で自分の思いを伝えることが苦手なので、介助者に同伴してほしい」がその他の年齢よりも回答割合が高くなっています。

障害の状況別にみると、難病（特手疾患）は「とくにな」、その他の障害では「難しい言葉や早口だとわかりづらいので、簡単な言葉でゆっくり話してほしい」がそれぞれ最も多くなっています。また、「難しい言葉や早口だとわかりづらいので、簡単な言葉でゆっくり話してほしい」は知的障害、発達障害で半数を超えています。

12. その他

問47 あなたが、暮らしやすくなるために、特に望むことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「手当や年金などの経済的な援助を増やしてほしい」が46.4%で最も多く、「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」(43.6%)、「いつでも何でも相談できる窓口がほしい」(36.6%)がつづいています。

	合計	障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい	地域の人と関わる機会を増やしてほしい	ボランティア団体などの市民活動を活性化してほしい	関係機関・団体間の連携（ネットワーク）を強化してほしい	仲間や友達などと気軽に集まれる場がほしい	いつでも相談できる窓口がほしい	在宅支援サービスを充実させてほしい	機能訓練の場所を増やしてほしい	手話通訳者・要約筆記者を養成してほしい	障害の特性に応じた情報提供方法（音声や点字、文字）を充実させてほしい	
	全体	1004	43.6	10.0	9.6	9.0	22.1	36.6	12.8	11.8	1.9	6.0
性別	男性	531	46.3	11.7	10.0	10.7	21.1	36.2	10.7	12.1	2.3	8.3
	女性	457	40.5	7.9	9.0	7.0	23.4	37.0	15.5	10.9	1.5	3.1

	合計	各種制度に関する普及啓発を進めてほしい	グループホームを増やしてほしい	入所施設を増やしてほしい	財産の管理・運用など生活に必要な世話をしてほしい	一人ひとりの障害に合った医療や保育を受けられるようにしてほしい	保育所・幼稚園の受け入れ体制を充実させてほしい	教育相談・教育指導を充実させてほしい	スポーツやレクリエーション、文化活動に対する支援を強化してほしい	就労の場（機会）を増やしてほしい	就労に向けた訓練の場（機会）を増やしてほしい	
	全体	1004	10.1	10.3	18.6	9.9	19.1	5.1	6.4	8.7	18.4	14.3
性別	男性	531	12.1	11.9	18.8	10.7	19.2	6.6	7.9	10.4	19.8	16.8
	女性	457	7.7	8.5	19.0	8.5	19.3	3.5	4.6	6.1	17.3	11.8

	合計	施設や設備のバリアフリー化を進めてほしい	ユニバーサルデザインを推進してほしい	外出しやすさや交通機関の利便を図ってほしい	交通費、公共料金、入場料などの割引制度を増やしてほしい	手当や年金などの経済的な援助を増やしてほしい	防災対策や防犯対策を充実してほしい	その他	とくにな	不明・無回答	
	全体	1004	8.7	10.4	25.6	36.4	46.4	14.8	3.3	8.1	12.0
性別	男性	531	7.7	11.1	24.9	36.2	46.7	14.5	4.0	8.3	10.4
	女性	457	9.8	9.6	26.0	36.1	46.2	14.9	2.6	7.4	13.3

性別にみると、男女ともに「手当や年金などの経済的な援助を増やしてほしい」が最も多くなっています。

	合計	障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい	地域の人と関わる機会を増やしてほしい	ボランティア団体などの市民活動を活性化してほしい	関係機関・団体間の連携（ネットワーク）を強化してほしい	仲間や友達などと気軽に集まれる場がほしい	いつでも相談できる窓口がほしい	在宅支援サービスを充実させてほしい	機能訓練の場所を増やしてほしい	手話通訳者・要約筆記者を養成してほしい	障害の特性に応じた情報提供方法（音声や点字、文字）を充実させてほしい	
全体	1004	43.6	10.0	9.6	9.0	22.1	36.6	12.8	11.8	1.9	6.0	
年齢	0～17歳	134	68.7	19.4	15.7	16.4	39.6	41.8	14.2	29.1	5.2	11.2
	18～39歳	186	59.7	13.4	12.9	11.3	29.6	42.5	8.1	11.3	2.2	6.5
	40～64歳	316	44.9	9.5	8.2	8.9	20.3	39.2	10.4	10.1	2.5	5.4
	65歳以上	350	24.6	5.1	6.6	5.4	14.0	29.7	17.4	6.6	0.0	4.0

	合計	各種制度に関する普及啓発を進めてほしい	グループホームを増やしてほしい	入所施設を増やしてほしい	財産の管理・運用など生活に必要な世話をしてほしい	一人ひとりの障害に合った医療や保育を受けられるようにしてほしい	保育所・幼稚園の受け入れ体制を充実させてほしい	教育相談・教育指導を充実させてほしい	スポーツやレクリエーション、文化活動に対する支援を強化してほしい	就労の場（機会）を増やしてほしい	就労に向けた訓練（機会）を増やしてほしい	
全体	1004	10.1	10.3	18.6	9.9	19.1	5.1	6.4	8.7	18.4	14.3	
年齢	0～17歳	134	16.4	13.4	20.1	21.6	44.8	25.4	35.8	15.7	39.6	38.8
	18～39歳	186	15.1	22.6	23.1	18.3	21.0	2.7	3.8	14.0	36.0	23.1
	40～64歳	316	10.1	9.5	18.4	7.3	17.1	3.2	2.2	6.0	17.7	13.3
	65歳以上	350	5.4	3.4	16.6	2.6	10.9	0.6	0.3	5.1	2.3	1.7

	合計	施設や設備のバリアフリー化を進めてほしい	ユニバーサルデザインのまちづくりを進めてほしい	外出しやすさや環境や交通機関の利便を図ってほしい	交通費、公共料金、入場料などの割引制度を増やしてほしい	手当や年金などの経済的な援助を増やしてほしい	防災対策や防犯対策を充実してほしい	その他	とくにな	不明・無回答	
全体	1004	8.7	10.4	25.6	36.4	46.4	14.8	3.3	8.1	12.0	
年齢	0～17歳	134	10.4	15.7	32.8	43.3	50.0	20.1	0.7	4.5	3.0
	18～39歳	186	7.0	12.4	25.8	42.5	55.9	18.8	4.3	7.5	5.9
	40～64歳	316	7.6	9.8	20.3	38.6	51.6	11.4	4.7	6.0	12.3
	65歳以上	350	9.7	7.7	27.1	27.7	35.7	14.0	2.6	11.1	17.4

年齢別にみると、39歳以下は「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」、40歳以上は「手当や年金などの経済的な援助を増やしてほしい」がそれぞれ最も多くなっています。また、0～17歳は「一人ひとりの障害に合った医療や保育を受けられるようにしてほしい」「保育所・幼稚園の受け入れ体制を充実させてほしい」「教育相談・教育指導を充実させてほしい」の3つがその他の年齢より特に回答割合が高くなっています。

	合計	障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい	地域の人と関わる機会を増やしてほしい	ボランティア団体などの市民活動を活性化してほしい	関係機関・団体間の連携（ネットワーク）を強化してほしい	仲間や友達などと気軽に集まれる場がほしい	いつでも何でも相談できる窓口がほしい	在宅支援サービスを充実させてほしい	機能訓練の場所を増やしてほしい	手話通訳者・要約筆記者を養成してほしい	障害の特性に応じた情報提供方法（音声や点字、文字）を充実させてほしい	
全体	1004	43.6	10.0	9.6	9.0	22.1	36.6	12.8	11.8	1.9	6.0	
障害の状況	身体障害	436	30.5	7.1	7.1	6.4	14.2	29.8	16.5	10.6	2.8	5.7
	知的障害	281	54.8	13.9	13.2	10.7	29.5	40.2	11.7	13.9	1.8	8.5
	精神障害	283	49.1	12.4	9.9	11.0	23.0	42.4	12.0	10.6	1.4	4.2
	発達障害	129	65.9	14.7	11.6	14.0	38.0	44.2	5.4	21.7	3.1	9.3
	難病（特定疾患）	48	37.5	14.6	14.6	6.3	20.8	35.4	27.1	18.8	2.1	8.3
高次脳機能障害	25	48.0	12.0	16.0	24.0	20.0	32.0	8.0	28.0	4.0	4.0	

	合計	各種制度に関する普及啓発を進めてほしい	グループホームを増やしてほしい	入所施設を増やしてほしい	財産の管理・運用など生活に必要な世話をしてほしい	一人ひとりの障害に合った医療や保育を受けられるようにしてほしい	保育所・幼稚園の受け入れ体制を充実させてほしい	教育相談・教育指導を充実させてほしい	スポーツやレクリエーション、文化活動に対する支援を強化してほしい	就労の場（機会）を増やしてほしい	就労に向けた訓練の場（機会）を増やしてほしい
全体	1004	10.1	10.3	18.6	9.9	19.1	5.1	6.4	8.7	18.4	14.3
障害の状況	身体障害	436	7.6	4.1	16.7	2.8	13.1	2.1	5.7	6.4	3.9
	知的障害	281	13.9	22.1	32.4	22.4	26.3	7.8	11.7	13.2	28.1
	精神障害	283	9.9	9.9	18.7	10.6	21.9	4.2	4.9	7.1	24.0
	発達障害	129	16.3	14.7	22.5	16.3	37.2	14.0	23.3	16.3	41.9
	難病（特定疾患）	48	16.7	8.3	18.8	6.3	25.0	6.3	4.2	8.3	4.2
高次脳機能障害	25	16.0	8.0	16.0	4.0	20.0	4.0	8.0	12.0	16.0	

	合計	施設や設備のバリアフリー化を進めてほしい	ユニバーサルデザインをすすめてほしい	外出しやすさや環境や交通機関の利便を図ってほしい	交通費、公共料金、入場料などの割引制度を増やしてほしい	手当や年金などの経済的な援助を増やしてほしい	防災対策や防犯対策を充実してほしい	その他	とくにな	不明・無回答
全体	1004	8.7	10.4	25.6	36.4	46.4	14.8	3.3	8.1	12.0
障害の状況	身体障害	436	12.4	9.4	26.4	34.2	39.7	15.4	3.0	11.0
	知的障害	281	7.1	11.4	28.5	35.9	52.3	17.4	2.5	4.6
	精神障害	283	8.8	10.6	25.1	40.6	53.4	14.1	6.0	6.0
	発達障害	129	3.1	15.5	24.0	46.5	49.6	20.2	3.9	3.9
	難病（特定疾患）	48	22.9	16.7	37.5	25.0	41.7	20.8	2.1	0.0
高次脳機能障害	25	20.0	20.0	40.0	44.0	40.0	24.0	0.0	4.0	

障害の状況別にみると、身体障害、精神障害、難病（特定疾患）は「手当や年金などの経済的な援助を増やしてほしい」、知的障害、発達障害、高次脳機能障害は「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」がそれぞれ最も多くなっています。

13. 自由記述

障害に対する理解

- 障害に対する理解が低い。
- 障害の特徴・性質について広く知られるようになるといい。
- 障害について模擬体験ができれば理解が進むと思う。
- コミュニケーションによる相互理解が不可欠である。
- 障害があることに対して態度や言動などを変えないでほしい。
- 障害に対する抵抗感、差別的な感覚がかなりあった。
- 一人の人間としての尊厳を大切にしてほしい。
- 障害のことを堂々と発信できる社会になってほしい。
- 障害を周囲に理解してもらうのが難しい。本人も障害を受容できずに苦しんでいる。
- 障がい者が地域で楽しく暮らしていける環境づくりが必要でないかと思う。
- 福祉施設職員の自覚に対する指導をお願いしたい。
- 障がい者差別について、子どもへの教育も大事だが、大人ももっと学ぶべきである。地区の役員になったら障がい者施設に行くなどをして障がい者のことをもっと知るべきである。
- 学校での偏見（保護者など）がまだ根強く、生活しづらいところがある。
- 福祉の考え方や人権や介護についての共通認識などを気軽に話せる環境も必要である。

合理的配慮など

- 病名がわからない方法で交通費を割り引いてほしい。
- 障がい者として見られたくない。医療費を支払うとき、医療機関窓口では通常の支払いで、助成分は後で返金、自動振込みとできないか。
- アンケートの封筒に「障がい者（児）福祉に関する」という文言は記載しないでほしい。
- アンケートを正確に記入すれば個人が特定され、匿名性がない。
- アンケート調査の返信用封筒に糊付けをしてほしい。
- アンケートの量が多い。
- 障がい児の兄弟がいるが、地区の理解がなく、役員の免除がない。
- アンケートはふりがながあり読みやすかったが、難しい語句はやさしい表現になると更に読みやすい。
- 各種制度は専門的な用語も多く理解することは困難である。
- 職員の対応や言葉選びに気遣いがほしい。
- 本人が障害があるためアンケートに答えることが難しい。
- 字が書けない、耳が聞こえない、一人で行動ができないため、記入することができなかった。
- 子どもが答えるには内容が難しすぎる。親が答えるしかない。
- どこへ行っても「家族の方に書いてもらってきてください」と言われて困る。

市役所や職員、手続き

- 障害区分の認定は障害名だけで判断せずに詳しく本人を見て決めてほしい。市役所職員の面接ではなく、判定医師に直接面接をしてもらいたい。
- 職員の態度が悪い。
- 選挙のとき障がい者を見つづけるのは失礼だと思う。
- 手続きによって対応する職員が変わり、待ち時間が長い。
- 台帳で対象者の障害を把握した上で対応するべきである。
- 事業者やボランティア任せで、役所の顔が見えない。
- 相談に対して「できない」と決まり文句を返される。
- 支援を頼んでも自分で探すよう言われ何もしてもらえなかった。
- 役所の窓口で聞く言葉は理解しにくい。
- 職員の守秘義務を徹底してほしい。
- 本人も支える家族も様々な拘束や困難さがあることを頭の片隅において接してほしい。
- 県がしているからわからないなど、受付窓口であるのに不親切である。
- 役所の人には知っているも来庁者は知らないことが当たり前であることを認識してほしい。
- 職員が楽になる手続き方法を説明している。障がい者のことを真摯に考えることが必要である。
- 手続きを簡素化してほしい。
- 手続き時期などの案内を適切にしてほしい。
- 手帳の更新をした後に別の手続きの更新が必要になるので、手帳の更新受付を早めてほしい。
- 障害福祉サービスについて、障害が固定している人には、年金や療育手帳のように以後の手続きは不要としてほしい。
- 70歳以上の医療費助成制度で立替払いをやめてほしい。
- 医療費助成の請求から振込みまでの時間が長すぎる。
- 健常者でも難しい書類を障がい者が書かなければいけないことが多く、違和感を感じる。
- 窓口が別々に負担になる。同じ説明を何度もさせられる。
- 情報共有など、課同士の連携がない。
- 幼稚園や学校への入園入学時、相談に時間がかかり精神的にしんどい思いをしている人が多いと思う。相談に時間がかかるのは仕方がないが、結果待ちをしている時間は非常に負担がある。少しでもスムーズに進むような状況になればいい。
- 周囲の市より施策が少ない。
- 地域差による制度の格差をなくしてほしい。
- 入院中で障害者手帳の使い道がない。何か使える制度を作してほしい。
- 申請書などインターネットをもっと利用したらいいと思う。
- 誰か他の専門の人に手続きを代わりにしてもらいたい。

相談支援

- 日常生活上の相談を受けられる体制を整備してほしい。
- 1つの窓口で1人の担当者に相談して、そこで他の機関と調整してほしい。
- カウンセラーの質を向上してほしい。
- これまでの手続きをしてくれていた兄が亡くなったので、母や娘の今後のことを相談したい。
- 気軽に相談し、的確なアドバイスをもらえるような場所がほしい。
- 特性に合った相談ができるところがほしい。
- 見た目には障害がわからない人もいる。人並みに人に頼らず生活したい、仕事をして自立をしたい、そんなときに話を聞いて助言や手助けがしてもらえるとありがたい。

生活支援

- 介護者の高齢化や親亡き後への不安がある。
- 親亡き後、一人で生きていくことに対する自覚を芽生えさせる教育があってもいいと思う。
- 社会復帰のためにいろいろなことに挑戦してみたい。
- 訪問して個人を詳しく知った上で支援をしてほしい。
- 独居のため、電話で生存確認をしてほしい。
- 困っている人、制度を知らない人への支援を考えてほしい。
- 障害程度と家庭環境に合わせた支援をしてほしい。
- 介護者のスキルを増やしていく研修などを実施して介護者を育ててほしい。
- 入浴サービスを増やしてほしい。
- 福祉用具のレンタルをしてほしい。
- 精神障がい者に対するサービスが少ない。
- 難聴者に対する補聴器の購入補助をしてほしい。
- 同居人が一人いるだけで掃除などヘルパーの制約が多くなる。
- 障がい者本人はもちろんのこと、その子どもの生活のことも考えた上で支援してほしい。
- 受けたい支援の事業所はどこも定員オーバーで利用できない。
- 通院・入院、通所・入所が状況に応じていつでも利用できるのが理想だと思う。
- グループホームを増やしてほしい。
- 入所施設を増やしてほしい。
- 医療型の障害児入所施設を整備してほしい。
- ショートステイのできる事業所を増やしてほしい。
- 身体障がい者が利用できるショートステイ、日中一時支援事業所を作ってほしい。
- 福祉サービスがそれぞれ独立している。同じ事業所で居宅、移動、入所などの包括的なサービスが受けられる体制がほしい。特に、コミュニケーションの困難な人の支援では、本人の特徴を把握した者による支援が必要となる。
- 障がい者の機能訓練の場がほしい。
- 学校卒業後の生活介護事業所などが増えてほしい。
- 介護者が介護をできなくなったときに支援が受けられない。緊急のショートステイも利用できない。
- 介護者の負担も軽減してほしい。
- 介護者の仕事の環境を整えていくことも必要だと思う。

外出・移動

- バス・かこタクシーの本数を増やしてほしい。ルートを拡充してほしい。(利用できない。立って乗ることに負担がある。)
- どのバスに乗ればいいのかわからない。
- 一人暮らしで車もなく、出かけられない。
- 駐車指定除外指定車標章の駐車スペースを対象者のみができるよう指導してほしい。
- 駐車指定除外指定車標章の交付対象者を拡大してほしい。
- 車に貼る障がい者用ステッカーを申請しないともらえないようにしてほしい。
- 入口近くの駐車場が空いていないときに、少しの間見守ってくれる人がいれば、その間に駐車できる。
- 移動支援の上限時間を増やしてほしい。
- 移動支援で職場と自宅の送迎をしてほしい。
- できることは本人でして、力を伸ばしてあげたい。通所の送迎に移動支援を使えるようにしてほしい。
- 車椅子でない人にも外出ボランティアの支援がほしい。

療育支援

- 兵庫県、加古川市は発達支援が劣っている。
- 訓練の場を増やしてほしい。
- こども療育センターでの医療、情報提供、訓練などを増やしてほしい。
- こども療育センターの予約が取れない。相談したいときに相談できず困るので、同様の施設を増やしてほしい。
- こども療育センターの場所が不便である。
- 子どもの発達の遅れに関して訪問支援が必要だと思う。
- 発達障がい児専門の放課後等デイサービスやLD専門の塾があればいいと思う。
- グレーゾーンの子どもの居場所があればいいと思う。
- 同年代の交流が言語の発達方法の1つであるので保育園の待機児童を減らしてほしい。
- 学校と医療が連携し、医療や訓練を保険で受けられるようにしてほしい。
- 放課後等デイサービスを利用できる日数を増やしてほしい。

保健・医療

- 自分に合う医師のところで治療を受けたい。
- 体調が悪くてもどこの病院に行けばいいかわからない。
- 医療機関の診療方法について指導してほしい。

教育

- 支援学級と支援学校の間にもう一つ選択肢があると助かる。
- ADHDで学校の勉強についていくことができない。通級は他校しかない。ADHDではなかよし学級に入れたい。移動の負担がなく、障害の程度に応じた学ぶ機会を全学校に作ってほしい。
- 医療的ケア児が通学できるよう看護師(スクールケアワーカー)を配置してほしい。
- なかよし学級の担当の先生の異動を最小限にほしい。
- 支援学校を担当する先生の資質を向上してほしい。

文化芸術・スポーツなどの余暇活動

- 障がい者芸術に力を入れてほしい。
- 障がい者スポーツの大会がない。
- スポーツやレクリエーションができる場がほしい。そのようなサービスをしているところがあってもわからない、知らないことが多い。
- プールに、楽しめて機能訓練もできる指導者をつけてほしい。トイレを洋式トイレに変えてほしい。

雇用・就業

- 職場での障害に対する理解が進んでほしい。
- 就労に向けた訓練の機会や就労の場、障がいのある人の施設がもっとあればいいと思う。
- 就労継続支援B型の工賃を上げてほしい。
- 福祉的就労では経済的自立ができない。
- ホームヘルプがあれば就労ができると思うが、家事ができないのに仕事ができるのかという理由で雇用してもらえない。
- 1人で働いて生活できる給与をもらえるようになりたい。
- 障がい者枠の求人を増やしてほしい。
- いい仕事を見つけて社会に復帰したい。
- 座ってできる仕事がない。
- 在宅で仕事をしたい。
- 仕事をして生きる力をもらいたい。

経済的支援

- 交通費の割引を増やしてほしい（額・対象者・対象物）。かこバスを無料化してほしい。
- ショートステイ、デイサービスの利用料を軽減してほしい。
- 診断書の実費負担が大きい。
- 入所費用、食費を軽減してほしい。
- 医療費の助成制度を継続してほしい。
- 医療費が3割負担は非常に苦しいので、低所得の障がい者は2割負担ほどにしてほしい。
- 本当に必要な人の年金の申請が通っていないと感じる。
- 兵庫県の障害年金支給率が低い。
- 年金を増額してほしい。
- 公的年金を受けるようになってからも障害年金の支給を継続してほしい。
- 障害年金を申請し、入金されるまでの時間を短縮してほしい。
- 年金の支給の判断は医師の負担が大きすぎる。
- 障害者福祉金がほしい。
- 障がい者家庭は収入が少なく、生活が苦しい家庭が多い。収入援助がもっと必要。
- 医師から就労はできないと診断を受けているが年金が通らなかった。今後どうくればよいか不安。
- 親亡き後に収入がなくなることが心配である。
- 障害年金の制度は未成年の頃や学校で授業によって学ぶべきである。
- 両親が重度の障害の場合、保育料を減免して、子どもの将来に影響を出さないようにしてほしい。

施設などの環境

- ユニバーサルデザインが少ない。
- 駅やバス停に座る場所がほしい。
- 電動自転車が止められる普通の駐輪場を確保してほしい。(スライド式ラックには止められない。)
- 障がい者用駐車場が少ない。
- 高齢の障がい者に対応できる施設がほしい。
- エレベーターやエスカレーターを設置してほしい。
- 施設のトイレに手すりをつけてほしい。
- 通路に物があると視覚障がい者が通りにくいと思う。
- 溝を埋めたり、塀を作ってほしい。
- 道路の幅が狭い。
- コミュニケーションボードが少ない。

情報提供

- 制度を知らなかった。もっと早く教えてほしかった。
- 市役所の窓口で初めて知る情報が多い。
- 定期的に連絡を取り情報提供をしてほしい。
- 障がい者が受けることができるサービスの情報を定期的に(年1度)送付していただくとありがたい。
- 加古川市の状況をあまりわかっていないことに気づいた。広報誌でコーナーを作り、毎月何かを表示続けるといいと思う。
- 自分で調べなければ情報が手に入らない。行政からわかりやすい情報提供をしてほしい。
- 障がい者の集まりや家族の集まり、市が障がい者に行っている支援などの情報がもっとほしい。
- 福祉に関するサービスの手続き一覧のわかりやすい冊子があれば、介護者に万が一のことがあったときでも助かる。
- 福祉サービスの施設の空き状況がインターネットなどでリアルタイムに反映されるシステムを作ってほしい。
- 療育施設やデイサービス、病院などが他市に比べわかりにくい。
- 費用負担について病院へ指導してほしい。(制度理解の促進)

権利擁護

- 法人後見を設置してほしい
- 虐待防止の支援を行政が責任を持って主導してほしい。

非常時・緊急時の支援

- 必要物品が多く、移動も困難であるため、災害時は自宅で過ごしたいと思っている。病院以外に避難した場合はケアが難しく体調が悪化する。自宅待機者への情報がスムーズに入手できる方法を広めていただくとありがたい。

その他

- 意見する機会が少ないので、定期的にアンケートを実施してほしい。
- もっとたくさんの人にアンケートをして、障がい者の声を聞いてほしい。
- アンケートを20歳以下で内容を分けるなどをした方が、意味のある回答を得られると思う。
- タクシー券を利用するとき、運転手の態度が悪い。
- 障がい者福祉にかかわる人の資質向上とサービスの充実が大切。施設が増えればいいわけではない。
- テレビで小さな子どもが一所懸命に頑張っている姿を見て、自分も障害を受容し、頑張っていこうと思った。
- 障がい児の親の会を増やしてほしい。
- 特に健常者と結婚をしようとする際、障害が壁になる。健常者の結婚を世話できる団体みたいなものがあればいい。
- 障がい者の人たちの結婚などを考え、年頃の人たちの集いがあるといい。
- 重度障がい者は後回しにされている気がする。
- 重度でない障がい者に対する支援を拡大してほしい。
- 障がい者や老人を支えるには、少子化対策をして支える人を増やすことが重要である。
- 歩けない人が自転車に乗れる人よりも等級が軽いのが気になる。
- 身体障害の等級判定が、制度に対する予算を勘案した上で、厳しくなっている気がする。政治活動費を削減し、福祉予算に回してほしい。
- どのような障がい者も大切に作る心と十分な施策を尽くしてほしい。
- 地域住民との交流、人のつながりにより活力が得られる。

3 事業者アンケート結果

目次

第1章 調査概要	115
1. 調査の概要.....	115
2. 調査実施状況.....	115
3. 集計結果についての注意.....	115
第2章 調査結果	116
問1. 貴法人が提供しているサービスは何ですか。.....	116
問2. 貴法人は、いつから障害福祉に関する支援を実施していますか。.....	117
問3. 貴法人が提供するサービスの利用者は、どのような方が多いですか。..	117
問4. 貴法人では、利用者からの依頼に対して、サービス提供の受け入れが できなかったことがありますか。.....	118
問5. 貴法人で、利用者からの依頼に対して、サービス提供の受け入れが できなかった理由は何ですか。.....	118
問6. 事業を運営する上で、どのような課題がありますか。.....	119
問7. 加古川市内で不足していると思われるサービスは何ですか。.....	120
問8. 将来的に参入を考えている障害福祉サービス等がありますか。.....	121
問9. 問8で答えた障害福祉サービスに参入する際の課題は何だと思えますか。	122
問10. 災害時の備えとして、貴法人が取り組んでいることはありますか。...	123
問11. 虐待防止について、貴法人が取り組んでいることはありますか。.....	124
問12. 次の各サービスについて、意見をご記入ください。.....	125
Q1 日中活動系サービスにおける現状・課題、解決に向けたアイデア.....	125
Q2 訪問系サービスにおける現状・課題、解決に向けたアイデア.....	128
Q3 医療的ケアが必要な重症心身障がい者（児）に対するサービスにおける 現状・課題、解決に向けたアイデア.....	130
Q4 施設・居住サービスにおける現状・課題、解決に向けたアイデア.....	132
Q5 地域生活を支援するサービス全般における現状・課題、解決に向けた アイデア.....	134
Q6 障がい児支援全般における現状・課題、解決に向けたアイデア.....	136
問13. 障害福祉サービス以外で日常生活や暮らしをよくするために 必要な支援についてご意見をご記入ください。.....	108
問14. サービス等利用計画等を作成する上での課題等について ご意見をご記入ください。.....	140

第1章 調査概要

1. 調査の概要

加古川市では現在、平成19年度を初年度とする障害者福祉長期計画の見直しを行っています。

計画の見直しにあたり、関係機関及び事業者等の活動状況を把握するとともに、計画策定や施策推進にあたっての基礎資料とするため、調査を実施しました。

2. 調査実施状況

対象者	加古川市内の障害福祉サービス等事業者
実施期間と方法	平成28年8月1日～9月12日配布・回収とも郵送
配布数	85件
回答数（回答率）	60件（70.6%）

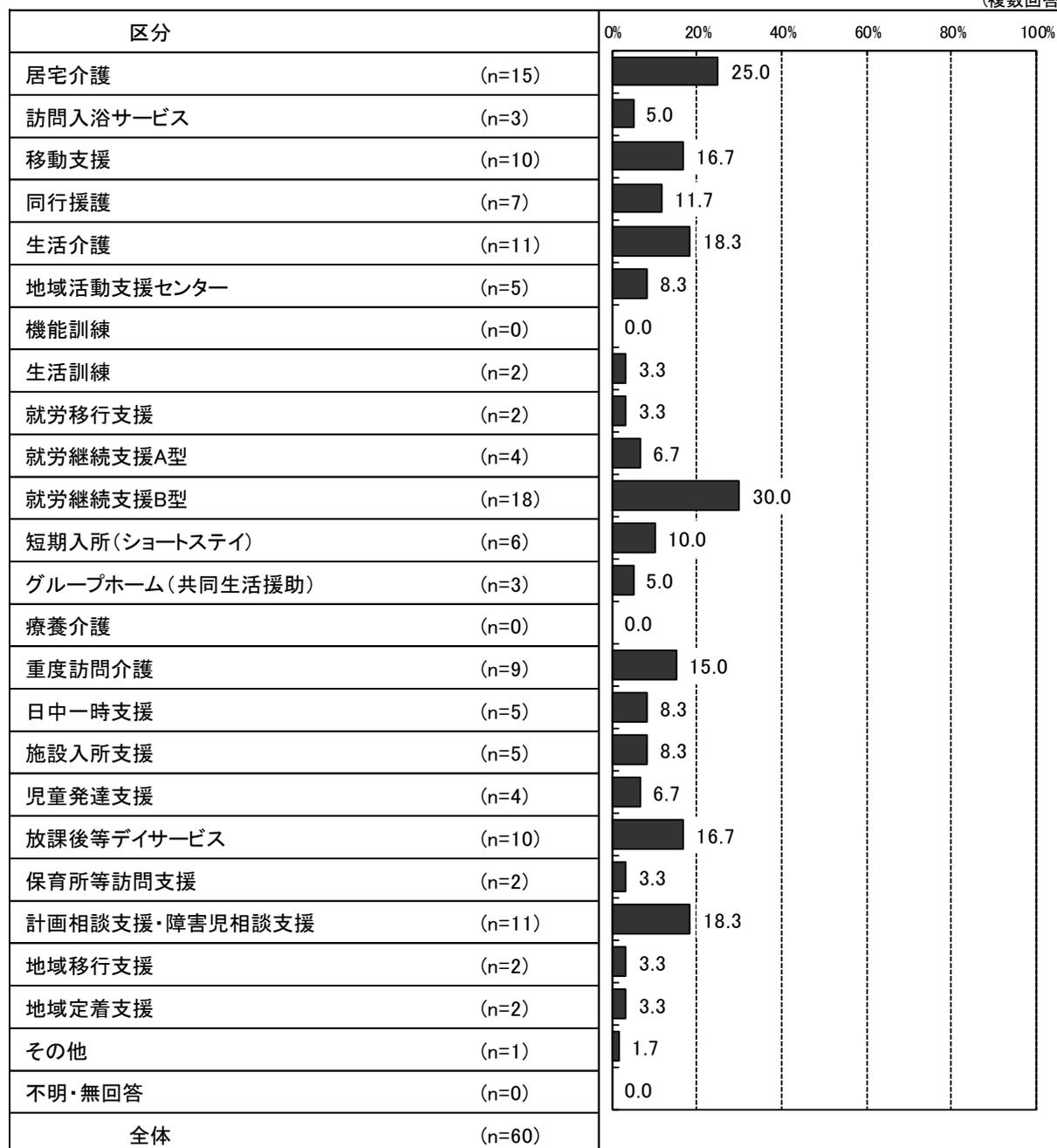
3. 集計結果についての注意

- 表・グラフに付加されている「n」は質問に対する回答者数を表しています。
- 結果数値(%)は、少数点第2位を四捨五入しており、内訳の合計が100%にならないことがあります。
- 複数回答の場合、回答者数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が100%を超えます。
- 表・グラフ中の「不明・無回答」の表記については、無記入の場合、回答の読み取りが著しく困難な場合、1つまでの回答を求めている設問に対し2つ以上回答していた場合を「不明・無回答」として集計しています。

第2章 調査結果

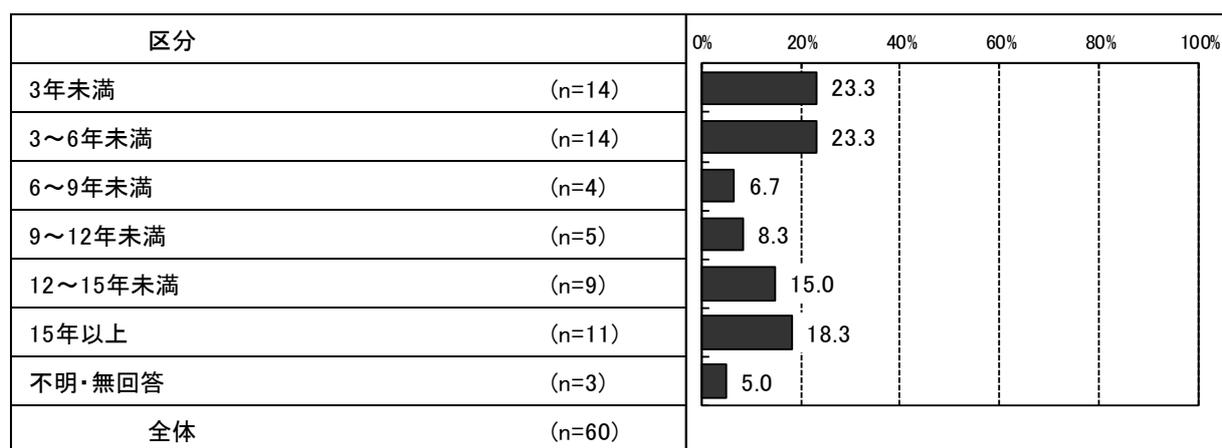
問1. 貴法人が提供しているサービスは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「就労継続支援B型」が30.0%で最も多く、「居宅介護」(25.0%)、「生活介護」と「計画相談支援・障害児相談支援」が、ともに18.3%でつづいています。

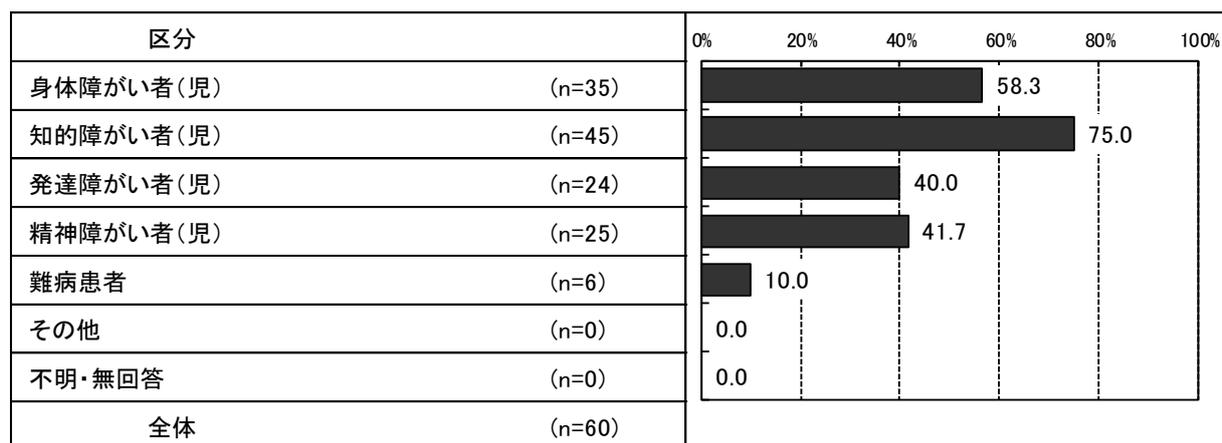
問2. 貴法人は、いつから障害福祉に関する支援を実施していますか。



「3年未満」と「3～6年未満」が、ともに23.3%で最も多く、「15年以上」(18.3%)、「12～15年未満」(15.0%)がつづいています。平均は10.1年となっています。

問3. 貴法人が提供するサービスの利用者は、どのような方が多いですか。

(該当するものに○。複数回答可。)



「知的障がい者(児)」が75.0%で最も多く、「身体障がい者(児)」(58.3%)、「精神障がい者(児)」(41.7%)がつづいています。

問4. 貴法人では、利用者からの依頼に対して、サービス提供の受け入れができなかったことがありますか。(いずれか1つに○)

区分		0%	20%	40%	60%	80%	100%
ある	(n=30)						
ない	(n=29)						
不明・無回答	(n=1)						
全体	(n=60)						

「ある」が50.0%、「ない」が48.3%となっています。

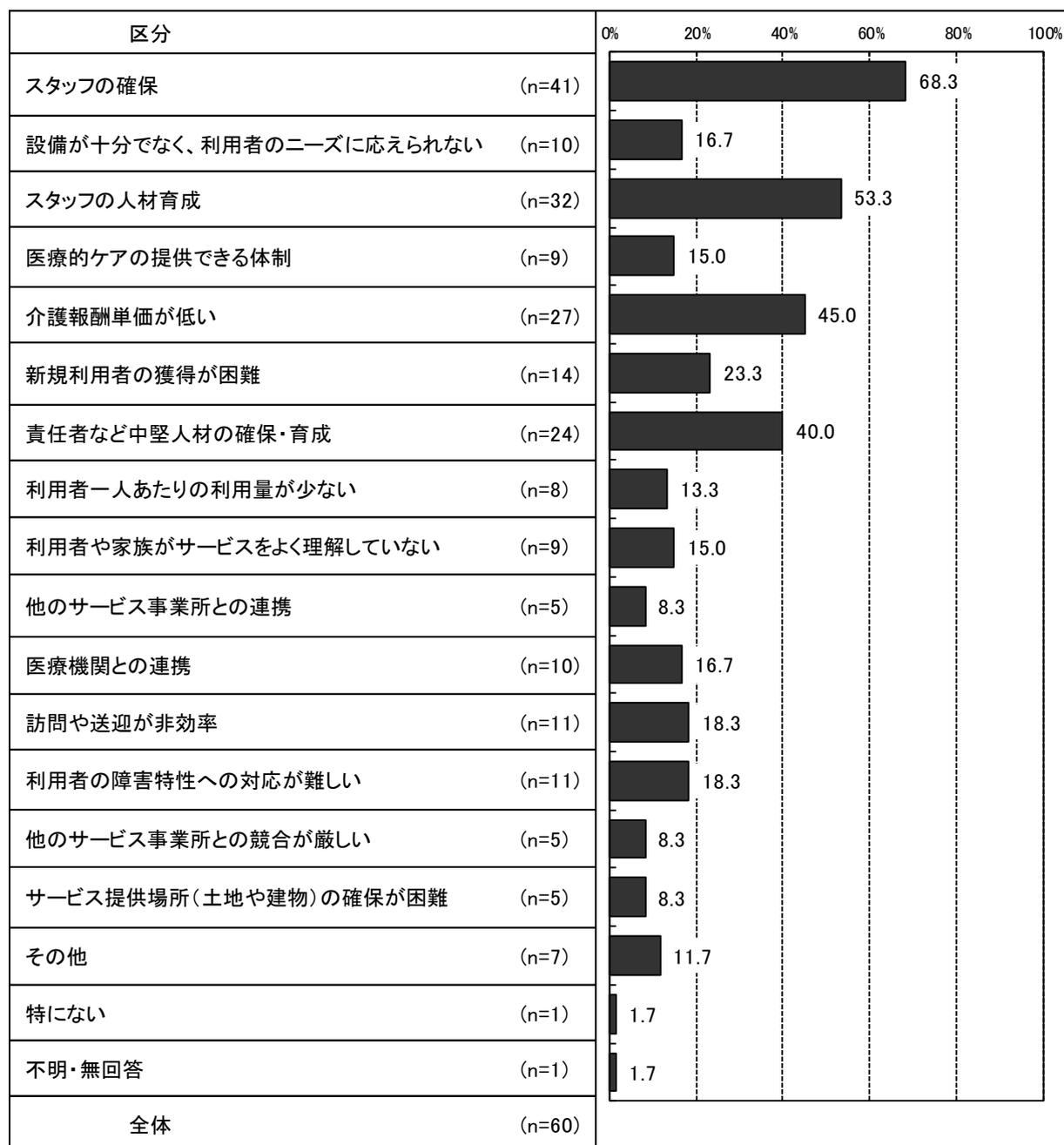
問5. 貴法人で、利用者からの依頼に対して、サービス提供の受け入れができなかった理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)

区分		0%	20%	40%	60%	80%	100%
希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた	(n=13)						
希望される時間帯に、事業所としてサービスを提供していなかった	(n=1)						
事業所では対応できない困難なケースだった(障害種別、障害程度などによる)	(n=12)						
新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)	(n=11)						
医療的ケアを提供できる体制でなかった	(n=9)						
その他	(n=0)						
不明・無回答	(n=0)						
全体	(n=30)						

「希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた」が43.3%で最も多く、「事業所では対応できない困難なケースだった(障害種別、障害程度などによる)」(40.0%)、「新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)」(36.7%)がつづいています。

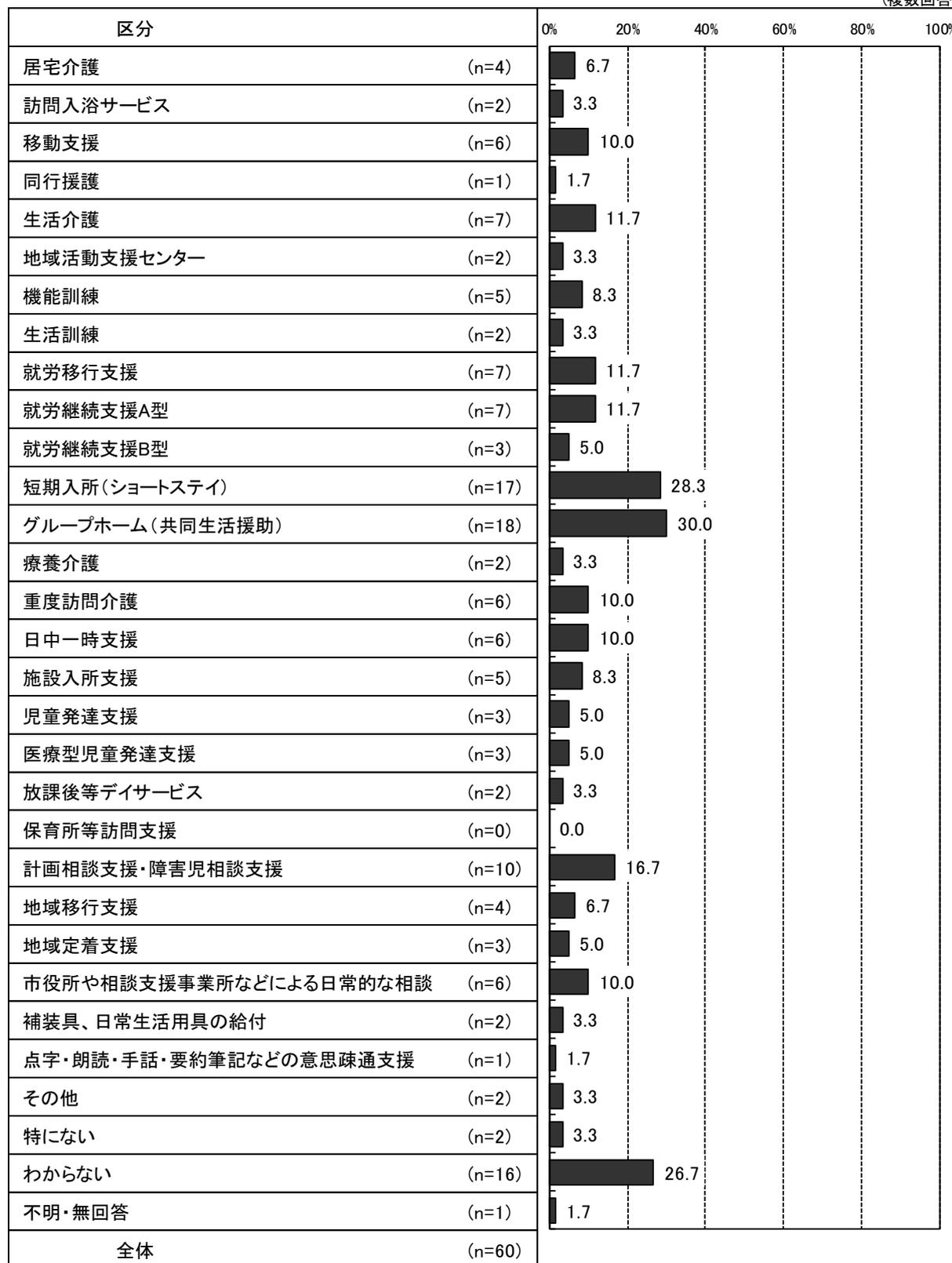
問6. 事業を運営する上で、どのような課題がありますか。(あてはまるものすべてに○)



「スタッフの確保」が68.3%で最も多く、「スタッフの人材育成」(53.3%)、「介護報酬単価が低い」(45.0%)がつついています。

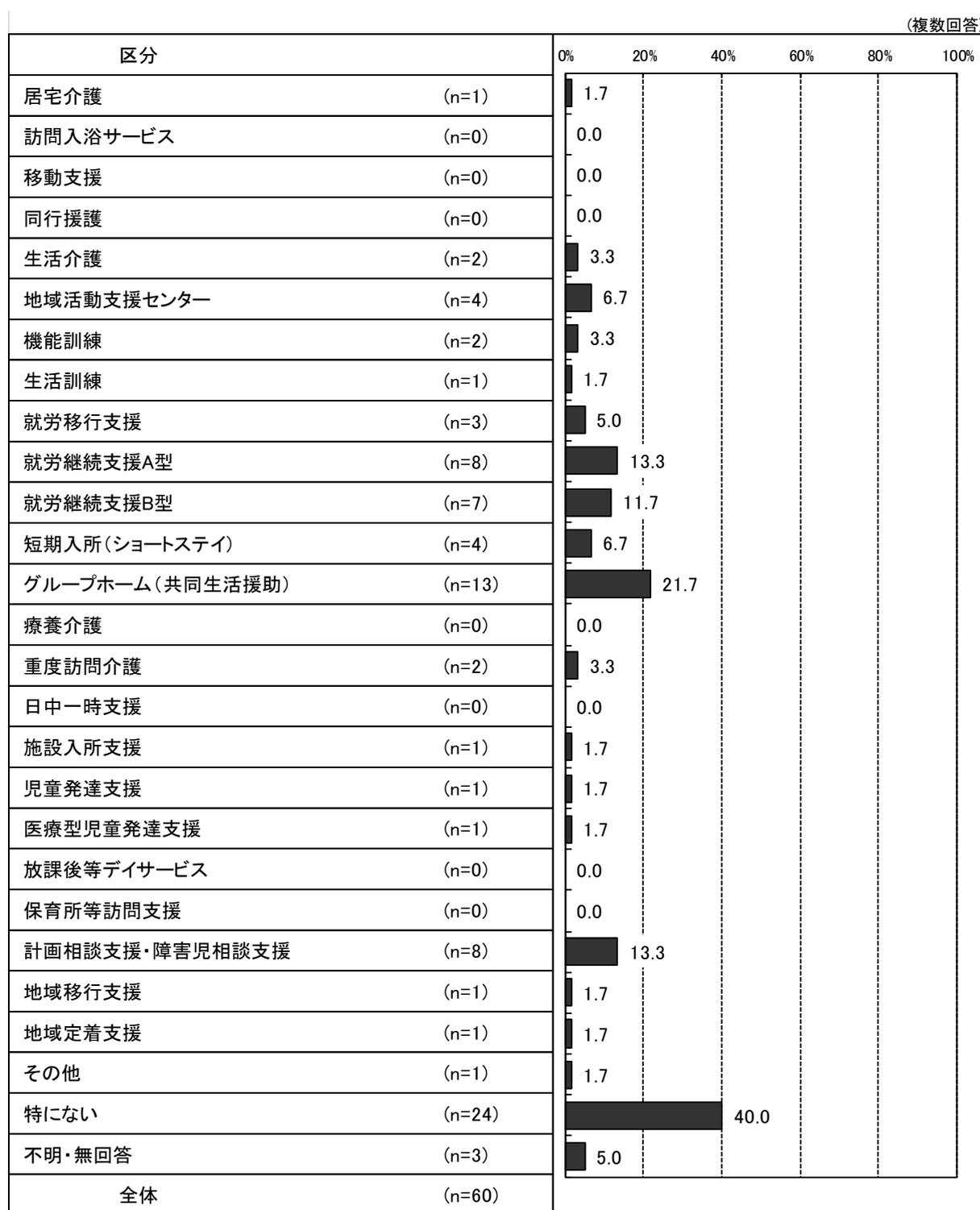
問7. 加古川市内で不足していると思われるサービスは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「グループホーム(共同生活援助)」が 30.0%で最も多く、「短期入所(ショートステイ)」(28.3%)、「わからない」(26.7%)がつづいています。

問8. 将来的に参入を考えている障害福祉サービス等がありますか。(あてはまるものすべてに○)

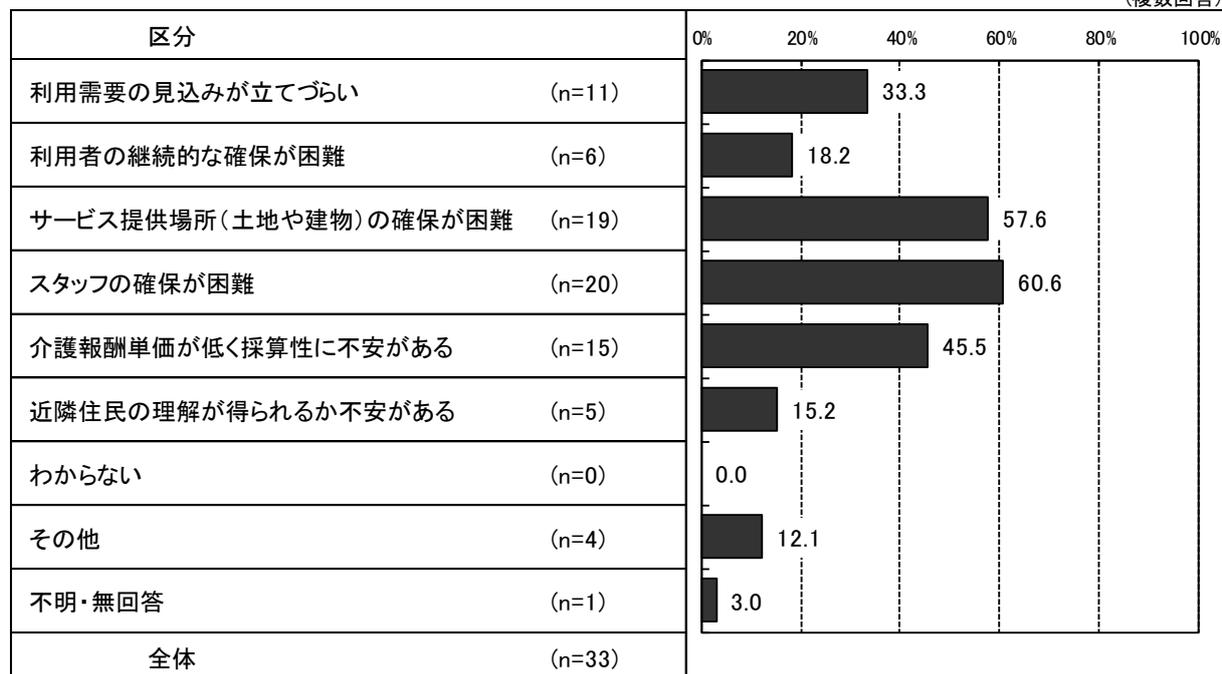


「特にない」が40.0%で最も多く、「グループホーム(共同生活援助)」(21.7%)、「就労継続支援A型」と「計画相談支援・障害児相談支援」が、ともに13.3%でつづいています。

問9. 問8で答えた障害福祉サービスに参入する際の課題は何だと思えますか。

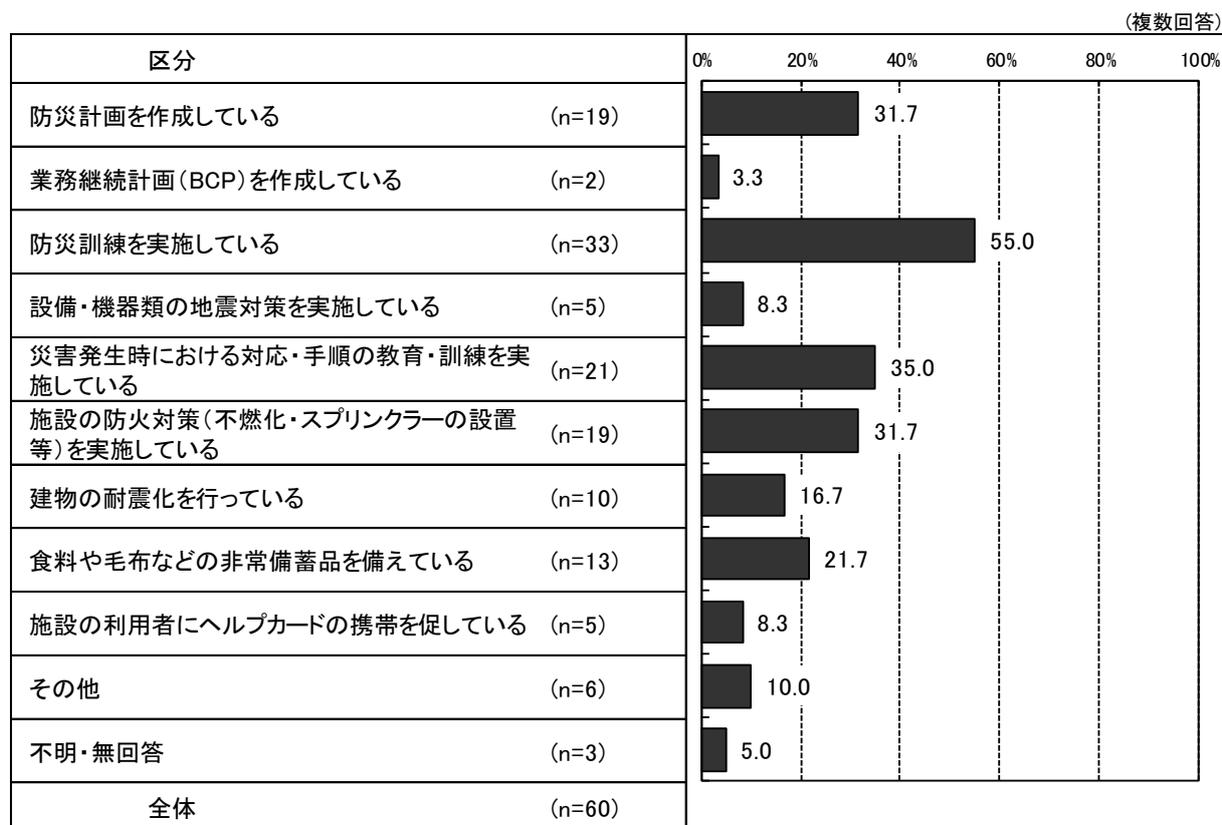
(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「スタッフの確保が困難」が60.6%で最も多く、「サービス提供場所(土地や建物)の確保が困難」(57.6%)、「介護報酬単価が低く採算性に不安がある」(45.5%)がつづいています。

問 10. 災害時の備えとして、貴法人が取り組んでいることはありますか。
 (あてはまるものすべてに○)

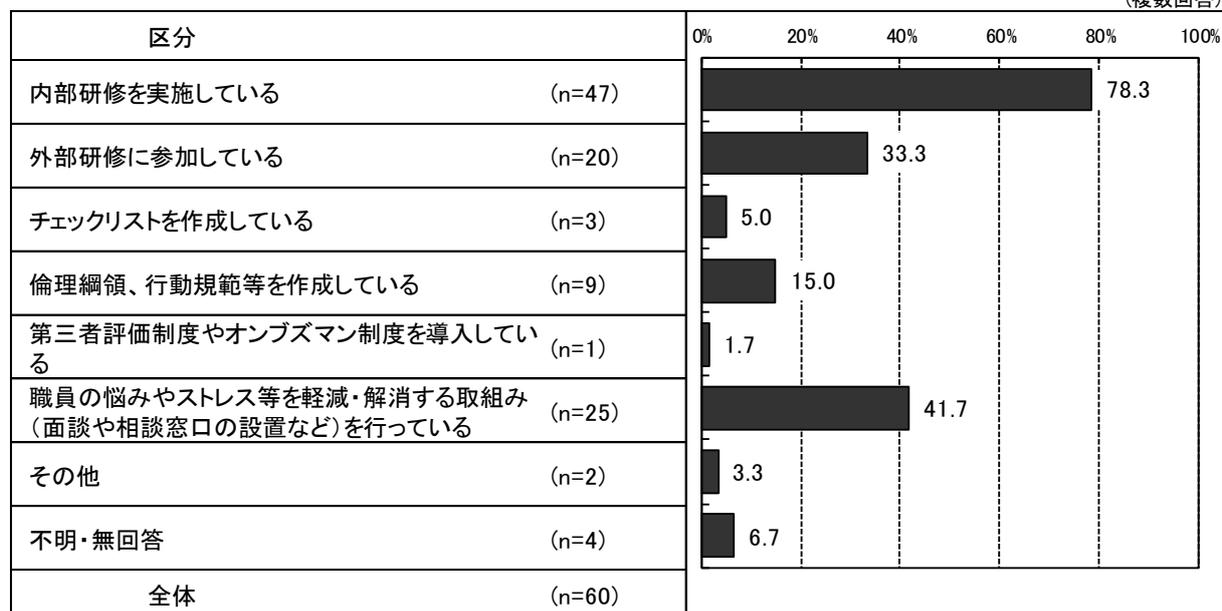


「防災訓練を実施している」が 55.0%で最も多く、「災害発生時における対応・手順の教育・訓練を実施している」(35.0%)、「防災計画を作成している」と「施設の防火対策(不燃化・スプリンクラーの設置等)を実施している」が、ともに 31.7%でつづいています。

問 11. 虐待防止について、貴法人が取り組んでいることはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

(複数回答)



「内部研修を実施している」が78.3%で最も多く、「職員の悩みやストレス等を軽減・解消する取組み(面談や相談窓口の設置など)を行っている」(41.7%)、「外部研修に参加している」(33.3%)がつづいています。

問12. 次の各サービスについて、意見をご記入ください。

(以下、現状・課題を「■」で示し、解決に向けたアイデアを「○」で示します。)

Q1 日中活動系サービスにおける現状・課題、解決に向けたアイデア

【人材・場所の確保】

■スタッフが高齢化しており（60歳以上が7割）今後の確保が課題である。

○ハローワークでの求人、利用者家族などからの紹介。

■最重度の方々における社会資源が少ない。生活介護事業で最重度の方々を受け入れていけたらいいが、看護師だけでは判断することが困難な事例がたびたびある。

■市内に施設が足りない。

■身体障がい者を受け入れる事業所が少ない。

○行政が既存事業所に対して、身体障がい者のサービス利用状況や現状を伝える機会を設け、身体障がい者の受け入れや新規事業所開設などを働きかける。

■就労に関しては、民間企業との更なるタイアップが必要。

■土・日・休日の知的障がい児・者の楽しめるところがない。

○活動日を事業所によってかえる。支給日数を増やす。

■利用者の高齢化により、医療面での対応を含め、支援が複雑化している。

○人材確保・育成、障害者医療体制の充実。利用者の意向を理解するには、利用者の意思表示が大切である。

■人材不足により、利用者個々の対応が複雑で難しい場合がある。

■通所系事業所が年々増えているが、空きも多いため（定員に比べて）、適正な事業所数も必要かと思う。

【就労支援】

■就労移行支援事業所が徐々に増えてきているが、加古川市在住の障がい者が利用するにあたり、十分であるのかはわからない。

■就労継続支援A型事業所は兵庫県の最低賃金の保障など、利用契約ではなく、雇用形態を維持していくのが条件であるがため、仕事の確保・納期でリスクを背負う事業所がない。

■就労継続支援B型事業所や地域活動支援センターの一部で、ほぼ自立した障がい者が利用し、職員不足を補うために重度の障がい者の支援をさせられているところがある。

○就労継続支援B型事業所に関しては、「兵庫県障害者就労応援企業」という制度を使い障がい者雇用する。

○重度の障がい者は一定期間の作業という訓練を実施し、作業が困難と判断されれば生活介護に移ってもらい、次の利用者を受け入れて行く。軽度・重度障害でも作業ができる状態であれば次のステップとして高度な作業への移行や、就労継続支援A型に移るような体制づくりが必要と思われる。例えば、車椅子の方が就職する場合には、トイレの改修や駐車場整備について、「高齢・障害・求職者雇用支援機構」から補助があるということを広報すると効果的。

■お金が必要だが、仕事に就くと寝ることができない、体力を使う仕事は下手なようで、寝ることができない、しんどい、体が痛いなど、勤労に積極的でない精神の方が多く、その対応に時間を費やしてしまう。

○実習を最低 20 時間行い、仕事ができるのかを見極めていく。

■就労継続支援 A 型での課題は、収益の上がる作業を確保するのが難しいこと、利用者や職員の賃金アップが難しいことである。

○もっと行政などが主導して、大きな企業などに障がい者の社会参加について働きかけ、仕事の斡旋を指導してほしい。

■就労継続支援 A 型事業所が少しずつ増える中（雇用であり、福祉サービスでもある）

・賃金を払えるような仕事が準備できていない事業所が多い。

・働く力が不十分なまま利用し、安易に収入を得て、就労に対する勘違いがおこる。

○一方でまさに働く就労継続支援 A 型事業所も存在する。就労継続支援 A 型事業所同士で学びあえる勉強会を、一定の期間でも継続的に実施してみる。

■精神科や心療内科のデイケアに通う患者で、就労を希望している人が多いが、主治医の許可がでない例が多い。

○精神科や心療内科の医師に、就労移行支援や就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型などのサービスを理解していただくようにしてほしい。また、患者の取込みを防ぐ制度があればと思う。

【助成・支援】

■当施設の場合、地域活動支援センターの補助金が一昨年度は、9 割が人件費に消えている。昨年度から正規社員を 1 名にし、他 3 人をパートに変えたが、それでも 8 割が人件費に消え、運営が難しい。

○補助金の増額。

■集団の中での個性に応じた支援のあり方。

■利用希望日から受給者証の発行までの時間が長く感じる。

○就労移行支援事業所の数が少ないこともあるのか、アセスメントのための実習の予約がとりにくいと聞くので、増えるといい。

■現在の生活介護の活動は、作業（農作業・園芸・下請け・内職など）、余暇活動（クラブ・レクリエーション・散歩など）、行事などを中心としているが、果たして、その内容が利用者の意向に必ず添っているのか、理解できているのか、重度の方になるほどわかりづらい。

【運営】

■最低賃金が 20 円づつ上がっていく中で、仕事の量と単位が追いついていない。

○利用者ができる単価の高い仕事を探す。

■利益を求めためか、事業所が多くなり過ぎているように思われる。そのためサービスの低下が懸念される。

○市の裁量ではないが、事業参入法人の種別を規制したほうがいいと思う。

■施設への手すりの設置や、就労場所での障害に応じた設備の設置導入など施設面での問題と、職員の募集など。

○日中活動系サービスに対する支援の拡充。それができないのであれば、国の定める支援の利用に対しての援助及び理解の拡大と立場を明確にしてほしい。

【工賃】

■市町村から請け負った作業工賃を支払わない事業所も存在するらしい（利用者談）。送迎のない事業所に関しては、保護者が子どもの特徴を引き出す事業所を探して契約することは少なく、家の近所だからという問題で契約されている。

■利用者のニーズは多様であり、工賃アップのみを望んではいない人も多い。日中自分の居場所として生きがいを持てることに、どれだけ答えられるかということ。

○職員の資質の向上

- ・利用者家族との連携
- ・地域社会との交流機会の拡大
- ・社会、行政の支援

【教育】

■利用者の年齢が上がるに伴い、身体機能の衰えも目立ち始めている。機能訓練を始めとした訓練のスキルアップが、職員一人一人に必要となっている。いかにスキルアップを図っていくのか、施設での対応が難しい現状である。

○市全体で、介護職員のスキルアップの研修会の開催、各施設への訪問指導など、公的機関による人材育成の実施。

■人材教育が課題であり、支援員とサービス管理責任者の研修の充実が必要だと思う。

【連携】

■一般企業や地域の方々などのかかわりの場を広げたい。

○同業種同士で団結し、イベントなどにも参加し、活動内容などを知ってもらう。一般企業や地域の方々との連携を持つ。

Q2 訪問系サービスにおける現状・課題、解決に向けたアイデア

【介護保険】

- 介護保険制度の訪問介護と一緒に障がい者の居宅介護を運営している事業所がほとんどである。
- 高齢の父母の介護とともに、子供（40代～60代）の利用者へのサービスを考えていかないと、問題が多くなりそう。
 - 介護保険と障害福祉サービスの見直し。
- 障害支援区分が変更になった方で、本人の理解が難しい場合の説明。障害サービスを使っていた方が、介護サービスの対象になられたときの対応。
 - 市役所障がい者支援課に相談する。

【人材・場所の確保】

- 重度訪問介護に対するヘルパー不足（全日介助ゆえ）。特に土、日、祝、夜間の対応が難しい。
 - 報酬単価を、土、日、祝、夜間に対する一段の上乗せが必要。
- ALS（筋萎縮性側索硬化症）の方のケアをできる事業所が少ない。ヘルパーは主婦が多く、子育ての方とかがすぐ休まれ、ケアが困る。
 - 研修を安価でしてほしい。病児保育をもっとしてほしい。
- 医療的ケアを必要とする障がい者（児）に対応できる訪問介護事業所が少ない。
 - 市内の医療的ケアに対応できる訪問介護事業所（ヘルパー数）の把握や、介護職員などによるたんの吸引などに係る研修の啓発を積極的に行う。

【助成・支援】

- 支給量が少ない。
- 自宅での生活のスキルを上げるための訪問サービスが少なすぎる。一緒に生活する力をつけるために訪問訓練が必要。
 - 今の制度では、自立支援（生活訓練）の訪問訓練がいいと思われる。事業所が増えるためにも、報酬の見直しが必要。

【障がい者の自立】

- 精神障がいの方は「自立」というより「依存」になりやすい。本当に適切なケアなのか、わからなくなる。
 - 定期的なカウンセリングなどで目標や達成を目指して、「自立」できるよう援助するプログラムがほしい。
- 自立に向けて、一緒に家事などの生活支援を行っているが、同じことの繰り返しが続く。
 - 支援方法のプログラムを検討してほしい。

【運営】

- サービスの質の低さ
 - 賃金アップ・人材育成

■休日、夜間、早朝の対応が困難

○24 時間体制の施設やグループホームなどで対応してもらう。

【移動支援】

■移動支援に関して、原則、児童発達支援や放課後等デイサービスを行き先として、移動支援が使える。加古川市にそのような事業所はないと思うが、全国的には送迎を報酬算定せず、移動支援を使っている事業所があるらしい。

【同行援護】

■同行援護の時間の加算（基本時間の延長）、同行援護の充実

【家事援助】

■家事援助は、ヘルパーのみの買い物であるので、依頼されていたものが品切れなどのときに困る場合がある。

■買い物に同行される希望をお持ちの方もいる。通院介助で、買い物を希望される場合がある。法の目的にある「社会的モデル」の視点から柔軟な運用をしてほしい。

Q3 医療的ケアが必要な重症心身障がい者（児）に対するサービスにおける現状・課題、解決に向けたアイデア

【人材・場所の確保】

■設備面や人材の確保ができていない。人件費に関する課題。

- 補助金の確保（月5日、年間60日、1日でも出勤していないときは0カウントになるなど、重度障がい者の介護にあたっているスタッフとしては理解しがたいので、他に何かいい方法はないか考える。）

■トイレ介助の人員不足

- 派遣ヘルパーの利用

■このサービスを提供している事業所が加古川で何件あるでしょう。“ない”と言っても過言ではない。

- 昨年、重症心身障がい者（児）を受け入れできる事業所として相談しているが、指定基準のマニュアルがない、障害福祉であるにもかかわらず、老人保健施設のような運営母体でないとダメと言われ諦めた。県指定ではなく、加古川市地域生活支援事業なので加古川市独自の指定基準を設け、早急にマニュアル化しないと現状のままである。

■施設に常勤の看護師が一人の現状。呼吸器を装着した重症心身障がい者を受け入れることができない。看護師を増員するのは人件費がかかり、現実的には困難な現状である。

- 在宅で訪問介護を受けている重症心身障がい者（児）が看護師とともに施設に通い、施設の看護師と職員と連携し、入浴や外出などができるようになれば、施設の看護師も増員せずに、重症心身障がい者（児）の受入れができる。利用者と看護師のマンツーマン体制よりも、安心・安全な体制がとれるのではないかと思われる。

■医療的ケアに対応できる日中活動・訪問系事業所が不足している。

- 行政が既存事業所に対して、医療的ケアが必要な方のサービス利用状況や現状を伝える機会を設け、医療的ケアが必要な方の受入れや新規事業所開設などを働きかける。

■短期入所施設が少ない。（レスパイト）

- 施設が増えることが理想だが、病院や療養といったベッドの利用で対応。介護老人保健施設の場合、仕組みはあるが、積極的な受入れには繋がっていない。

■近くにサービスを受けられるところが少ない。特にショートステイなど。

- 医療的ケアが必要な人には、当然医療機関での対応が望まれるが、医療側の報酬面に加算などの仕組みがあれば、もう少しショートステイなどの取組みが増えるのではないだろうか。

【教育】

■医療知識の乏しい従事者が多い。

- 医療ケアについての、講習会や会議など

■施設単位の研修には限界がある。

- 公的に研修し、質の向上が必要である。

■研修を受ける事業所が近くにない。受講料が高いため、受講希望者が出てこない。

- 市が主導して、市内で様々な時間に受講できる講座を開設してほしい。

■対応できるヘルパーを育てるのが困難。

○様々な研修をしてほしい（市）

【連携】

■医療的ケアに関する主治医との連携や情報の共有。

【緊急時】

■緊急時の対応に関する主治医からの指導書など、医療との連携の必要性を感じている。

Q4 施設・居住サービスにおける現状・課題、解決に向けたアイデア

【人材・場所の確保】

- 私の知る限り、加古川でグループホーム、施設入所、短期入所の運営を行っているのは5件。
 - 事業所建物の空き部屋を利用し、保護者の体調不良や冠婚葬祭の緊急時のショートステイで支援する。
- 入所系のサービスが少ないとの声を本当によく聞く。
- 利用したいと希望されるが、空き情報がなく、各施設に電話をして確認している。
 - 就労系事業所の定員についての情報を毎月もらっている。同じように集計して案内することは難しいか。
- グループホームが少なく、親亡き後をどうサポートしていくかが問題である。
 - 市が安く借り上げ、グループホームを作ってほしい。
- 市内において未就学児（障害種別問わず）が利用できる短期入所が少ない。また、未就学で医療的ケアが必要でない身体障がい児の短期入所がない。
- グループホームが足りない印象
 - 参入しやすい環境整備
- 緊急的な短期入所の受入れがない。または少ない。
 - グループホームのニーズは多いと思うが、共同生活には人間関係の難しさもあり、ワンルームマンションなどの借上げを行いグループホームにする方が望ましい。一人ずつの入所の方が、数名で暮らすよりはいいと思う。

【運営】

- グループホームで個々に快適な生活をと考えているが、介護給付が十分でなく厳しい。
- 短期入所について、緊急時の対応が満床により断るケースが多い。
 - 短期入所受入れ施設を増やす。緊急時の対応保障。

【連携】

- 利用者、保護者の高齢化により、医療面での保護者の協力が難しい。
 - 成年後見人制度の活用。医療体制の充実。

【その他】

- 保護者が、限界まで障がいの方を離したくないこと。
 - 気軽にグループホームなどでの生活が体験できるような仕組みを作る。

Q5 地域生活を支援するサービス全般における現状・課題、解決に向けたアイデア

【支援】

- 知的障がいの方々に関してはそう簡単に公共の乗り物を利用して外出ができない。できもしないことを言葉巧みに保護者を説得し、いざ利用して大変となれば電話に出ないとか平気ですするような事業所もある。
- 日中一時支援事業は、一時期は加古川市内で、10件程度の日中一時支援事業所が存在したが、児童デイサービスや放課後等デイサービスの制度ができると、報酬単価のいい方のみ提供するところが多く、児童デイサービスや放課後等デイサービスは増え続けていることに対して、日中一時支援事業所数は少ないと思う。需要に関しては不明である。
 - 日中一時支援事業所数が10年前に戻ったのは報酬単価の安さが原因。放課後等デイサービスと比較しても雲泥の差。放課後等デイサービスと同じにしてほしいとは言わないが、せめて半分かくらいの単位数がほしい。
- 入浴が必要な利用者は、居宅介護やショートステイなどで対応しているところもある。
- 現状月2回のサービスになっているが、若い利用者は夏場など、入浴を望まれる方が多い。
 - 入浴回数を増やしてもらおうと、利用者が喜ばれると思う。
- 訪問入浴サービス利用者にとっては、月2回のサービス（3か月間は週1回ですが）は少ないと思う。
 - 予算があるので難しいとは思いますが、他のサービスを使わないのなら、その分を入浴サービスにまわして利用できるようにできないか。
- 移動支援で送迎ができない。
 - 送迎を希望する。
- 移動支援について、身体障がい者が使うための条件が厳しい。（三肢麻痺など）
 - 条件の緩和
- 家族の仕事などの都合で支給量が足りず、他のサービスとの調整などをしてもらっている。また、障がい者支援課への連絡をとっていただき、支給量を増やしてもらっている。
 - 現状でも家族からの要望に応じた支給量を追加しているが、少しでも多くした方が、利用しやすいと感じている。
- 地域移行をすすめる中で、病院や施設におられる人々にも、移動支援を利用できるようにしてほしい。

【運営】

- 公共交通機関を使いたがらない（使えない）人が多い。事業所としての金銭的負担も多い。（移動費や施設への入場料など）
 - 運送法など他の法律との兼ねあいもあり難しいと思うが、規則緩和がほしい。
- 利用者・保護者の年齢が上がり、朝夕、事業所への送迎に負担がかかってきている。現在、送迎を限定的に実施しているが、全面的に実施すると自力通所の利用者まで送迎しなければならないようになると思われ、苦慮している。
 - 通院などだけではなく、移動支援事業を限定的にでも、事業所への通所利用が可能になるよう範囲を少し広げてほしい。

■移動支援時のヘルパーの食事代（利用者に負担をかけれず、事業所で支払っている）

【人材・場所の確保】

■日中一時支援は休止中。人材不足。

○人材確保、育成。サービス費アップ。

■土・日・休日に知的障がい児・者が楽しむことができるところがないため、移動支援で行く場所に困る。

○東西の市民病院跡に、知的障がい児・者を含めて、みんなが楽しめる娯楽施設を作ってほしい。

■計画相談が進む中、移動支援を希望して受給者証は手にしたが受け手の事業所が少なく、新規は受け取ってもらえない状況がある一方、既に利用している人は事業所としても関係性ができ、利用回数を増やしていくことを事業所からすすめてもらえる人もいる。

○地域のサービスの量、バランスを調査・検討する必要がある。

Q6 障がい児支援全般における現状・課題、解決に向けたアイデア**【人材・場所の確保】**

- 放課後等デイサービスで学校までのお迎えに時間がかかり、2名までしか受入れができない。
- 重症心身障害以外の施設であるが、利用者から申込みがある。重症心身の利用者は、行き場がないそうで、医療関係を伴わない利用者は、引き受けるようにしている。重症心身障害以外の施設では、報酬が重症心身としては扱ってもらえない。しかし、やはりスタッフが1名に1人必要になるので、受入れが多くなると経営を圧迫する。
 - 受け入れなくてもいいという解決ではなく、重症心身障がい者の受け入れは、重症心身障害報酬として算出できれば、もっと保護者の希望を叶えることができる。
- 放課後等デイサービスについて加古川市では最大支給量が15日と他市に比べて少ない。もっと利用したいという声が多い。
 - 事業所も増えてきているが、支給量を増やすのは、難しいか。

【助成・支援】

- 発達障がい者のSST（ソーシャルスキルトレーニング：社会と中での人とのかかわりに関する訓練）など、発達障がい者対象のサービスが、日中活動の場でも特化した事業所があればと思う。
 - 発達障害（広汎性発達障害、アスペルガーなど）の早期発見と特別支援学校がない、特別な教育的な仕組みが必要かと思われる。
- 日中一時支援事業所数が10年前に逆戻りし、今期の夏休みは、放課後等デイサービスの支給量が足りず受けてもらえないので、日中一時で夏休みだけお願いできないかという保護者や他の相談員からの連絡があった。
 - 放課後等デイサービスや児童デイサービスの指定基準を満たすのであれば、日中一時支援事業も強制的に同時運営させ、当該事業を普段から利用している利用者の支給量が不足した場合、日中一時支援で支援して行けるような基準を設ける必要がある。
- 定員いっぱいでも新規の利用をお断りするケースが多いが、実際は体調不良などで休まれる方が毎日おられ、定員を割っている。
 - 厚生労働省の要綱どおり、定員に対する緩和措置を認めてもらいたい。（10人定員なら13人まで）

【教育】

- 低年齢から児童発達支援の利用により、親子が一緒に過ごす時間が減少している。
 - 保護者に対して、子どもとの向きあい方や障害特性理解を深める場（学習会など）を設け、保護者同士の情報交換の場を提供する。
- 相談員に高いスキルが求められる。
 - 単純だが、報酬のアップ。これ以上研修などを増やすのは無理である。
- 放課後等デイサービスなどが増え、子供の成長をよく知らない親が増えている。事業の内容は不明確、一時預かりばかりではないはず。
 - 地域のサービスの量、バランスに加え、内容の調査も必要。また、企業所や利用する側への事業目的などの啓発は必要。同時に相談員によるモニタリングなどがキーになるのでは。

【連携】

■給付日数が少なく、他の事業所などと併用されていると、週1程度の利用になり、思うような療育支援ができない。大きな事業所ほどその中だけでしまい、情報交換などの連携ができない。

○それぞれの家庭の状況や本人の状態などをふまえて、必要な方には、もっと給付日数を出す。

堅いものではなく、フランクな感じの集まりなどを設け、事業所間で話をする機会をつくる。

■児童に関わっている関係機関（学校・事業所など）の連携ができていない。連携がとれている事業所、学校もある。

○行政の協力が必要である。

【認知】

■（障がい児を持たない親（人））にあまり知れ渡っていない。

○講習会の開催

【運営】

■事業所が多くなり過ぎているように思われる。こどもを放課後も支援者に預けることになり、親と向きあう時間が少なくなるため、卒業後の生活に不安を覚える。

○事情がありやむを得ない家庭を除き、放課後等デイサービスの給付日数を減らす方向で進めてはどうか。市の裁量ではないが、事業参入法人の種別の規制をすべきだと思う。

【相談】

■母親が障害についての知識が少なく子育てに悩んでいるが、一緒に考えていく時間が限られてしまう。

○市の相談窓口などで情報をまとめた冊子の配布や、案内できるものがあれば渡すことができる。情報がほしい。

問 13. 障害福祉サービス以外で日常生活や暮らしをよくするために必要な支援についてご意見をご記入ください。

【社会参加】

- 町内活動に参加しやすくするなど、障がい者も社会の一員とした意識づくりが必要。
- 障がいのある人は十人十色。個々の障害や特性を理解し支援しているが、保護者が我が子に対する接し方などに疑問を感じる部分が多く、管理者として助言もしている。特に40代以上の子を持つ保護者は常に身近なところで接していたいという気持ちがあり、20代の保護者は制度を利用しないと損というような気持ちで常に複数の事業所を利用されていることがある。この場合、40代以上の子を持つ保護者は体力が落ち、逆に働き盛りとなる子どもは元気であるため、保護者に精神的に余裕を持たす意味でも制度の活用で少しでも親も子どもも自立できるよう助言している。また、その逆の20代の保護者や40代以上の保護者でも子育てを半分放棄したような形になる方に関しては、親と過ごす時間の大切さを説明し、それでも支援をお願いされる方に関しては連続した支援は断っている。
- 施設においては特別問題なく対応できても（複数の支援員のできる環境）、家族にとっては毎日のため、幼少期より専門的に指導できる専門士（具体的な指導以外にも相談できる人）が必要。
- それぞれの在宅での家族関係や利用者の障害特性により、環境の条件が違っており、より個別性が必要。

【連携】

- 保健・医療・教育・福祉・就労など、ライフステージが変化しても、当事者やその家族に寄り添える相談先が必要。また、個人情報の取扱いに考慮した上で、必要な情報を関係機関同士が連携できる仕組み作りが重要。
- 社会福祉協議会とのつながり、民生委員との活動など、地域の支援者との連携を持つことで、インフォーマルな支援の提供ができるような、見える仕組みがあればいいと思う。
- 在宅において（特に行動障害を伴っている利用者の方）家族支援が重要。

【教育】

- 障がい児（者）に対して、学校で勉強してもらえたら・・・子どもの頃から理解できれば、いじめなどが減るのではないか。学校の先生が、障がい児（者）の理解をまず学んでほしい。
- 「この子らを世の光に」の実践
- 発達障がいの児童は、コミュニケーションが苦手という特性のため、不登校になりやすい。健常児は、青少年女性センター内の通所の学級に通えるが、障がい児は手がかかると、対象外と聞いた。障がいのある子ども、不登校になった場合に通うことができる学校以外の公的な施設があれば、自宅で引きこもりにならずにすむ。

【情報発信】

- 利用できるサービスの公表や、どんな支援を必要としている人がいるのか、開示してほしい。
- 障がい者に必要なサービスをお知らせする支援（聞きに行かなくてもわかるような）

【余暇活動】

- 「余暇活動」育成会活動の中で本人会があるが、親（役員）のサポートが不可欠な現状があり、親ではないサポートがあれば、さらにいい活動になるのでは・・・と思う。
- 家庭での過ごし方、余暇活動やスポーツなどのイベント、保護者や支援者に向けた障がいに関する勉強会、福祉サービスについての勉強会などをしてほしい。

【移動】

- 高砂市のように、利用者に対して交通費を支給してほしい。
- 車いすの方の移動時のタクシー代。バスが難しい方もいる。

【ショートステイ】

- 介護者の急な体調不良など、緊急に対応できるショートステイがあれば、もっと安心して暮らせるのではと思う。

問 14. サービス等利用計画等を作成する上での課題等についてご意見をご記入ください。

【運営】

- 担当者会議が義務付けられたが、それに対する報酬もなく、また、1人の相談員が多くの利用者を受け持つ中、時間的にも厳しい。
- 自宅訪問において、就労系や他市の施設を利用している方は帰宅が遅くなるので、相談員の時間外での調整になっている。現在は対応できているが、増えてくるとどうしようか考えている。
- マイナンバーを記載することになり、書類の取扱いが以前より慎重になる。(預かりを控えたい)市への提出のため持ち出さなければならず、何かいい方法がないか。
- できるだけ本人の要望を計画に反映し文章化しているが、知り得た情報をどこまで記載すればいいのか、いつも迷う。
- 事務量の煩雑さ。一人で100人以上担当することもあるため、一人で受け持つ適正な人数、モニタリング、サービス量、困難事例への対応をする柔軟さが、地域によってばらつきがある。報酬が安いという意見があるが、私自身は特に安いと思っていない。しかしモニタリングや案を作成する際や、相談で自宅に訪問する際に報酬に反映されないの、そのあたりの加算なども検討してもらえればと思う。
- 受給者証が発行されるまでの期間が長いように思う。利用を希望される障がい者が待たされることに、事業所としても申し訳なく思う。

【アセスメント】

- アセスメントの際、障がい者本人が話せない、話しにくいなどで、家族からしか話を聞けないこともあり、本人主体の計画となっているか疑問を感じながら作っている。相談員の仕事は、利用者にどこまでかわればいいのか悩んでいる。
- アセスメントを行い利用者との関係構築を行うにあたって、制度説明や利用できるサービス範囲を伝えるが、モニタリングの期間の設定だけでは対応できない部分があり、アプローチのタイミングがずれたりすることが、課題として大きくなっている。
- 複数事業所を利用されている方のアセスメントを、正確に行えるか。親や事業所ではなく、本人の思いをいかに把握できるか。障害福祉サービスの種類、内容、支給量に制限があり、利用者のニーズにあわないケースがある。インフォーマルな社会資源をいかに開拓し、計画書に反映できるかどうか。
- 審査会の回数が少ないので、計画案の提出を急がされ、丁寧なアセスメントに課題がある。審査会の回数をもっと増やしてほしい。審査会に担当の相談支援員を参加させてほしい。

【理解】

- 計画やモニタリングを作成し、当事者や保護者へ説明・交付するが、その必要性や活用方法について周知・理解してもらうことが難しい。

4 障がい者団体との意見交換結果

団体名	意見
加古川市 身体障害者 福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ○会員の高齢化や入会者減少が進み、この20年で会員が3分の1に減った。 ○JRで移動する際の電車賃が高い。(手帳所持により単独で100キロ以上の旅行の場合は半額となる。) ○広報かこがわは一番の情報源である。 ○避難行動要支援者制度の同意書について、個人情報を提供することの抵抗からか、提出を拒否する人がいる。 ○施設などへの入所前に一時的に過ごすことができるショートステイ的な施設がほしい。 ○同じような状態、状況の者同士が集まれる場がほしい。
加古川市 視覚障害者 福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ○簡単に音声入力ができる器械が開発されてほしい。 ○点字の普及がいちばん大切 ○ガイドヘルプサービスを充実させてほしい。 ○視覚障がい者の働く場が必要。新しい仕事内容が望まれる。 ○はり・灸券を復活させてほしい。 ○点字のスペシャリストとなる人が教育現場にいてほしい(育成してほしい)。 ○教育相談を充実してほしい。 ○視覚障がい者の文化活動やスポーツを振興してほしい。 ○安心して生活ができる賃貸住宅を提供してほしい。 ○情報にアクセスできるツールを研究、開発、導入してほしい。 ○避難行動要支援者制度を充実してほしい。 ○障害者差別解消法の周知徹底を図ってほしい。 ○相談支援業務の充実をしてほしい。 ○同行援護サービスでの代読代筆を円滑にしてほしい。 ○団体の高齢化が進み、入会者が増えない。
加古川 ろうあ協会	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者が不足している。 ○病院にも通訳者がいてほしい。 ○手話ができることと、通訳ができることは違う。 ○教育の場面で手話を広めてほしい。聴覚障害への理解も深めてほしい。 ○職場でコミュニケーションがとれないために人間関係がうまくいかず、仕事を辞めてしまう人がいる。職場でのコミュニケーション手段の確保と周囲の理解が必要 ○聞こえない人に対する防災訓練をしてほしい。

団体名	意見
加古川 中途失聴・ 難聴者協会	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者福祉協会への補助金が各団体へ配分されるが、会員が少ないためほとんど回ってこない。 ○電光掲示板やテロップ、ボードなどの「見える」設備を設置してほしい。 ○美術館などで要約筆記が必要 ○音声認識ソフトを搭載したタブレットが必要。 ○要約筆記者が不足している。 ○聴覚障がい者の防災訓練をしてほしい。 ○学校教育で障害への理解を深めてほしい。
加古川市 肢体不自由 児（者） 父母の会	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護ヘルパーの2人介護を認めてほしい。（子どもが大柄な場合、一人介助では難しい場合がある。） ○重度訪問介護を充実してほしい（短期入所やグループホームがないことから、親の負担軽減を図る意味で）。 ○医療的ケアが必要な重度心身障がい児の活動が広がるような移動支援を充実してほしい。 ○養護学校の通学バスに乗れない児童のために、タクシーチケット使用の条件を緩和してほしい。 ○重症心身障がい者が入院時にサービスのヘルパーを使えるようにしてほしい。 ○就労継続支援B型事業所でトイレなどの設備が十分でない施設が多い。 ○災害時に自宅で待機する者に対しても支援物資が届くようなシステムをつくってほしい。（家族などが取りに行けない家庭への支援）
心のワーク センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ヘルパーが精神障害に対する理解を深める研修会を充実してほしい。 ○親や周囲の理解が得られず、孤立している人もいるため、気楽に相談でき、ゆっくりと話を聴いてくれるところがほしい。 ○加古川の家族会連合会がなくなってしまったので、それまでやっていた事業を市がやってほしい。 ○精神障がい者にとってスポーツはよい効果があるため、もっとスポーツへの支援をしてほしい。 ○プライバシーが保たれたグループホームが必要 ○学校生活でのいじめによる精神病となるケースが多いため、中高生への理解促進が必要。福祉学習は実施されているが、年1回程度で時間数が少ない。
すぎなの会	<ul style="list-style-type: none"> ○全ては相談から始まるため、相談支援の充実が必要 ○成年後見制度を、親も本人もまだ先のことと考えおり、制度の理解促進・普及啓発が必要 ○企業が障がい者支援に理解を進めてほしい。効率主義の世の中であり、まだ社会ができあがっていない。 ○仕事と生活をつなげ、自分らしく生活するためにもグループホームが必要。 ○親が元気であり、家族と暮らしている人ばかり。グループホームについて家族や本人の認識が低い。

団体名	意見
加古川市 手をつなぐ 育成会	<ul style="list-style-type: none"> ○社会経験の参加が少ないと自己決定も難しくなるため、移動支援を充実してほしい。 ○他市では重度の人も一人暮らしをしているが、加古川にはいない。いろいろな生活スタイルがあるにもかかわらず、モデルとなるような人がいないため、新しい生活が見えてこない。 ○親といる生活に慣れてしまい、また、親も一歩を踏み出せない。グループホームが少ないことも一因 ○知的障がい者に対するガイドヘルパーを養成してほしい。 ○子どもの成長は教師の資質によるところが大きい。専門の先生の配置や、先生の資質向上、必要に応じて加配することが必要 ○地域で普通に暮らせる社会になってほしい。ただ、以前に比べると地域で暮らせるようになってきた。 ○就労の定着支援を充実してほしい。 ○一般就職した後、企業内で支援する担当者一人が苦勞している。 ○加古川にははぐるま福祉会があり、この地域は就労支援のスキルがある。 ○はぐるま福祉会が実施している駅前のふらっとステーションなど、就労の相談体制の充実が必要 ○公共施設のトイレのバリアフリーを進めてほしい。 ○大人用のベッドがあるトイレも整備してほしい。 ○ヘルプカードを普及してほしい。 ○地域において、配慮が必要な人に対する学びあう機会をつくり、地域の差をなくしてほしい。 ○行政やサービス事業者の職員は、わかりやすく丁寧に説明できるスキルを身につけてほしい。 ○相談支援員の質の向上を図ってほしい。 ○差別解消に向けて、事例を取り上げ、話し合う場が定期的開催される場が必要

5 障害者施策推進協議会委員、開催状況

(1) 委員名簿

順不同・敬称略

関係機関・団体名／役職名	氏名	備考
兵庫大学生涯福祉学部 教授	杉山 貴要江	会長
加古川市社会福祉協議会 事務局長	森田 宗則	副会長
関西福祉大学社会福祉学部 准教授	谷口 泰司	
心のワークセンター家族会	山口 隆廣	
加古川市身体障害者福祉協会 事業部長	中山 文美代	
加古川市手をつなぐ育成会 会長	澤田 きみよ	
厚生労働省兵庫労働局 加古川公共職業安定所 所長	佐藤 博行	
兵庫県東播磨県民局 加古川健康福祉事務所 所長補佐兼地域保健課長	春藤 由里子	
加古川市立加古川養護学校 校長	西川 和仁	

(2) 開催状況

開催回	開催日	協議事項
第1回	平成28年6月3日	○計画の期間・名称 ○アンケート調査の内容
第2回	平成28年10月24日	○障がい者施策の現状と課題 ○アンケート調査の結果
第3回	平成28年11月30日	○計画の理念・骨子
第4回	平成29年1月16日	○計画素案
第5回	平成29年3月2日	○計画案 ○パブリックコメント結果

6 用語解説

用語		説明
あ行		
い	医学モデル	障害を個人の問題としてとらえ、障害は、病気・外傷やその他の健康状態から生じるものとする考え方
	一般就労	労働関係法の適用を受けて一般企業などで働くこと
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援するサービス
	医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族などが日常的に行っている医療的介助行為であり、医師法上の「医療行為」と区別されている。
	インクルーシブ教育システム	障がいのある人が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できることを目的とし、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組み
う	ウェルネス	単に運動や栄養だけでなく、幅広く生きがい、人間関係、生活環境などの要素をバランスよく保ち、より積極的で創造的なライフスタイルを目指す行動様式
か行		
か	かがわウェルビーポイント制度	本市が指定する社会活動や地域活動などに参加した場合にポイントが付与され、貯めたポイントを使って学校への寄付のほか、市の特産品などとの交換や抽選会への参加などができる制度
	かがわ教育ビジョン	教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するもの
	加古川歯科保健センター	障がい者診療、歯科保健指導、日曜日・祝日の救急歯科診療を行うセンター
	加古川市高齢者福祉計画及び加古川市介護保険事業計画	団塊の世代が後期高齢者になる平成 37 年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるように、地域包括ケアシステムの構築に向けて、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定したもの
	加古川市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てができる社会を目指した「子ども・子育て支援制度」を踏まえ、本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画

加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例	障がいのある人もない人も、円滑にコミュニケーションがとれることにより、互いに理解し合い、自分らしく安心して暮らすことのできる共生社会を実現させるため、市民に手話が言語であることへの理解を広めるとともに、手話、要約筆記、点字、音声、ひらがな表記など障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の使用環境を整えることを目的とした条例
(仮称)加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション施策推進委員会	手話が言語であることへの理解の普及や障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に係る施策について、障がい者及び支援者の意見を聴くための委員会
加古川市障がい者虐待防止センター	障がい者虐待に関する相談・通報などを受け付け、障がいのある人や養護者に対して支援を行うセンター
加古川市障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針	障害福祉施設などが提供する物品などを積極的に発注することにより、就労する障がいのある人等の自立を促すため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の規定に基づき定めた方針
加古川市障害者自立支援協議会	障害福祉の関係者による連携や支援体制に関する協議を行うための協議会
加古川市障害者施策推進協議会	障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項や、障がい者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するための協議会
加古川市障害者福祉長期計画	障害者基本法に基づく市町村障害者計画であり、障がい者施策を推進するための基本理念、基本方向などを定めることにより、本市における今後の障がい者施策推進の指針となるもの
加古川市障害福祉計画	障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画であり、地域移行に関する数値目標、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業に関するサービス利用の見込量とその確保のための方策を定めたもの
加古川市総合計画	本市の長期的なまちづくりの基本的方向や施策を総合的・体系的に示し、市政を推進するうえで指針となるもので、「基本構想」と「総合基本計画」から構成されている。
加古川市地域公共交通プラン（地域公共交通網形成計画）	将来にわたって持続可能な市民の移動手段の確保を目指し、まちづくりと連携した持続可能な公共交通網を形成するための本市の公共交通網のあり方を示すプラン
加古川市地域福祉計画	社会福祉法に基づき、自助・互助・共助・公助の連携とともに、地域で暮らすすべての人を支える仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の構築をめざして策定した本市の地域福祉に関する総合的な計画

	加古川ツーデーマーチ	2日間にわたって開催され、加古川市内や近隣町を歩くウォーキングイベントウォーキングイベント
	かこタクシー	人口集中地区以外において、公共交通が近くにない地域を運行するコミュニティバス
	かこバス	市街地の人口集中地区で、既存のバス路線や鉄道駅が近くにない地域を走るコミュニティバス
き	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害・知的障害・精神障害に関する相談支援業務を総合的に行うセンター
	教育基本法	教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国や地方公共団体の責務を明らかにした法律
ぐ	グループホーム	障がいのある人が生活上の支援を受けながら共同で生活する地域社会の中にある住居
け	計画相談支援	障害者総合支援法に基づく相談支援の一つであり、障がいのある人が自立した日常生活と社会生活を営むことができるように、障害福祉サービス等を申請した障がいのある人のサービス等利用計画の作成や支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）などを行うサービス
	健康福祉事務所	健康づくり、感染症対策、精神・母子保健、難病対策、生活・食品衛生、医務、薬務、社会福祉施設の法人監査、母子寡婦福祉資金の貸付、生活保護、健康福祉に関する企画調整など、保健・医療・福祉に関わる業務を行う機関
	権利擁護	自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと
こ	交通バリアフリー法	高齢者、身体障がいのある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、鉄道駅などの旅客施設や車両、その周辺の地区におけるバリアフリー化を推進することを定めた法律。正式名称は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」。
	こころのケア相談	こころの病気や悩みについて、薬物、アルコールなどの問題に関する専門医師による相談の窓口。加古川健康福祉事務所に設置されている。
	子育て世代包括支援センター	保健師や助産師が妊娠・出産・育児に関する相談を受け、母子保健サービスの案内や子育て情報の提供など、安心して育児に取り組めるように、妊娠中から子育て期まで切れ目なく支援を行うセンター
	子育て相談センター	乳幼児の情緒、発達など、子育ての悩みについて保健師と臨床心

		理士が連携して対応することを目的として、育児保健課が委託している事業
	こども療育センター	<p>体や手足の運動機能の発達に遅れがある就学前の子どもなどに、診察、訓練、保育などを行う児童福祉法に定める医療型児童発達支援センター。</p> <p>また、センター内にある診療所では、運動面や体幹機能に障がいがある肢体不自由児に療育を行なうとともに、ことばが遅い、落ち着きがないなど、子どもの発達や成長面に対する支援を行っている。</p>
	個別の教育支援計画	発達障害を含む障がいのある児童生徒の就学前から卒業後までも視野に入れた、教育、福祉、医療、労働などの多角的な視点から策定する一貫した支援計画のこと
	コミュニケーションボード	知的障がいのある人や自閉症の人、聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援を目的として作成された図版。イラストを指差すことで意思を伝えることができる。
	コミュニティ交通	それぞれの地域の特性や住民のニーズに応じた交通システム
こ	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために行われる配慮のこと。なお、障害者差別解消法では、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、行政機関などは合理的な配慮をしなければならないと規定されている。(事業者については、合理的な配慮をするように努めなければならないと規定されている。)
さ行		
さ	サポートファイル	特別な支援や配慮を要する子どもたちが、一貫した支援を受けることを目的に、保護者と関係機関が子ども一人一人の情報を共有するために作成したファイル
	サービス等利用計画	障がいのある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるように、サービスを利用する障がいのある人の心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容、担当する人などを定めた計画
し	支援費制度	障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障がいのある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み
	社会教育推進員・福祉教育推進員	地域における学習・交流活動の推進や、社会教育関係団体との連携による社会教育の振興、また、「福祉のこころ」啓発による福祉教育の浸透を目的に活動する人のこと。町内会ごとに推進員を委嘱している。

社会的障壁	社会における様々な障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。
社会モデル	障害を社会によって作られた問題にとらえ、障害は、諸状態の集合体であり、その多くが社会環境によって作り出されたものとする考え方
就学时健康診断	小学校入学前に実施する内科、歯科、視力検査、食物アレルギーに関する調査などのこと
就労移行支援事業所	一般就労が可能と見込まれる障がいのある人に対し、生産活動機会の提供や就労に必要な訓練、求職活動に関する支援などを行う障害福祉サービス事業所
就労継続支援事業所	生産活動機会の提供や就労に必要な訓練などを行う障害福祉サービス事業所。なお、雇用契約に基づき、継続的就労が可能な障がいのある人に対して訓練などを行う事業所を「就労継続支援A型事業所」といい、一般就労が困難な障がいのある人に対して訓練などを行う事業所を「就労継続支援B型事業所」という。
就労サポートブック	障がいのある人の就労に関する相談窓口をまとめた冊子
手話奉仕員	所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚に障がいのある人や音声または言語機能に障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションを手話により支援する人
障がい者アートフェスタ	東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの中で、障がいのある人の文化芸術活動を振興するためのイベント
障害者医療費助成制度	一定の等級または判定の障害者手帳を所持している人に対して、所得要件などを満たした場合に、医療費の一部を助成する制度
障がい者海外派遣事業	市内中学校の特別支援学級、養護学校などに在籍する生徒を姉妹都市のニュージーランド・オークランド市へ派遣する事業
障害者基本法	障がいのある人の自立や社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障がいのある人の自立や社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律
障害者基本計画	障害者基本法に基づき政府が策定する障がい者施策に関する基本的な計画
障害者虐待防止法	障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がいのある人に対する保護や自立の支援のための措置などを定めた法律。正式名称は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

障害者雇用促進法	障がいのある人の雇用義務などに基づく雇用の促進などのための措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。
障がい者雇用率	障がいのある人が一般労働者と同じ水準において働くことを目的として障害者雇用促進法に定められているもので、常用労働者の数に対する障がいのある人の雇用の割合。法定雇用率は、民間企業は2.0%、国や地方公共団体などは2.3%、都道府県などの教育委員会は2.2%で、この雇用率を達成していない事業主は、毎年度未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけられ、達成している事業主は、障害者雇用調整金や報奨金などが支給される。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための法律。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障がい者(児)歯科受診制度	加古川歯科保健センターで行う予約制の障がいのある人への歯科診療
障害者就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域で、雇用・保健福祉・教育など関係機関の連携拠点として、就業面や生活面における一体的な相談支援を行う機関
障害者週間	障がいのある人自らの自立と社会参加への意欲と国民の障がい者問題に対する理解と認識をより一層高めるための運動を展開する期間であり、国際障害者デーであると同時に障害者基本法の公布日である12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間をいう。
障害者職業センター	障がいのある人に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がいのある人の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施する施設
障害者自立支援法	障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに関する給付その他の支援を行い、もって障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律
障がい者スポーツ	障害に応じて競技規則や実施方法を変更したり、用具などを用いて障害を補ったりする工夫・適合・開発がされたスポーツ
障害者総合支援法	障がいのある人の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障がいのある人の日常生活と社会生活を総

	<p>合的に支援することを目的として制定された法律。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。</p>
障害者相談員	<p>障がいのある人の福祉の増進を図るために市長から委嘱された相談員。身体障がいのある人または知的障がいのある人本人もしくは保護者の相談に応じ、障がいのある人の自立及び更生に必要な援助を行う。</p>
障害者トライアル雇用奨励金	<p>ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により、就職が困難な障がいのある人を一定期間雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進することなどを通じて、障がいのある人の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした奨励金</p>
障害者の権利に関する条約	<p>障がいのある人の人権と基本的自由の享有を確保し、その固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、必要な措置などについて定めた条約</p>
障害者優先調達推進法	<p>障害福祉施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害福祉施設などから優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。正式名称は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。</p>
障害年金	<p>病気やけがなどによって障害の状態になったとき、生活を支えるものとして支給される年金。障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」「障害共済年金」がある。</p>
障害福祉施設	<p>障害福祉サービスを提供する事業所や障がいのある人に創作活動や就労の機会を提供する地域活動支援センターなど、障がいのある人に関する支援を行う施設</p>
障害福祉サービス等	<p>障害者総合支援法に定められた居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のこと</p>
障害福祉なんでも相談	<p>日常生活での困りごとや悩みごと、将来や就職への不安、障害福祉サービスの利用がわからない、自分の居場所がないなど様々な相談を、障害種別ごとの専門相談員(社会福祉士、精神保健福祉士)が受ける相談支援事業</p>
職業能力開発施設	<p>すべての人が能力を高めて適した仕事に就くことができるよう、再就職に必要な技能を身に付けるための職業訓練や、仕事に就いている人のスキルアップを支援する施策などを行う施設</p>

	職場適応援助者（ジョブコーチ）	障がいのある人や家族、事業主に対して職場適応に向けたきめ細やかな人的支援を提供する専門職
	触法障がい者	法律に触れる行為をした障がいのある人
	私立認可保育所	保護者が共に働いていたり、病気などの理由により、家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって児童を保育する県の認可を受けた私立の児童福祉施設
じ	磁気ループ	難聴者などを支援する設備であり、誘導磁界を発生させることで、マイクの音声を直接補聴器や受信器に伝えるもの
	事前的改善措置	バリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者などの人的支援、障がいのある人による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上などの環境整備のこと
	児童クラブ	勤務などの事情により、昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後の時間帯や長期休業期間中に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の安全保護と健全育成を図る事業。「学童保育」とも呼ばれる。
	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービス
	授産製品	障がいのある人が障害福祉施設などにおいて、作業訓練の一環として製作した商品
	情報アクセシビリティ	年齢や障害の有無に関係なく、だれでも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること
	自立支援医療制度	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度
	人権啓発推進員	市長から委嘱され、市民に対する人権啓発の推進を図るために、校区人権・同和教育協議会での研修会や人権町内懇談会の企画運営などの啓発活動を行う人
	人権文化センター	人権に関する学習・啓発・交流・相談の4つの分野から人権課題の解決を目指す人権文化を育み確立するための拠点施設
す	スクールアシスタント	小学校の通常学級に在籍している行動面や学習面において適応しづらい子どもの指導補助を行う教員免許を有する職員
	スポーツ教室	障がいのある人の健康と体力の増進、残存機能の回復を図るため、適切なスポーツの紹介と指導を行い、あわせて障がい者スポーツの普及を目指す事業
せ	精神障害者社会適応訓練事業	在宅の精神障がいのある人を対象に、環境適応能力や仕事の持続力、人付き合いなどの社会生活に必要な適応能力を身に付けるため、協力事業所に委託して社会適応訓練を行う事業

	(仮称) 成年後見支援センター	成年後見制度の周知や相談などの支援の拠点となるセンター
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度
そ	相談支援事業所	障がいのある人などの相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行う事業所
	相談支援専門員	障がいのある人などの相談に応じ、助言や連絡調整、サービス等利用計画の作成などの必要な支援を行う人
	措置制度	市や県などが、要介護者に対して、社会福祉施設などへ入所または在宅サービスを利用させることを法律に従って決定する制度
た行		
た	短期入所	居宅で介護を受ける障がいのある人が、障害福祉施設などに短期間入所し、入浴や排せつ、食事などの支援を受けるサービス
ち	地域移行	障害福祉施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院中の精神障がいのある人などが地域での生活に移行すること
	地域生活定着支援センター	高齢や障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するために整備されたセンター
	地域定着	居宅や単身などで生活する障がいのある人が、地域生活を継続していくこと
	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制
	聴覚障がい者 F A X 通報	音声による 1 1 9 番通報が困難な聴覚障がいのある人が、F A X により通報できる制度
つ	通級による指導	小学校・中学校において、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、指導の一層の充実を図る観点から、特定の時間に障害に応じた特別の指導を通級の教室で行う教育方法
て	点訳奉仕員	所定の講習を受けて点訳の技術を習得し、視覚障がいのある人のために、印刷された文字や手書きの文字を点字に改め点字の書籍や文書を作成する人
と	冬季野外学習会	市内の特別支援学級児童生徒が、加古川では味わうことの少ない雪山の自然や風土にふれ、認識の範囲を広げ楽しむとともに、体力の向上と集団行動を学習する会
	登録ボランティア	ボランティアセンターに登録しているボランティア
	特定求職者雇用開発助成金	高齢者や障がいのある人などの就職困難者をハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)

		として雇い入れる事業主に対して助成されるもの
	特別支援学級	障害の比較的軽い子どものために小学校・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級
	特別支援学校	様々な障がいのある子どもたちに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校
	特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導と必要な支援を行うこと
	特別支援教育コーディネーター	特別支援教育の推進に関して中心的な役割を担い、学校園内の関係者や関係機関との連絡・調整や、保護者に対する窓口として相談業務を行う職員のこと
	特別支援ルーム	認知面や行動面で困難を抱える子どもなど、障がいや発達に課題がある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育活動を行う教室
な行		
な	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの
に	日中一時支援	居宅において介護者の疾病などの理由により、障害福祉施設などでの日中預りが必要な障がいのある人などについて、当該施設で宿泊を伴わない範囲で一時預りを行い、排せつ、食事の介護等の支援するサービス
	乳幼児健康診査	保護者とともに乳幼児の心身の成長、発達などの健康状態を確認し、疾病の早期発見や適切な治療を勧め、より健やかな発達を促すとともに、育児支援を行うことを目的に実施している健康診査
	乳幼児発達相談事業	乳幼児健康診査などで経過観察が必要とされ、主として精神運動発達に問題がある乳幼児とその保護者を対象とし、専門医の相談を行い、必要に応じ専門機関への紹介を行う事業
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわゆる幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っている施設
ね	NET119	音声による119番通報が困難な聴覚障がいのある人が、スマートフォンなどにより通報できるシステム
の	ノーマライゼーション	障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるよう条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方

は行		
は	はぐくみの旅	日帰りバス旅行の実施や障害福祉施設などが実施するバス旅行を補助することにより、障がいのある人が社会体験する機会を提供し、相互の交流を図る事業
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害のこと
	発達障害者支援法	発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がいのある人への支援、発達障がいのある人の就労の支援、発達障害者支援センターの指定などについて定めることにより、発達障がいのある人の自立と社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障がいのある人の福祉の増進に寄与するために制定された法律
	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	発達障がいのある人や難治性疾患患者をハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対する助成金
	ハローワーク	事業者から求人の申込みを受け、働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介する公的な機関。公共職業安定所。
	ハートビル法	高齢者や身体障がいのある人などの自立と積極的な社会参加を促すため、不特定かつ多数が利用する建築物において、高齢者や身体障がいのある人などが円滑に利用できるような整備を促進するために制定された法律。正式名称は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」。
ば	バリアフリー	主に建築上の障壁（バリア）を除去するという意味で使われるが、高齢者や障がいのある人などのために物的環境のみならず、精神的・制度的にも、自由に社会参加できるよう生活や行動に不便な障害・障壁を除去することを指す。
	バリアフリー新法	高齢者や障がいのある人などの移動上や施設の利用上の利便性・安全性の向上を目指し、公共交通機関、道路、建築物などをバリアフリー化するために制定された法律。正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。
ひ	避難行動要支援者制度	高齢者や障がいのある人など、災害時に避難の誘導や補助などの支援が必要な人が、市作成の「避難行動要支援者名簿」に登録された情報を町内会などの支援関係者へ提供することについての同意書を市へ提供することで、平常時から避難行動や支援方法などを本人と支援関係者の間で計画し災害に備える制度

	兵庫県障害者権利擁護センター	障がい者虐待などに関する相談・通報窓口
	兵庫県障害者就労応援企業等登録制度	障がいのある人の就労や就労に向けた実習の実施など、障がいのある人の就労支援に積極的な企業などを登録し、県民に周知するなどにより企業などの障がい者就労を促進することを目的とした制度
	兵庫県福祉のまちづくり条例	高齢者や障がいのある人を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するために制定された条例
	ひょうご障害者福祉計画	障害者基本法に基づく都道府県障害者基本計画であり、障害の有無や年齢・性別などに関わらず、だれもが安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会の実現に向けて、保健・医療・福祉・教育・労働・まちづくりなどの幅広い分野の障がい者施策についてまとめたもの
	兵庫ゆずりあい駐車場制度	障がいのある人などのための駐車スペースの適正利用を促すため、「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度
ぴ	ピアサポーター	障がいのある人が日常生活の中で直面するあらゆる問題について問題解決のための指導や助言を行う同様の立場にある人
ふ	福祉教育	福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報などの手段により行う教育のこと
	福祉的就労	一般就労が困難な障がいのある人が、就労継続支援事業所など福祉的な観点に配慮された環境で就労すること
	福祉バス	老人クラブなどの高齢者団体や障がい者団体などの活動支援、外出支援のために運行しているバス
	福祉避難所	避難所での生活が困難で配慮を要する人を受け入れるため、バリアフリー化された特別養護老人ホームや障害福祉施設などの施設との協定に基づき開設する二次避難所
	ふれあい作品展	障がいのある人が日頃の趣味・学習活動の中から製作した作品を展示し、一般市民の理解と関心を高めるとともに、作品の製作を通して文化と生きがいの高揚を図り、積極的な社会参加の意欲を育てる事業
	ふれあいハッピーフェスタ	障がいのある人と健常児（者）がともにコンサートなどの観賞を楽しむことを通して、健常児（者）の障害理解を図るとともに、障がいのある人の社会的自立への意欲を高めるもの。事業名は、「加古川市心身障害児（者）を励ますつどい」。
へ	ヘルプカード	緊急連絡先や必要な支援内容などをカードに記載し、障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのもの
ほ	保育所等訪問支援	障がいのある児童が集団生活を営む保育所などの施設を訪問し、

		その施設における障がいのある児童の集団生活への適応のための専門的な支援・相談などを行うサービス
	放課後子ども教室	放課後や週末などに学校の施設などを活用し、地域住民の参画を得て子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業。本市では「チャレンジクラブ」として、小学校や公民館で実施している。
	放課後等デイサービス	障がいのある学齢期の児童が、学校の授業終了後や休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進するサービス
	法人後見	社会福祉法人や社団法人、特定非営利活動法人などの法人が、成年後見人、保佐人若しくは補助人となり、判断能力が低下した人の保護・支援を行うこと
	補助指導員	小学校・中学校に在籍する肢体に障がいのある児童・生徒や重度の知的障がい・情緒障がいのある児童・生徒に対し、校内における移動介助、身辺処理に関する介助、学習活動時における介助などを行う職員
ほ	防災チェックシート	災害時に命を守るため、日頃から防災への関心を高めることができるようチェック項目を掲載したもの。事業者向けと家庭向けの2様式がある。
	防災ネットかこがわ	地震や台風などの災害が起きたとき、携帯電話やパソコンを使って、避難勧告や危険水位情報などの緊急情報を見ることができるシステム。メールアドレスを登録することにより、避難勧告などの緊急情報が更新されるたびに「お知らせメール」が配信される。そのほか、緊急時だけでなく、災害が起こっていないときも、休日の救急医療機関の案内や市内で行われるイベントの情報などを掲載している。
	ボランティアセンター	ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点として、社会福祉協議会に設置されているセンター
ま行		
み	見守り事業	ふだんの暮らしの中で、定期的な声かけや見守りが必要な高齢者や障がいのある人の世帯を対象に、週に一度昼食を届けることで孤立を防ぐ地域の見守り活動のこと。事業を通じて民生委員・児童委員をはじめ、地域のボランティアの協力を得て、住民主体の支援ネットワークを強化し、地域の福祉力を高めている。
	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉の増進に努める人であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子

		育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う人である。
も	モニタリング	サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況を把握し、利用者の状態や生活状況を確認して必要に応じサービス等利用計画を見直すこと
や行		
ゆ	優先調達	障害福祉施設などから優先的・積極的に物品などを調達すること
	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市、モノ、生活環境などをデザインするという積極的な考え方
よ	要約筆記	話し手の内容の要点を筆記して聴覚障がいのある人に伝えること。一般的にはOHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が用いられる。
ら行		
ら	ライフステージ	人の一生を段階ごとに区分したもの。通常は、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期に分ける。
り	リハビリテーション	障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がいのある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と参加をめざす考え方
	療育支援	障害の早期発見・早期治療または訓練などによる障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため実施する医学的治療や保育その他の支援（相談や指導、診断、検査、訓練など）
	臨床心理士	心理学に基づく知識や技術を用いて、人のこころの問題をサポートする専門職
ろ	朗読奉仕員	所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障がいのある人のために、声の図書（録音テープ）の作成や対面朗読などをする人

加古川市障がい者基本計画

発行 平成29年3月

加古川市 福祉部 障がい者支援課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地

電話 (079) 427-9372

FAX (079) 422-8360

<http://www.city.kakogawa.lg.jp>